

平成27年10月第6回人吉市議会臨時会会議録

平成27年10月6日 火曜日

1. 議事日程

平成27年10月6日 午前10時 開会

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議第75号 副市長の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議案の訂正について（議第74号 平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について）

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	福 山 誠 二 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	大 淵 修 君
建 設 部 長	松 田 知 良 君
総 務 部 次 長	告 吉 眞 二 郎 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	村 口 桂 子 君
健康福祉部次長	柳 瀬 恵 子 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
企画財政課長	丸 本 昭 君
会 計 管 理 者	山 下 正 純 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
水 道 局 次 長	中 川 一 水 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	東 俊 宏 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局 局長	瀬 上 雅 暁 君
農 業 委 員 会 事務局 局長	荒 毛 正 浩 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼議事係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	井 上 京 子 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

10時00分 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年10月第6回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。本日の議事は議席に配付の議事日程によって進めます。
それでは、これより議事に入ります。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成27年10月第6回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議、採決することにいたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、犬童利夫議員、8番、井上光浩議員を指名いたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について

○議長（田中 哲君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日は第6回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまことにありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております議案の訂正をお願いしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定についてでございます。平成26年度歳入歳出決算書及びその附属資料の平成26年度決算に係る主要な施策の成果報告書の一部訂正をお願いするものでございます。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（山下正純君）（登壇） おはようございます。それでは、私から、議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定についてで提出いたしました、平成26年度歳入歳出決算書の一部訂正につきまして、お配りしております資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料の2ページでございます。A3の横ですけれども、こちらの上段右端の備考欄をごらんください。一般会計の歳入でございます。今回の訂正理由といたしまして、備考欄の3行目から4行目に記載しております年金特別徴収市民税収入済額中の未還付額に市民税の未還付額を記入すべきところを、誤って県民税の未還付額を記入したため、決算書の一部訂正をお願いするものでございます。未還付額を1万793円から1万6,307円に訂正し、これに伴いまして、1款市税の収入未済額及び歳入合計の収入未済額の合計額をそれぞれ訂正するものでございます。なお、収入済額を含めました決算額には訂正はございません。それでは、訂正をお願いする箇所を御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。まず、歳入歳出決算書の1ページでございます。右から2列目、一般会計の歳入、1款市税の収入未済額の欄中、1行目4億7,035万3,135円を4億7,035万8,649円に、2行目1億6,809万1,407円を1億6,809万6,921円にそれぞれ訂正するものでございます。

次に、決算書の3ページでございます。同じく、歳入歳出決算書の歳入の表中、括弧書き内の未還付額1万793円を1万6,307円に、歳入合計のうち右から2列目収入未済額8億1,925万1,845円を8億1,925万7,359円に訂正するものでございます。

続きまして、資料の2ページをごらんください。決算書の22ページ、23ページでございま

す。歳入歳出決算事項別明細書の歳入、1款市税、1項市民税、1目個人、1節現年課税分の備考欄中、年金特別徴収市民税収入済額中の未還付額1万793円を1万6,307円に、1款市税の収入未済額の欄中、1行目4億7,035万3,135円を4億7,035万8,649円に、2行目1億6,809万1,407円を1億6,809万6,921円に、3行目1億5,695万5,192円を1億5,696万706円に、4行目1,839万6,271円を1,840万1,785円にそれぞれ訂正するものでございます。

次に決算書の60ページ、61ページでございます。同じく歳入歳出決算事項別明細書の歳入の備考欄中、未還付額1万793円を1万6,307円に、歳入合計のうち収入未済額8億1,925万1,845円を8億1,925万7,359円に訂正するものでございます。

なお、監査委員の審査意見書につきましては、地方自治法第233条第3項に基づくものであり、本来であればあわせて訂正を行い、提出すべきところでございますが、審査意見書の性質上、訂正箇所だけでなく全体の見直しを必要とすることから、一定の期間を要しますため、第3回決算特別委員会におきまして訂正後の意見書について説明させていただきたいと存じます。

大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。今後、議案の上程に当たりましては、内容を十分に精査し、このような間違いを起こすことのないよう心がけてまいりたいと存じますので、今回の訂正につきまして御了承を賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、平成26年度決算に係る主要な施策の成果報告書の一部訂正をさせていただきます。

お手元の資料の3ページに正誤表を添付いたしております。訂正の説明につきましては、この3ページの正誤表でやらさせていただきます。なお、3ページの後ろに、訂正になります主要な施策の報告書の30ページ、33ページ、それから36ページを資料として添付させていただいております。

それでは、3ページの正誤表をごらんください。まず、成果報告書の30ページになります。一般会計のうち4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の概要の欄中の左のほうでございますが、24年度を25年度に訂正するものでございます。それから、2つ目でございます。成果報告書の33ページになります。お手元の資料では5ページでございます。一般会計のうち、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の決算額の欄、4,853万5,000円を4,835万3,000円に訂正するものでございます。それから一番下になります。これは成果報告書の36ページ、お手元の資料では6ページになりますが、一般会計のうち、6款農林水産業費、1項農業費、「1目農地費」の具体的施策の欄中、(2)の下漆田地区農道補修工事3万5,000円を33万5,000円に訂正するものでございます。

4ページから6ページにかけて、訂正したところに2重の線を引いたものを添付させていただいております。

今回の誤りは、いずれも確認ミスによるものでございまして、これは言いわけのしようもございません。今後、このようなミスを防ぐためにも今回のことを重く受けとめまして、これまで以上、2重チェック、3重チェックを重ねて上程を心がけたい、やっていきたいというふうに考えております。何とぞ御了承いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。以上で説明のほうを終わります。

失礼しました。先ほど私、正誤表で、一番下ですけど、「5目農地費」と言わなきゃならないところを「1目」と言ったそうでございますので、「5目農地費」ということで訂正をさせていただきます。訂正の訂正でございます。申しわけございません。

○議長（田中 哲君） 以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

執行部に申し上げます。議案を上程するに当たっては、このようなミスが再度なきよう、細心の注意を持って作成されるとともに、チェック体制を再構築され、十分に精査、確認して提出されますように御注意お願いいたします。

日程第3 議第75号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第75号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

[松田知良建設部長 退席]

○議長（田中 哲君） 執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） それでは、御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

議第75号副市長の選任につき同意を求めることについての案件は、坂崎博憲氏が平成27年4月30日に退職したことに伴い松田知良氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの提案理由の説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第75号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立全員。

よって、議第75号は選任同意することに決しました。

[松田知良建設部長 入場]

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年10月第6回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 犬 童 利 夫

人吉市議会議員 井 上 光 浩

平成27年12月第7回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月1日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成27年12月1日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第4 議第77号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第2号））
- 日程第5 議第78号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議第79号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第80号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第81号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第82号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第83号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第84号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第85号 人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第86号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第87号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第88号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第89号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第17 議第90号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第91号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第92号 人吉市奨学生選考委員会条例の制定について

日程第20	議第93号	人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	
日程第21	議第94号	人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について	
日程第22	議第95号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	
日程第23	議第96号	公の施設の指定管理者の指定について	
日程第24	議第97号	損害の賠償について	
日程第25	議第98号	損害の賠償について	
日程第26	議第99号	損害の賠償について	
日程第27	議第100号	損害の賠償について	
日程第28	議第101号	損害の賠償について	
日程第29	議第102号	損害の賠償について	
日程第30	議第103号	損害の賠償について	
日程第31	議第104号	損害の賠償について	
日程第32	議第105号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
日程第33	諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第34	諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第35	諮第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第36	諮第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第37	議第64号	平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び 決算の認定について（継続）	－厚生
日程第38	議第74号	平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）	－決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君

10番	西	信八郎	君
11番	本村	令斗	君
12番	笹山	欣悟	君
13番	福屋	法晴	君
14番	村上	恵一	君
15番	永山	芳宏	君
16番	三倉	美千子	君
17番	仲村	勝治	君
18番	田中	哲	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君
副市	長	松田	知良	君
教育	長	末次	美代	君
総務部	長	井上	祐太	君
市民部	長	今村	修	君
健康福祉部	長	村口	桂子	君
経済部	長	福山	誠二	君
建設部	長	大淵	修	君
総務部	次長	小林	敏郎	君
市民部	次長	加賀	邦保	君
健康福祉部	次長	柳瀬	恵子	君
経済部	次長	廣田	五浩	君
建設部	次長	山田	巧	君
総務課	長	小澤	洋之	君
企画財政課	長	丸本	昭	君
会計管理者		山下	正純	君
水道局	長	中村	則明	君
水道局	次長	中川	一水	君
上水道課	長	那須	義徳	君
教育部	長	松岡	誠也	君
教育部	次長	告吉	眞二郎	君
教育部	次長	東	和人	君

選挙管理委員会 事務局局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長 兼議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年12月第7回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

また、報告事項5番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様のお手元に報告書を配付してあります。この件につきましては、教育長から発言の申し出がっておりますので、議事終了後発言を許可することといたします。

挨拶の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、10月8日付で就任されました副市長、並びに10月及び11月に人事異動がありました部課長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○副市長（松田知良君）（登壇） 皆様おはようございます。議事の前のご貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

10月6日の臨時市議会におきまして、議員の皆様から副市長の選任同意をいただき、まことにありがとうございます。10月8日に副市長に就任いたしました。市職員として35年間、大好きな人吉市にかかわる仕事ができまして本当に幸せでございました。今回、新たに副市長という立場でふるさと人吉のために働くことができ、大変感謝いたしております。

私は、副市長として努力したいと考えておりますことが3つございます。1つ目は、現在進めておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略や地域再生計画を1つずつでも具現化し、働く場の創出や産業振興につなげ、元気で幸せな人吉の実現に努力してまいりたいと考えております。2つ目は、相良700年が生んだ保守と進取の文化として、人吉球磨が日本遺産に認定されました。保守と進取の文化でございます。地域の宝を守り、育てるのも人でございます。新しいことに挑戦するのも人でございます。今後のまちづくりや地域づくりも同様に、地域を支え、担う人が大切だと確信しております。そういう意味で人づくりに貢献してまいりたいと考えております。3つ目は、仕事をしていく上で、市職員との和が非常に大切でございます。市職員とのチームワークをしっかりと築き、先頭に立つ松岡市長をお支えし、人吉市民のため全力で取り組みたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後も今まで以上に御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民部長（今村 修君）（登壇） おはようございます。10月8日付で市民部長を拝命いたしました今村修でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君）（登壇） おはようございます。11月1日付で健康福祉部長を拝命しました村口桂子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済部長（福山誠二君）（登壇） おはようございます。経済部長を拝命いたしました福山誠二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設部長（大淵 修君）（登壇） おはようございます。建設部長を命ぜられました大淵修でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（松岡誠也君）（登壇） おはようございます。11月1日付で教育部長を拝命いたしました松岡誠也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長（告吉眞二郎君）（登壇） おはようございます。10月8日付の辞令によりまして教育部次長兼教育総務課長を拝命いたしました告吉眞二郎でございます。よろしくお願いいたします。

○企画財政課長（丸本 昭君）（登壇） おはようございます。11月1日付で企画財政課長に兼ねまして行政経営係長を拝命いたしました丸本昭でございます。よろしくお願いいたします。

○企画審議員（牛島重勝君）（登壇） おはようございます。10月8日付で総務部企画審議員兼成長戦略室長を拝命いたしました牛島重勝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（溝口尚也君）（登壇） おはようございます。11月1日付をもちまして健康福祉部福祉課長に兼ねて福祉事務所長を拝命いたしました溝口尚也でございます。よろしくお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月24日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成27年12月第7回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日12月1日開会、2日の午前、市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、3日から7日まで休会、8日、9日一般質問、10日一般質問及び委員会付託、11日予算委員会、12日、13日休会、14日、15日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、16日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、17日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、通告は12月4日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。質問方式につきましては、一問一答制による分割方式で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、継続審査となっておりました、議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について及び議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に9番、豊永貞夫議員、10番、西信八郎議員を指名いたします。

日程第3 議第76号から日程第36 諮第4号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第76号から日程第36、諮第4号までの34件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成27年12月第7回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し述べる機会を与えていただきましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

去る11月11日水曜日、秋晴れの中、MR J（三菱リージョナルジェット）がエンジン音を響かせて愛知県名古屋空港に着陸し、滑走路に停止すると、詰めかけた約350人の関係者から歓声が上がったという初飛行に成功した、半世紀ぶりの国産旅客機のニュースが日本中を駆けめぐりました。日本の誇るものづくりの新たな幕あけを告げる輝かしい話題でもあり、

日本初のパイロットで郷土の偉人、日野熊蔵翁が100年前に描いた大いなる夢や希望と重なる部分を深く感じたところでもございました。

一方、遠く離れた熊本県立美術館では、同じ天高き秋空のもと「ほとけの里と相良の名宝」と銘打った展覧会が10月14日から11月29日の期間で開催されました。人吉球磨の歴史と文化を紹介する初めての展覧会であり、会場には在来の領主が育んだ平安仏から相良市ゆかりの都風の仏像、相良三十三観音まで多彩な仏教美術作品が一同に展示され、改めて人吉球磨地域の文化や精神性の奥深さといったものを再認識する素晴らしい機会を与您いただきました。

また、10月31日から11月1日にかけて、三重県で開催されました第23回全国高等学校ロボット競技大会では、都道府県代表128校の中で、地元の球磨工業高校が3度目の準優勝に輝いたという朗報も届いております。

国家的な出来事と地方の話題という違いはあるものの、時期を同じくした3つの出来事に、今後の日本と人吉市においてもものづくりにかける人々の思いが産業経済を牽引し、日本が誇れる伝統、歴史、文化両面で本当の豊かさを享受できる社会を必ずや実現するであろうという予感と、未来に対する明るい兆しを見る思いがいたしました。

熊本県では、本年6月1日から15日まで、無作為抽出による県内在住の20歳以上の男女3,500人に対し、蒲島県政の基本理念である県民総幸福量を算出するための県民の幸福に関する意識調査が実施され、その調査結果が発表されました。

この調査は、平成24年度から実施されておまして、直感的な幸福度と4つの分類による重要度と、12の項目による満足度が問われたもので、当然回答者の地域をもとに、県内居住地域による属性というクロス集計も行われており、今回、回収率47.8%、1,672の回答が寄せられております。

調査結果を見ますと、県全体では73.5%の方が直感的な幸福度を感じている、やや感じていると答え、前年度を少し上回る結果となっておりますが、重要度と満足度から導かれる県民総幸福量については、人吉球磨は県平均を上回る結果となっており、特に夢を持っているという項目と誇りがあるという項目では高い値を示しているようでございます。

この結果が、本年4月に人吉球磨地域が日本遺産に認定されたことを反映しているものかどうかは図り知ることはできませんが、過去と未来がよい形で人々の心の中で温められ、育まれているのではないかと推察しているところでございます。今後も、このような県民総幸福量の結果ももちろんでございますが、日常の生活やふるさとへの振り返りの中で、幸せを実感することができるようなまちを築いてまいりたいと私自身も気持ちを新たにしております。

一方、国の動きでございますが、今後の産業、経済、国民生活に大きく影響してまいります環太平洋戦略的経済連携協定いわゆるTPPの12カ国交渉において、大筋合意に至ったと

いう発表が大きく報道されました。貿易自由化は、世界の潮流として受けとめながらも、農業を基幹産業として位置づけている本地域にとって、T P Pの影響等、その対策について未確定な部分が多く、T P Pのメリット、デメリットを総括しましたときに、なかなか全てを理解するというには現段階では至らず、懸念しているという状況でございます。しかしながら、政府が編成する新年度予算についてもT P P協定発効に備えた事業が盛り込まれているようであり、今後の国、県の動きや、対応も的確に捉えながら、さまざまな影響等に適切に対応できるよう、情報収集等に努めてまいりたいと存じます。

ひとよし未来会議でございますが、去る10月27日「健康福祉施策から10年後の人吉を考える」を第1回として、これまで4回開催いたしました。今回は、人吉の近未来を語り合うという形で開催しておりまして、このほかにも「子供たちが大人になり、生き生きと生きていくために、私たちに今何ができるだろう」「10年後『稼げる人吉』になるために、私たちが今やるべきことは何だろう」というテーマを設定して、それぞれの関係者、有志の皆様にご参加いただき、夕刻から約2時間にわたり実施しております。

会議では、市職員も含め、30人を超える皆様方に、それぞれのテーマで未来像を語り合っていたり、自己紹介からグループ発表、感想を含むクロージングまで、時間を感じさせない充実した話し合いだったという参加者の皆様の声をいただいております。まだ歩き出したばかりの未来会議でございますが、私自身も席を並べ参加する中で、行政、関係者の方々、そして市民の皆様が本市の課題や目標を確認し、共有する初動の会議からテーマに沿って官民協働といった実働につなげるような企画会議まで幅広く活用できる会議としての手応えを感じたところでございます。

現在、策定作業を進めております、第5次人吉市総合計画後期基本計画でございますが、24人の市民有識者からなる人吉市総合計画策定審議会を設置し、去る10月13日、後期基本計画策定につきまして諮問をいたしました。諮問するに当たりまして、総合計画の全体像として、まちづくりの理念や、目指すべき将来都市像といった基本構想部分は継続することや、後期基本計画の中には、108の事業を具体的な施策あるいは理念等として反映していること、さらには人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の今後の進め方と上位計画である総合計画との関連性などにつきまして御説明いたしました。

審議におきましては、「都市基盤・産業部会」「教育文化・行政部会」「福祉健康・環境安全部会」と3つの分野別に進められることとされ、現在、審議の過程で貴重な御意見や御提言を賜っているところでございます。今後は、さらに市民の方々の御意見を反映できるよう、パブリックコメントを実施し、意見の集約に努め、来年1月中には答申をいただくことといたしております。

市庁舎移転建設関係でございますが、市議会におかれましては、9月定例会最終日に、市庁舎建設に関する特別委員会を設置いただきましたことに心から感謝を申し上げます。4月

の選挙期間中を含め、市長就任後、新市庁舎建設問題について見直し再考を表明したことで、新たな局面を迎える結果になりました。そのことにより、市民の皆様を初め、関係者の方々に御心痛や御心配をおかけしたことも事実であり、私自身、このことを真摯に受けとめながら、今日まで、現時点での最善策について熟慮を重ねてまいりましたことを御理解いただきたいと存じます。

私が選挙戦で訴えました、人吉市カルチャーパレスを初め、既存施設の活用案につきましては、建設に向けて既に前提条件としてクリアすべき課題、ハードルの高さなどを掌握する中で、一定の問題提起にはつながったものの、代替案としての制度に欠けていたことも事実でございます。したがって、就任来、改めまして新市庁舎移転建設基本構想の経緯及び特別議決の重みを再確認し、そして何よりも市庁舎建設最大の課題である総事業費の抑制といったものを中心に捉えて議論を進めてきたところでもございます。

今回お示しをする新市庁舎建設関する方針については、総務部による市庁舎建設に関する再検討作業部会の検証結果を、副市長を会長とする部局横断による市庁舎移転建設研究委員会を経て組織的決定をしたところでございます。検証の結果でございますが、新市庁舎につきましては、基本構想どおり市役所別館に集積するところで建設、ただし、総事業費、新市庁舎の位置・面積につきましては、可能な限り現行計画案を圧縮、さらには、周辺の公共施設を有効活用するとしておりまして、先日、市庁舎建設に関する特別委員会へ説明を申し上げたところでございます。結果的には、終始尊重をしてまいりました基本構想で示されていた整備パターンの改良型ともいえるものでございます。理想形である総合型庁舎ではございませんが、基本構想に近づけるように、機能面、施設規模、内容、年次計画等について工夫してまいりたいと存じます。

また、今後設置をお願いしております人吉市庁舎等移転建設審議会におきまして、さまざまな視点や幅広い見地での御意見、御指摘、御審議を賜ることといたしております。移転建設に向けて総事業費の抑制などの課題を1つずつ解決すべく議論を重ねてまいりたいと存じますので、議員各位さらには市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

球磨川流域の治水関係でございますが、去る11月9日、第3回球磨川治水対策協議会が開催されております。会議では、前回の協議会において治水安全度を高める対策として示された9つの対策案のうち、川の断面積を大きくする引堤、河道掘削等、堤防強化の3つの対策案について説明を受け、意見交換が行われたところでございます。

球磨川治水対策協議会におきましては、引き続き国、県、流域市町村が議論を重ね、共通認識を深めながら、新たな知見も付加した治水対策が検討されますことを期待するとともに、本市といたしましても球磨川を初めとする河川の治水安全度や地域防災力が高まるよう最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

行政改革関係でございますが、平成25年度から実施しております第5次人吉市行政改革大綱につきましては、「市民と行政との協働」「感動される市政の推進」「持続可能な財政運営」の3つを重点項目として位置づけ、23の取り組み項目について職員一丸となって改革を推進しております。また、現在策定を進めている、第5次人吉市総合計画後期基本計画に合わせ、行政改革の進捗状況について検証を行い、今後4カ年の取り組みにつきまして協議を進めているところでございます。本市におきましても、財政状況が厳しさを増す中、また、限られた職員数の中で市民ニーズに応える行政運営を進めていくためにも行政改革に取り組み、職員みずから改革・改善していく自律的・主体的意識の確立と、PDCAサイクルに基づく行財政運営に努めてまいりたいと存じます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略関係でございますが、8人の有識者からなる「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」におきまして、4回にわたり慎重に御審議いただき、去る10月23日「人吉市人口ビジョン」及び「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきまして答申をいただきました。

答申の中では、総合戦略の着実な推進をとという御意見もいただいております、現在策定中の第5次人吉市総合計画後期基本計画におきまして事業推進体制を構築しているところでもございます。これから本市が目指すべき将来の方向と展望に向け、特性や強み、地域資源を生かした具体的な施策を講じ、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力を維持していくための「人吉版地方創生」を強力に推し進めてまいりたいと存じます。

また、地方版総合戦略の策定により、国が示しております地方創生先行型上乗せ交付金について交付決定を受けておりまして、事業を実施することといたしております。

実施します事業は、G空間と近未来技術を活用したスマート林業構築事業でございます、本市では、平成26年度から地理空間情報いわゆるG空間情報を活用し、防災や林業の調査研究に取り組んでまいりました。今回はさらに発展した形で、国内において成長産業として期待される林業にG空間情報技術を入れることで、稼げる林業と地方での就労を目指す若者等への雇用の場と機会を創出する「スマート林業」を確立するため、林業の現状分析や国内外視察調査及び普及啓発等の事業を展開してまいりたいと存じます。また、人吉球磨の日本遺産ストーリーを全国に発信するための情報発信事業や、ムスリムとの交流セミナー等の開催を主軸としたムスリムインバウンドおもてなし事業もあわせて展開してまいりたいと存じます。

人吉市総合戦略に掲げているしごとの創生に関し、地域の農林水産資源、観光資源を活用した新たな地域産業の充実強化として、ハラル関連事業を進めているところでございますが、さらなる事業推進のため、11月12日に市関係部局からなる「人吉市地域再生計画モデルケース推進協議会」を設置いたしております。

今後、民間事業所等の関係団体に参画いただき、地域全体の活性化を推進する官民一体と

なった協議の場として、仮称ではございますが、「人吉球磨の畜産業を初めとした地域産業の将来を検討する協議会」を本年中に設立し、国、県の御協力を仰ぎながら、ハラルなどの地域資源を活用した事業を推進してまいりたいと存じます。

くま川鉄道関係でございますが、9月から空席になっておりましたくま川鉄道株式会社取締役社長に永江友二氏が就任されました。新社長のもと、新たな体制が整ったということで、安全・安心な運行はもちろんのこと、厳しい経営状況を打開する取り組みにつきましても期待をしているところでございます。地域交通体系の一翼を担う鉄道として、少子化、高校再編等への対応など課題も山積みでございますが、本市といたしましても利用客増加の取り組みなど、これまで以上に沿線町村と連携し、利用促進に努めてまいりたいと存じます。

社会保障番号制度、通称マイナンバー制度関係でございますが、先月中旬以降に順次、通知カードを市内全世帯へ送付したところでございます。この制度は、公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化に資するものとして、平成28年1月から社会保障と税、災害対策の分野で利用が開始されます。本市におきましても法律や条例で定められた事務につきまして、その運用を開始することから、市民の皆様にも市役所での各種手続の際個人番号を記載していただくこととなります。そのことにより、手続の簡素化による負担軽減や行政サービスの適正受給につながるなど、皆様にとりましても利便性が高まるものと存じておりまして、円滑な制度運営に御協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、制度運用開始に際し、市民の皆様にはさまざまな御不安があることも承知しているところであり、個人情報漏えいや個人番号の目的外使用などにつきましても、細心の注意を払いながらシステムの構築や運用管理に努めてまいり所存でございます。

環境関係でございますが、平成26年9月に環境基本計画を策定し、「自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし」を目指す環境像として、市と市民の皆様及び事業者の方々が連携し、それぞれの課題に取り組んでまいりました。

本市におきましてもその課題を155の事業に分け、昨年10月から実施しておりまして、平成26年度は、半年間の実績ではありますが、既に実施しているものが121事業あり、終了したものが1事業となっております。また、市と市民、事業者の協働の取り組みにつきましても、「みんなで美しい人吉づくり」「ごみ減量大作戦」「環境を身近に」の3つを重点プロジェクトに掲げ、環境美化、ごみ減量、環境教育など実効性が高い項目についてそれぞれの役割に合った取り組みを展開しているところでございます。

本市の誇りでもある自然と歴史豊かな環境を維持し、次の世代に継承していくためには、市と市民、事業者の協働は不可欠であり、市の役割として全庁的に環境施策を推進するとともに、市民や事業者の活動が地域の力として広がるよう支援してまいりたいと存じます。

健康増進関係でございますが、去る11月16日、新たに2つの企業・団体との間で、笑顔と健康のまちづくり協定を締結いたしました。この協定は、市民の皆様が、「みずからの健康

はみずからで守る」という意識を高め、健診による健康状態の把握、運動や食生活等の生活習慣改善に取り組み、人生を楽しく笑顔で過ごせることを目的として平成25年度から推進しているものでございます。取り組みの内容でございますが、本市は締結に基づき、健康づくりに関する情報提供を行い、企業・団体においては、構成員や従業員の皆様に市民健診の受診勧奨や健康づくりに関する啓発活動を実施していただくものでございます。今後もさらに地域や企業、団体の皆様とともに健康増進の普及啓発活動に取り組み、市民健診の受診率向上、健康寿命の延伸に努めてまいります所存でございます。

農業関係でございますが、去る11月7日、8日の両日、ふるさと歴史の広場において第66回ひとよし産業祭が開催されました。本年は例年になく夏日を思わせるほどの好天の中での開催となり、市内外から多くのお客様に御来場いただいております、実行委員会の皆様を初め、御協力いただきました市民の皆様方に心から御礼を申し上げます。

また、本年も本市の友好都市である静岡県牧之原市から、商工会会長、商工会職員、市職員の方々にお越しいただき、お茶や海産物などの特産品の販売を行っていただいております、本市との交流に努めていただいたところでございます。

地域再生計画関連でございますが、現在、本計画に掲げております3つの構想の1つである、食肉加工センターを基幹施設とするハラールセントラルキッチンの形成と周辺環境整備に向け、人吉中核工業用地の造成を実施しているところでございます。今回、本構想を進めるに当たり、国内外の市場調査や、輸出条件等の調査による数値化されたデータ分析に基づく事業計画とするべく、平成24年度、25年度に実施しました、ハラールサービスの形態を中心とした調査結果をベースに、食肉加工業や関連企業が成り立つための牛の必要生産量、食肉加工センターの処理能力などに関するシミュレーション調査業務委託を予定しております。この調査の結果をもとに、検討、分析を進め、本構想の事業計画策定と関連企業立地の早期実現に努めてまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、去る10月18日、「人吉ふれあい100円商店街」が、九日町、紺屋町、鍛冶屋町など中心市街地一帯で開催されました。この事業は、きじ馬スタンプ会が中心となり、地元町内会や商店街振興組合と開催しているもので、平成24年度から実施し、今回で12回目の開催となります。当日は、会場内で「とっておきの音楽祭 in ひとよし」や「第12回ウンスンカルタ大会」も開催されており、晴天の中、多くのお客様が会場一帯を散策し、思い思いに買い物を楽しんでおられました。

また、実りの秋、文化の秋ということで、このほかにも、青井トキめき通り、青井阿蘇神社表参道、岩屋熊野座神社やJR人吉駅など人吉の「まち」や名所を舞台にしたさまざまなイベントが開催されております。

本市としましても、地域の方々と連携を図りながら、自主的な振興策や活動を支援し、引き続き町なかのにぎわい創出などの活性化を推進してまいりたいと存じます。

観光振興関係でございますが、九州運輸局は、先日、本年1月から9月にかけて九州の空港や港から入国した外国人数が191万8,534人に上り、これまで年間で最高だった昨年の167万5,231人を既に上回ったと発表しました。要因といたしまして、円安に加え、クルーズ船やアジア各地との国際線の増加が追い風になったという分析をされており、今後も九州全体として外国人旅行者の増加が見込まれることから、本市としましても広域的な連携による周遊滞在型観光に取り組むなど、その対策に努めているところでございます。

国土交通省のビジットジャパン地域連携事業を活用した「南九州トライアングル連携事業」につきましては、昨年に引き続き、えびの市と霧島市及び本市との間でネットワーク事業を実施しております。本年度は、熊本―高雄間の定期便就航などを背景に、台湾の個人旅行者層に広く支持されているブロガー――いわゆる人気ブログの提供者を招請し、個人旅行者向けの体験コンテンツやグルメといった観光素材情報を発信し、南九州への関心を高めることで、台湾からの観光客誘致を図ることとしております。

土木関係でございますが、平成26年9月から、球磨川にかかる水ノ手橋の補修工事を進めてまいりましたが、去る10月26日に竣工いたしました。今回の工事では、長寿命化の対策のほか、車道舗装、景観に配慮した歩道、高欄の補修を実施しておりまして、車両等の円滑な運行に寄与するものと存じております。

今後の事業としましては、引き続き橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施することとしておりまして、国の大規模修繕・更新補助制度を活用し、球磨川にかかる曙橋の耐震補強詳細調査及び耐震補強設計を実施いたします。また、その他の橋梁につきましても、近接目視点検調査などを行い、その結果を踏まえながら補修工事を計画してまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、本年3月に完成しました鍛冶屋町公園展示室、愛称「世界一小さな美術館Chobit」につきましては、開館に向け準備を進めてまいりましたが、今月12日のオープンする運びとなりました。当日はオープニングセレモニーのほか、開館記念として、人吉美術協会に御協力いただき、人吉美術協会絵画部門展の開催を計画いたしております。市民の皆様におかれましても、ぜひ御来館いただき、作品を鑑賞いただきたいと存じます。

展示室Chobitにつきましては、今後、絵画、写真、書道などさまざまな文化活動を行ってられる方々の作品の展示、発表の場として活用するほか、公園全体としましても、近隣住民の方々を初め市民の方々や鍛冶屋町通りを訪れる観光客の皆様親しみを御利用いただけるよう運営、管理に努めてまいります。市民の皆様におかれましても公園での休憩や展示作品の鑑賞はもちろんのこと、さまざまな地域のイベント会場として御利用いただき、人が集い心が潤う空間として御活用いただきたいと存じております。

学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策でございますが、これまで市内において公的支援のあり方について検証を行ってまいりました。検証の中での最大の論点は、学校給食費に

対する公的支援の必要性でありまして、今後本市が目指すまちづくりの方向性や施策との整合性などあらゆる視点から議論を重ね、その結果、次の4点を導き出しました。

1つ目は、第5次人吉市総合計画後期基本計画における子育て支援の充実。2つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略のビジョンにおける若い世代の結婚・出産・子育てへの支援。3つ目が、地方人口ビジョンの本市の将来予測に使用する合計特殊出生率2.1の実現。4つ目は国の少子化対策の一環である子育て世代の負担感軽減との整合性でありまして、今後の本市の目指すまちづくりの実現に向けた施策として、学校給食費に対する公的支援の方向性を見出したところでございます。

今後は、平成28年度からの実施に向け、具体的な支援策の制度設計を図ってまいりたいと存じます。

小中学校における虫歯予防の取り組みについてでございますが、昨年度から各学校において希望する児童・生徒を対象に「虫歯予防うがい」を実施しており、本格実施から間もなく1年が経過しようとしております。本年度の希望者数は、2学期開始時点で小学生が1,635人、中学生が713人、合計2,348人となっております。全児童生徒数に対する割合で申し上げますと、小学生が92.8%、中学生が76.2%で、小中学校全体では87.0%となっております。昨年度のスタート時より4%増加している状況でございます。これまで、事故や被害の報告はあっておりませんが、各学校及び歯科医師会、学校薬剤師の皆様など、関係機関の御協力のもと、引き続き安全面に注意を払いながら、今後もより多くの児童・生徒が健康な歯を維持できるようサポートしてまいりたいと存じております。

社会教育関係でございますが、4年目を迎えました「ひとよし花まる学園大学」につきまして、10月24日から11月28日までの期間に講座をそれぞれ6回、人吉高校の生徒を対象とした10代未来塾を1回開催したところでございます。

今回は、日本遺産の認定を記念し、「とことん歴史学人吉球磨の魅力発見」と題しまして熊本県立美術館で開催されました「ほとけの里と相良の名宝」特別展の鑑賞や、日本遺産の構成文化財をめぐる講座を新設し実施しております。受講生の皆様からは、大変御好評をいただき、地域に受け継がれてきた歴史と宝の魅力を直に感じたことで、改めて郷土への誇りと愛着を確かなものにしていただいたものと存じます。今後も、市民の皆様の学びの意欲に応えるとともに、知識と教養を深めていただくことで地域の活力となる人材育成につなげてまいりたいと存じます。

文化財関係でございますが、人吉城歴史館の特別展「再検証！発掘された謎の地下空間」も残すところ今月13日までの開催となりました。今回の特別展は、相良清兵衛屋敷跡に人吉城歴史館が開館して10周年となることから、発掘調査で発見された出土品や関連資料を一堂に展示し、郷土の歴史に関心を高めていただくことを目的としておりまして、連日多くの方々に見学をしていただいております。また、期間中には、発掘により出土した陶磁器につ

いて、陶磁器研究の第一人者の方による講演会を開催いたしました。参加された方々は400年前の陶磁器に秘められた歴史ロマンに興味深く聞き入っておられました。

文化振興関係でございますが、芸術の秋を彩る第62回人吉球磨総合美展を10月17日から22日までの期間、人吉スポーツパレスにおいて開催いたしました。本年は、人吉美術協会を初め、関係者の方々の御尽力により、一般の出品者、出品数とともに昨年に比べ増加しており、一般出品者の方にとりましては、入選並びに展示は狭き門となりましたが、皆様の創作意欲を促し、発表する機会としてさらなる評価をいただけたものと存じます。開催期間中は、入選作品のほか、招待作家、審査員、また今回も地元の高等学校の生徒の作品も含め、総数256点を展示いたしました。1,650人の来場者に御鑑賞いただきました。

第69回犬童球溪顕彰音楽祭につきましては、11月6日に人吉市カルチャーパレス敷地内の犬童球溪先生の銅像前で碑前祭を行い、その後大ホールにおいて学校発表会を開催いたしました。学校発表会では、11月3日の個人コンクールで、球溪賞を受賞した地元の中学生の演奏や人吉球磨の小学校24校、中学校10校、高校2校から1,400人を超える児童・生徒がステージに立ち、すばらしい演奏や合奏を披露してくれました。また、音楽祭関連事業のフィナーレとして、11月8日に開催した音楽のひろばには、運営にも御協力いただいている地域の合唱団の方々に加え、中原小学校と第三中学校の児童・生徒にも参加していただきました。音楽を通じて子供から大人まで世代を超えての開催となった今回は、音楽祭のテーマにも掲げたように、来年70回を迎える歴史と伝統にふさわしいきずなをつなぐ音楽祭になったものと存じます。これからも、市民の皆様や関係者の方々と一体になって、曲を奏で歌い継ぐことで、犬童球溪先生の偉功の継承に努めてまいり所存でございます。

図書館関係でございますが、去る11月14日、15日に開催しました図書館まつりでは、幼児を対象とした読書感想画コンクール作品展示並びに表彰式のほか、人形劇やマジックショーなどさまざまなイベントを実施し、市内外から多くの皆様に楽しんでいただきました。また、人吉球磨の日本遺産ストーリーを構成する文化財群の写真や、地域の歴史に係る資料を展示したコーナーを設置し、大人はもちろん子供たちにも地域の魅力に触れてもらう機会を創出できたことと存じます。

今後も、郷土に係る資料の充実と発表の機会を設け、地域のすばらしさを発信しますとともに、幅広い年齢層まで楽しめるイベントを実施することで図書館に親しんでいただき、読書のすばらしさをアピールしてまいり所存でございます。

次に、平成28年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告申し上げます。

国は、平成28年度予算の概算要求において、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示した、「経済・財政再生計画」をもとに、本格的な歳出改革に取り組むことを重点項目に掲げ、平成25年度から進めている歳出改革をさらに強化するとともに、デフレから脱却し、中長期的に持続する経済成長を実現するため、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力強化、ま

ち・ひと・しごとの創生、さらに公共サービスの無駄排除・質向上等の改革に重点を当てた予算編成に取り組むことなど、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するよう進めるとしております。

一方で、地方財政については、地方の一般財源総額を平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう自主的に同水準を確保するとしているものの、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくこととしています。

本市においては、これまで数次にわたり行財政改革に取り組み、分権時代にふさわしい行政体制への整備や財政健全化に努めてきたところでありましたが、平成26年度決算においては、実質単年度収支の4年連続赤字、経常収支比率は101.1%となるなど、財政の硬直化及び財源不足が深刻化しているところでございます。

特に、基幹財源である市税においては、法人など全国的には業績が向上し、賃金の引き上げがなされ、都市部では、法人税、所得税の回復が伝えられているところでございますが、地方ではその効果がいまだあらわれておらず、さらには生産年齢人口の減少により自主財源の確保が今後ますます厳しくなることが予測されます。

また、「日本創成会議」増田レポートで発表された消滅可能性都市に本市も含まれており、人口減少に歯どめをかけ、活力のある社会を維持するため策定した「人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、経済成長による取り組みをもって税収の確保を図りつつ、次の世代に過度な負担を残さないよう行財政改革を積極的に進め、既存事業の徹底した見直しを行い、最重要課題の早期対応と健全財政の維持向上の両立を推進していくことが重要になると存じます。

このため、平成28年度予算編成に当たっては、現在策定中の「第5次人吉市総合計画後期基本計画」の着実な実施を軸として、本年度実施している「ゼロベースによる事業見直し」の予算への反映、スクラップアンドビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による効率的な財源配分を行う方針でございます。

議員各位を初め、市民の皆様におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第76号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号）は、10月20日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるとしてございまして、国民宿舎特別会計繰出金の補正を専決いたしましたものでございます。歳出におきまして、商工費を240万6,000円増額し、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第77号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は10月20日に専決処分い

たしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものでございまして、施設の修繕工事の補正を専決いたしましたものでございます。

歳入歳出にそれぞれ240万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ326万3,000円とするものでございます。

議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ、1億4,267万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億7,862万4,000円とするものでございます。

議第79号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、保険給付費の見直しに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,151万2,000円とするものでございます。

議第80号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、人事異動に伴う人件費及び地域支援事業費の変更などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ211万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億843万5,000円とするものでございます。

議第81号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、介護予防サービス計画作成件数の増に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ150万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,388万9,000円とするものでございます。

議第82号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第3号）は、国民宿舎の施設設備の修繕に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ526万3,000円とするものでございます。

議第83号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、人吉中核工業用地造成及び整備に伴う用地購入等に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ388万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,097万5,000円とするものでございます。

議第84号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案は、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第85号人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部改正案は、人吉市庁舎等移転建設審議会における事務局を企画財政課から契約管財課へ変更すること等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第86号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行され、地方公務員災害補償法施行令等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第87号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第88号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたことによる地方公務員等共済組合法の改正及び行政不服審査法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第89号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等についての基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第90号人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が交付され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第91号人吉市介護保険条例の一部改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号に関する規定の追加等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第92号人吉市奨学生選考委員会条例案、議第93号人吉市予防接種健康被害調査委員会条例案及び議第94号人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例案の3件は、現在、規則及び要項等で設置されている市の機関について、附属機関に該当する機関の条件を明確化した結果、現に設置されている3つの機関につきまして附属機関として設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第95号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成27年2月第1回人吉市議会臨時会におきまして契約締結の御議決をいただきました人吉中核工業用地調整池改築工事契約の一部変更でございます。これは、調整池の掘削予定箇所において多量の岩石や湧き水に加え、平成元年の建設発生土受け入れ地整備の際に施行された暗渠配水管が多数確認されたこと等に対応するための工法の見直しに伴う設計変更による契約金額の増額でございまして、契約金額を2億1,896万4,135円から2億2,949万370円に変更するものでございます。

議第96号公の施設の指定管理者の指定についての案件は、人吉市老人福祉センターの指定管理者を人吉市老人クラブ連合会とすることにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。

議第97号から議第104号までの損害の賠償についての案件は、台風15号の接近に伴い、市

の施設が第三者に与えた損害が5件。その他の損害が3件の計8件でございます。

議第97号損害の賠償についての案件は、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、根腐れ及び台風15号接近による風雨により、人吉市立第一中学校敷地内に植えてある樹木が倒れ、相手方建物が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第98号損害の賠償についての案件は、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、劣化及び台風15号接近による風雨により、人吉市立第一中学校校舎管理棟の屋根瓦が飛散し、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第99号損害の賠償についての案件は、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、腐食及び台風15号接近による風雨により、中原コミュニティセンター敷地内に植えてある樹木が折れ、相手方建物が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第100号損害の賠償についての案件は、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、腐食及び台風15号接近による風雨により、旧老人趣味の家の屋根棟包鉄板が飛散し、相手方家屋が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第101号損害の賠償についての案件は、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、腐食及び台風15号接近による風雨により、人吉浄水苑機械棟の屋根窓が外れて落下し、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第102号損害の賠償についての案件は、平成27年9月4日午前9時40分ごろ、相手方車両が国道445号を相良村方面から人吉市方面へ走行中、国道445号に設置していた上水道仕切り弁ボックスのふたが外れていたことにより、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第103号損害の賠償についての案件は、平成27年8月10日午後8時50分ごろ、相手方が市道城本西駅線を通行していたところ、道路の舗装が剥がれている部分の段差により、転倒して負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第104号損害の賠償についての案件は、平成27年8月31日午後7時ごろ、相手方が市道大塚桑木津留線の路上の落石を除去していたところ、道路のり面からの落石により負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第105号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての案件は、松田知良氏

を固定資産評価員に選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

諮第1号、諮第2号、諮第3号及び諮第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件の4件は、平成25年1月1日から3年間の任期中、法務大臣から委嘱されておりました山縣仗子氏、祝憲生氏、大石不器夫氏、永田榮子氏の4人につきまして、本年12月31日をもって任期満了となることに伴い、祝憲生氏については再任を、山縣仗子氏、大石不器夫氏、永田榮子氏については後任として、西恵子氏、竹下敏氏、吉村和子氏の3人を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を求めるものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第76号並びに議第78号の2件につきまして補足説明のほうをさせていただきます。

まず初めに、議第76号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））でございます。

お手元の予算書左上のほうに専第6号と書いてあるものがございます。よろしいでしょうか。専第6号の予算書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出の予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額の変更はございません。内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。歳入の補正はございません。歳出でございますが、7款、1項商工費、1目商工総務費240万6,000円の増額は、国民宿舎温泉揚水ポンプ及び汚水水中ポンプ取りかえ工事に係る国民宿舎特別会計繰出金でございます。それから、その下でございます。14款予備費でございますが、240万6,000円の減額をいたしております。同額でございますけれども、以上で、議第76号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））の補足説明を終わります。

引き続きまして、議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につつま

しては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により説明いたします。それから第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

めくっていただきまして5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加につきましては、市議会会議録作成等業務委託料から一番下の給食配送等委託料までの12件でございますが、平成28年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為をお願いするものなどでございまして、それぞれ債務負担行為の期間、限度額を設定するものでございます。

6ページをお願いいたします。債務負担行為補正の変更でございますが、健康管理システムリース料の限度額の変更でございますが、この減額は入札に伴う額の確定等でございます。

7ページでございます。その下です。第3表地方債補正の追加でございますが、1つ目の小学校耐震補強等事業債及び、1つ飛んで、中学校耐震補強等事業債は、人吉東小学校それから人吉西小学校それから人吉第二中学校の屋内運動場非構造部材耐震化工事に伴うものでございます。それから、真ん中の中学校施設整備事業債は、人吉第一中学校難聴教室等整備工事に伴うものでございます。それぞれに、限度額、起債の方法等を定めております。それから、その下、変更につきましては、農業基盤整備事業債が農道改修工事費の増額による変更。その下、地方道路整備事業債が測量設計業務委託の増に伴うもの。その下、県営事業負担金債が県営事業負担金の増によるもの。その下、公営住宅建設事業債が団地外壁改修工事等の増によるもの。それから、その下、社会資本整備総合交付金事業債が都市公園及び街路事業に係る社会資本整備総合交付金の決定に伴う減額。そして、1番下ですけれども、カルチャーパレス改修事業債が図書館、学習室改修による増などにより、それぞれの限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。10ページをお願いいたします。6款、1項、1目、1節地方消費税交付金8,000万円の増額補正は、第3期分の収入見込額を計上いたしております。それから、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,708万1,000円の増額補正は、1節社会福祉費負担金のうち自立支援給付費負担金の増額などでございます。

めくっていただいて11ページをお願いいたします。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,514万3,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業、病後児保育事業などに対する子ども・子育て支援交付金の増額などでございます。4目土木費国庫補助金1億4,628万1,000円の減額補正は、1目土木管理費補助金の民間建築物耐震改修補修事業に係る社会資本整備総合交付金。それから、4目都市計画費補助金の街路事業に係る社会資本整備総合交付金がそれぞれ事業費の確定、それから補助金の決定などにより減額となったもの、そういうものに伴います減額補正でございます。それから5目教育費国庫補助金

801万4,000円の増額補正は、人吉東小学校、人吉西小学校、それから人吉第二中学校、3校の屋内運動場非構造部材耐震化工事に伴います補助金をそれぞれ計上いたしております。それから一番下、7目農林水産業費国庫補助金1,200万円の増額補正は、ハラルセントラルキッチン構築に向けた地域産業シミュレーション事業に対する地域再生戦略交付金でございます。

12ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,303万5,000円の増額補正は、国庫負担金と同じく、自立支援給付費負担金の増によるものなどでございます。2項県補助金、2目民生費県補助金2,955万9,000円の増額補正は、2節児童福祉費補助金のうち、市内10カ所の学童クラブに対する放課後児童健全育成事業費補助金、それから幼保連携型認定こども園1号認定の施設給付費、地方単独費用分に対します子どものための教育・保育給付費地方単独費用県費補助金の追加が主なものでございます。

めくっていただいて13ページをお願いいたします。5目土木費県補助金2,544万3,000円の減額補正は、民間建築物耐震改修促進事業に係る要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業費補助金の事業費の確定による減額でございます。一番下ですけど、17款、1項寄附金、6目消防費寄附金の30万円の増額補正は、防災対策に対するあいおいニッセイ同和損害保険株式会社様からの寄附金でございます。

その下、14ページをお願いいたします。19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金として9,688万7,000円の増額補正を行っております。21款市債につきましては、先ほど第3表地方債の補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、めくっていただいて16ページをお願いいたします。

なお、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございます。また、国、県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明のほうを省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,069万7,000円の減額補正は、人件費の減額によるもののほか、国出向職員の旅費の増額、それから小栴公民館駐輪・駐車場設備設置工事に対する地区公民館施設整備費補助金が主なものでございます。6目財産管理費198万5,000円の増額は、庁舎等移転建設審議会委員報酬及び費用弁償、それから庁舎2階の空調設備改修工事などでございます。

続きまして、めくっていただいて18ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9,286万4,000円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の平成26年度決算に伴う精算金、それから国民健康保険事業特別会計への財政安定化支援事業繰出金などでございます。

19ページをお願いいたします。2目心身障害者福祉費8,302万6,000円の増額は、自立支援給付事業に係る就労継続支援給付費や共同生活援助給付費などの増額が主なものでござい

す。

20ページにかけてでございますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費7,716万1,000円の増額は、認可保育所に対する延長保育促進事業補助金や市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、それから市内10カ所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金などでございます。

20ページの2目児童措置費746万9,000円の増額補正は、子ども医療費及び児童手当の決算見込みによる増額でございます。

めくっていただいて21ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費594万2,000円の増額補正は、高齢者の成人用肺炎球菌予防接種及びインフルエンザ予防接種の個別接種委託料の増によるものでございます。5目環境衛生費22万円の増額補正は、人吉市飲料水供給施設等整備費補助金交付要項に基づき支給します、大野簡易水道組合のポンプ配管取りかえ修繕に対する補助金でございます。

22ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費2,357万9,000円の増額補正は、国の地域再生戦略交付金を受けて行いますハラールセントラルキッチン構築に向けた地域産業シミュレーション委託料などでございます。3目農業振興費103万1,000円の増額補正は、台風15号により被害を受けました園芸農家に対します台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金などでございます。一番下、5目農地費570万7,000円の増額補正は、中林地区農道改修工事等への農道水路改修工事費及び取水樋門修繕工事に係りますひとよし土地改良区への補助金などでございます。

23ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工費総務費463万4,000円の増額補正は、国民宿舎の設備修繕のための国民宿舎特別会計繰出金及び中核工業用地造成に係る工業用地造成事業特別会計繰出金などでございます。3目観光費101万9,000円の増額補正は、人吉駅前からくりモニュメント修繕料及び布の滝東屋撤去等工事費でございます。

24ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費1億165万5,000円の減額補正は、民間建築物耐震改修促進事業に係る耐震診断及び耐震改修事業補助金の確定に伴う減額でございます。それから2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費270万円の増額補正は、道路台帳更新に伴います委託料などでございます。2目道路維持費は、増減はございませんが、道路舗装維持管理計画策定委託料の入札残額を道路維持補修工事費に組みかえるものでございます。3目道路新設改良費729万3,000円の増額補正は、スマートインターチェンジ整備事業におきまして、新たに構造物基礎調査等の業務を行う必要が生じたことによる公有財産購入費から委託料への組みかえ及び、次のページです、25ページですけども、国・県道整備に伴います県営事業負担金が主なものでございます。

25ページの3項住宅費、1目住宅管理費710万円の増額補正は、市営住宅修繕料及び与内山団地南側のり面整備工事費などでございます。2目住宅建設費4,023万5,000円の増額補正

は、蟹作団地外壁及び避難ハッチ改修工事費でございます。

26ページをお願いいたします。3目公園整備費1,340万円の減額補正は、国の社会資本整備総合交付金決定に伴う事業費の減額でございます。その下、4目街路事業費1億6,650万円の減額補正も、国の社会資本整備総合交付金決定に伴います事業費の減額でございます。5項河川費、2目河川改良費190万円の増額補正は、県営事業として行います井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業に対します負担金でございます。

27ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費1,765万3,000円の増額補正は、人吉西小学校及び大畑小学校の屋外トイレ建設工事設計委託料及び人吉東小学校及び人吉西小学校の屋内運動場非構造部材耐震化工事費でございます。

28ページをお願いいたします。3項中学校費、3目学校建設費1,590万円の増額補正は、人吉第一中学校難聴教室等整備工事費及び人吉第二中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事費でございます。

29ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目文化財保護費93万7,000円の増額補正は、台風15号で被害を受けました市指定文化財矢黒神社覆屋屋根修復に対します補助金が主なものでございます。6目カルチャーパレス費160万円の増額補正は、図書館、学習室改修工事費でございます。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費6万6,000円の減額補正は、次のページにかかっていますが、施設管理に伴います消耗品費、燃料費、修繕料の増及び入札に伴います給食調理業務委託料、それから給食配送等委託料の減額などでございます。

そのまま30ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費1,050万円の増額補正は、台風15号により被害を受けました鹿目地区及び上戸越地区農業用水路等の災害復旧工事でございます。

めくっていただいて、最後31ページをお願いいたします。4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費267万7,000円の増額補正は、梅雨前線豪雨により崩落しました人吉第二中学校職員用駐車場のり面復旧工事費でございます。14款、1項、1目予備費を189万3,000円増額いたしております。

以上で、議第76号及び議第78号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、議第76号から諮第4号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第37 議第64号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第37、議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」

と呼ぶ者あり)

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 平成27年9月定例市議会において、厚生委員会に付託されました議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後審査を行いました。なお、平成23年4月の地方公営企業法一部改正等による新会計基準が当年度予算及び決算から適用されております。

当年度は、前年度と比較して総収益は2.1%増の5億3,134万7,068円（税抜額）に対し、総費用が4.8%増の4億6,328万6,665円（税抜額）で、純利益が前年度より12.9%減の6,806万403円となっております。投資された事業の主なものとしましては、水ノ手橋配水管橋梁添架工事、蓑野町配水管改良工事、下永野町送水管改良工事等が行われております。

給水戸数は、前年度より30戸増、給水人口は477人減少、給水区域内人口に対する普及率は99.5%となっております。年間総配水量は前年度より3.0%減少、年間総有収水量は2.6%減少しております。有収率は85.19%で、前年度より0.37ポイント上昇しております。今後とも有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

審査では、各委員から水道施設等の老朽化について、滞納整理業務などについて、職員の技術力向上についてなどが質問されました。これに対し、執行部からは、水道施設等の老朽化については、耐震化等の対策はこれからであるが、できるだけ延命化を図りたい。また、新聞報道にあった鉛管の使用については、当市では使用していない。滞納整理業務については、転出等で連絡の取れない利用者に対しては、できる限りの追跡を行い、通知を出すとともに、球磨郡内であれば年に数回出張するなどして徴収に努めており、料金の収納率も少しずつ向上しているところである。職員のスキルアップについては、外部団体が主催する研修会に積極的に技術職員を参加させている。熟練職員による現場対応・実技対応など指導を実施することにより職員の技術力向上を図っているなどの説明がありました。

水道事業は、近年の長引く景気低迷における失業や人口減少などの社会的要因により、今後も給水収益の減少が予想されます。また、費用の面では施設の改良、修繕などの維持管理及び老朽管の更新等に多額の出費が見込まれます。

委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の水道事業の経営について、引き続き公営企業の原則である経済性と公共の福祉増進に沿って健全財政に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定的な供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持を図るためには、水道事業の特殊性に鑑み、職員の技術力向上・維持に努め、更新整備された上水道マッピングシステムについては、職員のスキルアップを行うとともに、また職員の適正配置に努めること。加えて近年の異常気象に伴う環境の変化や大規模災害を想定した非常事態にも速やかに対応できる体制づくりを要望する。
- 2 耐用年数を経過し、老朽化した水道施設及び管路の更新については、国庫補助等を有効活用し、人吉市水道ビジョンに沿って計画的に行い、市民の急激な負担増にならないよう、適正運営に努めることを要望する。
- 3 水道料金のさらなる収納率向上のため、口座振替の推進を図るとともに、水道料金の債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉市水道条例を十分認識し、適正管理に努めることを要望する。
- 4 不測の事故やトラブルが危惧される老朽化した宅内給水管や経年劣化した設備に関すること、財政計画等水道事業全般について、引き続き広報やホームページ等多岐にわたる方策を通じて啓発活動を行うように要望する。

以上、厚生委員会に付託されました、議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決しました。

以上、終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、決算の報告を受けたところなんですが、ちょっと1点お伺いしたいと思っています。

決算書の中で、平成23年4月の地方公営企業法一部改正等による新会計基準が当年度予算及び決算から適用されておるといようなことで、恐らくそういった新しい新会計基準に伴って、特別会計の利益の処分及び決算の認定ということで、審査があつてと思います。この報告書を今聞きますと、決算の認定についての報告だけありますので、利益の処分についてはどのようになっているのかという部分についての報告がなされていないと思っています。利益の処分に対する報告があつて、その利益の処分に対する原案可決ということになるのかなと思いますけども、利益の処分についての部分が報告ありませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 先ほどの笹山議員の質疑にお答えいたします。

平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての報告に、利益の処分についての報告が入っていないとの御指摘がございましたが、委員会での執行部からの決算書説明において、平成26年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）について、当年度未処分利益剰余金 4 億 6,180 万 5,729 円のうち、利益剰余金処分量として減災積立金 3,836 万 7,130 円、建設改良積立金 3,000 万円を予定している。したがって、翌年度繰越利益剰余金は、差し引き 3 億 9,343 万 8,599 円となっているとの説明を受け、厚生委員会としましては、当該説明を含めまして、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決及び認定することに決したものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田中 哲君） 質疑ございませんか。

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、議第64号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

1 番、塩見寿子議員の発言を許可いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番、塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君）（登壇） 議第64号平成26年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成 8 年度に水道料が約 25% 値上げされました。値上げ前の平成 7 年度の当年度純利益は 2,864 万円。値上げ後の平成 8 年度の当年度純利益は 1 億 1,562 万円。以後、毎年 1 億円に近い額を続け、値上げ後 19 年目に当たる平成 26 年度は 6,806 万円となっています。値上げ前の平成 7 年度の当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字は 8,746 万円、これが平成 26 年度には 4 億 6,180 万円になっています。平成 7 年度の累積黒字に比べて、平成 26 年度にはその約 5.3 倍にも膨れ上がっています。このように、値上げ後の決算を見ていくと、平成 8 年度の値上げの妥当性には大きな疑問を感じざるを得ません。一方で、市民の暮らしはどうでしょう。年金は引き下げられ、消費税増税を初め、国保税や介護保険料や下水道料金など公共料金の引き上げ、本当に大変になっています。

日本共産党人吉市委員会が行った市民アンケートに、公共料金の連続値上げについて、とても困るが 72% の回答でした。水道料が急に高額になり、3 人家族で毎月 1 万円弱。電気代や電話代より高いなんて信じられませんという声がありました。

累積黒字は、もとはといえば市民の税金です。例えば、翌年度繰越剰余金 3 億9,343万8,599円の一割は、3,934万円。これを給水戸数の 1 万5,767で割ると2,432円となります。約2,400円を納税者に還元してもいいのではないのでしょうか。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第64号について、原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。よって議第64号は原案可決及び認定することに決しました。

日程第38 議第74号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第38、議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 平成27年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定について審査の結果を報告いたします。

委員会は、6回にわたって開催し、まず、監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成25年度においては、2,161万円余りの赤字でありましたが、平成26年度においても1億円余りの赤字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは13億91万円余りとなっております。

普通会計において、財政力指数は0.42で、前年度と同じとなっております。実質公債費比率は7.1%で、前年度に比べ0.2ポイントの減となっております。経常収支比率は101.1%で、前年度に比べ3.3ポイントの増となっております。経常収支比率が100%を超えるのは、平成20年度の100.3%以来6年ぶりのことでもあります。

歳入面については、市税の減収が見込まれており、また歳出面については、高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加が余儀なくされる状況であり、財政需要の増大が予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 税・使用料・負担金の徴収については、一定の成果は見られるものの、なお一層の収納率の向上に努め、不納欠損については税負担の公平の見地から、滞納者の追跡調査、実態調査に力を入れ、歳入の確保に努められるよう要望する。
- 2 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、人口の減少や高齢化の進展により今後も支出の増大が予想されることから、市民健診の周知徹底による受診率向上や介護予防事業の推進、ジェネリック医薬品のさらなる利用促進等により医療費の適正化を図り、健全な財政運営に努められるよう要望する。
- 3 工業用地造成事業については、今後も人吉中核工業用地造成事業に多額の経費が見込まれるが、雇用拡大や地域経済活性化に確実につながるよう、より積極的な企業・工場誘致活動に取り組まれるよう要望する。
- 4 カルチャーパレス等の公共施設の使用については、他の自治体の状況を把握し、市民のニーズに対応した利用しやすい施設とするため、規則等の見直しを行い、利便性の向上に努められるよう要望する。
- 5 公共下水道事業における下水道未接続世帯に対する下水道使用料の誤徴収があったことについては、上水道課との連携を密にし、市民の信頼を損ねることのないよう適切な事務処理を行い再発防止に努めること。

以上、5点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

ここで、議第74号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第74号平成26年度人吉市歳入歳出決算認定に反対の立場より討論を行います。

この決算には、下水道料の値上げに伴う決算が含まれており、これに反対するものです。平成26年度から下水道料が10.85%値上げされました。下水道事業運営審議会より出された資料を見ると、20立方メートルの水を使用した場合の下水道料は、県下14市で一番高い下水道料となったことがわかります。平成26年度には、消費税が5%から8%に上がり、市民の生活はさらに大変な状況になっています。他市の中には、消費税増税に伴い下水道料が約

3%上がったところもありますが、このような状況の中で10.85%も上がるというのは到底納得できません。人吉市は、平成20年度に国民健康保険税を引き上げ、1人当たりでは県下一高い国保税になりました。また、平成24年度には介護保険料を引き上げ、これも県下一高い保険料となりました。そして、この下水道料の値上げでは県下14市で最も高い下水道料となっています。地方自治体の一番の仕事は、市民の暮らし、福祉を守ることです。人吉市は、負担増による市民の痛みに対してもっと思いを寄せるべきではないでしょうか。このような市政運営は改めるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第74号について原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。よって、議第74号は認定することに決しました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

この点検及び評価は、報告書の作成、議会への提出また公表することによりまして、効率的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、教育委員会の責任体制を明確にするものでございます。

人吉市教育委員会といたしましては、人吉市教育方針に基づき平成26年度に実施しました主要な9つの事業を選定いたしまして、学識経験者3名の方からの御意見を参考に点検評価を行い、報告書を作成したところでございます。

この点検及び評価につきましては、事業の進め方を見直し、改善していくために、総合評価基準をもとにAからDまでの4段階で評価を行っております。この部分におきましては、評価がよりわかりやすくなるよう今年度から変更している部分でございます。この総合評価

基準を今後の事業の方向性と事業展開の指標として活用していく次第でございます。

さらに、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。議員の皆様や市民の皆様への報告及び現状の課題の検証も行っております。

学識経験者の方にいただきました御意見は、各事業に対して、その必要性、重要性についておおむね高い評価をいただいたところでございます。それとともに、今後は、これまで以上に創意工夫と事業内容の検討、努力を重ね、さらなる事業展開を期待するという、学識経験者としての御意見と市民目線の熱い思いも多くいただいたところでございます。

今後は、この報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様からの御意見並びに学識経験者の御意見を踏まえ、教育における不易と流行をしっかりと見きわめながら、効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては、御指導を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（田中 哲君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時49分 散会

平成27年12月第7回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月8日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成27年12月8日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 76号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度人吉市一般会計補正予算(第5号))
- 日程第2 議第 77号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第2号))
- 日程第3 議第 78号 平成27年度人吉市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議第 79号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議第 80号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議第 81号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議第 82号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議第 83号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第 84号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第 85号 人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 86号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 87号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 88号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 89号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第15 議第 90号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第 91号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第 92号 人吉市奨学生選考委員会条例の制定について
- 日程第18 議第 93号 人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 日程第19 議第 94号 人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について

- 日程第20 議第 95号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第21 議第 96号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第22 議第 97号 損害の賠償について
日程第23 議第 98号 損害の賠償について
日程第24 議第 99号 損害の賠償について
日程第25 議第100号 損害の賠償について
日程第26 議第101号 損害の賠償について
日程第27 議第102号 損害の賠償について
日程第28 議第103号 損害の賠償について
日程第29 議第104号 損害の賠償について
日程第30 議第105号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第31 諮第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第32 諮第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33 諮第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第34 諮第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第35 一般質問

1. 福 屋 法 晴 君
 2. 平 田 清 吉 君
 3. 西 信 人 郎 君
 4. 村 上 恵 一 君
 5. 笹 山 欣 悟 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1番 塩 見 寿 子 君
- 2番 宮 原 将 志 君
- 3番 高 瀬 堅 一 君
- 4番 大 塚 則 男 君
- 5番 宮 崎 保 君
- 6番 平 田 清 吉 君
- 7番 犬 童 利 夫 君
- 8番 井 上 光 浩 君

9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	松田知良君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	井上祐太君
市 民 部 長	今村修君
健康福祉部長	村口桂子君
経 済 部 長	福山誠二君
建 設 部 長	大淵修君
総 務 部 次 長	小林敏郎君
市 民 部 次 長	加賀邦保君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経 済 部 次 長	廣田五浩君
建 設 部 次 長	山田巧君
総 務 課 長	小澤洋之君
企画財政課長	丸本昭君
会 計 管 理 者	山下正純君
水 道 局 長	中村則明君
水 道 局 次 長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教 育 部 長	松岡誠也君
教 育 部 次 長	告吉眞二郎君

教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。13番議員の福屋です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

通告は、1点目に、人吉市が行う催事から、年間行事の開催状況等について、産業祭について、2点目に、安全対策から、消防活動について、学校通学路について質問を行ってまいります。

4月の統一選挙から、早いもので3回目の定例会となりました。人吉市民の代表として、人吉市が今後安全で安心して生活ができることを目指し、市民の声を松岡市長を初め執行部とともに目指し、安心して子育てができ、安心して生活ができ、日本一住みたい場所、人吉市になればと願っております。

来年のことを言うと鬼が笑うそうですが、2016年には人吉市として初めてのJリーガーが誕生いたします。ことし地元ロアッソ熊本に、人吉市下原田町出身の八久保颯君が加入することになりました。松岡市長を初め、人吉市民みなで応援をしていただきますようお願いをしておきます。私も負けぬように、人吉市民の声をしっかりと質問に変え、議論をしていきたいと考えています。

それでは、質問に入ります。まず初めに、人吉市の催事から年間行事の開催状況について質問をいたします。人吉市が行っている市民参加型の催しについて、年間にどのような行事を行っているのか、月別に、また主催者はどこなのか、どのような事業目的なのか、参加者についてお尋ねをします。

1回目を終わります。

○経済部長（福山誠二君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、福屋議員の御質問にお答えをいたします。

本市が行います市民参加型のイベント、これにつきまして、開催月、主催団体、事業目的、参加人数など、どのようになっているのかとの御質問でございます。年間行事となりますと、

イベントもつきましてですが、各部にまたがっております。このことにつきましては、毎年1月に観光統計調査、これを観光振興課が行っておりますので、経済部のほうで全体をまとめまして、26年の調査実施分から、開催月、主催団体、事業目的、参加人数の順で答えをさせていただきます。

まず、本市が主催いたします事業でございますけれども、2月の早春を告げるイベントといたしまして、人吉市梅まつり、これを開催いたしております、来場者数が約4,500人でございます。

それから、5月でございますが、人吉梅園、これを開放いたしまして、自然のすばらしさ、それから収穫の楽しみ、こういったものを体験していただきたいという目的でございます、人吉梅園の梅狩りを開催いたしております。来場者数が440人でございます。

以上が、市が主催いたしますイベントでございます、続きまして、市が関係いたしますイベント、つまり実行委員会形式や共催ということになりまして、月ごとに順に申し上げさせていただきます。

2月1日から3月31日まで、これロングランでございますけれども、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、これが観光客の誘客促進、これを促す、促進する目的でございますけれども、人吉球磨は、ひなまつりを実施されております。人吉球磨は、ひなまつり、来場者数でございますが、3万2,763人でございます。

同2月でございますけれども、地域スポーツ、観光、物産振興これを目的といたしまして、ひとよし春風マラソン実行委員会、こちらがひとよし春風マラソンを実施されておまして、参加人数が5,622人でございます。

3月になりますと、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、こちらの実行委員会がお彼岸でございますけれども、観音堂を一斉に開帳いたしまして、観光客の誘客促進のために、相良三十三観音春の一斉開帳を実施されております。本市におきます延べ参拝客でございますが、これが3,144人でございます。これは、お彼岸の1日だけの実施でございます。

4月には日本民謡協会九州地区大会実行委員会、こちらが民謡と民舞の発展と保存、育成、普及、これを目的といたしまして、民謡民舞九州地区大会を開催されまして、来場者数が約1,500人でございます。

5月になりますと、日本百名城人吉お城まつり実行委員会、こちらが観光客の誘致と、市民総参加の祭りといたしまして、人吉お城祭りを開催されております。来場者につきましては、約4万5,000人でございます。同時に「おどんな日本一」武道大会実行委員会がスポーツの振興、及び伝統文化の継承、これは図るためでございますが、「おどんな日本一」武道大会を開催されておまして、参加人数が1,152人でございます。

それから、5月5日でございます。これ子供の日なんですけれども、こちら石野公園の企画委員会、こちらが人吉球磨地方の伝統工芸などを体験する目的でございますが、石野公園こ

どもまつりを開催しております。来場者数が2,351人となっております。

8月になりますと、8月15日、お盆の恒例ですけれども、人吉市と人吉商工会議所、こちらが観光客や、帰省者にまじかに楽しんでもらうための恒例の人吉花火大会、これ開催いたしております。来場者数が約4万5,000人となっております。

続きまして9月ですが、球磨の民謡全国大会選手権大会実行委員会、これ事務局が行政組合でございますけれども、こちらが全国へ民謡の発展と保存、育成、普及、これを目的といたしまして、球磨の民謡全国選手権大会、これと球磨川舟唄全国大会を同時開催されまして、来場者数が776人でございます。

ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、これが春の開催と同時の目的でございますけれども、相良三十三観音、今度は秋の一斉開帳でございます。こちら大体1週間ぐらいございまして、本市におきます延べ参拝者数、これが1万4,083人でございます。

それから10月になりますと、今度は文化の秋となつてまいりまして、市の教育委員会、人吉美術協会、熊本日日新聞社によりまして、美術に対する情操豊かに、それから振興奨励と普及及び地域文化の発展を図ることを目的といたしまして、人吉総合美展が開催されております。来場者数が1,841人でございます。

11月になりますと、人吉市と人吉市教育委員会によりまして、故犬童球溪先生の偉業を顕彰する目的で、犬童球溪顕彰音楽祭を開催されております。参加人数が2,821人でございます。また、ひとよし産業祭実行委員会、こちらが地域産業の発展と振興、これを図ることが目的でございまして、ひとよし産業祭を開催いたしております。来場者数が約1万7,000人でございます。

12月の師走、ちょうど今でございますけれども、これになりますと、人吉市と人吉市教育委員会、それからNPO法人人吉市体育協会、こちらが地域の振興と参加者相互の交流親睦、これを目的といたしまして、人吉駅伝大会を開催されまして、参加人数が750人でございます。

そのほかでございますけど、本市が行うことということではございませんが、多くの市民がされます、国宝であります青井阿蘇神社のおくんち祭、こちらにつきましては、約3万6,000人がお見えになったとのことでございます。

さらに、全てのものが把握できませんでしたが、全国、九州、それから県大会、県単位の大会でございますけれども、こういったのが25大会。それから各学校の行事、スポーツ団体、町内行事など、こういったものが開催されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ただいまの年間行事、参加人数、いろいろ説明をいただきました。毎月大変な御苦勞があつて開催されているんだというのが私も初めて、こんだけあるのかな

ということを今実感したところで、これに対して、いろいろ今後精査していかないといけないのかなと思いつながりながら考えております。

そこで、今説明いただきました催しの中で、開催日、これが人吉市の他の行事と重なっているのか、もしいるようなものがあつたら、どのような行事なのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

イベント開催において、ほかの催しと重なっている状況、重なっているものがあればということでございます。本市で把握できているものといたしまして、平成26年度でございますけれども、先ほど答弁いたしました中での犬童球溪音楽祭、これとひとよし産業祭、これの2日目が重なっておりました。また、そのほかの団体におきまして、8月にサッカー大会、それとソフトボール大会、これが重なっておりました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、説明をいただいたんですけど、学校行事とか、それとか広域とか、それとか校区とか、そういうのを入れたら、まだ莫大な数になるんじゃないかなというのを感じてんですけど、町内とか入れてしまったら、幾らになるのか把握できませんので、そのあたりは今、お聞きしたとおりで把握しておきたいと思っております。

ただいまいろんな行事から説明をいただきましたが、主なものとして直近のひとよし産業祭、これについてお聞きしたいと思っております。11月7日、8日、ふるさと歴史の広場において開催されました第66回ひとよし産業祭が行われたわけですけど、ひとよし産業祭における今年度の参加団体数、また参加店の販売・展示内容、来場者数などについてお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

第66回ひとよし産業祭での今年度の参加団体数、それから参加店の販売・展示内容、来場者数ということでございます。まず、平成27年度の参加団体数でございます。出店者数が73店舗でございました。参加店の販売内容でございます。こちらにつきましては、地元農産品の農産物の米、野菜、地元農産物を使って加工いたしました、例えば田野町の山菜煮しめ、おこわ、これもございますし、また人吉市グリーンツーリズム、この団体によります石釜で焼かれましたピザ、かりんとうでございます。そのほかに鮎の塩焼きに鳥のもも揚げ、空揚げ、焼き鳥、まんじゅう、焼きそば、コロッケ、コーヒー、かまぼこ、うどん、餅とか綿菓子とか、さまざまな食品、こういったものを出していただいたところでございます。

また、そのほかに木工品の作成体験や販売もございますし、家事用品とか手芸品、海産物、それから自衛隊グッズもございましたので、大変ありがたく思っております。それから、手づくりの鹿の角を加工いたしましたアクセサリー、これも大変好評でございました。それから、ボランティアの包丁研ぎ、こちらのほうも大変皆様方重宝がられたようでございます。

次に、展示内容でございますが、農産物の品評会、これは一番最後に即売したものでございます。それから環境学習コーナー、それに小学生の皆さんが作成いたしました木工品の展示、さらには地場産業の最先端技術製品の紹介や、九州技術教育専門学校の生徒さん方によりますパソコンをいたしました最先端技術の体験ソフトでございます。それから、球磨工業高校の生徒さんによります自作ロボットや電気自動車の試乗体験、こういったものがあつたものでございます。

最後に来場者数でございますが、今年度の来場者数は約1万6,000人でございます。昨年在1万7,000人ございましたので、若干減ったかなということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、説明をいただいたんですけど、自衛隊グッズ、このあたりもなかなか評判よかったんじゃないかな、私、隣にいたんですけど、これは京町であるときにも人気があって、もうちょっと広いブースでもよかったのかなと考えました。それと、鹿のアクセサリーですか、このあたりは市の職員の方が、年間を通して一生懸命手づくりされて、販売されてましたので、そちらのほうでもお話したんですけど、祭りだけじゃなくて、例えばMOZOCAステーションですか、ああいうところとか、球磨川下りとか、駅とか、いろんなところで販売するルート、これをするとまた鳥獣対策にもなるのかなということもちょっと考えた次第です。それと球磨工業高校、非常に手前側であつたんですけど寂しい限りで、全国で準優勝したチームなので、もうちょっと看板あたりを大きく描いて、宣伝する必要があるんじゃないかなと。ちっちゃい子供たちが来てるだけで人間が少なかったものですから、母校として自分もあそこでお話をしたんですけど、もうちょっとこう全国準優勝ですから、人吉市を挙げてもうちょっと応援していいんじゃないかなというのを考えた次第です。

それで、ちなみにこの祭りを計画、協議をされておられる実行委員会があると思いますが、ひとよし産業祭実行委員会の体制というのを、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ひとよし産業祭実行委員会、この体制でございますが、人吉商工会議所、球磨地域農業協同組合、人吉市、これ協賛をいたしまして、現在、松田副市長が実行委員会の会長を務められております。それから、副会長でございますけれども、こちらにつきましては商工会議所、それから球磨地域農業協同組合から各1名出ていただいております。事務局長が1名でございます、これは農業振興課の課長がいたしております。事務局を人吉商工会議所、球磨地域農業協同組合、それから人吉市それぞれから各1名でございますけれども出ております。それから委員といたしましては、経済部長私でございますが、それから経済部の4課、農業関係団体といたしまして人吉市農業委員会、こういったところ初めといたしました7団体でござ

ございます。それから商業関係団体でございますけれども、きじ馬スタンプ協同組合を初めといたしました5団体、それから福祉関係団体、これ社協でございますけれども、1団体で構成をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 自分の認識不足で、市長が会長されているのかなという感覚でございました。これは大変申しわけなかったなということで、今お聞きしまして、せっかくですので、ひとよし産業祭は実行委員会で会長が決まるということで、そこでなられたばかりなんですけど、松田副市長が会長ということをお聞きしましたので、松田副市長にお尋ねしますが、長い伝統のあるひとよし産業祭について、現在の産業祭と、これまで人吉市が行ってきた産業祭との違いについて、どのような違いがあるのかお尋ねをいたします。

○副市長（松田知良君） 皆様おはようございます。お答えいたします。

ひとよし産業祭で現在の形になるまでどのような経緯があるのかとの御質問でございますが、昭和25年の農業祭から始まり、平成3年から平成19年まで福祉部門も合わせてひとよし産業・健康・福祉まつりとして開催し、平成20年から福祉部門が外れた現在のひとよし産業祭として開催しております。また、開催場所につきましても、ここ10年は現在の場所で開催となっております、会場レイアウトにつきましても、さほど変わっておりません。目立って変更したところは、第64回、2年前からですけれども、雨天時でも来場者の方々が楽しんでいただけるように、ステージと観客席を一体化した大型テントを設置したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、説明いただき、約65年、長い歴史がありますね。いろんなことが今までにあったんじゃないかなと思いますが、執行部におられて、初めて副市長になられたわけですので、会長として、また人吉市の副市長として、初めてのひとよし産業祭に参加されたと思います。その副市長になってどう感じられたのか、その付近をお尋ねいたします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

人吉市副市長として初めてひとよし産業祭に参加して、どのように感じ思ったのかという御質問でございますが、これまで実行委員会に市の職員として会議や祭りに参加、出席してまいりましたが、今回、実行委員会会長として祭りを開催する立場になり、来場いただきました方々を初め、ステージを盛り上げていただきました団体や出店いただきました皆様、さらに祭りスタッフや祭り関係者の方々の御協力に改めて感謝いたしましたところでございます。また、市内の農業、商業、工業部門が一堂に会し、祭りを通して連携を図る上で、地場産業のさらなる発展、振興が図られるものと思ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 副市長として初めての参加で、思いをいただきましたけども、最後に、農業関係、工業関係、商業関係ということでお話をいただいたんですけど、そこで質問なんですけど、ひとよし産業祭は、農業関係として市長から提案説明を今回されました。そして、今も農業関係とか、工業関係、商業関係ということで、説明を受けたんですけど、農業関係の産業祭として開催されるということを提案されてますが、昔はあそこに車とか、農機具とか、いろんな山林の機械とか展示されていましたが、今回は展示されておりました。他の地域に行ってみますと、そういうのが展示されておりますので、どうして人吉市は展示されないのかなということで不思議に思った次第です。そのひとよし産業祭というのは、そういう農業、工業、商業をうたっておりながら、なぜそれをしないのかなということで、目的、それが見えてこないわけですよ。何を目的に開催を今、行っているのか、それについてお尋ねをいたします。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

ひとよし産業祭とは、何を目的として開催されているのかとの御質問でございますが、地域の産業の発展と振興を市内外の方々に理解してもらうことで、本市の産業振興と、市内外の方々へPRとなることを目的といたしております。

先ほど福屋議員が言われましたように、現在、車や農業機械などの展示がない状況でございます。理由といたしましては、実行委員会の限られた予算で、警備を入れられないことによる防犯上の問題と、会場の問題もございまして、御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 最終的にはお金がないということにたどり着くのかな、そういう答弁は余り欲しくないなと考えてるんですけど、これも仕方がないのかなというのがあります。

それで、今現在のやり方で人を呼べると考えておられるのか、会場に何かを求めて皆さん来られると思うんです。私は考えるんですが、それぞれの自治体が考え、実行をいろいろされておられると思いますが、いろんな展示がなければ、やっぱり会場に行きたいなという人も少なくなるんじゃないかなと思います。農家の方々は特に、会場に足を運ぶことは、農機具などが展示されてなければ、足を運ばないと思います。

もし自分が農業をしていたとしたら、なかつたら行かないのかなというふうに考えました。やはり、そういうのを展示されていることによって、いろんな方々と技術的なものとか、それとか来られてる方と話をすることによって、農業の発展になったりとか、お互いの信頼関係が生まれたりとかするんじゃないかなって、そういうようなことをいろいろ考えました。同じ日に、楽しい行事が例えばほかにあったとか、学校行事があったといたら、そちらの

ほうに魅力がなかったら行ってしまうんじゃないかなと考えるんですよね。

当日の朝、私あるところに参加をいたしまして、そこで急に挨拶をしろということで挨拶をして、何も思いつかなかったものですから、産業祭をしておりますので、終わったら必ず行ってくださいという挨拶をしました。そこで市民の方にお話を聞いたんですけど、あるところに演歌歌手が来とっけん、昼からそっちに、紅葉を見ながらそっちに行ってみようかなというふうに言われました。そう言われたことによって、今後、ひとよし産業祭というのをどのように計画をされていくのか、そのあたりについてお答えをいただきたいと思います。

○副市長（松田知良君） お答えいたします。

今後の産業祭について、どのように計画されているのかという御質問でございますが、ステージにおきましては、また予算のことを言ってしまうんですけども、予算に限りがございますので、郡部で呼ばれているような芸能人の方を呼ぶことはできません。ただ、数年前より都市部において頑張っている地元出身の歌手の方や、バンドの方を招いて出演していただき、地元も応援することで、その方もいろんなところで人吉市をPRしていただくように依頼しているところでございます。

また、市民一体となって祭りを開催するに当たり、出店者及び来場者が祭りを通して交流できることも大きな目標としております。現在、中学校や高校からも出演していただいておりますが、今後は、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校などの発表の場としてもお声かけさせていただき、幅広い方々が御来場いただけるような祭りにしていきたいと考えております。さらに、来場者や出店された方々の御意見も参考にさせていただき、少しでも多くの方が来場していただけるように、今後の実行委員会で検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 保育園とか小さい子供さんが参加されれば、必ずじいちゃん、ばあちゃんついて来なさつとですよ、にぎわうんですよ。自分も2日間おりましたあそこで。でも2日間で子供を見たのが数名です。あとはほとんど2人暮らしといたしますか、我々みたいな団塊の世代に近い方々ですね、夫婦で散策をされてるぐらいで、高齢者の方は余り見ませんでした。子連れも見ません。やはりそのあたりを、実行委員会の中でもどうしたら来るのかっていうのをしっかり考えていただきたいなというのが一番感じたことです。

例えば、近隣の歌手の方が何百万かかるか知りませんが、そこまで出せとは言いませんので、何か楽しいちょっとにぎわうというような、ステージを批判するわけじゃないんですけど、2日間で自分も見たんですけど、もうちょっと子供向けも必要だし、若い人の何かカラオケでもいいし、もうちょっとこう華々しいというか、にぎわいがあつたほうがいいのかないのを感じておりました。

毎回会場に行って感じるんですけども、会場のレイアウトといいますか、一回話をしたこ

ともあるんですけど、展示会場がどこにありますよっていうブースをお知らせする場所があると云われましたけど、七、八年前にお話をしたことがあるんですけど、会場レイアウトがわかるには風船でもアドバルーンでもいいから上げて、ここに行ったら会場内全部わかりますよっていうような、そういうブースとつくったらどうですかというのを昔提案したことがあります。でもそういうのがありません。馬車道のところに書いてありますよみんなって、馬車道から来る人なんていないはずですよ。途中から入ってくる人もいっぱいおります。だから、風船とかアドバルーンでも上げたら、そこに行ったら全部わかるんだ、そういうのをどうして実行委員会で話が出ないのかな。自分たちがここにあるけんってわかつつけんかな。特に郡部から来られた方はどこに行っていいかわかんないと思いますよ。そういうのをもうちょっと考えてほしいなというふうに。それと、せつかくあそこに馬車道というのがあるんですけど、あそこを挟んでブースがあるんですけど、各店も。向こう側、役所側には工業高校とか、それとか赤山さんとかですね、そういう方たちだけのブースであって、人が行かない。だから、あその馬車道で閉ざされてるんですよ。じゃなくて、あれを対面にしていただいて、中をもう少し広くすれば、まだ中の活力も生まれるんじゃないかなというふうのを考えました。なぜかというのを話しますと、高齢者の方が、もう70歳以上のじいちゃんばあちゃん二人来られて、つえをついておりましたけど、おばあさんを連れておられるのに、せつかく店を見たいと言っても狭過ぎて、人に当たって行けない。自分たちはちょうど角で包丁研ぎをしてたんですけど、通りもならんもんねっていうような話をよく聞いたんです。だから、もうちょっとせつかく広い場所ですから、広くとれないのかな、そういうことを実行委員会の中で考えていただければなということで、それは松田副市長に、会長ですので、ぜひ来年、ことしの1万6,000人ですか、倍ぐらい来るように、何かを考えていただければいいのかなと。お笑いでも何でもいいと思うんですよ。おもしろいお笑いをされる歌之介さんですかね、ああいう人たちでも来るんですから、高い金の歌手を呼べて言いませんよ、楽しいことしてほしいんだ。人吉市は楽しいなと思ってもらわないと、人吉市は郡部から全部やられて、人吉市民は全部郡部に行ってしまうですよ。五木だったり、山江だったり、錦だったり、多良木とか。歌手がいっぱい来てますから、みんなそちらに行ってお金を使ってしまって、人吉市は休憩にしようかという体制ができ上がってしまうと、非常に人吉市としても困りますんで、逆に人吉球磨全部が人吉市に行ってみたいというような祭りを今後考えていただきたいなということをお松田副市長にお願いしときまして、最後に、松岡市長は、人吉市の行事が大変多過ぎると今の答弁を聞いて思われませんでしたかねということです。なぜかという、職員の方を現地で見ることはないんですよ。お手伝いをされてる職員の方々がほとんどであって、自分の子供を連れてきている職員の方というのはわずかな人やったですかね、現地で見たのが。だから何らかの行事のお手伝いを市の職員の方みんなされてると思うんですよ。やはり自分の育ててる子供、例えばゴールデンエイジと言わ

れます6歳から10歳ぐらいまでの子供と一緒に、楽しい祭りに行って、思い出をつくってやれる。そういうのもしていないのかなというのを考えました。もう少しその辺の祭りだけじゃなくて、行事を簡素化していただいて、職員の方が家族と参加されて、今まではほとんど行政の目線だろうと思います。今度からは、子供を連れた家族の目線で参加していただければ、もうちょっと違う考え方が生まれるんじゃないかなということを感じました。こういうことを考えて、最後に市長に大変ぶしつけかもしれませんが、今後、市長どのように思われているのかをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。福屋議員の質問にお答えをさせていただきます。

まずは、本市が行っている行事等々に市民の皆様含め関係者の皆様、御協力いただいていることに対しまして、感謝を申し上げるところでございます。大変ありがとうございます。

行事の数が多過ぎるのではないかという御質問だったというふうに思っております。確かに数ということもですが、やはりそのイベントの目的や意義、内容、これが私は大変重要ではないかというふうに思っております。そういうところで、昨年度まで行ってきたイベントを関係者の方と一つ一つ今年度は見直しを行っているところでございます。その中には、昨年度は行ったが今年度は行っていないという事業等も出てきておりますので、数といたしましては、若干少なくなっているのではないかというふうに思います。

私自身のイベントに対する考え方といたしましては、民間主導でできるものに関しましては、そのような方向で進めていただきたいというふうに思っております。やはりイベントを開催するほうが楽しんで、そして来ていただく方も楽しむ。その空間自体が本当に楽しさやうれしさであふれたイベントが最も理想的であろうというふうに思っております。それは、何も行政が主体でやらなくても、民間主導といった形もあるというふうに思っておりますし、ここ近年でも人吉、または人吉球磨全体におきまして、新たな趣旨、新たな趣向でのイベント等も多数開催をされておきまして、かなりの集客、または満足度が得られているようでございます。ただ、そういうものに関しまして、行政が何もしないというわけでもなく、協力、支援できるところは、しっかりと一緒になってやっていきたいとそのように考えているところでございます。しかしながら、全てのイベントが民間主導でできる場所ではないということも理解をしておりますので、行政も協力をしながら、実施すべきものも精査して、今後はしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、市長のほうから、内容、目的、意義こういうのが大変大切であるということでしたので、また検討していただくということですので、検討していただきたいと思っております。湯前のほうでは、祭りをされたんですけど、漫画祭りですか、あのときは若い

方々が主力となって頑張っておられて、日本全国から来られたというお話を聞きました。だから、実行委員会においても、そういう若い人たちの考えを聞くとか、例えば得意のインターネットを使うとか、ラインでやりとりをするとか、そういうのもやはり取り入れていくべきじゃないかな。参加された方が、フェイスブックとかラインで楽しかったよってということによって、じゃあ来年行こかという話も出てくるんじゃないかなと思います。ただ、来場者数が多かった、こういう祭りをしましたじゃなくて、そういうふうないろんなチャレンジを若い市長ですので、今後していただきたいなということを要望しておきますので、どうぞよろしくお願ひしときます。

この件については終わります。

次に、安全対策からということで、消防活動について、それと学校通学路について2点、通告しておりますので、まず初めに、消防活動について質問していきます。

安心・安全な人吉市民の生活が一番大切であるといつも言われていますが、何が安全で安心なのか明確な答えがあるとはいつも思われません。人吉市民が安全で安心して子育てや生活がこれからもできることが一番大切なことでもあります。

そこで、初めに消防活動についてですが、人吉市消防団を初め、防災安全課では周知されていることですが、確認として質問をしていきます。人吉市の消火栓、防火水槽が、それぞれどれぐらいの数在人吉市には設置されているのか。また、古いものでは設置後どれぐらいの年数が経過しているのか。それぞれの耐用年数はあるのかについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えをさせていただきます。

まず、消火栓及び防火水槽の数ということでございますが、平成27年3月末現在で、防火水槽が268基、それから消火栓が535基整備をいたしております。

次に、経過年数でございますが、防火水槽につきましては、平成6年以前は20トン槽を整備してまいりました。その後、平成6年以降はこれはもう耐震性のある40トン槽を整備をしてきております。経過年数っていうのがちょっと現状では不明というふうになっております。

なお、耐用年数は、例えば防火水槽の場合は、財務省令がありまして、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのがあるんですけども、この中で30年というふうに位置づけられております。それから、消火栓の耐用年数につきましても、地方公営企業法施行規則に準じまして30年ということでこれも位置づけられているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 防火水槽の大きさについては、これまで20トンで現在は40トンに変更されてきているということですね。現在の防火水槽20トン、これと40トンですか、こちらの防火水槽の大きさで違いがあると思うんですけど、火災のときの消火活動として20トンでど

れぐらい、40トンでどれぐらい変わるのか。また、今後取りかえが必要とされる防火水槽はどれくらいあるのか。また、取りかえの方法、それと1基当たりの防火水槽40トンになりますので、その工事代は幾らぐらいになるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

消火活動における対応可能な時間という御質問でございます。現在の40トンの防火水槽で少し説明をさせていただきます。ポンプをつないで、ポンプの性能、それからホースの本数で多少の違いがございますけども、口径65ミリの吸管1本を使用した場合、1分間に600リットルを放水することができますので、40トンの場合は4万リットルでございますので、それを割りましたときには、計算上は66分で水槽は空になるというようなことでございます。

次に、取りかえが必要とされる防火水槽につきましては、現在、防火水槽を管轄します消防団に定期的な確認を行っていただいておりますので、目視において漏水等が発見された場合には、順次修繕を行っているところでございまして、修繕のための経費は1基につき約50万円程度が必要となっているようでございます。また、新規に防火水槽を設置する際の費用は、これまでの実績によりますと、大体1基500万程度ということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 大変高額な金額で、すぐにはできないのかな、人吉市の財政状況も考えてしたときに、この金額は何基も年間にしてくれということもできないのかなということで、今思ったんですけど、でも、一番安心・安全を守るために、防火水槽がないとか、そういうことでは困るなというのも今考えましたので、今後、いろんな協議をさせていただきながら、うまく進めていっていただきたいなと思いました。

次に、消火栓についてですが、私が道路を通行しているときに、これまで目にしているのが、昔ながらの四角のものと、四角の横にふたといいますか、黄色いペイントがされているものと、今はやりの丸い赤いやつですね、そういうのがありますが、この消火栓というのは、どのぐらいの範囲に設置したらいいのかとか、そういうのが消防法とか何かで決まっている定義といいますか、そういうのがあったらお尋ねしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の消火栓の設置範囲についてでございますが、現在のところ、上水道の給水区域内におきまして設置をしているところでございます。設置をする上では、上水道の配水管の口径の基準もございますので、もちろん現地の調査を行いますし、あわせて水道局の上水道課と協議を行いながら、設置箇所の決定をしているところでございます。

次に、消防法で定められた定義についてでございますけども、消防水利の基準につきましては、消防法の規定に基づき定められておまして、これは用途地域によって、防火対象物からの距離が基準以下となるように設置しなければならないと、そういうふう定められて

おります。例えば市街地、または準市街地の近隣商業地域、もしくは商業地域、もしくは工業地域、もしくは工業専用地域におきましては100メートル以下、それからその他の用途地域及び用途地域の定められていない地域につきましては、120メートル以下となっております。市街地、または準市街地以外の地域では、140メートル以下となっているようでございます。本市におきましては、用途地域によって異なるものの、おおむね100メートルから140メートルの距離に何らかの消防水利を設置しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 用途地域によってそういう決まりごとがあるということで、できればそのあたりも、例えば市街地はそういう用途に100メートル以内とか140メートル以内に入るかもしれませんけど、私は市街地行った場合には、1カ所には防火水槽があっても、そこから民家として離れた場所には何もないとか、そういうのがあると思います。防火水槽というのは地元の地権者の方の協力とか、町内会とかいろんな御要望があったり、予算的なものがある、なかなか難しいと思いますが、そのあたりも考えていただきたいなというのと、消火栓が自分が昔消防におったころ、体験としてどのホールなのかなというのが一目でわからないわけですね、真っすぐ見たときにですね。昔のものは黒ですけど、その後が黄色、で今、丸くなってます。できれば、昔のそれを取りかえるというのは大変な金額がいると思います、数が多いです。それで、その四角い周りにオレンジのペインティングをすれば、ここに消火栓があるんだというそういうのも考えていただけないかなということを見て回りながら考えました。市内も四角いもので何もないのがいっぱいあるんですよ、黄色のやつと真っ黒いやつと。あれにペイントを周りにするように、カラーリングしたら、消防団の方も普通の民間の方でもすぐわかるんじゃないかなということを思いましたので、そのあたりも市長を初め、検討していただきたいなということをお願いをしておきます。

次に、防災安全課として、どれぐらいの範囲で必要と考えておられるのか。そして現在、人吉市としては十分な数が確保されていると思われるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

消火栓の場合は、先ほど私、御説明させていただきましたけども、消防法の規定、さまざまにその100メートル以下、120メートル以下、140メートル以下、そういうふうな状況の中で、やはり整備されているような状況ということをお答えしておきたいと思っておりますし、防火水槽につきましては、現在では町内会のほうから御要望を受けまして、その場所等々の精査等も行いまして、検討、設置を行っているところでございます。今後も整備が必要な箇所につきましては、関係機関と協議を行ってまいりたいと存じておりますけども、足りているのかと先ほどおっしゃいましたけども、充足数でございますけども、この御質問に対しては、さまざまにその判断は非常に難しいというふうに思っています。当然、福屋議員がおっしゃ

ったように、地域性もございますし、町なかと山間部の違いもあると思いますので、そこは当然、市としてもさまざまな手段も使いながら、当然山間部に関しましては、やはり常備消防の必要性、当然、非常備消防の必要性、力を合わせてやっていく必要があるんですけども、市としましては、現状では可能な限り今、充足、数は足りてるといふふうにお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 足りてるといふことで答弁をいただきましたが、今後、防火水槽をつくるというのも大変なことだと思いますので、できたら水道局あたりとお話をさせていただいて、水道局が本管を入れかえる場合に、その要望に対して消火栓をつけていくとか、そういうことを考えていただきたいと思います。100メートルごとに消火栓があったとしても、吸管を1本つないで、あと分岐しても2本にしても今度は水圧が足らなくなるという可能性もありますので、その付近を執行部のほうで考え、検討していただければと思いますので、お願いをしておきます。

次に、あつては困りますが、火災発生時、下球磨消防組合が出動したとき、道路に関して、安心して現地に行けるのか、非常に狭い道路が人吉市には存在しております。下球磨消防組合の職員の方と火災出動について、ちょっと意見交換をさせていただきましたが、やはり消防車両が現在、大きくなってきております。大型化だんだんしていく中で、通行が困難になっているところがあるとのことでした。日ごろから道路の点検を担当課、総務の防災安全課のほうですね、こちらでは行っておられるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災安全課が消防車両の通行が可能かどうかについて、道路点検を総務のほうで行うということは、実施することはございませんけども、議員御指摘のとおり、本市には緊急車両が通行するための道路としては、まだまだ狭い道路が多く、存在しているということは十分に認識をいたしているところでございます。消防署におかれましては、あらゆる場面を想定し、万全の消火体制を整えるための訓練を、日ごろから実施されているということで伺っておりますので、どのような状況にありましても、迅速な消火活動が行っていただけるということは、私たちは確信をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、総務部長から確信という言葉をいただきましたので、市民は安心して生活をしていいのかなど、何かあったときには、井上部長のほうにお話をしに行こうかなというふうに思っております。

そこで、火災通報、火災について通報が119にて受け付けられます。それから、どのよう

に指揮系統が行われていくのか、時系列に説明をいただきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、平日の日中におきましては、中央消防署の通信指令室から防災安全課に、それから平日の夜間、もしくは休日は、防災安全課の消防主任に連絡、一報が入ることとなっております。その後、消防団長、副団長、それから方面隊長、それから管轄の分団長へ連絡を行いまして、あわせて速やかに分団長から部長、各団員へ伝達される体制となっております。

また、人吉下球磨消防組合管内で発生しました火災につきましては、通信指令室から出されるメールが防災安全課に届きますが、それを自動転送により団長、副団長、方面隊長、分団長、副分団長、部長、副部長まで送信をいたしているところでございます。要は、指揮系統に関しては、速やかに、そして下部の方たちまでしっかり情報が伝わるようなところで、現在、対応をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 私も消防議会のほうに行かせていただいて、事故、火災、全てにおいてメールをいただきます。メールだけで確認をしてるわけですけど、やはり総務課あたりにメールの着信を担当者が忘れてたということがあってはならないと思いますので、例えば電話でもアナログ形式で発信もされてると思います。今後ともそういうことをしっかりと肝に銘じていただければと思います。

そこで、一度提案をさせていただいたことがあります。消防本部から人吉市の防災安全課に連絡があったり、メールが来たりします。そこで、市の職員の消防団員の方々がチーム編成をしていただき、現場にいち早く行っていただき、交通整理をしていただきたいということからです。これまで何度か私も現場に行ったことがあります。町内でも経験しましたが、火災が発生すると、傍観者が車で来ますので、消防車両が現場に入れなくなるということが多々見受けられております。安全で安心な生活を守るためには、一刻も早く駆けつけることが重要なことだと考えております。消防署に通報してから消防のサイレンを聞くまで、地域の方々、近くの方々、とても長く感じておられるようです。今後、松岡市長を初め執行部として、いい方法があれば検討をお願いいたします。この職員のゼロ番隊として出動をしていただく、交通整理をしていただくことについて、どのように松岡市長は考えておられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

福屋議員おっしゃいますとおり、常備消防においても、消防団においても本当に一刻も早く火事場に駆けつけて、火を消すということが、私も大事になってくるのではなかろうかというふうに思っております。その伝達等々につきましては、先ほど部長のほうから答弁をさせていただいたとおりですが、火災の際の初動体制といたしましては、消防署から防災安全

課に火災の一報が入って、本庁勤務の消防団員に多機能型消防車両での出動を要請をいたしております。昨年11月には大畑校区で発生しました建物火災におきましても、本部指揮車とともに出動をしたところでございます。また、多機能型消防車両で出動した際に、スムーズな消火活動ができるよう、8班を編成し、月2回の機械器具の点検等も行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、市長のほうから多機能消防団の説明をいただきました。私も資料をいただきました。約45名ですかね、参加をいただいております。大変感謝をしております。ことしも残すところわずかとなってまいりました。現在、消防団員の確保が大変難しいとお聞きをしております。多くの人吉市役所職員も、積極的に人吉市消防団員として参加、活動をしていただいているようです。今後、ますます少子高齢化社会になってきますので、これからも大変ではありますが、人吉市民の生活が安全に保たれますように、また安心な生活を確保していただけますようお願いをして、この質問は終わります。

次に、学校通学路について質問いたします。子供たちの登下校における安全については、暑い夏から身にこたえる冬の寒さの中、各町内の老人会を初め、ボランティアの方々には毎日のように見守りをいただき、心から感謝をしています。今回は、通学路でちょっと気になったことがありましたので、質問をさせていただきます。通学路の安全対策は、調査時期として、いつ、誰が、どのような方法で、誰の主導のもと行われているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） おはようございます。お答えいたします。

市内小中学校の通学路の安全対策につきましては、定例的なものとしたしまして、毎年1学期に実施しております通学路の安全点検がございます。この点検の実施者は、学校、PTA、市の道路河川課、防災安全課、学校教育課、球磨地域振興局の土木部道路維持管理課、そして人吉警察署の7者でございます。校区ごとに行いますので、日程調整を行った上で実施しております。

対象になる路線は、児童・生徒が多く集まってくる学校の周辺や、交通量の多い幹線道路、及びそれに準ずる県道、市道を中心に選定しております。学校やPTA、地域住民からの要望があった箇所も入れて点検計画を作成し、その計画に基づいて実施をいたしております。

この通学路の安全点検に関しましては、その取り組みを強化するため、ことしの10月に人吉市通学路安全推進会議を設置いたしました。この会議は、交通安全確保の取り組みについて、着実かつ効果的に実施するための基本方針の策定と、その方針に基づく組織を継続して推進するための施策に関して協議する場として、また通学路に係る課題解決を図るための連絡調整、及び情報交換を行う場として設置したものでございます。事務局は、教育部学校教育課に置きまして、会議と実際の点検を通して、より安全な通学路の整備に資するよう推進

してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） そういう点検をしていただくようなことを考えておられるということですので、今後ともよろしく願いしときます。

それで、これは自分が考えたことなんですけど、通学路で子供が危険だと思われることが多々あります。例としまして、横に広がって歩く、ふざけて走り回る、道路に急に飛び出すなどの行為です。これらについては、教育現場で御指導していただき、改善することができるものと思います。ただ、秋になれば、枯れ葉が道路に山積して下り坂などではとても危険であります。一度急な坂を走っていた児童が落ち葉で滑って転んだところを見かけ、非常に危ないなと感じました。何事もなくまた学校へ走っていっておいりましたので、安心したのですが、そこで質問いたしますが、学校は、通学路の危険と保護者や地域の方から話があった場所について、年間にはどのような活動をされているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

児童・生徒が安全に通学できるようにするためには、道路の状態や、交通状況などを日ごろから確認しておくことが大変重要であると認識しておりますので、学校におきましては、先ほども申しあげました安全点検以外にも、一斉下校の日に教職員が児童とともに歩いて道路状況を確認したり、校外学習や家庭訪問などの機会を捉えて、道路を初め、学校周辺や通学途中に潜むさまざまな危険について確認、把握を行うよう努めております。また、保護者からの相談、地区懇談会などで出された御意見などを重視し、児童・生徒の安全教育や、見守り時の重点ポイントの洗い出しに努めているところでございます。もちろん学校だけでは全ての通学路の安全確保を行うことは困難でございますので、PTAや子供会を初め、地域の皆様の御協力をお願いすることも多々ございます。

議員がおっしゃったように、落ち葉などの路面、その他のものに異常がなくても、滑ったり転倒したりして事故につながるケースも考えられますので、一人一人が良好な道路環境の維持に努められるよう啓発するとともに、子供たち自身が危険を回避する行動がとれるように、登下校時を含め、生活上の安全教育の徹底を図るべく取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、危険箇所とか、年間を通じていろんなことをしていただいているということですが、そのことも危ないとか確認、把握ができた場合には多分教育長のほうに報告して、教育長のほうから指導をしていただいているものと思います。また、最後のほうで子供たちが危険の回避をできるように指導ということですので、どういうふうにしたら危

険を回避できるのか、その付近も教育長を初め学校の校長あたりと、それとPTAですか、そのあたりとお話をして、事例じゃないですけど、こういうことをしたら危ないですよというような子供にわかりやすいといえますか、保護者にわかって子供にわからないというのが非常に多いと思いますので、そのあたりも丁寧にさせていただければと思います。

そこで、民間の方に通学路の安全対策ということで、舗装及びガードレールを設置していただいたところがあります。場所を特定しないほうがいいと思いますが、このことを見てもやはり、教育部として現地の調査が行われてはいなかったのではないかなと思います。テレビなどで通学途中に事故が起こったとの報道が頻繁にされております。人吉市としては、車道と通学路、これが一緒に、安全な歩道が設置されていないところがほとんどのように思えます。道路の拡幅ができ、歩道が全ての道路にできれば一番いいことなんですけど、やはり教育長を筆頭に、学校、保護者会等、地域といま一度通学路を初めとした場所を、子供の目線に立って点検をしていく必要があるのではないかなということを私は思います。これは、校区を申し上げると非常に失礼に当たりますけど、踏み切りのところで踏み切りに入っていて走り回ったり子供たちがしております。それを注意するんですが、余り注意すると今の大人はということがあると思いますので、このあたりは学校教育の中で注意していただきたいなということを考えておりますので、最後に、末次教育長がどのような考えを持っておられるのか、どのような指導を今後、学校に対してしていただけるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。福屋議員の御質問にお答えいたします。

子供たちが毎日元気な声で行ってきますと学校へ安全に登校し、ただいまと無事に自宅へ戻ることは、保護者のみならず、私たち全ての大人の願いでもございます。通学路が危険であってはならない。通学路の安全は確実に確保されなければならないという思いは、私の中に常にございますので、通学路の安全対策は大変重要であると感じておるところでございます。そのような中で、子供たちの通学の安全のために、こども王国保安官や交通指導員の皆様を初め、地域の方々、保護者の皆様には、日ごろから登下校時の見守り活動等に格別の御協力をいただき、目を配り、心を配っていただいておりますことに、まずもって心から感謝申し上げる次第でございます。

通学路の安全対策につきましては、ハード面では警察署や道路管理者、PTAなど、関係機関の御協力により、社会情勢の変化に伴って、路面や標示物等にさまざまな改良や対策が施されております。しかし、まだまだ私たちが点検しなければいけない、気づいていないことも多々ございますので、目を配りながら、この付近の改良にも尽くしてまいりたいと存じているところです。

一方で、学校におきましては、子供たちの教育の面から、交通事故やけがの防止につなが

るよう、危険予測、危機回避能力を養うための安全教育に力を入れてるところでございます。こうした教育は、授業だけではなく、体験や日々の声かけを繰り返し行うことで、子供たち自身が身につけていくものだと思っております。したがって、各学校には登下校時を初め、日常生活においても、子供たち一人一人が自分で考え、自分で行動できるよう危険予測、危機回避の感覚、危険予知能力を磨く教育の実践を行っていただくよう、機会を捉え、さらに指導してまいりたいと思っております。今後も、通学路の安全対策につきましては、子供たちが安全に通学できるよう、子供の目線で、学校及び関係機関、保護者、地域の連携、協力のもと、大人の責任で子供たちをしっかりと守れるよう、よりよい環境整備に尽力してまいりたいと思っております。また、学校はもちろんのこと、保護者や地域の皆様には、子供たちがみずから力で自分の身が守れるように、日ごろから厳しくも温かい御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 力強いお言葉をいただきましたので、今後とも何事もなく、子供たちが事故に遭わないように、一生を有意義に生きていけるように、やはり学校教育というのが非常に大切だと思います。小さいころに何度も何度も洗脳ではありませんけど、やはり注意することを促していただければ、子供たちもそういう意識を持って生活してくれると思いますので、教育長、これからも御指導をよろしく願いをしておきます。

最後に、ことはいろいろな不祥事がありました。これから飲酒の機会がふえてまいりますので、私を初め執行部の方々も、未来の自分のこと、家族のこと、兄弟、知人、友人のこと、そして自分の周りの人たちのことをいつも心に持って行動をしていっていただきたいなと思います。そして、人吉市から今後、いろいろな不祥事が起こらないように、また先ほど言いましたように、子供の命を守るのが私たちの務めでありますので、そのことをお願いして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日の2番バッター、6番議員の平田清吉でございます。しばらくの間、私の一般質問におつき合いをお願いいたします。

では、早速一般質問に入ります。私の今回の一般質問の通告項目は2項目。1つは、人吉

市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。もう1つは、市民の声から、市民の幸福度及び貧困について質問させていただきます。

それでは、通告第1項目の議第84号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。まずは、本市行政における人事権についてであります。入庁前から定年退職に至るまでの間の人事権についてお尋ねいたします。

入庁前、本市市民全体に対する奉仕者となり、少子高齢化を現実視し、本市行政の未来を正しく導くべく、夢と希望を胸いっぱい膨らませ、難関の職員採用試験を受験され、受験の結果めでたく本市職員として新たに採用される機会を得られるわけですが、その新規職員採用試験における試験の概要、及び1次、2次試験問題の採点等の事務の流れ、並びに新規職員採用決定権者は誰かについてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 私のほうからお答えをさせていただきます。内容は職員採用試験の1次、2次における事務の流れということでございますので、少し詳しく御説明をさせていただきます。

職員採用試験は、通常、筆記試験による1次試験と、個別面接及び集団面接による2次試験を実施しております。筆記試験に関しましては、募集職種により若干試験内容に相違がありますが、教養試験または専門試験、それから事務適性検査、一般性格診断検査、それから作文試験といった試験を実施いたしております。

作文試験を除きます各種試験及び検査の問題につきましては、公益財団法人日本人事試験研究センターが提供する全国統一の問題集を使用しております。作文試験を含め、その採点及び結果処理につきましても、同センターに委託をしております。同センターより試験結果の送付があり次第、上位の成績者を1次試験の合格者としております。

一方、2次試験につきましては、近年では個別面接と集団面接を実施いたしまして、合格者の判定を行っているところでございます。面接は、市長、副市長、教育長、総務部長等による4段階評価の総合点により、上位の成績者を2次試験の合格者としております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 1次、2次試験、これの最高権者というのは市長ということで伺いました。新規採用試験においてもセンター採用試験が採用されているとは。センター試験は私の場合、大学の入学試験とか、小中学生を対象とした全国学力学習状況調査だけだと思っていましたが、職員採用試験においてもセンター採用試験が使用されてるとは知りませんでした。しかも、試験の採点、分析までもが業務委託とは、質問してみないとわからないものです。ね。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） どの点について議事進行ですか。

○13番（福屋法晴君） 議第84号について、議第84号は人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正ということなんですけども、質問を聞いておって、職員採用ということで、内容が違うのかなということで、その件を議長として精査していただきたいなということでお願いします。

○議長（田中 哲君） 今、13番、福屋法晴議員から、議事進行がかかりまして、議第84号と関係があるかということでございますが、この件について、平田議員と執行部と精査していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時55分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの福屋議員の議事進行に関してお答えいたします。

平田議員に確認いたしましたところ、議第84号の内容質問の前段として、裁量権等の質問から入りたいということでございますので、このまま質問を続けてもらうことといたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 先ほどは大変失礼いたしました。議第84号について、どうしても市長の人事権、裁量権、これを確認した後、議第84号に入りたいと思っていましたので、議員の皆様には大変御迷惑をおかけしたと思います。質問を続けます。

この、新規職員採用1次試験において、公平、公明であり、公正さを保つためには、このセンター採用試験の方法が最善の策だと思います。余計なことになるかと思いますが、2次試験においても、公平、公明と公正性をこれからも保っていかれるように、切にお願いしたいと思います。

続きまして、第2回目、新規職員採用任命後の人事異動を行う際の、職員配置指定決定の流れはどのように行われているのか。また、係長、課長補佐、課長、次長、部（局）長等の配置指定権者は誰かお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） このまま続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、人事異動の基本的な考え方につきまして説明をさせていただきます。人事異動の目的には、退職や昇格等を行ったことによる後任補充や、新規業務等による増員など、組織管理上の必要性によるものと、複数の業務を経験し、人材を育成することを目的とした人事管理上の必要性によるものなどがございます。

人事異動は、これらの目的が個別に達成されるために行われるものではなく、それぞれが有機的に結びつくことによって、組織が活性化または維持されるために行われるものでございまして、幾つかの異動のつながりが完結することによって成立するものとなっております。したがって、組織としての指揮命令系統や組織マネジメントの必要性から、順番的には部・次長級、それから課長級、課長補佐級、係長級、一般職という順番で異動案をつくり込んでいくことが通例となっております。

実際の職員配置につきましては、各部署の現状や課題を把握するための部（局）長ヒアリングを実施する一方で、職員個人ごとの業務量や人事異動に関する希望、健康状態や家庭状況等を申告する自己申告書の提出を全職員から受けまして、必要に応じて総務課長による個別面談等も実施しながら、職員の現状等も把握した上で人事異動を行っているところでございます。

しかしながら、職員個々にその能力や個性、あるいは置かれた状況にはそれぞれ違いがあり、全ての職員の希望をかなえる人事異動というのは不可能であるわけでありまして、ここに異動を実務として行う難しさを日々痛感しているところでございます。異動により、その職員の人生を、あるいはその家族の状況も場合によっては変えてしまうかもしれないと考えますと、人事異動は常に謙虚に、無私の心で人事異動の業務に当たらなければならないと常日ごろから考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして3回目。皆さんもよく周知のこととは思いますが、本市では近年、毎年約400名もの人口の減少が続いており、しかも将来的にもこの人口減少に歯どめがかからない様相です。そのためか、この少子高齢化と人口減少のあおりを大きく受け、これからも本市職員数の適正化が図られていかれるものと思われまます。しかも、現実を直視すればするほど本市職員数の適正化は避けては通れないものとなっております、着実に、確実に進め続けていかなければならないことと思っております。しかしながら、職員数は適正化したものの、担当職員の仕事量は減少することなく、逆に仕事量はますます増加の一途をたどり、さらに複雑化していくものと思われまます。よって、本市職員に限らず地方行政職員には、病気に負けない強靱な肉体と、内外的に対抗できる強い精神力をも兼ね備えておかねばならないと思ひます。

そこで、職員の職場環境や内外の人間関係を初め、家庭環境や身体的状況におけるさまざまな悩みを相談できる相談体制はどのように整備されているのか。役職的に、また年齢的にどのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

職員の悩み事に関する相談体制につきましては、総務課長や職員係長が対応いたします業

務内容や人事に関する相談窓口、それから衛生管理者、これは保健師2人が対応いたします健康全般についての何でも相談窓口、それから産業医が対応いたします健康全般についての心と体の健康相談窓口などを置いております。

産業医対応の相談窓口につきましては、職員が直接産業医に予約相談することも可能でございます。その相談につきましては、産業医から件数のみが報告されるだけでございまして、いつ、誰が相談したなどの個人情報もしっかりと守られるシステムとなっております。また、職場において話づらい内容の場合には、外部のカウンセリング機関等の紹介も随時行っているところでございます。役職とか、年齢とか、そういうこともありますけども、大体一般的にもう全て、その3つの窓口の中で対応させていただいているというところでございます。メンタルヘルストレーニングとか、さまざまなそういう年齢別、役職付のそういう研修等も御用意はさせていただいておりますけども、悩み事相談に関しましては、職員大体一貫して、同じ体制でやらせていただいているということ、最後に申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 確かに、職員本人の健康相談においては、産業医や衛生管理者、上司や同僚等に気軽に相談できる相談窓口が完備されているようですけども、職場環境や配置指定、人間関係や家庭環境、金銭問題等についての個人問題はなかなか打ち明けることができず、しかも上司等には知られたくない等々、精神的な弱者にとって開かれた相談窓口での相談は、外部の目線を気にする余り、なかなか相談しづらいものがあります。

そこで、この様相を察知でき、相談を導き出せる者は上司であり、身近な同僚であり、親友であり、家族であると考えます。特に上司や同僚は常に職員と同室し、職員を身近に監督できる場面にあります。職員の勤勉性を管理、監督するだけでなく、職員の精神面や健康面についても常に気をめぐらし、管理対象とすべきであると思っております。

ここで、通告第1項目の最後になりますが、市長は、本市全職員に対しての管理、監督の責任を負っているものと思っておりますが、特に、部長級職員に対する管理・監督責任をどう認識されているのか。また、今議案の議第84号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定する議案を発議するに至って、主要因となりました先般の部長級職員の懲戒処分に伴う市長自身の管理、監督の責任として、平成27年条例第22号別表第1、第3条関係の給料月額を10分の1減額し、減額期間を1カ月とされておりますが、その算定根拠についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは私と部長級職員との関係でございますが、組織上の指揮命令系統において、まさに私の直下に属するもので、常に協議、調整を行いながら業務を進めていかなければならない

最も近い存在であるというふうに感じております。また、部長級職員は、当概部に所属する職員を管理、指導する立場にあるとともに、所管する行政分野の最高責任者という重責を担っておるわけでございます。それゆえに、所管する行政分野の責任者を管理、監督する私の責任というものは、はかり知れないものがあるわけでございまして、日ごろから強い信頼関係を築くとともに、ときには厳しく指導もいたしておるところでございます。そのような中で起きました今回の事件につきましては、市民の皆様を初め関係各位に対しまして、まことに申しわけなくおわびを申し上げますとともに、私の管理・監督責任についても深く反省をいたしておるところでございます。

その1つの責任のとり方として、今議会に私を初め、教育長及び副市長の給料月額を減額する条例改正議案を上程させていただいたところでございます。その算定基準についてという御質問に関しましては、明確な基準や根拠があるわけではございません。責任のとり方というものに関しまして、どのようなケースにおいても、その内容や量定等について賛否が分かれるところであろうかとも存じます。

今回につきましては、これまでの本市における職員の懲戒免職に伴う市長等特別職の対応事例や、他の地方公共団体における事例等を総合的に勘案し、判断したものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ただいま市長から他の地方公共団体の事例を参照したと、私が本市の例規集を見てもみしましたところ、最高2カ月という事例がありました。事例が何件かありましたが、職員の配置、これは申しわけないですけど、部長職を処分したという事例じゃなかったんじゃないかなと思います。一般通例上では、1カ月というのは、各部の最高責任、監督者である部長職の免職において、最高責任者である市長が1カ月というのはいかなものかなということで質問させていただきました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）
6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 午前中に引き続き、質問させていただきます。

通告第2項目、市民の声から、市民の幸福度及び貧困についてお尋ねいたします。

第1回目、我が国の日本国憲法第25条第2項には、生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務として、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び

公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされています。また、生活保護法第1条には、この法律の目的として、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」としており、また第3条には、最低生活として、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」とされていますが、本市におきましては、本市市民の貧困の定義をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えさせていただきます。

貧困の定義についてでございますが、明確な定義はないようでございます。一般的には、経済協力開発機構（OECD）の指標に基づく相対的貧困率を用いて言うようでございます。厚生労働省が実施いたします国民生活基礎調査におきましても、この相対的貧困率に基づいて行われているようでございます。

相対的貧困率を簡単に申しますと、可処分所得、いわゆる収入から、税金や社会保険料などを除いた手取りの世帯収入の中央値の半分の額より少ない所得で生活している世帯の割合とされております。したがって、このような世帯に属する方々を貧困と捉えるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 初めての御答弁ありがとうございます。

貧困の定義について尋ねてみましたが、何かわかったようでわからないような、要するに市民生活における最低限以下の生活に陥っていることを貧困状態にあるというふうに考えたほうがわかりやすいのではないかというふうに私は思います。余りにもわかりづらい答弁で後ほどさらに知りたいと思いますので、じっくりと部長のところにはお伺いしに行きたいと思っております。

続きまして第2回目、現行65歳以上の生活費の自助策として、国民皆年金制度による年金受給制度があることは皆さん周知のことと思います。また、年金制度には、本年10月から新たにスタートしました共済年金制度と厚生年金制度を統合した厚生年金制度と国民年金制度、この二通りがあるというふうに伺っておりますが、本市ばかりでなく地方行政では、国民年金制度しか取り扱ってられないようですので、以後、国民年金制度についてのみお尋ねいたします。

では、国民年金制度において、年金受給要件のうち、年金加入期間が最低の25年の場合と、最高40年の場合の年金受給年額と月額は何らなるのか。また、本市の現在の総人口と65歳以上の人口、及び総人口に対する比率、そして75歳及び80歳以上の人口と総人口との比率、

並びに65歳以上と75歳以上及び80歳以上の単身者数とそれぞれの人口の比率を、そして65歳以上の人口のうち、国民年金の受給者は何名おられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） 皆さん、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

まず、国民年金の給付額でございますが、個人ごとに国民年金への加入月数及び納付月数、免除該当月数によりまして、年金受給額の計算が異なってまいります。また、年金額は、賃金水準や物価水準の変動によりまして、毎年受給額が変動する場合がございますので、平成27年度の年金額でお答えをさせていただきます。

加入月数が25年以上、納付月数が480月、免除該当月数がゼロであって、65歳から受給したときに、満額これが最高額でございますが、お受け取りになる場合がございますけれども、年額で78万100円、月額で6万5,008円でございます。それから、仮に加入月数が25年以上で納付月数がゼロ、全加入期間を免除該当とした場合、これが最低額になりますけれども、年額で18万2,023円、月額で1万5,168円でございます。

次に、65歳以上、75歳以上、80歳以上の人口、それからそのうちの単身世帯、そして国民年金を受給中の65歳以上の人数でございますが、平成27年3月末現在の住民基本台帳及び厚生労働省が集計をしております年金給付状況の数値でお答えをさせていただきます。

まず、65歳以上の人口は、人吉市総人口3万3,980人のうち1万1,149人で、総人口の約32.8%でございます。それから、75歳以上の人口は6,278人で、総人口の約18.5%でございます。80歳以上の人口は4,171人で、総人口の約12.3%でございます。

次に、65歳以上の単身者の数でございます。3,321人で、65歳人口の約29.8%、75歳以上が2,233人で、75歳人口の約35.6%、80歳以上が1,671人で、80歳人口の約40.1%でございます。

最後に、65歳以上のうち国民年金の受給者数でございますが、1万337人、約92.7%が受給中となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 65歳以上の人口は32.8%、つい一、二カ月前までは32%だったような気がするんですけど、もう既に32.8%を超えている。しかも65歳以上の単身者数は、65歳人口の約3割、75歳以上においても単身者が約3割、80歳以上におかれましては4割ということで、非常に高齢化し、また単身世帯やひとり住まいの方がふえている。そういう状況にあり、非常にゆゆしい問題ではあるんですけども、これはしょうがない、現実でありますので、認識していかなければいけない状況にあるというふうに思っております。

続きまして、第3回目になりますけれども、昨今のテレビや新聞のニュース欄では、貧困が原因による自死、心中、孤独死、殺人等の事件が数多く報道されておりますが、本市におきましては、まだこのような事件、事故は報道されていないと思っております。

そこで、本市ではそのような事件、事故が起きないように、どのような支援策をとられているのか、またひとり親世帯の支援策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、ひとり親世帯の支援策としましては、現金給付としまして児童扶養手当がございます。所得の低い方で、一人目の最高支給額は4万2,000円、2人目加算が5,000円、3人目以降加算が3,000円となっております。

次に、医療費の助成としまして、ひとり親家庭等医療費助成事業がございます。これは、自己負担の3分の2を助成するものでございます。また、諸事情により子育てや家事の援助が必要な場合は、家庭生活支援員を派遣するなどのひとり親家庭等日常生活支援事業がございます。さらに、准看護師などの専門資格を取得するための学業を支援するものとして、母子及び父子家庭高等技能訓練促進費支給事業などがひとり親世帯の主な支援策でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ひとり親世帯につきましては、いろんな支援策がとられているということで、心強く思っております。

続きまして第4回目、生活保護法の第11条には、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類がありますが、本市におけるその扶助の種類に対する認定方法について、また本市における生活困窮者の支援策として、生活保護制度を活用されていると思いますが、生活保護制度の本市の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。最初に、生活保護制度の現状のほうから先にお伝えさせていただきます。

生活困窮者の基盤となります支援策であります本市の生活保護の状況でございますが、平成27年7月31日現在で、被保護者世帯は364世帯、471人の方が受給をされております。保護率で申しますと13.82パーミルございまして、やや微増の傾向にございます。ちなみに、平成27年3月に熊本県が公表しました平成26年度の国及び県の保護率の平均でございますが、国では17.0パーミル、熊本県は14.55パーミル、本市におきましては13.61パーミルございまして、国・県より低い保護率となっております。

次に、保護世帯の類型でございますが、これも平成27年7月31日現在でお答えいたします。65歳以上の高齢者のみで構成するか、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯であるいわゆる高齢者世帯の割合は52.7%、母子世帯の割合が3.3%、障がい者及び傷病者世帯が19.8%、そのいずれにも属さないその他の世帯が24.2%という状況となっております。

次に、生活保護の受給要件でございますが、生活保護は最終のセーフティネットござい

ますので、働ける方は能力に応じて働いていただく必要がございますし、活用できる資産がある場合には、まず活用していただくこととなります。

扶助の種類につきましては、先ほど議員からお話がありましたように、8つの扶助費がございます。その扶助を受けるための保護の要否の決定につきましては、厚生労働大臣が定めた基準に基づきまして、保護を受けようとする世帯の最低生活費を計算し、割り出された額とその世帯の収入とを比べまして、収入が低い場合など要件が整えば、判定会議において保護の決定がなされ、保護費の支給というような流れになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 先ほども述べましたけども、本当に暗い世相じゃないんですけども、貧困が原因で亡くられる方もおられるということで、これがくれぐれもないように御支援していただければというふうに思っております。

続きまして第5回目、今回の私の質問の最後になりますが、これまでに質問してきました生活困窮者への支援策として、このほかにどのような支援策や相談窓口があるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

その他の支援策ということでございますが、生活困窮者への新たな支援策としまして、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されました。これは、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うという制度でございます。

本市におきましても、本年4月から生活困窮者自立支援事業を人吉市社会福祉協議会に事業委託し、ひとよし生活困りごと支援センターとして開設をしたところでございます。経済的な問題を中心としまして、さまざまな家庭のお悩みをお持ちの方を早期に発見し、支援を行うものでございます。御本人みずから相談に来られる方ばかりではなく、なかなか相談窓口までたどり着けない相談の方につきましては、地域の民生委員・児童委員の皆様、町内会長や御心配いただいている近所の方々などから相談窓口につないでいただく場合もございます。また、御家庭を訪問したりする機会の多い高齢者支援課や、住宅や税関係等々、住民と何らかのかかわりを持つ各担当課の職員が早期に気づき、相談窓口につなげ、問題が重篤化する前に問題解決につながるよう、庁舎内のネットワークも構築したところでございます。なお、ひとよし生活困りごと支援センターを開設しまして、4月から11月までの8カ月間の相談件数は、実件数で116世帯の方から御相談があつておりまして、生活改善等に向けて、官民協働のもと支援を行っているところでございます。

今後も、市民の皆様と直接かかわりの多い関係各課と連携し、また地域の皆様の御協力をいただきながら、生活困窮に係るお悩みを抱えておられる市民の方々を早期に発見し、問題

解決に努めてまいりたいと考えております。先ほど議員のお話にもありましたような、貧困等を原因とする悲しい事件が起きないように、努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 何度も同じ言葉になりますけども、今後とも、本市におきまして貧困による痛ましい事件、事故が起きないように、支援体制を強化していただくとともに、全ての市民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することから、特に国民年金制度の受給金額でも、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるのか、検証していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。10番議員の西信八郎でございます。通告に従いまして、一般質問をします。

まず、項目としまして、1、市民の声より、TPP（環太平洋経済連携協定）が本市に与える影響について、農業対策について。2、教育関係として、キャリア教育のうち、社会保障の学習について、18歳選挙権への対応について。子供たちの心の教育のうち、認知行動療法について、アンガーマネジメントについて、仮称家庭教育支援チームについて。3、消防関係として、消防力強化について、明日の人吉球磨を考える議員連盟アンケートの検証について、人吉球磨消防力強化検討委員会について、下球磨消防組合、上球磨消防組合連携・合併についてであります。

では、TPP（環太平洋経済連携協定）が本市に与える影響について質問をします。

まず、日本農業新聞より、TPPについての関連記事を紹介します。政府が10月に大筋合意したTPPで、共同通信社は全国知事・市区町村長に賛否を問うアンケート結果をまとめました。アンケートは、10月15日から47都道府県知事と1,741市区町村長に調査票を送り、11月11日までに96.9%に当たる1,732自治体から回答があった。都道府県ごとに自治体の賛否を見ると、76.6%が反対した北海道を初め、東北、九州を中心に15道県で反対が多数を占めた。賛成が多かったのは、奈良県など4県にとどまった。

全体での反対理由は、農家が立ち行かず、食糧自給率が低下するが6割を占め最も多い。米など重要5品目を関税撤廃の対象から外すよう求める国会決議が遵守されないおそれと続き、影響分析などが不十分で大筋合意は時期尚早との回答も多かった。

賛成理由は、貿易自由化は世界の潮流が最多となり、輸出、国内総生産（GDP）拡大に対する期待が続いた。各自治体がTPPの対象品目から選んだマイナスの影響を受けやすい重要産品として、乳製品や牛肉、豚肉が挙がっており、米とともに輸入拡大によるダメージを警戒している。政府に求める対策では、生産者が独自に乗り出せるような、販路拡大策や、

6次産業化への支援を求める声が最も多い。次いで、備蓄米の買入れや所得保障となった。

では、TPPが本市に与える影響として、どんなことが考えられるかお尋ねをします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市への影響ということでございまして、去る10月5日でございましたが、アメリカのアトランタにおきまして、TPP閣僚会議、ここにおきまして、TPP協定が大筋合意に至りましたということは皆様御存じのことと思います。今、さまざまな分野でその効果と影響が報道されているわけですが、その内容につきましては、国や有識者の皆様、こういった方々の中で意見がさまざまに分かれているところがあると認識をいたしております。

現在、報道等による影響額の試算につきましては、特に農業分野、こちらに非常に大きな影響が出るのではないかと試算となっているようでございまして、中でも先ほど議員がおっしゃいましたように、米、麦、それから牛肉・豚肉、乳製品、砂糖原料、いわゆる重要5品目、これにおきます影響が多いのではないかとございまして。

農業を基幹産業とします当地域におきましては、米や畜産業、これは農業算出額の中でも大きなウエートを示しているということでございまして、農家の皆様も大変不安を抱えていらっしゃるものと存じます。

議員御質問のTPPが本市に与える影響といたしましては、TPPの影響やその対策についての政策大綱、これは示されてはおりますが、詳細な部分についてはまだ未確定な部分が非常に多いと、そういう段階でございまして、またしかも、国会における審議、これは今後行われるということでございまして、明確に申し上げることは大変難しいところでございます。そのような中で、規模拡大や輸出などに意欲がある農家につきましては、一つのチャンスと捉えられるところもあるのではないかと存じております。

農業従事者の高齢化が進む当地域におきましては、販売価格の下落によりまして、農業所得の減少、それから農業従事者の減少の加速化、それとか農業従事者が減少することによりまして、これからが1つ重要なポイントでございまして、水源涵養や景観保全といった、いわゆる農業が持ちます多面的機能、こちらへ与えていきます影響、これがあるのではないかと推測をいたしております。また、TPPにおいては、自動車やサービス業、こういった農業分野以外の産業、こういったものにつきましても多岐にわたっております。先ほど申し上げましたように、その影響につきましてはまだ不確定なところが多いというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） TPPの本格的な影響は、発効後数年から10年、20年後に明確にあらわれると考えますが、答弁にありましたように、本市における基幹産業である農業に対する影響が一番心配されるところでございまして。本市としてのTPPに向けての農業対策につい

てのお考えをお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

農業対策につきまして、市の考えはとの御質問でございますので、去る11月25日でしたが、国から総合的なTPP関連政策大綱、これが示されたところでございます。

農業分野につきましては、我が国の農政は、農政新時代、こういったところで言われるような新たなステージを迎えたということでございまして、目標としましては、平成32年の農林水産物・食品の輸出額、これ1兆円目標の前倒し達成を目指す。そういうことにされているところでございます。

内容としましては、まず攻めの農業への転換（体質強化対策）、こういったものとしまして、次世代を担います経営感覚にすぐれた担い手の育成、それから、国際競争力のある産地イノベーションの促進、こういったもの。また、重要5品目関連の経営安定・安定供給のための対策、こういったものに対してまして、毎年の政府備蓄米の見直しが1つ出されておりましたし、それから、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる牛マルキンでございますね。それから、養豚経営安定対策事業、こういったものの法制化などが盛り込まれているところでございます。

このように現在、国の政策大綱が示されたところでございますので、本市としましてのTPPに関する農業対策までには至っていないというところでございます。今後、TPP協定発効も含めまして、国・県の動向、これは十分に見守りたいと、そういったところで情報収集に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 10番。西信八郎議員。

○**10番（西信八郎君）** TPP協定発効も含め、国・県の動向を見守りながら、情報収集に努めるということでした。政府のTPP対策大綱が出されましたが、具体的、詳細にわたるところが見えないということでございました。大綱にあります攻めの農林水産業に転換するという観点から、2点質問をいたします。

まず1点目、海外進出に向け、中核工業用地の造成工事を行っていますが、市民からさまざまな御意見を聞くところでございます。現在の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** お答えいたします。

御質問の地域再生計画に掲げられました構想にあります、ハラル対応型のセントラルキッチンの形成と周辺環境整備、これに基づきまして、構想に賛同いただいております誘致企業を迎えるためでございますので、現在、ハード面におきまして、人吉中核工業用地の整備を鋭意進めているところでございます。

本事業は、生産者が丹精込めてつくられました牛を、より付加価値の高い商品へ、こうい

ったものに昇格させる、ランクを上げるということでございますけど、特に6次産業化、海外市場開拓を推進いたしまして、販路を海外に向けているまさにT P P対策にマッチした事業であると私どもは考えているところでございます。

つきましては、お認めいただきました予算をもとに、現在、調整池の工事や造成工事、さらには進入道路工事などを発注いたしまして、工事に着手をしている状況でございます。予定どおり平成28年度中、これまでには一定の環境整備を終わらせる計画でございます、ハード面の環境整備においては、問題なく現在は進捗している状況でございます。

一方で、9月議会でも答弁を申し上げておりますが、ソフト面というべき国・県及び関係団体との協議、こちらのほうに現在、時間を要している状況でございます。

これまでの本市の手法、進め方といたしましては、企業の誘致政策、これを全面的に打ち出してまいっております、ハラールセントラルキッチン構想、これを進めるに当たりまして、いわゆる車の両輪とも言えるべきものでございますけども、人吉球磨地域全体の農業政策面での客観的数値、こういったものの把握が若干不足してるんじゃないかと、こういうことがございまして、これは国や県から御指摘をいただいているところでございます。

そこで、私ども、国の地域再生戦略交付金、これの後押しをいただきながらでございますけれども、今議会でございますが、地域産業シミュレーション事業、この予算を計上させていただきます。本事業と申しますのは、国内外の市場調査、輸出条件等の調査を行いまして、いわゆるインバウンド及びアウトバウンドにおけますブランド化やコスト、これも含めました流通販売戦略、これを策定するものでございます。特に、食品加工業等の関連企業が成り立つためには、いわゆる牛の必要な生産量、それから食肉加工センターの処理能力、インバウンド及びアウトバウンドの需要予測、こういったものに関しますシミュレーションを行いまして、それを数値として定量化することによりまして、基幹施設となります食品加工センターを含めましたハラール対応セントラルキッチンの形成、それから、周辺環境整備に至るまでの具体的な事業計画、いわゆるロードマップがより明確になるものと考えております。

その結果、事業採算が成り立つ業種、それや事業規模を予測いたしまして、そういったことが可能となりますことから、従業者数や製造品の出荷額の増加、こういったものが見込まれます誘致企業に焦点を当てることができることとなってまいりますので、基幹施設である食肉加工センターの整備、それから化粧品等の関連企業立地の早期実現が図れるものと私どもは期待をいたしております。

また、そのほかの課題でございますけれども、これはT P Pも視野に入れた輸出相手国が求めます施設衛生基準、いわゆるハラール認証でございますが、これもクリアする必要があります。このほかに、県に畜産に関する諸計画との調整、及び屠畜場法に基づきます衛生管理基準についての許可権者であります、これは熊本県でございますが、それと引き続き協

議を進めてまいる必要がございます。

さらに、農業政策におきましては、近隣市町村の調和も大変必要でございますので、これにつきましては、人吉市単独ではなく、いわゆる人吉球磨地域が一体となりまして、取り組んでまいる必要がありますので、今後自治体間の連携も図っていく必要がございます。これらの課題を1つずつクリアしてまいるためにも、今後、民間事業者や近隣自治体との関係団体に御参画をいただきまして、地域全体の活性化を推進する、官民一体となった協議の場としてでございますが、これはまだ仮称でございますけれども、人吉球磨の畜産業を初めとした地域産業の将来を検討する協議会、これを本年中に設立いたしまして、国、熊本県の御協力、これも仰ぎながら、問題解決に向けて協議を重ねてまいりたいと存じます。それと同時に計画がより具現化してまいりましたら、地元住民の方々ともコンセンサスをより深めてまいりたいとそういうふう存じております。以上が現在の進捗状況でございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） このことに関しましては、畜産の振興ということで大塚議員、そして9月議会においては、宮原議員がそれで質問をされております。ハラルに向けて、畜産、あるいは雇用の拡大ということで期待をされるところでございます。課題の克服に向けて、しっかりと対応しながら、進めさせていただきたいというふうに思います。

2点目、大綱にありますように、農家減収を補う収入保険制度の導入がありますが、受け入れ体制の整備が必要と考えます。これまでも質問をしてまいりましたが、人・農地プランの進捗状況はどのようになっているでしょうかお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

人・農地プランの進捗状況でございますが、人・農地プランにつきましては、平成25年度に本市の人・農地プランを策定いたしまして、現在は県、市、農業委員会、それからJA、農地中間管理機構駐在員、こういった方々が一体となりまして、地域ごとの話し合いを進めているところでございます。

平成25年から平成26年度でございますけれども、これにおきまして、中神町大柿地区が、県の農地集積加速化事業の重点地区に指定をされております。地域内での話し合いを重ねられまして、集落営農の組織化ができたところでございます。

それから今年度でございますが、4月の漆田地区におきまして、アンケート調査報告と農地中間管理事業との説明、これからスタートいたしておりまして、大柿地区と同様に5月上・下・東漆田地区が県の農地集積加速化事業の重点地区に指定をされております。これまで地域代表者によります2回の検討会、それからその後、推進委員ができましたからでございますが、27名の農業推進委員、この方々によります3回の推進委員会、それから1回の農家への全体説明会を開催するなどいたしておりまして、地域での話し合いを現在進めている

ところでございます。その他、永野地区におきましては、人・農地プランの説明会やアンケート調査、調査報告会を実施いたしております、下原田地区、それから上原田地区におきましても、農地中間管理事業に関します説明会をそれぞれに對しまして実施をしてきているところでございます。

以上が経過でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 新聞報道によりますと、TPP対策として3,000億円を充てる予定とありました。補助金に関しましては税金が使われます。安心・安全な農産物の提供という観点から、国民の皆様にも御理解をいただく必要があると考えます。その辺の周知徹底もお願いしたいと思います。また、地域を支える農業体制づくりも現在進行中というところがたくさんありますが、進めていただきたいと思ひますし、まだ取りかかっておられないところにも働きかけのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

施政方針にも取り上げておられましたが、TPPについて、市長はどう考えられるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、TPPにつきましては、今後の産業、経済、国民生活に大きく影響をしていくと考えております。貿易自由化は、世界の潮流として受けとめるところではございますが、先ほど経済部長がお答えいたしましたように、その効果と影響につきましては、国や有識者の方々の中で意見が分かれているところでございます。また、報道等による影響額の試算では、特に農業分野に非常に大きな影響が出るとの試算となっているようでございまして、農業を基幹産業とする当地域におきましては、米や畜産業は農業産出額の中でも大きなウエートを占めておりますので、農家の皆様も不安を抱えておられることと存じます。

私といたしましても、TPPのメリット、デメリットを総括しましたときに、全てを受け入れるという段階には至っておらず、懸念しているところでございます。現在、国におきまして、総合的なTPP関連政策大綱を示されたところであり、私もその内容の確認を行っているところでございます。国におかれましては、TPP影響に関して、国民が抱えておられる不安、懸念を払拭していただくことに万全を期していただきたいと思ひますし、今後、農業以外の分野も含めまして、国・県の動向を的確に捉えながら、負の影響に対しては、その対策をしっかりと講じ、攻めの農業に対しては、期を逃すことなく、また他産業においても、地域の産業振興に期することとなるよう情報収集等に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 市といたしましては、国・県の動向が決まらなると動きづらいところ

があるかもしれませんが、国は各地区で説明会をされており、市といたしましても、情報が入りましたら、農家の不安解消に向けての説明会を開催していただくようによりしくお願いしたいと思います。

次に、キャリア教育についてであります。キャリア教育の必要性について述べさせていただきます。

子供たちが育つ社会環境の変化に加え、産業、経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子供たちみずからの将来の捉え方にも大きな変化をもたらしている。子供たちは、自分の将来を考えるのに役立つ理想とする大人のモデルが見つげにくく、みずからの将来に向けて希望あふれる夢を描くことも容易ではなくなっている。また、環境の変化は、子供たちの心身の発達にも影響を与え始めている。

例えば、身体的には早熟傾向にあるが、精神的・社会的側面の発達はそれに伴っておらず、おくれがちであるなど、全人的発達がバランスよく促進されにくくなっている。具体的には、人間関係をうまく築くことができない、自分で意志決定できない、自己肯定感を持ってない、将来に希望を持つことができないといった子供たちの増加などがこれまでも指摘されてきたところである。とどまることなく変化する社会の中で、子供たちが希望を持って自立的に自分の未来を切り開いて生きていくためには、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠である。そのためには、日常の教育活動を通して、学ぶおもしろさや学びへの挑戦の意味を子供たちに体得させることが大切である。子供たちが、未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、未経験の体験に挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができる。また、多くの学校で実践されている自然体験や社会体験等の体験活動は、他者の存在の意義を認識し、社会への関心を高めたり、社会との関係を学んだりする機会となり、将来の社会人としての基盤づくりともなる。さらに、子供たちが将来自立した社会人となるための基盤をつくるためには、学校の努力だけではなく、子供たちにかかわる家庭、地域が学校と連携して、同じ目標に向かう協力体制を築くことが不可欠である。今、子供たちが生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められ、キャリア教育の必要性が出てまいりました。

まず、そのキャリア教育の1つであります社会保障の学習について質問をさせていただきます。社会保障という仕組みを通して、人の一生の間には、病気やけが、失業などさまざまなリスクが存在することや、社会には助けを必要とする人がいること。また、自分にも起こり得る問題として学習すること。児童・生徒の社会への関心や、主体者としての自覚を促すために、大変貴重な機会となります。このような社会保障の理念を理解するということには大きな意義があります。

そこで、本市の小中学校での取り組みをお伺いいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

小学校及び中学校における学習につきましては、各教科等の授業が中心となり、その授業は、学習指導要領によって内容が定められておりますので、それに基づき計画され、各学校で実施されているところでございます。その内容につきまして、少し述べさせていただきますと思います。

社会保障に関する学習指導要領の主な記述につきましては、小学校第6学年社会科で、国民生活には、地方公共団体や国の政治の働きが反映していることを学び、それにつきましては、社会保障、災害復旧の取り組み、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。小学校学習指導要領社会編では、高齢者や障がい者のための福祉政策、健康医療に関する事業、子育て支援事業などを取り上げることも考えられることが示されております。また、中学校社会公民的分野では、国民の生活と福祉の向上を図るために、社会保障の充実等の諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせること。また、中学校学習指導要領解説社会編では、社会保障制度の基本的な内容を理解させ、その一層の充実を図っていく必要があることを理解させるとともに、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら、これからの福祉社会の目指すべき方向について、考えさせることが示されております。さらに、小中学校では、社会保障の学習とあわせて、租税の学習や財政に関する学習も行われているところでございます。

以上のような内容を踏まえながら、社会保障の学習について、各学校計画に沿って進められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 厚労省の調査報告によりますと、マスコミの報道と一般的に流れている情報と正しい理解に基づく情報には限りがあり、正しい情報を学ぶ必要性が指摘されています。しかし、近年、少子高齢化の急速な進展などにより、地域社会や家庭のあり方など、社会経済情勢が大きく変化しております。社会保障について、正しい知識と関心を持ち、一人一人が地域社会での役割について考えることが重要であります。

そこで、社会保障に詳しい職業としては、社会保険労務士がありますが、このような専門家をゲストティーチャーとして活用することで、子供たちの興味、関心を高めるとともに、みずからの将来を考えるキャリア教育にもつながるのではないかと考えますので、取り組みに関しましては、各学校の意向と総合的学習時間の割合等で、それぞれの校長先生が考えられると思いますが、今後教育委員会といたしましても、税の講習と同じように、税の講習については、税務署のほうから指定されてくるというようなお話でございしますが、こういう方の指導を子供たちにお願ひし、生の声を聞かせるようなことをしていただければと思います。

今後、検討していただきたいというふうに考えます。

次に、18歳選挙権についてであります。公職選挙法が改正され、来年から選挙権年齢は二十から18歳へと引き下げられることになりました。その場合、現在の高校2、3年生から、来年夏の参議院選挙時点で有権者になる生徒が出てくると考えます。ところが、若者の投票率はなかなか伸びません。もっと力を入れなければならないと考えます。高校生が有権者となった場合もクラブ活動等重なって行かないかとか、そういうような事例等も考えられると思いますけども、私たちが子供のころには、候補者が出て立会演説会が開催され投票したものであります。全国で児童会長、生徒会長の選挙は行わない風潮にあると聞いております。ただ、人吉市の場合は、まだ行われているということをお聞きしたところです。選挙権を行使するとともに、選ばれる立場から、選挙を経験することはとても大切な教育であると思えます。18歳選挙権の対応として、学校現場で、また選挙管理委員会では、現在どのような取り組みをされているか、また今後どのような対応をされていくかお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、小学校では、6年生社会、私たちの生活と政治の中の単元、国の政治の仕組みという授業の中で選挙権を扱い、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについて学習しております。さらに、授業の中では、先ほど西議員も申されましたが、18歳からの選挙権ということで、このことにつきましても最新の情報として知らせ、学習に取り入れております。

また、中学校では、2年生の歴史的分野で、日本で初めての衆議院総選挙に実施における選挙権を学び、3年生の公民的分野では、選挙の仕組みと課題という学習の中で、現在の日本の選挙権について学び、先ほど小学校のことも申しましたけれども、18歳からの選挙権ということにつきましても、中学校でも最新の情報として取り扱っております。あわせて、中学校でも西議員がお話しになりましたように、小学校、中学校で生徒会活動、児童会活動等が行われておりますけれども、人吉市の中学校では、生徒会活動が行われておりますが、その生徒会の役員選挙を行う際に選挙の意義、投票の仕方、立候補者の約束や選挙違反等について意識させて取り組ませたり、人吉市選挙管理委員会から本物の投票箱や記載台を借用して実施するなど、各学校で工夫しながら、関心を持たせ学習に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 高校では、議会制民主主義と政治の参加意識の指導が、従来以上に重要視されることだと思えます。中でも、政治的中立性の確保が大切であります。教育基本法や学習指導要領に基づき、憲法の要請や我が国の民主政治と議会の仕組み、それに選挙の意義について指導する必要が出てきています。その場合、担任の影響は大きいと考えます。教

師の指導、信条の自由が保障されるのは言うまでもありません。生徒を前に恣意的であってはならないと考えます。義務教育下においても、選挙啓発、人格形成について、今まで以上に取り組んでいただきたいと考えます。

次に、子供たちの心の教育について、1つ目、認知行動療法について質問いたします。現在、少子化が進む中、子供の心の問題が深刻な状況となっています。不登校やひきこもり、暴力行為、いじめ、自殺など、子供の問題は具体的な手だてが見つからず、今日に至っております。これらの問題を子供たちの心に着目し、予防対策を進めていかなければならないと考えます。内閣府の調査報告では、子供の半数以上がストレスを感じているというのは憂慮すべき自体であり、国際的に見れば、孤独とストレスにさいなまれている日本の子供の姿が浮かび上がったとあります。ストレスと鬱病は密接な関係にある。子供は、親や友達との関係が原因で鬱病になるケースが多く、ささいな出来事が大問題を引き起こすことがあるといえます。子供は、憂鬱な気分を、悲しいというよりはいらいらで表現することがよくあり、小学校のころなら嫌な気分としか感じないが、思春期になると、孤独感や自己否定感を生じ、深刻な問題になりがちです。認知行動療法はカウンセリングの1つで、鬱病などの精神的疾患にももちろん、日常生活の中でストレス対処にも効果的だとして、近年さまざまな分野で注目されている心のコントロール法であります。ストレスを感じたとき、そのときの受け取り方や考え方を振り返り、もう一度客観的に事実を見詰め直すことで、気持ちを軽くしたり、問題に対処する力を発揮したりするための手助けをするものであり、人の気持ちを思いやられるようになるというものです。未来を担う子供たちのために、心の悩みに陥らない予防対策として、認知行動療法を教員が学び、授業でも生かすなど、学校現場に取り入れることはとても有効だと確信します。

そこで、認知行動療法を取り入れた教育について、本市の見解をお伺いいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。少し長くなりますことをお許しいたきたいと存じます。

議員が触れられた認知行動療法については、私にとってもなかなか聞きなれない言葉でございますが、認知行動療法とは、ものの受け取り方や考え方に働きかけて、気持ちを楽にする精神療法、言い換えれば心理療法とも言えるかもしれませんが、その一種であり、自分の考え方におけるストレスに対して、上手に対応できる心の状態をつくっていくことであると考えております。

子供たちにとっても近年はさまざまなストレスの場面、例えば、いじめ、不登校、ひきこもり、虐待等が想定されます。そのような場面で子供たちがバランスをよりよく調整しながら、自分自身で対処していけるように、周りの大人が手助けし、注意しながら見ていくことが大変重要であると考えております。そのためには、親子関係についても、子供のよいところに注目して、伸ばすということを重要視しなければならないと思います。意識的に子供の

よい行動、適切な振る舞いを見つけ出すことが大切になります。適切な行動を引き出す環境の整備、適切な行動に対する褒め方、不適切な行動に対する制限の方法、問題行動に対する対処など、さまざまな場面での対応が考えられます。このような場面での接し方が子供の適切な行動を伸ばし、不適切な行動を変容させていく、いわゆる心のバランスを可能にさせていくとともに、親と子のよいところを認め合えるといった人間関係づくりにもつながるように思います。また、学校におきましても、教師自身が日々の多様な雑務に追われていれば、子供の話をじっくりと聞くことができないでしょうし、教師は完璧でなければならないと考えていたり、白か黒かという極端な考え方を教師が持っているのは、子供のできていることや、伸ばしたいことに注目することは難しくなってくるように思います。まず、第一に人間関係づくりの見本は、お互いのよいところを認め合うことではないでしょうか。子供たち同士でよい点についてフィードバックできるように、教師が心のバランスを支援し、前向きな言葉を使えたことを教師が褒めることが、心のバランスを成長させるためにはとても重要だと考えているところでございます。

各学校では、子供たちの言動や行動を奨励する仕掛け等を考えたり、頑張りカードをつかったり、いろいろ工夫されて子供たちの心のバランスづくりを行っていただいております。あわせて、熊本県では、教師一人一人が「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教育行動指標のもとで、児童・生徒一人一人を大切にする熊本型教育の確立を目指し、健全な心身の育成と、学力の充実等に努めてきているところでございます。西議員の言われる認知行動療法も含めて、参考にできるものは取り入れ、子供たちの心のバランスづくりを各学校でも実践されるよう働きかけてまいりたいと存じます。

さらに、子供たち自身も、学校、家庭、地域で連携して学ぶことで、心の問題や困難にぶつかったときの心のバランスのとり方や、困っている友達を助けてあげたりという場面に対応できるようになってほしいと考えております。子供たちのこれからの人生は長く、やがて学校や親元から離れていくこととなります。そして、私たちが経験してきたように、長い人生のどこかで、困難に直面することは避けられません。自分の問題を整理して理解すること、そして、目の前にある問題を、自分自身の力で解決していくことは、私たちが子供たちに身につけてほしいと思う生きる力であるとも言えます。認知行動療法は、そのような生きる力を具体的に目に見える形で伝える方法の1つである捉えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 次に、子供たちの心の教育ということで、アンガーマネジメントに触れまして、両方あわせて御要望をいたしたいと思っております。

アンガーマネジメントとは、怒りの感情と上手につき合うためのスキルを学ぶ、心理教育の1つです。アンガーマネジメントの効果として、自分自身の怒りを理解しコントロールす

ることで、人間関係をスムーズにすること等に効果があると言われていています。一般教員は校長などの管理職と比べると、子供たちと触れ合う機会が多いので、アンガーマネジメントの研修を受けることで、児童・生徒はより落ちついた環境で教育を受けることができるようになるのではないかと考えます。感情のコントロールができないことが原因で起こるトラブルも減少するのではないのでしょうか。怒りの感情に任せた行動で、取り返しのつかない事態に陥ることがないように取り組む、アンガーマネジメント教育についてのお考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

アンガーマネジメントとは、大きく2つの意味があると考えており、自分の中にある怒りをどのようにコントロールするかということと、他者の感情としての怒りをどのようにマネジメントするかということと捉えております。子供たちにとって自然な感情である怒りと上手につき合い、自分をコントロールできるようにすることは、子供たちが成長していく過程において、身につけていくことにおいても、コミュニケーション能力の意味からも大変大切なことであると思います。そのためには、さまざまな感情を知り、自分の怒りの感情を知り、さらに、怒りの感情をコントロールしようとする自分をつくるのが大切だと考えます。

各学校では、このようなアンガーマネジメントに特化した授業は実施しておりませんが、道徳の授業の中では自分自身に関する事、人とのかかわりに関する事、集団や社会とのかかわりに関する事、考える場面を設定し、よりよく関することなどから、考える場面を設定し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見詰め、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践、意欲と態度を育てておるところでございます。この中で、いろいろな見方、考え方や、感情コントロールも含めた学習を行っているところがございます。また、特別活動の時間でも、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や、健全な生活態度を育てるための学習が行われております。

この中でも、いろいろな見方、考え方や感情コントロールも含めた学習を行っているところですが、先ほどの質問でもお答えしましたが、参考にできるものは参考にして、子供たちの心、この心づくりを各学校でも実践していただきたいと思っているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 子供たちの心の教育ということで、認知行動療法とアンガーマネジメント、この2つ触れさせていただきましたが、子供たちの生きる力を育むために、非常に効果的な教育法であると思いますし、また教員の方、あるいはPTAを対象とした研修の機会を設けて、また子供たちも、また教員、PTAもそういう心を学ぶことによって、よりよい

教育ができていけばというようなことも考えますので、そういう機会も持っていただければと。また、私もPTAもそういうことを計画していかなければならないとも考えておりますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、仮称家庭教育支援チームについてであります。まず、不登校対策は、全国の自治体にとって喫緊の課題であり、さまざまな施策を講じても、実際の不登校児童は減ることなく、不登校になってから対症療法等では限界があります。だからこそ、不登校対策には、未然予防が必要であります。本市にとってもいろいろなことを取り組まれておるところでございますが、本市では、不登校やいじめなど、子供たちの問題や、保護者の悩みに対処すべく、子ども・子育て相談室を設置されていますが、現在の相談状況をお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、平成26年度の相談状況についてですが、平成26年4月から27年3月までの相談件数につきましては、延べ相談件数が127件でございます。相談方法につきましては、電話相談が延べ35件、来所によるものが延べ48件、訪問しての相談が延べ44件です。そのほか、各学校への巡回訪問も行っております。また、相談者につきましては、学校、保護者、地域からの相談が主なものでございます。相談内容については、学校に関すること、嫌がらせやいじめ、登校渋りや不登校について、級友関係、子供の行動について、進路について、虐待に関すること、家庭問題、その他となっております。

次に、平成27年度、4月から11月までについては、延べ相談件数が110件でございます。その内訳として、電話相談が延べ25件、来所が延べ48件、訪問しての相談が延べ37件でございます。また、学校への巡回訪問や相談者や相談内容につきましては、平成26年度と大きく変わってはおりません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 26年4月から翌年の3月までが127件、27年4月から11月までが110件ということで、多くの方が利用されているようでありますが、相談されることで対処されると思いますが、相談されずにそういうような思いを抱えられておられる方も多数おられるというふうに考えるところです。

文科省が考える家庭教育支援チームの業務は3点あります。1つ目は、保護者への情報や学びの場の提供、2つ目は家庭と地域のつながりの場の提供、3つ目は、訪問型家庭教育支援、いわゆるアウトリーチ型支援です。

問題は、情報や学びの場につながらない家庭と、地域のつながりの場に参加することができない保護者に、どのようにアプローチするかであると考えます。つまり、従来の拠点型の待つ支援ではなくて、届ける支援が必要ではないか、その役割が3つ目の訪問型家庭教育だと思ひます。PTAで研修や講演会を開催しても、一番参加してほしい家庭に問題があり、

悩んでいる保護者は参加することが余りありません。核家族化が進み、地域との関係も希薄化する中で、中間支援が家庭、学校、地域の合間を埋める役割を担っていることが期待されます。だからこそ、文科省でも教育方法を改正し、家庭教育支援の必要性を新たに位置づけています。

そこで、本市でも家庭教育支援チームに取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

家庭教育支援チームの活動の柱の一つとして掲げてあります訪問指導について、どのように考えているのかという御質問でございますが、教育の原点は家庭にあると言われてますように、家庭教育の重要性が高まっており、多様化する家庭環境や地域社会とのつながりが希薄化する中で、孤立する家庭や課題を抱える家庭への支援の充実が求められているところでございます。

本市におきましては、平成27年3月に人吉市子ども・子育て基本条例に基づき、人吉市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、「いのちを育み、えがお煌（キラ）めく、ひとよし」を基本理念に掲げ、子育てを地域で支える環境づくりなど、5つの基本目標を設定し、子供たちが生き生きと輝き、みんながそれを喜び合える人吉市の実現を目指しているところでございます。

このようなことから、保健師による訪問事業、民生委員・児童委員による訪問指導、子ども・子育て相談員や、女性福祉相談員による相談事業、ひとよし生活困りごと支援センターによる訪問・来所相談など、行政を主体としました子育て支援の環境整備を進めているところでございます。

本市におきましては、民生委員・児童委員や子育て経験者など、地域人材を中心とした自主的な集まりである家庭教育支援チームは組織化されていない状況でございます。その活動の柱となる訪問指導につきましては、さまざまな課題を抱えている家庭に対して、直接働きかけを行うことで、地域社会への参加を促すなど、取り組み効果があるとされておりますが、訪問指導は守秘義務や家庭問題への対応の仕方など専門性を必要とし、慎重に対処する必要があるのではないかと考えているところでございます。

本市におきましては、町内会、子供会、PTAなどが活動をされていることから、家庭が地域社会から孤立することは少ないというふうに考えておりますけども、身近で気軽に相談できる家庭教育支援チームの組織化につきましては、今後関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 訪問指導には、いろいろな課題があるということでございますが、家

庭教育、いろんな学級等も取り組みますけども、なかなか来てもらえない、これはその家庭にこちらから行くべきではなかろうかというような気持ちでこれを持ってきたところです。いろんな課題を克服して、子供たちに本当によりよい教育ができるように、親としての学びをしっかりとしていただきたいと考えておりますので、この施策についても、さらなる検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時46分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 先ほど教育関係の質問の中で、18歳選挙権の対応について、教育委員会と選挙管理委員会事務局長にお尋ねをいたしまして、選挙管理委員会事務局長からまだ答弁をいただいておりますので、答弁のほうまずお願ひしたいと思ひます。

○選挙管理委員会事務局長（瀬上雅暁君） 議員の皆様、こんにちは。発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、私のほうから西議員の御質問に選挙管理委員会事務局からお答えを申し上げます。

本市選挙管理委員会がこれまでに若い世代に対して行った取り組みでございますが、出前講座での啓発や、市内の学校への投票箱や記載台など、選挙備品の貸し出しなどを行っております。また二十となり、初めて本市の選挙人名簿に登録された方に対しまして、二十の誕生日のお祝いに加え、人吉市の選挙人名簿に登録され、次の選挙から投票できますという旨の通知を、通称バースデーカードを郵送しております。

成人式におきましては、選挙に関する小冊子等の配布をさせていただいているところでございます。今後の取り組みでございますが、若い世代向けの新たな啓発活動といたしまして、今月19日、土曜日でございますが、人吉高校におきまして、全校生徒を対象に選挙に関する講座を行うこととしております。

また、球磨工業高校においては、熊本県選挙管理委員会による選挙に関する講座、及び模擬投票が予定されているところでございます。本市選挙管理委員会も、投票箱、それから記載台の貸し出しや、模擬投票による投票用紙の交付事務など、積極的に協力していくこととしております。さらに、先ほど教育長のほうからもありましたように、市内の各中学校に対しましては、生徒会選挙に使用するため、投票箱や記載台の貸し出しを行っております。本物の選挙備品を使うことで、選挙への関心を持っていただければと思っているところでございます。また、バースデーカードの送付、それから、成人式での選挙に関する小冊子等の配布を満18歳までに引き下げ、選挙啓発を行いたいと考えているところでございます。

選挙権年齢が、満18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法で行われる選挙は、来年に予定されており参議院議員通常選挙からと考えられます。若い世代の政治離れ、選挙離れが進み、投票率が低下している状況は、私どもも認識しているところでございますので、若い世代に政治に関心を持っていただいて、投票率の向上を図るために、今回の法改正を契機として、新たな啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 御答弁ありがとうございました。要望に関しましては、義務教育下の子供たち、あるいは高校生につきまして、先ほど要望を言っておりましたので、その辺割愛させていただきます。

次に、消防力強化についてであります。この質問を取り上げるに当たりましては、明日の人吉球磨を考える議員連盟、10市町村の超党派議員で組織しておりますけども、人吉球磨に散在するいろいろな問題点をそれぞれの議会で統一課題に質問していこうということで、今回、下球磨消防組合議会、上球磨消防組合議会、そして10市町村議会で同一質問を12月議会で、ただ、あさぎり町のみ3月議会でされるということでございますが、問題解決に向けまして、上球磨、下球磨、各消防組合の統一、消防広域化問題ということで取り組みましたので、それについて質問をいたします。事前に各市町村長へアンケートをお願いしておりますので、そのことにつきまして検証させていただきます。

では、市長に質問いたします。1、城南地区消防広域化について、どのようにお考えでしょうか。2、上球磨消防組合と下球磨消防組合の合併について、どのようにお考えでしょうかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

大規模災害時における人命救助を第一に考えた場合、消防広域化は地域の消防力の強化につながる有効な手段であり、今後、前向きに検討しなければならない課題であると認識をいたしております。しかしながら、実際に城南4地区が広域化するためには、クリアすべき課題が多く、まずは前段として上球磨消防組合と人吉下球磨消防組合の合併も1つの選択肢であると、そのように考えております。いずれにいたしましても、下球磨消防組合の中でもまだこのような議論、首長同士での議論も行っておりませんので、そういった中でもしっかり議論をしていく必要があると、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 次に、下球磨消防組合と上球磨消防組合、これの連携、合併に向けまして、人吉球磨地域消防力強化検討会が開催されております。これにつきまして、開催が今後あるのかどうかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

下球磨消防組合のほうにお尋ねしましたところ、人吉球磨地域消防力強化検討委員会は、平成26年2月に第1回目の検討会を開催し、その後、相互応援協定の強化、または消防の広域化という2つの方向性を選択し、比較検討を行い、平成26年10月にその中間報告を行ったところでございます。

中間報告での内容を御検討いただき、今後最終報告会までに、さらなる課題について検討、御協議をいただく予定でございましたが、上球磨消防組合からは、将来的に一番よい形になるにはどういった方法があるのか、それから、前回の広域化のことも含め、持ち帰り話し合ってからその方向性を御相談申し上げたいと、そういう御意見がございました。

また、人吉下球磨消防組合からも、構成市町村長でその方向性を一旦整理し、検討したいというそういう御意見で、同委員会は閉会になってしまったというようなところでございます。その後、県と人吉下球磨、上球磨3者におきまして、平成27年、本年2月23日に、今後の取り組み、方向性について協議を行ったところでございましたが、4月の統一地方選挙も近まっていることもございまして、統一選挙後に今後の進め方として各市町村の御意見を伺い、調整が整った段階で首長会議を再度開催する予定としていたと、そういう状況であったけれども、そのままになってる。現在に至っているというところでございます。

消防の広域化を推進してきました総務省、消防庁におきましては、新たな動きがその一方出てきております。それは、人口減少社会における消防体制といたしまして、予防業務や指令業務、それから庶務業務など、複数消防本部による部分的な連携を推進する方向で現在、検討が始まったと聞いております。熊本県におきましても、国から新たな方針が示されたならば、人口減少社会に対応できるよう、熊本県内の消防本部の間の多様な連携のあり方について、再度検討が進められるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） もともと下球磨消防と上球磨消防、連携等はされていたところでございますけれども、今御答弁にありましたように、また連携等の強化等のお話も出てるようでございます。

下球磨消防組合と上球磨消防組合での現在の連携状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。人吉下球磨管内と上球磨管内の連携について、そういうところが少しひも解きになると思いますので、お答えをさせていただきます。

現在、上球磨、人吉下球磨間の協定につきましては、熊本県の救急救助活動に関する消防相互応援協定に基づき活動を行っております。上球磨との境界に当たるところ、下球磨からして上球磨との境界に当たるところは、錦町の木上地区に該当地域がありまして、例えばこ

の地域で災害が発生した場合は、通報者の通報位置で上球磨、下球磨のいずれかの指令センターに119番の入電が入ることとなります。

例えば、119番通報が下球磨の指令センターに入電された場合は、下球磨の車両に出動指令をかけるとともに、上球磨の指令センターにも災害現場を通知し、上球磨から出動することになっております。要するに、下球磨隊が先に現場に到着し、たとえそこが上球磨管内であったとしても、下球磨隊は救急救助活動や消火活動を継続するということとしております。逆に、119番通報が上球磨の指令センターに入電された場合は、下球磨の指令センターにまた同じように通知され、同様な対応を実施し、活動を継続していくこととしております。

以上のような内容で上球磨、下球磨の境界で特定しづらい場所での災害救急につきましては、双方で連携をして対応しているところでございます。これは、当然各消防組合からの情報をもとに答弁のほうをつくらせていただいておりますので、お答えとさせていただきます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） それぞれの管轄の境目であるところの連携、しっかりできるところでございました。

今度は、そういう連携ができていれば、合併についてお聞きしたいと思いますけども、下球磨消防組合と上球磨消防組合が合併した際の、メリットとデメリットはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

下球磨と上球磨との広域化のメリット、デメリットにつきましては、先ほど申し述べました平成26年2月人吉球磨地域消防力強化検討委員会において、消防広域化での効果、課題についてということで報告がなされているところでございます。

効果につきましては、メリットでございますけども、大規模災害時の初動体制の強化や組織体制の一元化で、管理部門の統合により効率化が図られ、現場要員の増強が得られる。または、管轄区域見直しによる出動距離、現場到着時間の短縮が図られる、そういう報告がなされているところでございます。

一方、課題、デメリットでございますけども、4つの消防本部の広域化協議時と比べ、財政メリットの縮小、それから消防本部と消防団の連携体制の確保、それから職員給与の一元化等の課題、そういうものが報告されているところでございます。しかしながら、この報告は、あくまでも中間的なものでございまして、上球磨、下球磨の広域化に対するメリット、デメリットにつきましては、さらに詳細に検討していかなければならないと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 合併のメリット、デメリットについて、中間報告の御説明をいただきました。市長申されましたように、各首長とお考えを大事に合併とも検討していきたいということでございまして、今回のアンケートを見させていただきますと、大体下球磨消防組合を管轄する市町村におきましては、合併の賛成の方向性が強い御意見がございます。上球磨に関しては、慎重な御意見があるようでございます。人吉球磨も同じ地域でございますので、いろんな課題等もあるかもしれませんが、まず、強化策としての下球磨、上球磨の合併に向けて、そういう首長の検討委員会等も再開していただきまして、さらなる検討を進めていただきたいというふうに強く要望いたすところでございます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） 皆さんこんにちは。14番議員の村上恵一でございます。

今回は、一般質問を行わない予定でございましたけれども、行政の継続性と同様に私たち議員も継続性と保たなければならないという観点から、今議会で市庁舎建設に関する再検討の方向性を市長が示されたこともありますので、急遽質問を行うことになりました。よって、今回は、市庁舎建設に関する再検討報告書の1項目に絞って通告いたしております。市にとっては最大の懸案事項ということで、傍聴席が埋まるかなと思いましたが、あに凶らんや、マスコミの方3名だけのようでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回、施政方針の中で、市長はこのような表現をされております。私が選挙戦で訴えました人吉市カルチャーパレスを初め、既存施設の活用案につきましては、建設に向けて既に前提条件としてクリアすべき課題、ハードルの高さなどを掌握する中で、一定の問題提起にはつながったものの、代替案としての精度に欠けていたことも事実でございましてというような表現をされております。

この表現に至った、そのどのような観点からこのような表現になったのかお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えをいたします。

選挙時でお示したカルチャーパレスへの代替案につきましては、村上議員からも質問を9月議会で御質問いただいたように、当概地域がハザードマップにおいて浸水想定地域となっており、0.5メートル未満の区域ではございますが、新設の防災拠点としては余り望ましくないという判断をいたしました。また、作業部会や庁舎建設移転研究委員会のメンバーと協議をする中で、都市計画法、建築基準法、消防法等を全てクリアすれば増築も可能であり、技術的に不可能だということはないということを前提としながらも、スポーツパレスとカルチャーパレスは既に一団地認定、つまり、1つの敷地に1つの建築物が原則であることに緩和措置を受けていることや、加えて、この2つの建築物ともに、特殊建築物であることによる相互影響の精査、これはつまり、避難経路の問題や構造上の問題に関連をしてくるという

ものでございます。開発行為における許可基準を踏まえた総合的な検討が必要になること、また庁舎の床面積を確保するための構造等々、精査、検討しなければならないハードルが多数存在し、不可能ではないというものの、その対策が経費にはね返ってくるものと予想されること、このことが精度に欠けていた提案であったということでございます。それでも、結果的には選挙時で訴えましたカルチャーパレスの活用等代替案に、御期待をされた皆様にお応えすることができなかったことも事実であり、落胆したという声も届いておりますし、多くの市民の方々には御心痛、御心配をおかけしたと存じます。改めまして、この点につきましては、市民の皆様にはおわびを申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 私、前回9月議会での一般質問で、カルチャーパレスが浸水危険区域であるということ、オープンにさせていただいたわけですが、市長の今の答弁の表現の中にもありましたように、カルチャーパレスの周辺の方々は市役所が近くなるということで、相当喜ばれたんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど、市民の皆様にはということでおわびを申し上げるようなことをおっしゃいましたけど、できれば議会のほうにもおわびをお願いしたいと思います。

このカルチャーパレス案ですけども、これは市長本人が考えついたものなんですか、いかがなんでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 私が考えたものでございます。

お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） それに関しては、やはり人間間違いはありますので、そういうこともありますので、今後そのようなことがないように、今は完全な公職、首長という立場でおられますので、そのようなことはないと思いますが、十分に検討して今後の方向性をお示しいただきたいなというふうに思います。

ところで、今回の再検討報告書の追加版で、A案とB案というふうに出ております。A案が一本杉団地北側に本庁舎を建設する案ですね。B案が保健センターを解体してその跡地に建設する案ということになっておりますが、このA案とB案、移転後何年間使い続けていくことを想定しておられるのかをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

今回、特別委員会におきまして、御提案させていただきましたA案、B案、いずれも既存の施設、あるいは周辺の公共施設を併用しながら、新本庁舎を規模縮小の形で建設するといった内容のものでございます。この案の根底にありますのが、国が示しました公共施設等総合管理に関する指針でございまして、今後、人口減少が見込まれ、行政サービス提供の形態

の変化、市町村広域連携、及び将来の国・県などの公共施設の余剰スペースの有効活用を考えた場合に、さらなる公共施設の複合化などの再編の実施も十分検討していかなければならないと考えているところでございます。ただ、本市は、ことしから公共施設等総合管理計画策定に着手したばかりでございまして、今後の公共施設等のあり方など、基本的な方針が示せない中での御提案であったことをお伝えしておきたいと存じます。

したがいまして、御質問の既存の施設、あるいは周辺公共施設の使用期間、何年使い続けるかということにつきましては、現時点では具体的な年数についてお示しすることはできませんが、今後、公共施設等総合管理計画の策定、進捗の中で明らかになってまいりますので、適切な時期にその状況もお伝えできるのではと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 何年間使い続けていくかということは今後ということで、具体的にはまだ、今言うことができないということだったんですけども、この概算事業費の積算の中に、賃借料、年額1,000万というのが入っております。これは、周辺公共施設を借用することになるわけですが、この場所がどこであるかというのはここでまだ伏せておきますけども、この1,000万はなぜ単年度分しか計上されていないのでしょうか。使い続けるということになれば、1,000万ではないというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

今回の数字に関しましては、積み上げ方式でつくったところでございます。まだ、具体的な賃借料に関しましても、お話は進んでいないところでございまして、今後それも含めてお示しをしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） これからだ、まだ、まだですというような返答しか返ってこないものだから、なかなかこの後聞きづらいわけなんですけども、やはり公共施設というのは、例えば新しく移転、新築構造物とプラス周辺の公共施設を利用するにしても、今後相当な額使い続けるわけですね。通常約50年というふうに思いますけども、50年というスパンで考えるならば、年間1,000万円の賃借料を計算したときに、掛ける50ですから、5億円になるわけですよ。ということは、概算事業費自体も相当狂ってくるわけです。A案については16億1,000万ということになってますけども、これは5億円プラスすれば21億1,000万になるわけですね。B案の場合は19億5,000万、これに5億円を上乗せすれば、24億5,000万ということになるわけでございまして、相当数字の根拠が変わってくるんですよ。だから、これはちょっと問題ありと私は思います。

もう一つなんですけども、今度は、周辺公共施設をA案の場合は保健センターも、あるい

は賃借する公共施設、そして別館も使い続ける。今までの案も別館は使い続けるような案でございましたけども、そのような形で、公共施設、老朽化しております。それをこの後使い続けるならば、恐らく維持補修が必要になってくるんじゃないかなというふうに思うわけですね。この維持補修の事業費、これの積み上げは全くこの中に入っていないですけど、どういうふうに考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今後の厳しい財政状況の中、限られた予算を計画的に運用するには、建物の生涯に必要な総費用であるライフサイクルコストを踏まえた、長期的な視点での取り組みを検討していく必要があるというふうに考えております。

ライフサイクルコストとは建物の生涯に必要な総費用のことで、このうち初期投資の企画、設計費、建設費などのイニシャルコストが氷山の一角に例えられ、保守費、修繕、改修費、光熱水費など施設を維持するのに必要なランニングコストは、氷山の海面下の部分に例えられております。氷山の例えからもわかりますように、イニシャルコストに比べ、ランニングコストのほうが長期的に考えますと大きな割合を占めることとなりますので、今後は、このランニングコストの削減を図っていくことが、ライフサイクルコストを削減する上で非常に重要になってきます。村上議員おっしゃっておりますとおり、今後、そのあたりのランニングコストについても十分な検討をしてみたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 建造物のライフサイクルコスト、LCCと言いますが、聞き取りのときにちょうど私はLCCのことを出しましたので、先回りして資料をつくられたような気がするんですけども、大手ゼネコンの資料をウェブ上から見ますと、建造物が新しく建てられて、それが数十年間、50年間、60年間、その後解体までというふうなライフサイクルコストになってくるわけですけど、その中で維持管理というのはかなり金額が上ってくるわけなんです。建設費は、その総合的なライフサイクルコストの中で考えれば、4分の1ぐらいにしかならないということですね。ですから、例えば30億の事業であれば、120億ぐらい最終的にはかかってくるようなことです。ですから、今までの総合庁舎方式の33億円案でもまあ維持管理は当然かかってくるわけなんですけども、ここで学校であるとか、事務所ビルの施設の場合、建設費の大体3分の1が修繕費に充てられることが予想されるというふうになっております。ということは、今回のA案にしてもB案にしても、周辺公共施設等を使います。築年数がかなりたってます。借用する施設は昭和46年築ですから、44年経過しております。別館も相当たっております。保険センターも年数たっております。そのようなことから考えたときに、大体その修繕費が必要になってくるのは30年後、40年後なんですよ。ですから、まさにその時を迎えた建造物を使うこの計画では、非常に不備である。とい

うことは、建てかえの必要も迫られてくるということになります。

そういうようなことを考えますと、もしかしたら、総合庁舎方式33億円の計画でしたけども、これをはるかにオーバーしてしまう可能性もあるということになるわけでございます。初期目的である総事業費の圧縮にはならないというような可能性が非常に高くなってくるわけでございます。ですから、この辺はどうですか、市長。これ何か理屈に合わないんじゃないかなと思うんですけどね、ちょっとお気持ちをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人口減少が見込まれ、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておることは、皆様御存じのとおりだというふうに思います。その更新等の費用に、莫大な費用が今度かかることも予測をされております。そこで、本市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、9月に予算を認めていただきました公共施設等総合管理計画の策定業務を開始したところでございます。既に、計画を策定している先進地の事例を見てみますと、その管理に関する基本的方針が、公共施設の保有総量を圧縮するとなつているところでございます。今後の公共施設再編の手段となりますのは、財源の確保、総量圧縮、長寿命化などと考えておきまして、建物の建てかえ費用の縮減、イニシャルコストの削減のみにかかわらず、ランニングコストについても利活用していく予定の既存施設を大規模改修ではなく、計画的にメンテナンスを行っていくことにより、長寿命化を行うことで、経費の縮減を行っていかねなければならないと考えております。今回の見直し案につきましても、そのような方針で組織的な決定を行いました。議会、庁舎等移転建設審議会等でもさまざまな御議論等いただきたいというふうに残っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 長寿命化を図るっていうのはわかるんですけど、現在築40年の建物を、長寿命化図って、何年間使い続けるかなんですよ。通常、事業としては50年間を考えたとしたら、築40年の建物を長寿命化策を施して、90年使えます。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけどね、その辺のちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今後の公共施設の保存、活用のあり方について、今現在、これから調査を行っていくところでございますが、現在の時代、また世の中の流れ等々見たときに、かなり人口減少等が進んでおります。また、人吉球磨においての地域的な合併等々も含めたところで、今後の将来性等々も本地域においては課題を抱えているというふうに考えているところでございます。

しかしながら、一方で、財源がかなり厳しい状況でもありますし、しかしながら、この庁舎の危険度というのは相当に高いということも含めまして、なるべく早く、そして事業費も抑制した形で庁舎移転をすべきだというふうと考えております。そのような点も含めまし

て、また今後、庁舎の長寿命化、あと何年もつかというのも早急に調査をいたしまして、皆様方にお示しをしていきたい、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 合併問題とすりかえられたら困るんですけどね。あくまでも単独で今やるんだという指針のもとですから。また、借用する周辺公共施設、これもまた44年たっておりますけども、これ改修が必要になったときには負担の割合はどういうふうに考えておられるんですか、そういう話は全然全くされてないのでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

まだ詳細には詰まっておりますが、そのようなところも含めたところでの金額ということで、今話を進めさせていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 答弁を聞いておりますと、まだこれから、今後検討というような言葉ばかりですけども、とにかく不安要素が残り過ぎるとというのが私の今の思いでございます。

これ9月議会にも同様のことをお聞きしましたけども、新市庁舎建設の市民アンケートの結果ですね。現庁舎の問題としてはということで提案したところで、1番目の数字を示しておるのが分散していて不便、わかりづらいというのが58.8%という数字でございます。結果的にはこの数字を無視することになるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市民アンケートにおける現状の問題点として一番多くありましたのが、庁舎や施設が分散していて不便、わかりづらいという回答でございまして、また、課や部屋がわかりづらいという回答も35.9%と多数いただいているところでございます。

そのことが基本構想における、基本理念に掲げてありますわかりやすく親しみを感じる庁舎に生かされておりましたので、今回の見直し作業におきましても、その理念は十分引き継いで作業を行ったところでございます。結果的に今回お示ししましたA案、B案、いずれも総合庁舎方式を修正したような案になってしまいましたが、一般論としまして、分庁舎方式は総合庁舎方式と比べますと、どうしても機能性、効率性においてサービスの精度が劣ると言われておりますが、可能な限り同じ建物内で手続等を済ますことができるよう部署等の適正配置を含め、精度を高めてまいりたいと考えております。

御質問のアンケート結果の数字を無視することにならないかということでございますが、私自身、アンケート結果の重みは十分に認識をしておりますので、当初計画の見直しによるマイナス要素分を、市役所を訪れる市民の皆様へ最高のサービスを提供させていただくこと

で、カバーをしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 重みはしっかりと受けとめているということなんですけども、これまでの議論をしておったら、なかなかそれが見えてこないなというふうに思うんですよね。現在の別館も含めて、老朽化周辺公共施設は、移転後50年はもたないのではないかなというふうに、結果的には子や孫の世代に負担を残すことになるのではないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか、再度お聞きします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時31分 休憩

午後3時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） 議員の皆様には、時間をおとりして大変申しわけございません。村上議員の御質問にお答えをいたします。

将来、結果的には負担を残すことになるのではないかとということでしたが、そうならないように先ほどお話をしました、ライフサイクルコストのところでお話をしましたように、イニシャルコスト及びランニングコストを削減すべく取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 恐らくそのような答えが返ってくるのではないかなという想像をしておりました。結局、移転し終わってから数年経過したら、多額の修繕費などで建てかえが必要になって、逆に負の遺産になるということも考えられます。私はそういうふうに思います。さらに、もしも一本杉団地の北側に建設するA案に決定した場合は、市役所の位置に関する条例、また再度改正しなければならないという事態が起こるわけですから、本当に慎重に考えて、考え方を変える場面もあっていいと思いますよ私は。そういうふうに思います。

もう一つ施政方針の中に、理想形である総合型庁舎ではございませんがというような表現をされておりますよね。市長は分散型を理想形であるかのように推進されたのではないかなと思うんですけども、この辺の経過をお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えをいたします。

私の個人的な見解といたしましては、確かにこれまでの発言の中で、分散型でもよいのではないか、そのメリットとして、市政の現場や市民の皆様にも市役所のほうが近づいていくことの優位性などを述べさせていただいておりました。しかしながら、市庁舎に関する特別委員会での議論、さらには庁内の研究委員会や市庁舎等移転建設審議会においても、総合型の

庁舎というものが多くの皆様にとってスタンダードであり、求められているものと認識をしていることから、そのような表現をいたしました。私個人としても、豊かな財源を背景にして堅牢な防災型総合型庁舎があり、市民やまちづくりに近い部分の出先での充実など、さまざまに組み合わせができるのであれば、何ともすばらしいことだろうと考えるところでございまして、財政的に許容できる部分での方針決定に照らしての表現であると御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 市民の利便性を高めるための分散型、あるいは分庁型、出張所を設けるそのような型、ならば理解できるんですけどね。

前回9月議会でも例えを出しました。車に例えたわけなんですけども、今回の報告書の案の場合、同様に車に例えるなら、中古の軽トラック2台を所有したまま小型のハイブリッド車を購入すること、そのような3台を持って運用しとるとというような形になるんじゃないかなと思うんです。それよりは、総合庁舎型でワゴンタイプのハイブリッド車を新車で1台購入したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。メンテナンスの心配も少なく、ランニングコストもローコストになるのではないかとこのように思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

車に例えた御質問は前議会でもいただいたところでございます。ただ、本市におきましては、既に公共施設等がございます。これは必ず修繕等々をしていかなければなりません。そのような公共施設を活用していきたいというのが最大の考えでございまして、経費の抑制も総事業費の抑制等々も含めまして、そのような形をとることが将来に対する負担を残さないことであるというふうに考えておりますので、より、今後また、具体的にお示しをさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） それはちょっと違うと思うんですけどね。先ほど私も申し上げましたように、むしろ分散型でそれも老朽化した公共施設を使うことによって、今後修繕費、あるいはメンテナンスで相当な負担が出てきて、あるいはもう建てかえの時期がきて、逆にプラス33億円をオーバーするような大きな事業費になってしまうんじゃないかなと、私はそういうふうに想像します。今からでも遅くないと思うんですよ。今後いろんな協議をしていく中で、例えば半年、1年後にやはり総合庁舎型がベストだったというふうに考えを切りかえられるときが来てもいいと思いますよ。いかがでしょうかそれは。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

現在、今回お示しをさせていただきました案をさらに精度を高めるということで進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 大丈夫ですよ。やはり間違っていましたって頭を一度下げるだけでいいんですから。人間ですね、長い人生において、想定違いとか間違いつてあるんですよ。一緒に特別委員会の委員長と副委員長をしてきた仲じゃないですか。また議場にいる議員のほとんどが同僚だったんですからね、大きく受けとめてくれますから、皆さん温かいんですから。きょうは、市長とネクタイも同様のネクタイしておりますので。

最後に、財政的なことについてもちょっとお聞きしておきたいと思います。中期財政計画、これは特別委員会だけがもらったと思うんですけども、この中に、今後の数年間の展望を書いてあります。大体5年間ですね。平成31年には財政調整基金、あるいは減債基金がほぼゼロに近い状況になるような計画であります。これは、26年度決算における審査意見書の中にも同様の指摘があるわけなんですけども、本当にこのような計画でいいのか、ちょっと心配になるところなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（田中 哲君） ここで、会議時間を延長いたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成27年度から31年度までの5カ年間の財政状況につきまして、中期財政計画としてまとめ、先週12月2日の市庁舎建設に関する特別委員会で御説明をさせていただきました。特別委員会以外の議員の皆様方には、議会最終日の全員協議会で御説明をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この中期財政計画でございますが、作成に当たりましては、過去5カ年間の決算及び平成27年度の決算見込みを基礎としまして、費目ごとの今後の見込み額を積み上げて積算をいたしております。歳入の多くを占めます地方交付税、地方譲与税、国・県支出金や、歳出の扶助費、繰出金などは現在の制度に基づいて積算しております。また、今回の計画では、庁舎移転に関する経費は含んでおりません。今、村上議員からの御質問ですが、議員御指摘のとおり、今回作成いたしました中期財政計画では、平成31年度に財源調整のための財政調整基金、起債の償還に充てる減債基金がそれぞれ残額600万円と500万円になるという試算をしております。計画という以上は、健全財政を運営する計画でなければなりません、今回のものはこのままの財政運営を続けていくとこうなるという中期財政見通しといったほうがいいかもしれません。いずれにいたしましてもこのままで行けば、数年後には財源調整のための基金は枯渇するということでございまして、これは平成26年度決算の監査委員からの審査意見書にあるこのように歳入不足額を財政調整基金等で補填し続けた場合、数年後には減債基金、財政調整基金が枯渇する可能性も否定できない状況になっているという言葉、数字と

いう形であらわしたのではないかというふうに思っております。とはいえ、この状況が好ましいわけでは当然ございません。幸いにしてまだ5年という時間がございますので、財政健全化に向けてできることは全てやるという覚悟で取り組む必要があると考えております。事業のゼロベースでの見直し、役所としての仕事の仕方自体の見直しなど、経常経費をこれまで以上に節減するとともに、歳入をふやす努力もあわせて進めてまいりたいと存じます。

一方、これは財政部門だけでできるものではございません。今回の中期財政計画を契機に、職員初め議員の皆様、市民の皆様など多くの方々と現状の共有を進めながら、このような5年後を生み出さない努力を積み重ねてまいりたいと考えております。また、今回これをつくったのは、約5年後に庁舎の建設をするとしたら、そのときに本市の財政状況がどのような形になっているかというのを数字として把握したいということもございまして、今回このような見直しを出させていただきました。

先ほどから申し上げますとおり、こういう状況にならないように今後努力をしていくというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 本当にこの計画ではちょっと好ましくないなというふうに私は思う次第でございます。31年には基金2つがほぼゼロに近い状態ですよ。今後、さらなる地方創生に向けて、さまざまなメニューがあると思いますが、これをいかに生かし続けるのか、そしてまた、独自案として個性的な案を人吉市モデルとして何か立ち上げないと厳しいかなというふうに私も思う次第でございます。

先日の特別委員会でも述べさせていただいたんですけども、今後2020年のオリンピックに向けて、資材の高騰が、あるいは人材不足ということも考えられますので、31年着工にはこだわらなくていいと思うんですね。1年、あるいは2年、先延ばすこともあっていいと思います。すぐにこの庁舎がぼろぼろになるということはないでしょうから、そこら辺はよいのではないかなというふうに思います。

最後に1つ提案なんですけども、国土交通省には、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱というのがあります。これは、公共補償というのは、公共事業の施行によりその機能を廃止し、もしくは休止することが必要となる起業地内、その事業を行う土地の中にある公共施設等に対する補償、または第3章の規定、第3章というのは、公共施設等の損傷等に対する費用の負担、この規定により公共事業の起業者が行う費用の負担とする、そのような基準要綱ができてるんです。これは昭和42年、恐らくこれは川辺川ダムが決定したころですから、ダム事業なんかで、例えば移転を迫られた役場とか、あるいはその公共施設の補償をするものですよ。これは、国土交通省です。文化庁ですよ、史跡指定をしてるのは文化庁ですから、省庁間で格差があつていいのかなというふうに思ったわけですね。ですから、これは

地元国会議員にお願いしながら、これ移転補償、民間には出てるわけですから、相当な額の、この庁舎に対しても出していただくような私はお願いをしていっていいと思います。国交省のこの事例も出して。だから、再度執行部の皆さん方にも投げかけますけど、市長だけではなくて、これは検討していただく必要があると思います、もう一度。その辺の今後どうでしょうか、この投げかけに対しまして。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

村上議員とは特別委員会のおきから、どうにか国から補助金はないかという話をずっとしてきたことを私も覚えております。今、具体的に国交省からの補助、または文化庁からの補助等々がないかという御質問でしたので、そこらあたりを本当にしっかり調べまして、また要望も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 国土交通省からの補助は恐らくないと思うんですよ。じゃなくて、私は例として国土交通省が行う事業に対してはこういった補償があるということをお示したわけでありまして、このようなものが省庁が変わりますけども、同様にあっていいんじゃないかということをお示しを国会議員を通じてお願いしていただきたいというふうに思うわけでございます。そういう明るい展望も交えて、今後一緒に取り組めたらいいかなというふうに思っております。そういうことで、お気持ちが変わることを待っております。

以上で終わります。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の笹山でございます。本日最後の登壇であります。執行部の明確な答弁をいただいて、簡潔に終わっていきたく思いますので、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、市長の施政方針から2点、行政改革から1点、学校教育から1点を通告をいたしました。

まず初めに、市長の施政方針から、市庁舎移転についてであります。先ほど、村上議員が再検討報告書を取り上げて、2つのパターンにおける取り組みを具体的に質問をされております。かなり深く掘り下げた質問をされておりますので、最終的には私も村上議員が最後に質問されましたような、負担軽減に本当につながるのかということが一番命題だと思っておりますので、そのことについては、村上議員の質問の中で、ある一定の答弁がありましたし、それ以上の答弁は厳しいのかなと思っておりますので、同じ部分については、割愛をしながら違った立場で質問をしておきたいと思っております。

市長は施政方針におきまして、新市庁舎については基本構想どおり、市役所別館に集積するところで建設。ただし、総事業費、新市庁舎の位置、面積については、可能な限り現行計

画案を圧縮。さらには周辺の公共施設を有効活用するとしており、結果的には終始尊重してきた基本構想で示されていた整備パターンの改良型と言えるものであるというふうに述べておられます。そのような中で、また選挙戦で訴えた人吉市カルチャーパレスを初め既存施設の活用案、これ先ほど村上議員のほうで質問されておりますけれども、そのようなことも施政方針で述べておられるところでもあります。

ただ、そのような市長の施政方針表明を受けまして、翌日の新聞各社の報道を見てみますと、選挙公約撤回、原案踏襲、公約案断念へ、また別館一帯で事業費圧縮といったそれぞれの見出して大きく報道されたところでもあります。選挙戦で訴えてこられた市庁舎建設を白紙撤回という公約からしますと、基本構想を踏襲し、可能な限り現行計画案を圧縮、周辺公共施設の有効活用ということで、公約とはほど遠い結論を導かれたことになるのではないかと考えておるところでもあります。新聞報道にありますように、事実上、公約は撤回されたと受け取ってもおかしくはないのではないかとも考えておるところでもあります。

今回の市長の表明、それから新聞各社の報道記事等を見られて、市長はどのように感じられたのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

12月1日、12月3日の新聞各社の朝刊を見させていただきました。一部はヤフーのトピックにも取り上げられるなど、その反響の大きさに私自身も驚いているところでございます。私自身は、白紙撤回という部分では、私の周囲にもそういった御意見が寄せられているのも事実であり、さまざまな御意見があることは承知しておりますが、総事業費の抑制、事業費の圧縮という点では公約を果たしつつあるという思いがございまして、ある新聞の見出しにあった選挙公約を撤回したということにつきましては、取り方によってはそういうことになるのかというような衝撃を受けているというのが正直なところでございます。

ただ、先ほど村上議員の御質問の中でもお答えしたように、代替案といたしまして、カルチャーパレス周辺の公共施設等を使った案を示しておりまして、その分を取りやめたということに関しましては、拙速であったと思えますし、そのあたりに庁舎が移ってくるというふうに思ってもらっちゃった方に対しましては、大変申しわけなく思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そのような中で、市長は基本的には、市長選挙で訴えてこられた公約ですよね、でありますと市民に対してはといいますか、市民に対してもきちんとしたやっぱりこのような状況で表明をされたということについては、説明責任があると私は思っています。市民に対しての説明責任、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、今議会開会日の施政方針をもって、市庁舎に関する市の一定の方針を表明させていただきました。多くの御批判もあり、容認する御意見もありで、その感想、受け取り方等については、さまざまであったと認識をいたしております。私としましては、特に御批判や御懸念に対しては、一日も早く説明を申し上げたいと考えておりますが、行政としての手順もしっかりと踏まなければならないと思っておりますので、まずは市議会への御説明、その後、今議会に計上の関係予算をお認めいただければ、市庁舎等移転建設審議会に御説明をさせていただきます、それを踏まえて市民の皆様に対し説明会を順次開催していきたいというふうと考えております。説明会としてだけ開催するのか、公聴会と合わせた形で行うのがよいのか、このあたりも早急に検討をしまして、できるだけ早い時期に市民の皆様方に御説明できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長答弁されましたように、議会に対してもそれぞれの経過を経て、市民に対してもそれをきちっとした説明責任を果たす必要があるかと思っております。それについては、一日も早い説明責任を果たしていただくようお願いをしたいと思っております。そこらなんです、そこで改めてお尋ねをしておきたいというのが、改めて市長が市長選挙で訴えてこられる公約、これについてはどのようにお考えなのか、この点を改めてお伺いしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

選挙に関しましては、討議資料等々を初め、多くの紙ベースでのチラシやネット等でのPR、演説会や集会での発言等、さまざまな媒体を介して候補者の訴え、意見が流布されてまいります。それが全て公約と言えるものかどうかわかりませんが、そこに候補者の一定の責任というものは生じているものだと考えております。

私の認識といたしましては、私が掲げてまいりました108の施策、事業をもって公約と考えているところがございますが、さまざまな媒体の中で、市庁舎については白紙撤回を初め、場所、手法、考え方についてさまざまな表現をしております、さまざまな印象、捉え方を与えていることは、紛れもない事実だと考えております。

私自身、選挙公約であっても行政の施策として捉えられる中で、組織的な検証やさまざまな意見の反映によって精度を増したり、進化をしたり、逆にペンディングされたりするものであると認識をしております。そういった意味では、新市庁舎の問題も皆様の御意見、御批判をさまざまにいただく中で、よりよいものにしていきたいと考えておりますし、4年の任期もございますので、これからも市庁舎関係の公約の趣旨でございます総事業費の抑制や、次世代への負担軽減に向けて、公約のさらなる追求、つまりは経費の軽減や財源の確保に努

めてまいることで、市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと考えております。

今回、公約といったものを取り巻くさまざまな反響を通しまして、政治を志す者、政治を行う者の言葉の重さ、説明責任といったことも改めて痛感したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長も、一定のそういった選挙公約のあたりを訴えられるさまざまな媒体を通した中での言葉の重さ、または説明責任の重さ、これについて今痛感をしておられるというふうなことで感じておられるようではありますが、市民はそれぞれの受け取り方はあると思っております。それぞれにやっぱり市長の発言に対して賛同される方、やっぱり批判をされる方、これはさまざまであると思いますが、でもその中で、今回の市庁舎建設の白紙撤回、これをちょっと考えてみましたときに、白紙撤回という言葉ですよ。白紙撤回という言葉をはもといてみますとどういうことなのか。一度決まった事柄を何もなかったもとの状態に戻すことと書いてあるわけなんです。全く無かったものとして決定前の状態に戻すということは、全てゼロにして、ゼロからスタートするというのがこの白紙撤回の意味だと私は思っています。ということでありまして、市庁舎建設に関する基本構想についてもゼロベースで見直して、基本構想がどうなのかということからスタートをしなければならないというふうに私は考えるわけなんです。ただ、そういうふうを考えますけども、市長が当選をされて、6月議会、9月議会、また今議会での施政方針の中で、方針を表明されてこられてきている市庁舎に関する考え方、これについては、私はゼロベースからの発言ではないと思っております。基本的には終始市長は、基本的には基本方針を重視をする、もしくは議会の決断を重視をする。それを十分に認識をしながら、こういうことで考えているんだということ表明をされてます。6月議会、大塚議員の質問に対しても、その中で市長はその市長が考えられる白紙撤回ですよ。白紙というのはこういうふうに捉えておりますというふうにご答弁されてますよね。そういった市長が答弁された白紙撤回の意味、またそれに対する考え方を答弁されておられるんですけども、この市長の答弁をよく読んでみますと、白紙撤回と受け取れないと私は思ってます。やはり、ゼロからのスタートでこういった形で検討してるんだということではなくて、やはり根底にはそういった基本構想の重みに乗っかって、一部分を見直しながらこういった形で事業費を圧縮していくんですよというようなことで終始、私発言されてるというふうに思うわけなんです。それ考えてみますと、市長が市庁舎建設を白紙撤回というふうなことで公約を掲げられましたけども、それは私は市庁舎建設を見直し、もしくは再検討であるとそういうふうを考えるのが妥当ではないかと私は思っています。

そういったことから、今、議会の市庁舎建設特別委員会の中でも議論がスタートしましたけども、ただ、その議論については、そういった状況の中で今回2パターンを示された部分

についてのスタートです。ということであれば、全く白紙撤回からスタートしてるとは考えられないわけなんですよね。だから、その白紙撤回の部分はどう解釈するのか、これが私一番重要になってくると思ってます。

私が言えるのは、やはり終始先ほどから言いますように、終始尊重してきた基本構想で示された整備パターンの改良型であるということも言ってらっしゃるわけですよね。そういったことを考えますと、やはり白紙撤回ではなくて、見直しであるというふうに考えてもいいんじゃないかというふうに私は思ってます。その点の考えはいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

白紙撤回とは何ぞやというお話だというふうに思いますが、私が選挙戦を戦わせていただくに当たりまして、より経費のかからない既存施設の利用などを含めて、市庁舎のあり方を見つけ出したい。つまりは、33億円で1つの庁舎を、新しい庁舎をつくるということを考え直しましょうということ、皆さん考え直しませんかということで、この部分につきまして、白紙撤回という表現を私自身はさせていただいているところでございます。当選してからは、おっしゃっておりますように、基本構想、基本理念、庁舎のあるべき姿や市民が望むべき姿、またはこれまで積み重ねてこられました議論というのは、尊重をすべきだということもずっと申し上げてまいりまして、今おっしゃいますように、白紙撤回なのかどうなのかということに関しましては、私は白紙撤回という形で捉えながら、訴えてまいった次第でございますが、就任してからはやはり、就任する前もその基本理念は頭に置きながら、庁舎のあり方等々について考えてまいりましたが、笹山議員がおっしゃるような言葉は違えど形になったことは、私もそのように思う部分もあるというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） わかったかわからないような答弁で、非常に私もどうしようかなと思いますが、それは確かに受け取り方そうかもしれません。さまざまにあるかもしれません。ただ、やはりそういった新聞報道各社が白紙撤回は断念だと、公約撤回だというふうにやっぱり記事に出た重みは、十分にやっぱり市長考えるべきじゃないでしょうかと私は思います。そうしないと、あくまでも、私は白紙撤回終止言ってきたと、白紙撤回はここを考え直しませんかということで、白紙撤回を言ってきたつもりだと話をされましたけども、そこを、やはり市長御自身がやっぱり考え直されるべきじゃないかなと私は思うんですね。そうしないと私、これ議論が進まないと思ってます。あくまでも白紙撤回は白紙撤回だというお気持ちだと思いますが、それをそのまま、今回市長就任してから先ほどいろんな話をされましたけども、そういった趣旨の中で、今回こういった形で示しをしたと。本当にそれで議論ができるんでしょうか。やはり、私はその白紙撤回のところに最終的に議論は行き着くと思います。ということは、議論は私は空回りをしてしまって、先に進まなくなるんじゃないかな

というふうに心配するわけなんです。先ほどの村上議員の質問の中でもそういった同じような答弁のやりとりの中で、なかなか進展した答弁がなかったと私は思ってるわけですね。そこは、やっぱり村上議員も話をされましたように、誤りを認めるところは認めながら、そしてさらにこういった状況の中で、きちっとした議論をお願いをしたいというふうに話をされることも、政治家としての大きな私は決断であっていいと思ってます。やっぱり間違いは間違いを認め、その中できちっと改めてこういった気持ちで私は話をしたので、こういった形できちっとした議論をお願いをしたいということを議会に対してもお願いをする。また、市民に対してもそういった説明責任を果たすと、それが私は一番政治家として、潔い決断のあり方ではないかなと私は思ってます。改めてその点についてお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

私が選挙のときに訴えさせていただいたことは先ほど申しあげましたように、より経費のかからないところで総事業費を抑制する方法を考えましよう、その中で、手段方法の一つとしてカルチャーパレス周辺の活用案をお示しをさせていただきました。それを、結果的に庁舎内での検討委員会の中で、やはり場所的に好ましくない場所だったということを受けまして、今回、私も皆様方には手段方法としては好ましくなかったということをお示し、説明をさせていただいております。

その中で、笹山議員がおっしゃる見直しではないか、見直し案ではないかという御意見も、私は白紙撤回という表現をしてきたんですが、そういう見直し案ではないかという御意見も確かになというふうに今、思っているところでございます。基本構想の3つの部分の理念に関しましては、私も初めからそこは最大限尊重するべきだということ考えてまいりましたし、その結果、手段方法として33億円の1つの庁舎をつくるということに関して、結果的には今回違う案、16億円と19億円の案を出させていただきまして、基本構想と私が訴えてきた総事業費抑制の案が合体した形だというふうに私は捉えております。言い方からすれば、確かに見直し案というような言い方もできるというふうに思っております。私も、自分だけの意見、考えを通すのではなく、しっかりと庁舎内での議論、そして議員の皆様方の議論、市民の皆様方の議論はしっかりしていただきたいというふうに思っておりますので、今回出させていただきました案に関しましても、理念をしっかりと踏襲した感じで、その手段方法については私の総事業費の抑制という公約も、訴えたやり方も織り込ませていただいた形となっておりますので、ぜひ御理解、御協力いただいて、議会のほうでも御議論、また市民の皆様でも御議論、今後もこの案をどんどん精度を高めるところでお願いをしてまいりたいとそのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長の言われることもわかります。わかるんですけども、その出発点

をそういった考えであれば、議論ができなくなるんじゃないですかってことなんです。それを御理解いただきたいと言われてますが、本当に公約としての白紙撤回ができるわけですよ。ねそうであれば。市庁舎建設白紙撤回という白紙撤回の部分が生きてくるわけです。だからそこをどう捉えるのかちゅう問題です。だから見直しという形できちっと説明をされたほうがいいんじゃないですかと私言ってるんです。そこを言ってるんですけど、市長がそういうふうにとられるならば、私はこれ以上議論しても同じ答弁になると思ってます。ただ、私は議会の中ではきちんとした議論をしなければなりませんので、これについては、恐らく議論が空回りしてくるんじゃないかなというふうに私は考えます。村上議員も早いうちにきちっとされたほうがいいんじゃないですかちゅう話もあってます。私もそう思います。市長が訴えておられる最初の公約としての白紙撤回をどう捉えるかちゅうのが、非常に一番重要な部分だと思うんですよ。それをそういった形で白紙撤回を白紙撤回のまま、本当にそういった見直し案でもいいからちゅうことで提案された部分を、議論できるんですか。という部分をもう少し考えていただきたいと思いますが、最後ですけどもいかがですか。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時22分 休憩

午後4時31分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） お時間をとらせまして、大変申しわけございません。見直し再検討案とさせていただきますと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 見直し再検討案ということで考えもされたようでありますが、やはりそういった中で、きちっとしたやっぱり今回新たな再検討報告書についても、そういった立場に立った中で十分な議論をお願いしたいということで、きちっとした説明責任を私は果たしていただきたいというふうに思っております。その中で、十分な議論に私はつながっていくと思しますので、ぜひそのようなことで、説明責任については果たしていただくようお願い申し上げます。

ただ、私も1点気になっているのは、先ほど来質問がありましたように、総事業費の抑制、圧縮、もしくは次世代への負担軽減ということで具体的には市長も答弁されておりますけども、本当にそういった圧縮、もしくは次世代への負担軽減につながるのかという部分について、やっぱりいろんな懸念があると思っております。これは、私は村上議員と同じような考え持っておりますので、これについては市長初め、執行部の研究会の中でも十分な議論をしながら、やっぱり検証していく必要があるかと思っております。あえて質問はしませんけ

ども、そういったことをお願い申し上げて、1点目については終わっていきたいと思っております。

学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策についてということでもあります。これにつきましても、市長選挙公約の1つであります。今回、施政方針においても、これまで市内において公的支援のあり方について検証を行ってきたと。その中でも最大の論点は学校給食費に対する公的支援の必要性で、今後本市が目指すまちづくりの方向性や施策との整合性など、あらゆる視点から議論を重ね、4点を導き出したと述べておられます。

1つは、第5次人吉市総合計画（後期基本計画）における子育て支援の充実。2つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略のビジョンにおける若い世代の結婚、出産、子育てへの支援。3つ目は、地方人口ビジョンの本市の将来予測に使用する合計特殊出生率2.1の実現。4つ目は、国の少子化対策の一環である子育て世代の負担感軽減との整合性ということ述べていらっしゃいます。これらの4点を導き出すまでに至った検証と議論、これについてはどのような検証をされておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針の中で取り上げております学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策についての、4つの論点の議論と検証についてでございます。

制度設計に当たっては、担当の教育部で事業の基本となる制度の仕組み、公費負担の根拠、割合、補助金の手続などについて、先進自治体の事例などを参考にして検討を行っております。また、総務部では、財源の確保、補助金の性質、流れなどについて議論と検証を行っており、両部が分担、連携して制度設計に当たっているところでございます。その中で、施政方針において触れました4つの論点につきましては、まず、1点目の第5次人吉市総合計画（後期基本計画）でございますが、これは現在策定中のものでございます。来年度からの後期計画の実施に向けて、私が提案しております108の施策との整合性について調整し、一本化を図るため、見直しを行っているものでございます。その中の、子ども子育て支援の充実の項目で、主要な事務事業の一環として、学校給食費補助事業を取り上げております。

2点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、10月に策定いたしました。その戦略を本市がみずから考え、責任を持って推進していく体制を構築していく上で、基本となる視点の中に、人口減少、地域経済縮小の克服のための基本的視点があり、その一つである若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するための戦略として位置づけることができるものでございます。

3点目の人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、10月に策定したものでございます。人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって本市がこのビジョンに掲げた人口を維持するためには、合計特殊出生率2.1を維持することが条件であり、そのための支援策として、市民意識調査の中でも最も望まれているのが子育てに関する経済的負担の軽減で

ございます。

4つ目の国の少子化対策でございますが、内閣府がことし3月に策定いたしました少子化社会対策大綱において、きめ細かな少子化対策の推進が必要とされ、その一環として教育を含む子育ての経済的負担を緩和させることにより、子育てしやすい環境を整備することとされております。これらの計画書などを分析、検証する中で、明らかになった共通する考え方は、消滅可能性都市の増田レポートの報告でも示されましたように、これからの人吉市を含めた地方都市は、人口減少が地域活力の減退を招き、それにより地域経済がさらに縮小し、それがまた人口の減少を招くという負のスパイラルに陥る可能性があり、それを食いとめることが喫緊の課題であるということでございます。そのためには、若者が地域に残って安心して子供を産み、育てていけるような保育・教育環境を整えることが必要であると痛感し、その中で経済的な不安を抱える子育て世代の声として、最も要望が多かった学校給食費の軽減策に取り組むこととしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 4つの視点について、検証されたことについて、またその整合性から導き出されたことについて、具体的に答弁をいただいたと思っております。

やはり、若者が地域に残って安心して子供を産み育てていけるような保育・教育環境を整えることが必要であると。その中で、子育て世代の声として、最も多かった学校給食費への軽減策に取り組みたいというようなことのようにありますけども、そのような中で、公的支援の必要性、それから公的支援の方向性、これについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、選挙の公約であります108つの施策をまとめるに当たり、市民との積極的な対話を最も重視し、その小さな声を拾い、集約することで政策を形成してまいりました。その中で、私も子育て世代の一員として、同世代の多くの皆様と対話を重ね、子育てをめぐる負担感や不安感の最大の要因が、経済的負担であることを実感しました。そのことは、ことし3月に策定されました人吉市子ども・子育て支援事業計画における意識調査においても明らかになっていることであり、その経済的負担、不安を取り除くことが安心して子供を産み、育てられる子育てに温かい地域をつくることになるというふうに確信をしたものでございます。

市長に就任いたしましてからも、市民との対話の場として、ひとよし未来会議を開催しております。そこでお集まりの皆さんが、10年後の人吉として、夢のある明るい未来を描いていらっしゃいます。一緒にまちづくりを担う仲間としてとても心強く感じているところですが、そこに必ず登場するのが、笑顔の子供たちです。

一方、景気回復がなかなか地方都市まで波及してこない中で、子供の貧困が問題となるな

ど、厳しい社会経済状況が続いており、子育てに負担感を感じている方もいらっしゃると思います。そのような状況を少しでも改善し、懸命に子育てに励んでいる皆さんを支えたいとの思いで、公費による負担を考えたものでございます。

今回、子育て支援策を検討する中で、保護者の皆様が一番負担感を感じておられる経済的な負担について検証したところ、学校給食費に公的支援を導入することが最も幅広く、公平に支援が行き届き、保護者の皆さんも望んでおられる方策であると考え、この事業を立ち上げるものとしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 公的支援の必要性ですね、それから方向性について今、答弁いただきました。やはり、今の市長の答弁を聞きますと、最終的には人口減少を食い止めるために、もしくは子ども・子育て支援の充実、その観点から経済的負担を軽減することが一番だと、そういうふうなことかなというふうに今、聞いたところであります。

この学校給食費の無償化、無料化については、これはもうほかの自治体でも実施をしてきている自治体が少しずつ、やっぱりふえてきてるように私も思っています。ただ、そのように自治体がふえてきておりますが、やはりそのふえてきている自治体の中身を見ますと、基本的には今、市長が答弁されたように、ほとんどの自治体が人口減少対策、もしくは子育て、子ども・子育て支援の充実となる立場から、やはり経済的負担を軽減するんだと、そういう立場から取り組んでいる自治体がほとんどだと私も思っています。ただ、そのような中で今、気になったのが、学校教育の立場からどうなのかという視点がちょっとなかったのかなと今、ちょっと気になったところです。4つの視点を、4つの立場からの話を最初から話をされてますけども、聞いてみますとほとんどが人口減少対策のために、また経済的負担軽減のためにと、そういうようなところでの子育て支援の充実というふうなところでの考えが主だったかなと感じるところなんです。やはり、学校教育の立場からどうなのかということの検証も必要ではないかなというふうに感じているところであります。

今までの一般質問をいろいろやりとりをしてきてますが、例えば、以前子ども手当を給食費に当てたらどうかとかいうふうな質問もあったと思ってます。その当時は、やはり給食費については、給食費は私会計だから、そこに公費はつぎ込めないんだと、だから負担はできないんだというような答弁に終始をしていたように思っておりますし、また学校給食法第11条、これを見ますと、第1項には学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。また第2項に、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると明記をしてあるわけなんです。

大塚議員もいろいろ質問されておりますけども、その大塚議員の質問の答弁においても、教育委員会としては要保護・準要保護制度の中で、一部の児童・生徒に対して給食費補助を行っているが、特定の場合以外においては、受益者負担の原則は崩すべきではないと考える。さらに、市の厳しい財政状況を考慮した場合、補助金の制度をつくるべきではないというふうに答弁をされてるわけなんですよね。ですので、このような論点について、今回無償化するんだというふうな市長の公約の中で今、議論が、制度設計があつてと思つていますが、そのような中で、この2点の問題、これについてはどのように整理をされたのか、これをきちっと確認をしておく必要があるかと思つております。この点についてお尋ねをしておきたいと思つています。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

学校給食法第11条では、第1項において、学校給食に関する施設、設備や人件費などの施設管理経費は学校管理者が負担し、第2項でそれ以外の給食に要する経費である食材費などは児童・生徒の保護者が負担するという趣旨だというふうに捉えております。

これらの規定によりますと、第一義的には、学校給食費は保護者が負担すべきものということになりますが、この規定は、経費の負担区分を明らかにしたものでありまして、学校設置者が保護者にかわつて学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではないというふうに解されております。したがいまして、子育て支援策の一環として、保護者の経費負担を軽減するため、保護者が負担すべき学校給食費の一部、または全部を設置者である市が負担することは可能であるというふうに考えております。

これまで議会での議論の中で、第11条の規定を根拠として補助は難しいとの答弁をしてまいりましたが、先ほどおっしゃいましたように、最近になりまして、全国的にはかなりの数の自治体が公費負担を導入し、地元の球磨郡におきましても、一部または全部を自治体が負担する事例が出てきております。そこで、法的な見解を再検討した結果、公費による負担も可能であるとの判断に至つたものでございます。

これまでの見解を修正することとなつたことにつきましては、議員の皆様にはおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。なお、具体的な補助の流れや手続につきましては、現在、担当部におきまして、関係法令に基づいて検討し制度設計を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういうふうな理由によって可能である。1点、私気になつたのは、今、市長答弁された中で、学校設置者が保護者負担分を禁止するものはないというふうになつてると。禁止するものではないというのはどういうことなんでしょうか。ちょっと私よく理解できません。先ほど答弁された学校設置者が保護者負担を禁止するものではないと考

えていると、これはどういったことに基づいての、そういった禁止するものではないというふうに捉えておられるのか、この点ちょっと具体的に説明いただきたいというふうに思います。ちょっと私理解できませんので、お願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これは、つまり経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減（負担なしを含む）することは可能とされているという意味でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういったことでの趣旨であれば、理解をするところであります。そのような中で、そういったきちとした議論を検証されながら、取り組まれることについては大変感謝するところでありますが、28年度からの実施に向けて、具体的な支援策の制度設計を行っているということですよ、今さっき答弁されましたように。施政方針でもそういった形で述べていらっしゃると思います。28年度から実施をする。28年の4月から実施というふうに受け取るわけなんです、ならば具体的な支援策とか、具体的な支援策はどういったものとか、もしくはその進捗状況、これについては今、どのような状況なのかはということをお尋ねしておきたいと思っております。また、それに伴っての財源の確保はきちっとできているのか、この2点お尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成28年度からの事業実施に向けて、現在の進捗状況と財源の確保についてでございますが、段階的に一部補助をやっていくということで、そのスタートに当たり、現在、補助の規模をどれぐらいにするのか、またその財源をどう調整するのかというところが一番の課題でありまして、現在、県内や先行自治体の状況を確認したり経費の試算を行い、関係部局で協議、調整を行っている段階でございます。これら具体的な補助の手続、補助金の流れなどにつきましても、十分に検討した上で、内容が固まり次第、できるだけ早い時期に議員の皆様、学校代表者の皆様、そして保護者代表の皆様などに案をお示ししたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今の答弁聞きますと、今からそういった補助のあり方とか、制度設計を十分に関係機関と協議を行っていききたいというふうにちょっと受け取ったわけなんです、具体的なそういった補助の手続を行ったり制度設計をやって、それぞれの関係機関に説明をしながら予算化に持っていくというようなことのようにありますけど、果たして間に合うのかなというふうに私は心配するところなんです。もう12月です。恐らく12月議会終わります。

すと、1月には28年度当初予算の編成等が始まると私は思っています。ということは、1月にそういった財源をきちっと当初予算間に合うように計上しなければならない。そういった状況にあるのかなと思ってるわけですね。それを今からそういった制度設計をやって、補助の流れ、やり方等を今から具体的にやって、説明会を実施していくということであれば、果たしてこの短期間の中で、それだけのことができるのかとちょっと心配するところなんですね。時間的余裕をきちっと持って、段階的に進めていかないと、拙速になる部分もあろうかと思しますので、その辺については私は、本当にそういった予算編成をすることを考えますと、そこで一部恐らく補助金を確保するというのであれば、財源を確保するということになるますと、恐らく何らかの違う課の事務事業の見直しをやって、財源を削減しなければならないというようなところも出てくると思ってます。そうした場合に、やっぱり1月の予算編成の中に非常にこう支障が出てくるんじゃないかなというふうなところも心配するわけなんですね。その辺は十分に間に合うんでしょうか。その辺はいかがでしょうか、お尋ねしときたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員、今おっしゃいますとおり、そういう時期でございまして、大体8割方は制度設計ができておりまして、最終の詰め段階に入っているところでございます。なるべく早い段階でお示しできるように、さらにスピードを上げて取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 8割方制度設計はできているというようなことでありますけども、やはりそういったことで、ならばきちっとした制度設計ができた段階で説明があろうかと思えますけども、そういった段階で時期が来れば、きちっとした説明をお願いをしたいと思えますし、やはりそういった当初予算の編成に影響がないような取り組みも重要かと思えますので、その辺をきちっとよろしくお願い申し上げたいと思っております。

もう一つこれは、気になる点について言いますと、例えば今、市長は、子育て世代の支援の充実の立場、もしくは同じ子育て世代の意見としてこういった声が一番多かったので、給食費の無料化に取り組んだというようなことで答弁をされてます。子育て世代の意見はそういった要望がたくさんあろうかと思えますけども、ただ、子育て世代だけの要望だけをそういった形で捉えていいのかという問題があると思うんです。例えば、高齢者の人たちはどうなんでしょう。医療費が非常に高騰してます。その中で、介護保険についてもかなり高い介護保険料、介護保険料が高いという高齢者の方たくさんいらっしゃいます。ならば、そういった介護保険料が高いので安くしてくれという意見も物すごく要望が多かった場合にそれが実現できるのかと、そういったこともあると思うんですね。ですから、その辺はやっぱりそれぞれの世代において、いろんなさまざまなそれに応じた要望等が恐らくあると思ってま

すが、その辺も十分に勘案をしながら、やはり全体的な政策の中で、位置づけをして取り組む必要があるかと思っておりますので、これはあえて答弁は求めませんが、そういったような状況も見ながら、政策を進めていかなければいけないのではないかとということで、意見を申し上げておきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

以上で、この項については終わっていきたいと思っております。

次に、組織機構改革についてということで、行政改革の点から通告をしております。今の組織機構改革は、平成25年4月に行われているというふうに思っております。機構改革につきましては、その都度一般質問をずっと行ってきておりまして、現在の組織機構改革につきましても、平成24年9月議会、それから12月議会においても質問を行ってきています。

初めに、現在の組織機構改革については、執行部としてはどのように検証しておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成25年4月に行いました組織機構改革は、市長公室と総務部とを統合しましたこと、それから、企画課の企画政策係、総務部の行政経営係、それから財政課の財政係を統合し、企画財政課を新設いたしましたこと、それから自治振興課及び防災安全業務に特化した防災安全課を新設したこと。主に、市長公室及び総務部に関する機構改革が主なものでございました。その結果、全体で7部1局33課66係から6部1局31課、66係は室も入ってますけど、変更となり、1部というのは部が1つ減ったということですね、2課の減となりましたが、総務部に関しまして言わせていただくなれば、企画、立案、政策調整機能の簡素化、効率化の視点から、内部管理部門の整理統合を進めるという目的のため、これは以前の4課9係から5課13係へふえる結果となりまして、加えまして、平成25年7月から企画財政課に成長戦略室も加わっておりまして、総務部の肥大化を招いてるという現状にございます。

現在、地方公共団体は、不透明な社会、経済情勢の中、人口減少、少子高齢化、さらには災害対策や危機管理への迅速な対応など、難しいかじ取りを求められておりますが、このような状況であっても、多様化、複雑化する市民サービスや行政課題、それから市民のさまざまな要望に柔軟かつ迅速に対応していかなければなりません。これはもう当然のことでございます。

平成25年の機構改革から3年近く経過しようとしている中で、議員がおっしゃった検証と申しますか、常々感じておりますことは、行政としてまちづくりを応援し、地域づくりもそうなんですけども、コーディネートしていく部門が余り機能していないのではないかと申すこと、これはしっかりと検証して修正をしていかなければならないと考えております。

加えまして、まちづくり及び市民との協働という命題のもと、市民と行政をつなぎ、さらに政策形成に際しては、庁内の組織を横断して議論を深め、政策を多角的な見地から検証していく、そして、できる限り計画の段階からさまざまな状況の中で、市民、関係団体等の意

見を取り入れていく、そういった組織、政策決定のプロセスを、今後より具現化していく組織、そういうものも必要ではないかと考えております。これは、企画財政課が一緒になったことによって、そういうところが大部分できてない、薄まってきているとそういうことに伴います検証でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 検証について一定の答弁いただきました。確かに、私も総務部が肥大化してるというのは感じていたところでありました。また、複雑多様化する市民サービスや、市民のさまざまな要望等に迅速に対応すると、そのためには、やはり組織のあり方を常に検証しながら、その時々に対応していくこと、これは本当に必要であるというふうに思っております。先ほど部長答弁されましたように、部長が感じていらっしゃることも、またまちづくりとか市民との協働といったことに関しては、今から非常に重要な課題になってくると、私もそういうふうに思っているところでもあります。そういうところを考えますと、そういったことを踏まえて、これからの組織機構のあり方、これについてはどのようにお考えなのか、この点をお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今後の、これからの組織機構のあり方をどのように考えているのかということですが、基本的には本市が行う、または行おうとする重点施策の推進に適した組織であること。さらには新たな行政課題への対応が可能な組織であること。それから、市民にわかりやすい組織であること。これは極めてこの3点は重要であると存じております。

組織機構改革、組織機構は、第5次人吉市行政改革大綱の推進項目であります組織運営の効率化、これは必ずこれに合致するものでなければならぬと思っておりますし、事務を効率的に進めていくためにも、部や部、それから課ですね、その事務量、あるいは事業量を考慮し、一定の平準化を図る必要もあります。要するに、1つの部に、1つの課に余り業務が集中しない、その平準化ということでございます。加えまして、第3次の定員適正化計画に基づく職員数にも配慮しながら、編成をしていく必要がございます。

これらのことに十分留意しながら、部、それから課、係の数につきましては、本市の規模に適した数、先ほど私は1回目の質問で言いましたけど、余りこうたくさんふえてもいけませんので、その適した数を維持し、あわせて市民との協働を進めていくための体制を整えながら、これが一番大事なんですけど、縦割りになることなく横断的に、政策を進めていくことができるような組織機構でなければならぬ、要するにその部だけで全てが完結するんじゃないくて、横断的にそれぞれの情報交換をしながら政策に生かしていく、そういう組織も今後は必要じゃないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟） 横断的な組織のあり方は重要なことだと思います。そのような中で、24年12月議会において、現在の組織機構改革、これについては、そのとき部設置条例一部改正案が提案されたところでありますが、このとき私は、改正案には賛成をした立場であります。ただ、賛成はしましたけども、全ての今の組織機構について、全て納得をして賛成したわけではありません。このときにも、やっぱり私が理解できない組織機構については、執行部の見解を質問させていただきながら、見解を求めたところでもあります。

改めてそういった部分についてちょっとお尋ねを、その点についてどのように検証されているのかをお尋ねをしておきたいと思ってるんですが、そのとき、先ほどから言われましたように、総務部と市長公室との統合ですよ、それに伴う企画財政課の設置の問題・それから、自治振興課の新設と選挙管理委員会の併設の問題。それから、税務課におけるふるさと納税事務の問題。それから、公平委員会の監査委員事務局の併設の問題。この点については、その当時、私の立場で考える意見も踏まえながら、質問をさせていただいているところでもあります。

この点について、改めて現在、どのように検証されておられるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成25年4月に行いました組織機構改革の大きな目的は、管理部門の一元化を図り、企画立案、政策調整機能の簡素化、効率化及び定員適正化の観点から、内部管理部門の整理統合をさらに進めることといたしたものでございます。ちょっとわかりにくいんですけども、総務と企画の市長公室の統合はそういう観点にあったと。結果的には、先ほどの1回目の御答弁で申し上げましたように、市長公室との総務部の統合は、単に総務部が大きくなり過ぎたと、そういうふうになってしまったということは、これはもう恐らく、もう議員も先ほどからおっしゃってますし、これは否めないところでございます。そういう状況ですよ。総務課、それから企画財政課、自治振興課におきましては、市民の方々からまちづくりに関する御意見をいただき、それをもとに政策立案を行い、施策に生かしていくやり方、手法等、あと市民と協働でまちづくりを応援または支援し、これらの取り組みを市内外に発信していくやり方、この2つのやり方がまちづくりに関してはあるわけでございますけども、公聴、政策立案、まちづくりの支援、それから広報といったプロセスが、いかんせん3つの課にまたがっておりますので、これをどのように効率的に形にしていく、要するに具現化できるかが現在における最大の課題ではないかというふうに考えております。

特に、自治振興課におきましては、町内会、まちづくり、交通政策、国際交流、鉄道世界遺産、鉄道ミュージアム、男女共同参画、選挙管理委員会など、多種多様な業務を行っておりますので、先ほど申し上げた事務を効果的に推し進めていくためには、やはりこれは少し

整理をする必要があるというふうに考えております。

それから、市長の108の政策をいかに庁内組織の中に効率よく溶け込ませていけるかという部分も大事なことでございますので、繰り返しになりますけども、組織的にどう位置づけられるか、これは大きな課題であるとあわせて考えております。

また、企画部門と財政部門は、これは関連性がありながらも、その立場は全く違うものがございます。しっかりした政策議論、これは総合計画の課題とか、以前から新しい首長さんの中でやられてますマニフェスト、選挙公約の実現、そういうものが政策議論が行われ、その政策が費用対効果、それから将来性などから進められるべき政策に値するものであれば、当然事業化による制度設計が行われて、あわせて財政がお金を見つけてくると、そういう議論、このやり方が、現在最もスタンダードな政策決定の流れというふうに思っております。当然私も両方の課を経験させていただいた関連もあって、これが一緒になるということは、要は企画と財政の両セクションが切磋琢磨することで、政策の絞り込みが可能となり、あわせてさまざまな意見が入ることによって、その政策がたくさん目の入ることによって、ひとり歩きしないといえますか、抑止力にもなると考えられますので、企画部門、財政部門の立ち位置、立つ位置、これを今後どうあるべきかしっかり検証してまいりたいと思っております。

一方、選挙管理委員会や公平委員会、監査委員事務局などの行政委員会につきましては、これは制度的に市長部局とは一線を画し独立した機関でございますので、独立した機関として存在することが、これは誰が考えても理想形ではございますけども、本市のように、市レベルでも比較的小さい小規模に属する自治体においては、そこが難しいというのも現状でございますので、当然その25年の前の24年にはそういう議論もなされたというふうに伺っておりますので、今後どのような機構が最適であるのか、これも引き続き検討していかなければならないというふうに存じております。

最後に、税務課におけるふるさと納税事務につきましては、これは税収や交付税等の増が見込めない中、ふるさと納税にも力を入れる自治体が現在ふえてきておりますので、本市におきましても、さらに本腰を入れて取り組む必要があると存じておりますので、この業務を、ふるさと納税事務の業務をどこが一番扱って適しているのか、どのセクションに最もふさわしいのか、これも早急に検証を行って組織機構の改革につなげていく必要はあるんじゃないかなというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけども、以上、お答えさせていただきます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれ答弁いただきましたけども、確かに私が24年12月議会で意見を申し上げておりましたけども、そういった部分を考えておられるのかなとちょっと思った

ようなところがあるわけなんですね。やはり、私の考えを、意見を申し上げさせていただきますと、自治振興課については、さまざまな多くの仕事量を持っているというのは否めないことだと思っております。そこにまた選挙管理委員会も併設していると、そういうことであれば、やはり自治振興課についてはもう少し事業量を整理して、やはり見直す部分は見直しをすべき課であるんじゃないかなと思いますし、選挙管理委員会は、きちっとやっぱり市長部局とは切り離して運営されるべきものであるというように私はこう思っているところであります。また、企画財政課についても、先ほど部長答弁されましたように、やっぱり企画部門と財政部門、これはやっぱり相反するものですから、やはりお互いがきちっと牽制をし合いながら連携を図っていく、そういうことによって政策、財政の抑止力につながっていくと思いますので、そこはやっぱりきちっと踏まえる必要があるかと思っております。24年12月議会当時も私は、企画課と財政課はくっつけるべきじゃないと、やはり切り離して運営をされるべきというふうにご申し上げしておりますけども、私は今でもその考えは変わっておりません。やはり財政課と企画は切り離して運営されるべきであると思っております。

また、そういった企画課と財政課を独立させることによって、公平委員会のあるべき、立つべき位置も当然変わってくる。もしくは、以前ありましたように、公平委員会は企画課の中に置くこともできると、そういうことも考えられますので、そういったことも今後十分に考えていただければなというふうに思います。

また、税務課におけるふるさと納税ですよね。これについても、ふるさと納税の事務を税務課で行うのはやっぱり私もおかしいじゃないかと、多くの自治体が企画課であり財政課で事業を行っている。そういったことも思えば、ふるさと納税の趣旨とか目的、こういったことを考えれば、本当に税務課がふさわしいのかというのはやっぱり疑問点がつくと思っております。そういったことを十分に考えていただきたいなというふうに思います。

では、もう一つ気になるのは総務課であります。総務課に秘書係があります。秘書係を考えますと、秘書は市長の動向を全て把握をしながら、市長に対してきちっと対応していく、対外的にも対応しなければいけない部分があるかと思っております。その部分が、やはり秘書係としてうまく機能できるのかということを考えれば、やはりこれ相反するものがあると私は思います。ですので、私は秘書係は、やっぱり秘書課として独立をさせて、きちっとやっぱり市長の対外的な部分については全てを秘書課で対応する必要があるんじゃないかというように思うわけなんですね。ただ、その中で例えば、秘書課をつくる。また、企画課をつくる。企画と財政課を分離させると、ならまた課が多くなってしまいます。それと考えると、例えば成長戦略室で成長戦略の仕事、もしくは108の事業の進捗を図る、そういったことを考え政策立案をするということを考えれば、私は秘書企画課という形で、秘書課の中で、企画課と一緒に併設をして、その秘書企画の中でそういった企画立案も、また成長戦略の仕事もそちらのほうですること十分に考えられるんじゃないかなと。逆にそっちのほううま

く機能的に働くんじゃないかなというふうに私は考えるわけなんですよね。そういったことも私の私見として申し添えておきたいと思っております。そういったことも考えられるんじゃないかなというふうに思っています。

もう1点気になるのが、これは全体的に見直したときであります、やはりそれぞれの課、係における仕事量のバランスの問題、これがあると思います。一人の職員に対して非常に多くの仕事量が偏っている係があったりとか、やはり課であるとか、係があるように思っています。そういったところが今、非常にメンタルな部分で休んでらっしゃる職員もいらっしゃいますが、そういった形につながってきてるんじゃないかと思うわけなんですよね。そこら辺はやっぱり、そういった仕事量のバランスもやはり改めて見直す必要もあるんじゃないかなというふうに思っています。なかなかある課、係においては、いつまでも電気がついている。常時残業をしている。そういった課も見受けられますし、なかなか年休とか、代休もとれないとそういった状況も、といますかそういった声も聞こえてきているところでもあります。

そこで、実は職員組合の女性部で、職場アンケートを実施されております。これは女性の方だけなんです、それを私若干拝見させていただく機会がありましたので、拝見させていただきました。女性の職員皆さんが本当にこう切実な思いで悩んでいらっしゃることに衝撃を受けたところでもあります。非常にこう真剣に考えていらっしゃいます。具体的などはちょっと申し上げることができませんけども、やはり、業務もしくは職務内容を見直してほしい。もしくは、人員配置の改善、適正配置を検討してほしい、もしくは職員数の適正化を検討してほしい。また、喫煙所の設置をきちんとしてほしいとそういった要望です。もしくは、サービス残業の問題、常にサービス残業しなければならないとか、例えば上司の休暇等に対する理解がなかなかないとか、もしくは上司の暴言とまでは言いませんけども、暴言に似たような形でのパワハラがあるとか、そういった多くの悩み事等が書いてあったわけです。こういったことをどうにかしてほしいというようなことが書いてありました。ですので、職員の皆さんが、これは女性部のアンケートを見た中でありますけども、やっぱりこれは一般の男性職員の中でも感じておられる部分はかなりあるかと思っています。そういったことを考えますと、やはり市民サービスを低下させない、もしくは市民サービスをきちんと提供する。そういったことを考えますと、やはり職員の職場環境もきちんと改善しなければいけないんじゃないかなというふうに思います。そういった職場環境の改善も重要でありますし、それに伴って、組織機構をこういった形で平均化するような形でのスリムな、またきちんと市民サービスを提供できるような組織機構を改革することも重要ではないかなというふうに思っているところであります。恐らく、私は平成28年度において、組織機構改革を行われるというふうに思っているところでありますけども、ぜひそのときに庁内で十分な協議をされながら、部長が答弁されましたように、重点施策の推進をこういった形で行っていくの

か、もしくは新たな行政課題にどういった形で対応していくのか、もしくは市民にわかりやすい組織をどういった形でつくっていくのか、こういったことを十分に踏まえて、組織のあり方を改めて見直してほしいというふうに思っているところでもあります。これは、私の意見、要望でありますけども、そういったことを申し伝えながら、そういったことを聞いて、これ私は市長には答弁求めておりませんでしたけども、最後に市長のこういった組織機構の見直しに対して、どのように感じられたのか、この点だけをお聞きをしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、組織機構改革につきましては、私も議員時代から見えておまして、先ほど笹山議員がおっしゃったような内容を、当時私も同じような思いを抱いた部分もございまして、また市長に就任してからも、組織機構のあり方については、部長初め職員の方と議論をしております、いかにして組織がチームとして、または連携して市民幸福向上を向上させることができるかという議論を重ねておまして、これも皆様方に形ができたときにはしっかりとお示しし、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

また、職員の皆様に関してですが、私も朝の朝礼を各課ごと、できる限りほぼ毎日に近い形で回らせていただきまして、職員の皆様の様子とか環境とかを自分なりにずっと、あとはその信頼関係とかを築くべく朝礼に参加させていただいているところでございます。そして、帰りなども遅くなったときなんか、職場を回って残業している職員がいたら、どういうことをやってるのかとか、そういうのをできる限り私も一人一人を見ながら、それぞれの職員がいかに職場で仕事ができるかということには日々気をつけている状況でございます。そのあたりも勘案しながら、仕事量等も含めまして組織機構改革、また職員の皆様が働きやすい環境をつくってまいりたいとそのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長、ぜひそういったことで、取り組みをよろしくお願いをしたいと思いますので、十分な協議をお願いしておきたいと思っております。

最後に、教育問題から、小学校部活動の社会体育移行についてということでもあります。この小学校部活動の社会体育移行につきましては、熊本県教育委員会がその方針を示しているようでありますけども、その内容等についてまずは、私も具体的な部分がどうなのかというのがわかりませんので、この点についてまずお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

基本方針につきましては、平成27年3月に児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針という表題で、熊本県教育委員会から公表されました。その一部を御紹介申し上げますと、基本方針では4つの柱が示されておまして、1番目としまして、小学校の運動部活動は社会体育へ移行する。2番目に、中学校・高等学校の運動部活動は社会体育と連

携する。3番目に、児童・生徒の発育、発達に応じた運動部活動を行う。最後4番目に、指導者の資質向上を図るという内容になっております。

小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、移行の意義と効果としまして、学校の枠を超えたチーム編成が可能となることや、保護者のニーズに応じたスポーツ活動や、質の高い継続した指導が期待できるなどがございます。また、移行の進め方、移行期間が決められておまして、各市町村の取り組みについては、平成27年度から検討を開始し、平成30年度末には社会体育移行が達成できるようにすることが定められております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 平成30年度末までの社会体育移行ということを考えますと、あと3年しかないというような状況になりますよね。その中で、本当に小学校の部活動が、今あっている部活動が社会体育に移行できるのかと非常に不安が私あるわけなんですけど、ただ、そういった今、熊本県教育委員会の方針を示していただきましたけども、ならば人吉市では、その方針に基づいてどのように取り組みをされていらっしゃるのか、その取り組み経過等についてお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

本市のこれまでの取り組みでございますが、NPO法人人吉市体育協会加盟の競技団体に対しましては、説明会及びアンケート調査を実施し、PTA役員会、学校長会議、教頭会議においても説明をいたしております。また、小学校児童保護者に対しましては、小学校運動部活動の社会体育移行の啓発及び保護者の意向を把握するため、小学校運動部活動の社会体育移行に伴うアンケート調査を実施しているところでございます。年度内の取りまとめを行うこととしており、全体の進捗状況につきましては、各種団体保護者の皆様への意向調査を進め、随時取りまとめをしているという段階でございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） それぞれの体育協会加盟の団体に対する説明とか、アンケートの実施、また学校においては、保護者もしくは学校長会等に対しての説明と、また保護者については、今アンケートの実施中というようなことであります。なかなかそのような中で、社会体育移行に伴って、どのような課題があるのかというのが非常に難しいのかなと思ってるわけなんです。そういった社会体育移行に向けて、今の時点で具体的にどのような課題があるのかという部分について何か認識をされていらっしゃる部分がありますでしょうか。この点があったらお答えいただきたいと思います。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

課題についての御質問でございますが、一番目は、指導者の確保の問題と捉えております。

これまで、学校の先生方が部活動の指導をされておられまして、移行後は午後4時ごろという放課後の時間帯に、部活動の指導をお願いできる人材をどのように確保するかということの問題でございます。

2番目は、活動場所の問題でございます。これまでどおり小学校を活動場所といたしますと、児童の安全性は確保できますが、例えばスポーツパレスとか村山公園など、居住地と離れた場所になりますと、自転車での移動とか保護者の送迎などの必要がありますので、その点保護者の理解や協力が必要になるということでございます。

それから3番目が、指導者の養成という問題でございます。指導者が学校の先生から地域の社会人にかわることで、児童への対応が変わり、抵抗感や違和感を覚えられる保護者もおられるかと思えます。さらには、指導者が勝利主義に陥りますと、競技力がない児童が試合に出られないなどの格差が生じ、上手な児童には過度な負担がかかることから、身体の故障やけがの危険性が高まります。児童の体力や成長、個性に合わせた適切な指導が望まれるところでございます。

そのほかにも、部費の問題、連絡網の構築の問題、それから学校のかかわり方など、今後、連携、調整が必要な細かい部分についても解決していく必要があると考えております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やはり、非常に大きな課題があるように感じたところなんですよ。その部分一つ一つを解決をしながら取り組む。非常にやっぱりこれはかなりハードルの高い部分があるのかなともちょっと感じたところではありますが、ただ、今からそういった部分を課題解決をしながら、地元、地域におろしていきながら解決をしていかれるんじゃないかなと思えますが、そうであれば今、人吉はそういう状況でありますけども、ならば県内の状況はどうなっているのか。人吉と同じような状況なのか、もしくはまだ、人吉がやっぱり先行して取り組みがっているのか、この辺の県内の状況について、お知らせいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

熊本県教育委員会が本事業の推進役となっております。政令都市である熊本市を除く、県内44の市町村を対象に本年9月30日現在でアンケート調査を実施されましたので、その結果を御報告いたします。

まず、スポーツ環境整備会議、この整備会議というのが、この事業を検討するための委員会のことですが、この整備会議を開催したかという問いに対しまして、開催済みが8自治体、開催予定が19自治体、未定が17自治体となっております。

次にコーディネーター、これは学校や地域、競技団体、総合型地域スポーツクラブを調整する役割を担っておりますが、このコーディネーターを設置済みというところが6自治体、

設置予定が11自治体、未定が27自治体となっております。

次に、社会体育移行を実施している自治体としましては、八代市日奈久町がございませう。2013年3月に総合型地域スポーツクラブが設立され、小中学生、高校生を対象として小中学校の体育館などを活動拠点としていたことから、そのままスムーズに移行ができたということで、先進事例となっているようございませう。また、熊本市におきましては、これまで検討委員会を1回開催したということございませう。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） なかなかほかの自治体でも厳しい状況があるように感じたところなんです、そういった具体的な課題がかなりあるように思いますし、ほかの市町村でも少しずつであります、そういった方向に移行している状況があると思ってるんです。最終的にはそういった社会体育に完全に移行するんじゃないかなと思うんですが、今後そのような中で、そういった小学生のスポーツ活動の方向性、これについてはどのような認識をもって今後取り組んでいかれるのか、この点を最後に聞いておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、現在は学校教育の一環として部活動は行われておりますので、小学生にとりまして、学校の運動部活動は、お互いの友情や信頼関係を育み、体力づくりやスポーツに親しむきっかけをつくり、子供の健全育成には欠かせない、欠くことのできないものと認識しているところでございませう。

本市の現在の運動部活動の参加率が、平成26年度は78.2%と非常に高く、児童が積極的に参加している状況が見受けられます。また、運動部活動は体育の事業と合わせて、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものであり、運動習慣として身につけることで、大人になってからも心身の健康を維持するために有益であると言われております。そういった運動やスポーツの持つさまざまな特性を、子供たちに伝えていくことが行政の責務と捉えているところでございませう。そのためにも、学校を取り巻く地域の皆様のお力、保護者のお力を子供たちに注いでいただくことが何よりも大切なことだと考えております。3年後とって非常にハードルの高い部分もございませうが、御理解をいただきながら進めていくことを、ゴールが決まっておりますものですから、それに向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございませう。

今後のスケジュールにつきましては、アンケート調査によりまして、保護者の意向を把握いたしましたら、次年度におきましては、その結果をもとに、地域の皆様への説明会を開催したいと考えております。また、完全移行までには3年ございませうが、実際にその次の対象となりますのは、現在の低学年、さらには保育園、または幼稚園等の就学前の子供たちに関

係してまいりますので、その保護者の方々にもその内容を御説明申し上げ、御理解と御協力を得る必要があるかと存じているところです。

先ほど申しましたように、1番の問題である指導者のこと、この指導者を見出し、小学校運動部活動の移行を契機といたしまして、前向きに捉えながら、子供からお年寄りまで地域が心を合わせていただきまして、さらなる子育て環境の整備ができますことを期待しているところでございます。

現在、アンケート調査も実施しておりますが、地域、保護者、競技団体のそれぞれの移行が把握されまして、その結果がまとめられましたら、運動部活動の意義についての意義が深まったと考えまして、学校を含め、それぞれの団体の代表者からなる運営協議会を設立したいと考えております。そして、その場面で役割を明確化するとともに、運動部活動を継続できるシステムを構築してまいりたいと考えているところでございます。

30年末ということで、ゴールがそこまで来ておりますので、丁寧に進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本当に指導者の確保から、さまざまな課題がまだまだあるように今、感じたところであります。ただ、その中にあっても小学校の部活動そのものがそういった形で変わっていくと、社会体育に移行していくと、そういった中で利点もやっぱり出てくると思うわけなんです。その分やっぱり保護者の協力を得る、また地域の協力を得ていく、そういった地域環境を得ながら、その地域の中で子供たちをみんなが守り育てていくと、こういった部分もやっぱり非常に重要な部分だと思いますので、そういったこともきちっと把握をしながら、今後の取り組みをお願いできればなと思っております。

あと3年後ということで、ゆっくりと思いつつも、やっぱり急いで取り組みはされなければいけないと思っております。いろんな課題を十分に踏まえながら、取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5時41分 散会

平成27年12月第7回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月9日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成27年12月9日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 76号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第2 議第 77号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第2号））
- 日程第3 議第 78号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議第 79号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第 80号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第 81号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第 82号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第 83号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第 84号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第 85号 人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 86号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 87号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 88号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 89号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第15 議第 90号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第 91号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第 92号 人吉市奨学生選考委員会条例の制定について
- 日程第18 議第 93号 人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 日程第19 議第 94号 人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について

- 日程第20 議第 95号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第21 議第 96号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第22 議第 97号 損害の賠償について
日程第23 議第 98号 損害の賠償について
日程第24 議第 99号 損害の賠償について
日程第25 議第100号 損害の賠償について
日程第26 議第101号 損害の賠償について
日程第27 議第102号 損害の賠償について
日程第28 議第103号 損害の賠償について
日程第29 議第104号 損害の賠償について
日程第30 議第105号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第31 諮第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第32 諮第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33 諮第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第34 諮第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第35 一般質問

1. 大塚 則 男 君
 2. 宮 崎 保 君
 3. 豊 永 貞 夫 君
 4. 本 村 令 斗 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- 1番 塩 見 寿 子 君
- 2番 宮 原 将 志 君
- 3番 高 瀬 堅 一 君
- 4番 大 塚 則 男 君
- 5番 宮 崎 保 君
- 6番 平 田 清 吉 君
- 7番 犬 童 利 夫 君
- 8番 井 上 光 浩 君
- 9番 豊 永 貞 夫 君

10番	西	信八郎	君
11番	本村	令斗	君
12番	笹山	欣悟	君
13番	福屋	法晴	君
14番	村上	恵一	君
15番	永山	芳宏	君
16番	三倉	美千子	君
17番	仲村	勝治	君
18番	田中	哲	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君
副	市長	松田	知良	君
教	育長	末次	美代	君
総	務部長	井上	祐太	君
市	民部長	今村	修	君
健	康福祉部長	村口	桂子	君
経	済部長	福山	誠二	君
建	設部長	大淵	修	君
総	務部次長	小林	敏郎	君
市	民部次長	加賀	邦保	君
健	康福祉部次長	柳瀬	恵子	君
経	済部次長	廣田	五浩	君
建	設部次長	山田	巧	君
総	務課長	小澤	洋之	君
企	画財政課長	丸本	昭	君
会	計管理者	山下	正純	君
水	道局長	中村	則明	君
水	道局次長	中川	一水	君
上	水道課長	那須	義徳	君
教	育部長	松岡	誠也	君
教	育部次長	告吉	眞二郎	君
教	育部次長	東	和人	君

選挙管理委員会 事務局 局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局 局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤池謙介君
庶務係 局長兼 議事係 局長	椎葉千恵君
書 記	井上京子君
書 記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。4番議員の大塚則男です。

市庁舎建設など、市長のマニフェストについて、6月議会で質問しました。その後、賛否両論、さまざまな御意見を市民の皆様からいただきました。今回、所信において、改めて方向性を示されたわけですが、今後の取り組みについて、再度質問させていただきます。

今回通告したのは、市庁舎建設について、平成26年度の財政状況について、保険税などの徴収と滞納対策について、学校給食費完全無料化について、中学校までの医療費無料化について、介護保険サービス利用について、ひとよし春風マラソン大会ボランティアについて、お尋ねさせていただきます。

まず、市庁舎建設についてですが、昨日、村上議員、笹山議員兩名から、奥深く掘り下げ質問されましたので、市長御自身、再度お聞きになるのも大変苦痛かと思いますが、少しだけ時間をお貸ししたいと思います。

今回の所信において、人吉市カルチャーパレスを初め、既存施設の活用案は問題提起になったが、代替案としては精度に欠けていたと述べられています。この発言は、市民の皆様にとりましては驚きのことであり、市庁舎建設白紙撤回の表明があっても、選択肢はほかはないと考えておられた方も、こんなに早く方向修正を行ったのかと驚かれています。問題提起になったと述べておられますが、市民の皆様にあらぬ夢と希望を与えてしまったのではないかと思います。

そこで、まず1点目として、市長が述べられた市庁舎建設白紙撤回と今回取り組まれていく市庁舎建設再検討作業部会の整合性についての説明を伺いたしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、大塚議員の御質問にお答えいたします。

作業部会におきましては、私が選挙戦で示してまいりましたカルチャーパレス周辺案を含めまして、基本構想を最大限に尊重し、市庁舎の位置の決定に関する特別議決の重みを再

認識しながら、将来の想定人口、想定職員数、既存の公共施設を活用した新庁舎群の整備案等につきまして、検討を重ねてまいりました。これに関しましては、見直し再検討案として今後御議論を進めていただきたいということは、昨日お話をさせていただいたとおりでございます。大変厳しい財政状況の中、市庁舎建設にかかる費用を抑え、将来にできる限り負担をかけないことを、ここで改めてお約束をし、市民の福祉の向上につながるための施策を実現していくことで、市民の皆様になんげ御理解いただけるよう、そして受け入れていただくように努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長から白紙撤回についての意味と、市民の皆様におわびを申し上げられたと思うんですが、そもそも、市民の皆様が描かれた白紙撤回と、市長が述べられました白紙撤回とは、受けとめ方が全然違うのではないかと思います。なぜなら、市庁舎のあり方に対して、これまでの市長のさまざまな発言に期待を込めておられた市民の皆様は、今回の白紙撤回は何なのだ、今まで期待を込めた思いは何だったのかと、そういう不信感が起きてきたのではないかと思います。

私も昨日の笹山議員と同様で、いつものことですが、辞書を引いてみますと、白紙撤回とは、一度決まった事柄を何もなかった元の状態に戻すこと、計画を取り下げることと明記してあります。要はゼロベースに戻すことなんですね。今回、経費の抑制、再検討お願いなど、市民の皆様には御理解をいただきたいと述べられておりますが、市長の発言である市庁舎建設白紙撤回の言葉は大変重たく、市民の皆様には多大な期待と不安を与えたことは事実だと思っております。結果として、市民の皆様の思いにはほど遠く、当初の新市庁舎移転基本構想をもとにした修正というか、再検証でしかなく、ほとんどが何も変わらず、市民の皆様も落胆され、御存じのようにインターネット上にも出てしまったわけです。新市庁舎移転基本構想については、市長御自身、議員として、また市庁舎建設特別委員会副委員長として携わっておられ、十分理解されておられるものと考えます。これまで、先輩議員を初め市庁舎建設委員会審議会など、長きにわたり検討され示された新市庁舎移転基本構想を、この4カ月においてどのようなことを検証されたのか、またこのわずかな期間での検証を市民の皆様が、市庁舎建設白紙撤回と受けとめていただけるものと考えておられるのか、お尋ねします。

私は、6月議会において、市庁舎建設白紙撤回を白紙撤回すべきと述べましたが、当時、市長は、白紙撤回はしませんと述べられました。しかし、今回、マスコミ報道には白紙撤回を認めておられます。また、昨日、笹山議員の再質問に対して、白紙撤回を認め、再検討とされました。御自身のマニフェストでもある大変重たい表現の白紙撤回を、この時期に認められたのはなぜなのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 大塚議員にお答えをいたします。

選挙期間中は、市庁舎移転建設白紙撤回を求めて選挙戦を戦ってきたわけでございます。その後、就任いたしましたから、先ほどおっしゃいましたように、結果的には基本構想の理念または議会の議決等も十分配慮しながら、そして私が訴えてまいりました、目的としております総事業費の抑制、そしてカルチャーパレス周辺案等々もその中で議論をしてこられたところですが、そして、昨日もお示ししましたように、結果といたしまして見直し、再検討案ということで、今後御議論を進めていただきたいというふうにお話をさせていただいたところですが、6月時点では、カルチャーパレスを含めました既存公共施設の利活用、経費の抑制というコストパフォーマンスを命題に再考することを考えておりましたので、あらゆる可能性を残しておくべきであるとのことから、そういう発言をいたしております。その後、作業部会での検証をする中で、カルチャーパレスの活用と代替案は断念するということは、昨日お話を申し上げました。結果的には、市庁舎別館周辺において、既存施設を利用するという形態となりましたが、改めまして、これまでの重ねた議論の有意性を確認し、そして同時に私の訴えてきた思いといったものも取り組む案を御提示することができたと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 6月議会において私が提案しました市庁舎建設については、再検討委員会にすべきだったと思いますが、現在でもその考えに変更されるお気持ちはないのか、お尋ねしようと考えていましたが、昨日変更されましたので、このことについては質問しません。しかし、市民の皆様は、このわずか4カ月の間において、十分検証されたのか、マニフェストである市庁舎白紙撤回はどう理解すべきか、市民の皆様には戸惑いが起きているのではないかと考えます。

そのような中、今回示された市庁舎建設に関する資料を見ますと、庁舎建設費などの抑制については、市長のお考えが反映されているとしても、今後の社会情勢の変化で、変更が生じてくるものと考えます。また今回、周辺公共施設の賃借料というものが計上され、毎年1,000万円の負担が生じていくことになっています。6月議会の答弁で、財源の問題、あるいは市民になるべく近い分散型の庁舎、既存の公共施設の利活用などと述べられ、既存施設とは人吉市所有の建物と答弁されています。さらに具体的には、別館、コミセン、学校、そういうものが既存の施設とされていました。なぜ、賃借料が発生する周辺公共施設が浮上してきたのか、市所有の建物はどうなったのか、お尋ねします。

次世代に負担のかからない方法を選択すべきと6月議会で述べておられますが、周辺公共施設の利用が続く限り、賃借料あるいは維持管理費、補修費などが毎年発生していくこととなります。これらは、市民の皆様、次世代に負担をかける1つになるのではないかと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

庁舎のみならず、公共施設等の長期的視野に立った老朽化対策については、大きな課題であるというふうに認識をいたしているところでございます。今後、少子高齢化の進行といった社会環境の変化も視野に入れつつ、施設の統廃合や機能転換等も含め、公共施設の適正配置と有効活用について、早急に検討を進めることが求められております。特に本市の貸借対照表では、財産取得価格が825億円、減価償却累計額が407億円で、流動資産は24億円、更新のための費用が一切内部留保されていない状況でございまして、新たに新設する建設分につきましては、将来の更新費用を考えますと、できる施設総量を縮減していく必要があると考えているところでございます。また、市庁舎移転に伴い、老朽化していく既存施設を利用する計画については、昨日申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画を策定し、ライフサイクルコストを踏まえた取り組みをすることによって、将来の負担をなるべく抑えてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私が考えますのは使いやすい庁舎、ワンストップサービスができるの
がいいのではないかという思いでおります。そういったことで進めてこられたと思うんですけれども、途中から分散型といろんなことが出まして、結果的に今、A案、B案って出てるんですが、このワンストップサービスができなくなってしまうというのが現実ではないかと思うんですね。

その中で、今回出されています周辺公共施設、これをもし使用するとした場合に、現在のままで入居し、業務ができるのか。リフォームしなくてもいいのかということですね。また、使用していくうちに改修の必要が出た場合、そのときの費用負担はどう考えられるのか。また、今回示されたA案、B案にある周辺公共施設は、使用するということが前提でされているのか。さらに外構工事ですね。緑地化によくあると思うんですけれども、この外構工事は、今回数字として示されていませんが、これは必要と思うのですけれども、この予算の計上はどうなるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

特別委員会にお示ししました概算費用につきましては、総事業費について現時点で想定しています項目ごとに試算をしたものでございます。その中で、今、御質問がありました周辺公共施設の改修工事費等につきましては、直近の工事の単価を考慮して算定しております。そして、A案、B案とも事業費削減ができることを、借りることを前提とした案としております。別館地周辺の外構工事につきましては、解体工事や建設工事との関連もございまして、その項目で計上は行っておりません。

賃借料の根拠ということですが、具体的な金額は相手方で算出することとなっております。

すので、今後の契約のこともありますので、現時点でのお答えはできかねますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

今回の見直し案の提案をさせていただきましたが、提示しました内容につきましては、今議会に計上の関係予算をお認めいただければ、庁舎等移転建設審議会等を開催し、さまざまな御意見等をいただきながら、必要に応じて整備概要等の修正を行って、最終的な見直し案を策定してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） なかなか現時点では、はっきりした金額は出ないと。もちろんそれはそうだと思うんですね。今から検討していくわけですから、それは理解するんですが、市長がよく言われています、とにかく抑えたいと、金額を抑えたいと、そのお気持ちはわかるんですよ。ただ、安ければいいものではないと僕は思うんですね。つくったあと、しまったと後悔するよりも、やはり見合った額の金をかけてつくっていくのも、僕は考えなくて、とにかく安い安いでいって、後でこの分が足らなかった、これも必要であったといたらもうどうしようもないんですよ。またつくるかといったら、また大変なんですね。ですからやはり最初、この庁舎というのはもう50年も使うわけじゃないですか。だったらば、金額を安くする気持ちはわかるんだけど、しかし、1回つくるときはきちんとしたものをつくってもらいと、そういったのはしっかり思っていたかないと、私はまた後悔すると思いますよ。市民の皆さん、また迷われると思うんですよ。またつくるのかと。ということになると思うんですね。

例えば、この別館1つ、実際つくりますとおっしゃったかもしれませんが、でも、じゃあ、ほかにあるもの、そのまま続くかって、周辺公共施設も、もうかなりの年数がたってるわけじゃないですか。ずっと使えるわけじゃないんです。そういったことを考えますと、やはりつくるときには思い切って、利便さ、市民も使いやすい、職員の皆さんも安心して使える、そういったのを考えたときには、安けりゃいいという考えじゃなくて、ちょっと視点を変えてつくことはやっていただきたいというふうに思いますので。

今回示された市庁舎建設費は、事業費の抑制を第一に捉えておられます。市民の想定人口、想定職員数など想定し、庁舎規模を検討するとされていますが、先ほど言いましたように、一度建設しますと、50年前後は利用することになります。

そこでお尋ねしますが、人吉球磨の市町村合併についてはどのように捉えておられるのか。また、合併を想定した市庁舎建設については、どのように考えておられるのか。合併を想定しない人吉市民の皆さんの利用を考えた市庁舎建設なのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど、大塚議員が、新しい庁舎をつくるときは思い切ってというふうな発言をされま

したけれども、確かに潤沢な費用があれば、そういうのが理想かもしれませんが、なかなか厳しい状況です。しかしながら、危険な市庁舎、いかに早くリスクから逃れるかということを抑えたときには、どうしても知恵を絞ってしなければならないというふうに思っており、私も誠意取り組んでいるところですので、御理解と御協力を賜りたいというふうに考えております。

市町村合併を想定しているのかという御質問でしたが、今回の見直し案につきましては、市町村合併について具体的な想定はしておりませんが、合併など将来の地域づくりにおける課題を設定するという事は、大変重要なことだというふうに思っておりますし、私自身も、将来の人吉球磨にとって最大のテーマの1つであると認識をいたしております。

別館地周辺につきましては、人吉球磨を統括します熊本県の球磨地域振興局などの施設もある文教地区でもあり、格調性も高いことを踏まえ、市町村合併がどのような枠組みであるのかといったことは別にしましても、一般論として庁舎の地理的な条件としては一定の評価を得るものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回は合併というのは想定していないということなんですけれども、先ほど言いましたように、もうつくり出すと50年。その50年の間にこういった町村合併の話が持ち上がったとしますね。じゃあ、今度つくったその小さい庁舎で耐え得るか、こなしていけるかということも、これは課題になってくると思うんですよ。合併はしたけど、それぞれ別々にいってくださいと。実は前回、視察研修に行かせていただきました。みどり市というのがあるんですけれども、そこは合併しているんですけれども、確かに別々でやられています。それぞれのところで。できないことはないんですけど。でも、私はこの人吉球磨みたいなこの狭いところで、合併して別々じゃなくて、やっぱり1つになってほしいんですよ。それを考えますと、やはり1つの庁舎でいくのが私は理想と思っております。

確かに今おっしゃったように、総合庁舎もあります。じゃあ、あれが完全にあくかという、これもわからない問題なんですよ。正直言って。だから、あそこを使うんだという、それも想定ですから。そうじゃなくて、やはり人吉球磨は1つだというお考えをお持ちだったならば、合併というのはある程度想定をした上で、庁舎建設というのも考えていくのも1つの案ではなかろうかということでお尋ねしたところです。

現在の市庁舎は、築50年になり、さまざまなふぐあいが生じています。地震が発生しますと、震度5強以上で倒壊の危険があるとされていますので、すぐにでも移転、建てかえをすべき時期にあるとは思いますが、市庁舎建設には多額の費用が必要になるわけです。現在、庁舎建設基金として約6億6,000万円と示されています。これが一気に増加したのは、基金の中に土地開発基金の廃止分2億6,000万円が繰り入れられたからなんですけど、財

政計画で示されましたように、起債することは可能であるとしても、起債後は必ず償還していかななくてはなりません。市の財政状況を考えた場合、できる限り起債を少なくすることが必要と考えます。そのためには、まず基金の上積みに力を入れ、市庁舎建設にかかる費用の2分の1前後の基金積み立てを行うべきではないかと思います。また、昨日、村上議員の質問がありましたように、31年とかそういったのを目標じゃなくて、もっと先でもいいんじゃないかということと一緒に思うんですけれども、やはりまず基金の積み上げが必要じゃないかと思うんですが、このことについては、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど、大塚議員がおっしゃった中で、1点、球磨地域振興局がある庁舎があくことを待ってるんじゃないくて、あそこにそういう県の出先機関などもあるからという意味で、私はお話をさせていただいたと、これは御理解いただきたいというふうに思います。

自主財源を確保した状態で建設を進めていくべきではないかというふうな御質問であったというふうに思いますが、確かに議員御指摘のとおり、庁舎建設基金が多ければ多いほど、建設のための起債額は少なく済みますので、後年度負担を減らす意味でも、建設年度までに自主財源を確保する努力は必要であるというふうに考えております。

現在進めております公共施設等総合管理計画の策定後、市の所有する公共施設等について、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うこととしております。その更新等にかかります費用は相当なものになることが予測をされ、これらに対処しながら庁舎建設の準備を進めなければならない点、そして特別委員会の中でもいただきましたように、2020年のオリンピック・パラリンピック開催に伴う建設物価高騰の問題など、さまざまに考慮すべき点もございますが、財政状況を慎重に見きわめながら、財源確保には努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） これで、一応、庁舎建設については終わりますが、次に、松岡市長就任時、6月議会において、市長のマニフェストであります学校給食完全無料化、中学校までの医療費無料化について、質問させていただきました。市長に就任されたばかりであり、しばらく見守ってはどうかなどの御意見もいただきました。私は6月議会でも述べさせていただきましたように、家計の支出に直結することは、できるだけ早く具体的な方向性を示すべきであり、少なくとも児童・生徒をお持ちの保護者の皆様は、いつ実現していただけるのか、市長の実行力を期待されておられるものと考えます。

そこで、まず財源となる人吉市の財政状況はどうか、平成26年度決算書及び歳入歳出決算審査意見書を参考にさせていただきました。歳入の状況、歳出の状況など、一つ一

つ述べることは時間の都合上省きますが、気になる点として、義務的経費の占める割合が高いほど、財政の硬直化を招くことになるわけです。これが、前年度より0.2ポイント高くなっていること、平成25年度の類似団体と比較した場合、8.5ポイント高くなっています。逆に高いほうがよい投資的経費は低くなっていて、類似団体と比較しても4.0ポイント低くなっています。経常的経費においては、ウエートが低いほど財政運営の健全性が保たれるわけですが、本市においても前年度よりは低くなっています。しかし、類似団体と比較した場合、高くなっています。経常収支比率においては、80%から90%が好ましいわけですが、平成24年度99.8%、平成25年度97.8%で2桁台を維持していましたが、平成26年度は101.1%になり、6年ぶりに高くなり、平成25年度を見ても、類似団体88.7%に対して高くなっている状況です。一般会計の決算として、実質単年度収支は1億円の赤字になっています。監査委員の意見書として、市税の減収、人口の高齢化による扶助費の増加、特別会計への繰出金の増加になること、さらに平成28年度は14、5名程度の定年退職者が予定されていて、財源確保が厳しくなると予測されています。歳入不足額を財政調整基金などで補填し続けた場合、数年後には基金そのものが枯渇する可能性も否定できないとされています。

そこで、平成26年度の財政状況及び監査委員の意見書をごらんいただいたことと存じますが、市長としての意見、お考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成26年度の本市の決算につきましては、議員御指摘のとおり、財政調整基金、減債基金を2億5,000万円取り崩すなど、大変厳しい財政運営でございました。特に、実質単年度収支につきましては、4年連続の赤字であり、経常収支比率が101.1%と6年ぶりに100%を超過するなど、財政の硬直化も進んでおります。

私も議員時代から、市の財政状況に対する懸念を抱いておりましたが、就任後、その詳細について説明を受け、想像以上に財政状況は厳しいという認識を持ったところでございます。

このような状況に対しまして、市といたしましては、定員適正化計画により、平成17年度から26年度までの10年間で職員数を12%、45人削減し、また平成25年度、26年度の2カ年において、庁内事業仕分けにより4,241万5,000円の歳出削減を進めるなど、財政健全化に向けた取り組みを続けているところでございます。

そのような努力を進めた中ではございますが、福祉関係の扶助費、介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療への負担金の増、税収の減少など、市の財政状況はなかなか厳しいものがあると私も認識しているところでございます。

そういった厳しい中ではございますが、消滅可能性都市という言葉が叫ばれておりますように、本市の人口も減少し、経済は縮小し続けております。事業の絶え間ない見直しを

続けることは当然といたしまして、経済を活性化させ歳入をふやす取り組みも重要となってまいります。

このたび策定させていただきました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、人口流出を阻止し、本市経済の活性化を図るため、本市にしごとをつくり、安定した雇用を創出する、本市への新しいひとの流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を定めております。その中でも特に雇用創出、子育て支援の施策をさらに充実させる中で、本市経済の活性化を進め、そのことによってひいては税収をふやすことを目指してまいります。

また、ふるさと納税につきましても、多くの寄附をいただいている自治体もあるようでございます。本市におきましても、全国の方に認知していただき、多くの寄附がいただけるような手法の検討もし、歳入増加に対する工夫をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 財政が大変厳しい状況にあるということは、市長御自身もよく存じてもらっているわけですが、その中で、ひと、しごと、雇用、子育てにも力を入れていくということで、これは後ほど述べます質問と関係しますので、後で述べますけれども、次に、今の全体的なことを述べていただいたんですが、次に、保険料などの徴収と滞納対策についてですが、保険料給付費は大幅に増加し、財政調整基金からの繰り入れが行われています。逆に、被保険者数は今後減少していく中、医療費はますます増加するものと推測されています。

そのような中、国民健康保険税の収納状況は、現年度は改善されているとしてありますが、不納欠損処理額は、前年度に対して47%の増となっていて、県下の類似団体と比較した場合、収納率も低く、不納欠損処分額も高い金額になっています。同じように介護保険を見ますと、全国平均を上回る高齢化率、要介護認定者の増加する中、さらなる介護費用の増加が予想されています。

一方、介護保険料の収納状況については、滞納繰越分を含めた収納率が前年度より減少しています。不納欠損として処分された額は1,021万3,000円、滞納繰越額は2,956万6,000円です。後期高齢者の保険料も収納率が低くなっていて、滞納繰越が310万7,000円になっています。

監査委員の各保険料についての意見として、保険料は2年間で時効消滅になることから、関係各課と連携を密にし、徴収と滞納処分を強化し、歳入確保に万全を期すこととされています。この保険料の財政状況と監査委員の意見を聞いて、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国民健康保険、介護保険、そして後期高齢者医療保険のいずれも、住民の皆様の健康と生活を支える非常に重要な保険制度であり、税や保険料収入につきましては、その財政運営の根幹を支える重要財源であることは、言うまでもありません。

市といたしましては、監査意見書の指摘にもございますとおり、保険税等の収納率が低い水準にあり、滞納額や不納欠損額が増加している厳しい現状にあると十分認識をしているところでございます。

税や保険料を滞納されている方の中には、低所得や長期疾病等による就労不能、事業不振等のさまざまな滞納理由があることは承知をしておりますが、納税義務の適正な実現を通じて、歳入を確保することは、住民福祉向上を図る上で必要不可欠なことでございます。納税意識の高揚を図り、早期対応により滞納者の実態把握及び滞納原因を究明するとともに、さまざまな滞納対策を推進していくことで、今後さらに歳入の確保や不納欠損額の縮減に努め、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長の108の項目の中に、国保税や介護保険料の軽減促進というのをうたっておられます。確かに、いいことだと思うんですけども、今申し述べましたような非常に厳しい財政の中で、果たしてこれが可能かということも心配するんですね。やってほしいなと思う反面、人吉市の財政状況でできるのかなという心配もしております。じっくり考えて取り組んでいただきたいと思います。

滞納が増加しますと、必然的に滞納繰越が増加し、最後は不納欠損額が増大していくこととなります。まず、市民の不公平感をなくすためにも、市民の皆様に対して権利と義務を理解していただき、収納率を上げること、担当課におかれては、不納欠損額を減少させるための努力、時効になる前に、幾らかでも徴収する、いただくということで、それによって時効の中断になるわけなんですから、そういった努力をしっかりと行っていただくことが必要であり、その結果として税収アップになり、財政状況が好転していくものと私は考えますが、いかがでしょうか。お考えを求めます。

○市民部長（今村 修君） おはようございます。お答えいたします。

納税意識の高揚や納付環境の整備につきましては、納期一覧表の全世帯配布や広報ひとよしへの納期限のお知らせ掲載、防災無線による納期広報、口座振替の推進、4月、5月の日曜開庁や毎週木曜日の開庁時間延長、コンビニ収納の導入等を行っているところでございます。また、滞納が発生した場合は、督促状、催告書等の文書発送のほか、臨戸訪問や納税相談等により、滞納されている方とお話をし、その実態を把握するとともに、他の納税者との公平の観点から、各種財産調査に基づく滞納処分等を実施しているところでございます。

税・料の収納率の向上は重要な課題であり、今後さらなる徴収努力により歳入の確保や不納欠損額の縮減に努め、健全な財政運営に寄与してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 時効の中断の効力について、地方自治法236条第4項に示してありますように、通知または督促は1回のみ効力であり、2回目からは適用されないとしてあります。その後は、督促後、相当の期間を経過しても納入がないときは、強制執行などの措置を講じなければならないとされてありますが、市の徴収業務はサラ金やヤミ金のような「・・」徴収は考えられないことであり、担当課の職員の皆様はお一人で400から500件を担当され、税の納付促進あるいは相談、現況調査など、毎日大変な御苦勞をいただいているところです。市民の中に、離職、病気、失業などにおいて納付が困難な状態が起きた場合、まずは相談いただき、分割納付などきめ細かなお願いをしていくことが、引いては健全な財政運営につながっていくものと考えます。

しかしながら、現在人吉市は納付率が好転せず、厳しい状況にあります。職員の皆様にもより一層の徴収業務をお願いしますが、市民皆様の納税に対する納税意識と御理解、御協力なくして納付率向上は図れませんので、改めて市民皆様の御協力をよろしくここでお願いしておきたいと思っております。

次に、学校給食費完全無料化についてですが、昨日、笹山議員が質問されていますので、一部割愛させていただきます。

私が、平成25年9月議会において、少子化対策について質問した中で、給食費補助については市の厳しい財政状況を考慮した場合、新規の補助金制度をつくるべきではないと答弁いただいております。時期同じくして、出産祝い金一定期間のミルク代、おむつ代などの補助として、商品券での助成など生活面への支援制度の拡充をお願いしましたが、財源の確保が厳しい、国の制度である児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療制度など、子供支援のための支援が以前に比べ充実していることから、新たな助成制度は考えていないと答弁されています。

このような答弁があった中、今回なぜ給食費無料化に取り組むことができるのか。なぜ、9月質問時点で、給食費については設置者が負担することも可能であるとの回答ができなかったのか。出生率を上げたいとされるなら、出産、育児などにかかる費用の助成ができたのではないかと。納得できる説明をお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現在、私が掲げました108つの施策と総合計画の後期計画を統合し、一本化して施策を体系化しているところでございまして、それを今後順次具体化して実現を図っていくことに

なります。その中でも、学校給食費の公的支援の事業は喫緊の課題である人口減少問題への対応としても重要であり、また子育てにかかわる経済的な負担の軽減策としても、子育て世代を中心に市民の皆様の関心も高いことから、優先度が高い事業であると判断し、先行して実施することとしたものでございます。

ここに至るまでに、昨日、笹山議員の質問の中で、4つの観点からしっかりと時間をかけて協議をさせていただいております。また、平成25年以降に人口減少、増田レポート問題に端を発し、地方創生の議論が高まり、ひいてはまち・ひと・しごと創生総合戦略会議における政策決定などなど、本気で人口減少問題に取り組む機運が高まってきたことも、今回のことにつながった要因であるというふう存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私が9月に聞いたときは、アンケートをとって、その結果で質問したんですよね。どういったことをお母さん方は悩んでらっしゃるかということ。その中に出産に関して、仕事への不安が42名、生活への不安が68名、出てるんですよ、こういった。子供さんは3人欲しいというのがあったんです、気持ちは。ところが、現に1人しか産めない。何でかと。主人の収入が少ないとか、休めないとか、そういったものがあったんです。ですから、私はだからそういった、まず出産のときに手当ができないかということをお願いした。そのときには財源がないということでした。市長が少子化をおっしゃるんだったらば、そういった小さいときからするのが本当じゃないんですか。小学生になる。少子化で子供は減っていくわけだから、もっとふやすためには、そういった小さいときの手だてがあったら、お母さん方も安心して子供が出産できるんじゃないんですか。ですから、小学校にできる。私は、給食費するんじゃないんです、言いたいのは、やってもらっていいんだけど、やはり小さいところのほうにも目を向けてくださいと。9月の時点では、財源がありませんって、僕は断られました。でも、今になったら小学校の給食費はできますと、やれると。私はどっちが先かと思ったら、やっぱり少子化対策いうんだったら、小さい出産のときにすべきだなと、僕は思うんですよ。そしたら子供さんふえますよ。もう小学校、だんだん大きくなっていくわけですから。それよりも小さい、今から出産をしたいという若い方に、安心して出産できる環境づくり、大事だと思います。

だから、確かに給食費無料って、おっしゃってます。でも、さっき言われたように、まち・ひと・しごとの中の子育て、雇用、これは大事かと思えます。まずはそちらのほうに本当は目を向けてほしいんですよ。給食費は今後、取り組んでいかれるでしょうけれども、こういった段階かわかりません。今から聞いていきますので。私はやはり、自分が9月に言ったことについて、否定されたわけですがけれども、今回やるということはどうも納得し切れないんですけれども。

10月中旬ごろ、市民の方が私の自宅にお見えになり、お話しされたことがあります。昔は生活に厳しい家庭でも、まずは子供にかかる教育費として給食費、学級費など別々に封筒に入れておき、残りのお金を生活費としていた。子供のための食材費は保護者の負担でぜひお願いしたいとお話をされて帰りました。また、今、子育て中の若い方の意見ですが、教育、子育てにはお金がかかるが、だからといって給食費の無料化はすべきでない。保護者として衣食住などしっかりと取り組んでいくべきだと思っていると話されました。核家族化が進み、共働きの増加、低賃金など考えますと、決して安定した生活環境にあるとは思えませんが、親として果たす役割について、市長はどのように受けとめておられるのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど、大塚議員から御指摘いただきました。確かに子育て支援も本当に経済的な負担を感じていらっしゃる方がいらっしゃいますので、さまざまな要因があるというふうに思いますし、昨日、笹山議員からも御指摘いただきましたように、世代間での課題もそれぞれあるというふうに捉えているところですので、全体的な、市民全体の皆様方の不安感、課題を解消するべく、一つ一つ取り組んでまいりたいと、そのように考えます。

質問にお答えをいたします。

昨日もお話ししましたように、この学校給食法第11条などの関係法令で、学校給食費は保護者の負担とされております。これらの規定によれば、第一義的には学校給食費は保護者が負担すべきものということになりますが、この規定は経費の負担区分を明らかにするものであって、学校設置者が保護者にかわって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものでないと解されております。したがって、子育て支援策の一環として、保護者の経費負担を軽減するため、保護者が負担すべき学校給食費の一部または全部を設置者である市が負担することは可能であるというふうに考えております。

景気回復がなかなか地方都市まで波及してこない中で、子供の貧困が問題となるなど、厳しい社会経済状況が続いており、子育てに負担感を感じている方もいらっしゃるというふうに思います。そのような状況を少しでも改善し、懸命に子育てに励んでいる皆さんを支えたいとの思いで、公費による負担を行うものでございます。

子育てに関する親としての役割というものは、昔も今もやはり一生懸命、私も一生懸命やっておりますが、周りの保護者も一生懸命子育てのために頑張っている姿は私も直接見ておりますが、先ほどお話ししましたとおり、さまざまな要因等で子育てに経済的な負担を感じている御家族があるというのも事実でございますので、そういうところに御支援をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 6月議会でも述べましたように、給食費については現在、保護者負担分、そして市の負担分があります。平成26年度は1億4,300万円程度が人吉市一般会計から支出されています。児童・生徒の減少もありますが、現在はほぼ同額の額を保護者負担をお願いしているところです。今後、無料化にしていくとした場合、新たに年間1億4,000万円の財政負担が発生します。例えば、平成27年度の10月の人吉市の世帯数1万5,735世帯ですね。これで割りますと、1世帯約8,900円の比率になるわけです。人吉市の高齢化、32.8%、高齢化がますます進む中、さらに消費税、保険などさまざまな負担は増加し、逆に年金は徐々に引き下げられていく中、市民皆さんがそれらを理解、納得いただけるものか、私は非常に厳しいものがあると考えます。確かに、子供をお持ちの保護者の皆様はありがたいことです。私も率直に受けとめます。しかし、人吉市全体、人吉市民全体と見た場合に、私は厳しいものがあると思うんですが、市長はどのようにお考えですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

学校給食費の問題は、私が掲げております施策の中でも、子育て世代を中心に、市民の皆様のご関心も高く、優先度が高い事業の1つと捉えております。将来にわたって地域活力を維持し、地域活性化を図るためにも、子供を産み育てやすい環境を整備することが喫緊の課題でございます。そのための施策の一環としても、この問題は重要なものでございます。

子育てにおいて保護者が果たす役割は言うまでもなく、極めて重要でございますが、同じように行政や学校等や、地域住民や事業所がともに手をとり合って子育て家庭を支えていくことも大切であると考えております。段階的に保護者負担の軽減を進めていくためには、かなりの経費が必要でございますが、市民共通の宝である子供たちのために使わせていただくということを市民の皆様にご丁寧に御説明し、御理解いただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 実際、栃木県の大田原市、こちらは給食無料化に取り組まれた市であります。何を行われたかといいますと、平成22年に当選後、すぐに月額100円の補助、12月には300円補助、平成23年4月には2,000円の補助に変更、平成24年10月に完全無料化。職員の手当など減額、市職員の定員見直しや予算の削減など、行財政改革を断行し、取り組まれているとのこと。このように、着実に計画的に取り組まれた市もあります。保護者アンケートも実施されていますが、もちろんのこと、継続を望むとする回答が66%と多くなっています。ただ、注目すべき点として、その他を含む34%の回答の中に、無料化に感謝しつつ、高齢者対策、福祉対策、校舎などへの優先すべきことが必要ではないかとの回答があることです。一般市民へのアンケート調査を行わなかったのは、市長のマニフェストが給食費無料

化であり、その結果として選挙において大差で勝利したことから、民意はいただいていると判断され、利用者である保護者にのみアンケートを実施されたようです。

では、本市においてはどうかというと、選挙結果は僅差であり、給食費完全無料化が民意を得ているとは私は言いがたいと考えます。

話は変わりますが、例えますと、ツバメとかスズメでさえ、ひなが成長するまで親鳥はせっせっせとえさを運び、ひな1羽1羽に同じようにえさを与える努力を行っているではありませんか。あの小さな小鳥たちですが、周りからの救いとか援助はなくても、しっかりと巣立っていきます。

私たち人間社会においては、全てに行き届いているとは言いませんが、現在、さまざまな形で生活が厳しい家庭については生活保護、教育扶助などで対応されています。衣食住は親の責務と私は考えています。しかしながら、最近の児童・生徒の中には、朝食の欠食など社会的問題も起こっています。それらの中には、生活保護として認定されない隠れ貧困家庭の存在が起きていることも認識しなくてはならないと思います。

給食費全額無料化について議論するのではなく、学校、家庭、地域、市民の皆さんが理解、納得され、子育てに参加していると思っていただくことこそが市民としての誇りであると私は考えますが、市民の誇りについて、市長はどのようにお考えですか。お答え、お願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

当然、子供を育てる第一義的な責任は親にあるというふうに私も十分承知をしておりますし、私がかかわる親も子育てのために日々努力をしている姿を見ております。これはやはり昔から変わらぬ形であり、そして今後も当然続いていくものというふうに捉えております。

そのような中、地域または学校等々のかかわりや誇りといったものの御質問もございましたが、現在、本市におきましてもこども王国保安官等、または学校支援事業等々を含めまして、地域の皆様からもかなり子育てに関しましては御協力をいただいております、感謝を申し上げるところでございます。

大塚議員おっしゃいますように、当然、親または家族、家庭が第一ですが、それ以外の部分でも地域、学校での支援を今後とも必要とすると思いますし、お願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。これまで培われた知恵や経験等々をお持ちの方がたくさん地域にはいらっしやいます。そして、地域の子供たちにも常に温かい目で、温かい気持ちで接していただいている方が多数ございます。私がただいま未来会議を開催しておりますが、その中でも、やはり出てくるので一番多いのが、子供たちの笑顔でございます。地域に誇りを持った地域の方々が、子供たちの笑顔を得るため、また子供たちが明るい夢を持って生きるために努力をいただいておりますし、たくさん努力は惜しま

ないという方もいらっしゃると思いますので、ぜひとも今後とも地域の子供たちのためにお力を貸していただければというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市民の皆様は、給食費が全額無料ということに疑問視されておられると思います。市民みんなで子供たちを支援して育てていくことの大切さは十分理解されておられると思います。今回の所信で、学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策で、公的支援の方向性を見出したとあります。さらに、平成28年度から段階的实施と報道がされています。このことは、給食費完全無料化を考えての実施なのか。あるいは段階的な軽減策で継続されていかれるのか。また、財源については確保できるか。将来的に市民の皆様の税負担が増すことはないかと受けとめているのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針の中では、段階的な保護者負担の軽減策と表現しておりますが、私がマニフェストに掲げました段階的な全額補助化という基本方針は変わっておりません。最終的には、そこを目指して段階的に取り組んでまいりたいと考えております。その第一段階として、平成28年度から段階的な負担軽減策をスタートしたいと思っております。ただ、完全無料化となりますと多くの経費が必要となりますので、厳しい財政状況の中で、今後ほかにも多くの重要な事業を展開していかなければならないことを考えますと、限られた財源を有効活用するために、選択と集中を図ること、優先度を検討することなどが必要となります。そのため、最終的な目標であります完全無料化までには、ある程度の年数を要することになることもあるというふうに見込んでおります。市民の皆様方の新たな税負担というものは考えておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 将来的には完全無料化を目指すということですが、その前にまず、間違いなく取り組んでいただきたいのは、給食費滞納ですね。滞納額が多分、500数十万円になっていると思うんですね。これが実際減少しているのかどうか。じゃあこれはどうするかですね。私はこれを徹底してやっぱり解消しないと、給食の段階的無料化とか完全無料化はあり得ないと思います。これはチャラにしますよ。絶対許せません、そういったことは。これをしっかりやってこそ、僕は初めて取りかかる事業だと思いますので、市長、そのところはしっかり、給食費滞納だけは押さえていってください。よろしく願いいたします。

市が全額給食費を補助するのであれば、給食費の半額か一定の額を保護者の皆様に、人吉市独自の福祉費として徴収させていただき、その収入を老人福祉、子育て世代などの支援体制に充てていくことも可能ではないかと考えます。

例えば、今、全額無料とおっしゃいました。確かに保護者の方は助かります。でも、市民全体を見た場合、どうかと思うんですね。だからそうじゃなくて、無料でしますよと。ただし、そのかわり一定額だけいただけませんか。一定額。何に使うのか。今、給食費の例えば3分の1でもいいからいただく。その金を老人福祉とかあるいは子育て世代に振っていくという、そういった策はとれないかと思うんですね。子供持ちの家庭だけがその給食無料化で助かるのも1つでしょう。しかし、裏を返せば老人福祉の大切さもわかると思うんです。そういったところに充てる工夫というのを同時に考える。三位一体、みんなが幸せになる方法の1つとして考えられないのかなというふうに思いますので、一応ここは検討してみてください。お願いいたします。

私たち議員が提案していくことは、全て行政のほうは検討しますとか、あるいは財源がないからできないの回答なんですけれども、逆に執行部からの提案は、何とか通したいという状況が見てとれます。その中で、今、何が必要か、何をなすべきか。将来に向けて、市民みんなの幸福度をどう支えていくか。そういったことを考えたときに、私どもやっぱり各議員からの発言、提案にも、できないということじゃなくて、どうしたらできるかというふうに考えていただけたら、私はありがたいなと思います。

今回の議案を見ましても、今までの議事録見ましても、回答がころころ変わってるじゃないですか。前はできないのが今度はできるになるとか。そういったことじゃなくて、やっぱり1回発言されたことは議事録に載っているわけですから、その重みもしっかり受けとめていただいて、何でできるようになったのか、そのときの発言は何だったのか、そのところをしっかりと、私は答えていただきたいと思います。

給食費についてですけれども、二、三の提案をさせていただきます。

6月議会でも申しましたが、子育て支援の1つとして学校給食費の段階的補助ですね。

2つ目として、修学旅行と集団宿泊費の補助は考えられないかということです。修学旅行については、全額現在は保護者負担であり、各学校若干の違いがありますが、平成26年度で見ますと、小学校の平均額は1人当たり2万円です。6年生で修学旅行を行っております。中学校になりますと、1人当たり5万円です。これは2年生で行っています。これを合計しますと1,500万円です。集団宿泊は、バス代は負担をさせていただいていますが、大体小学校で負担が4,100円、中学校では4,100円の負担になっています。給食費の補助もありがたいんですが、私はまずできること、こういったところをまず市長、やられたらいかがですか。これができて次の段階に行くという考え方も、僕は必要じゃないかと思うんですよ。確かに今から取り組んでいくという、全額補助、わかりますけど、こういった保護者が負担に感じる修学旅行、そういったものをぜひ考えていただきたいと思います。

これについては、市長、どう考えられますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

修学旅行や集団宿泊への助成をするべきだというお話だと思いますが、実施期間が修学旅行は小学校6年生と中学2年生、集団宿泊は小学校5年生と中学校1年生と限定をされておりますので、保護者の負担感の軽減ということから言いますと、小中学校を通じて9年間毎月負担する学校給食費の負担を軽減するほうが、幅広く公平に支援が行き届き、望ましいのではないかというふうに、今現在のところ考えております。

ただ、先ほどからさまざまな御提案をいただいております。その件に関しましては根拠、そして財源、ニーズ等々も踏まえながら、内部で検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 財源が豊かだったらいろんなことやっていけると思うんですけども、人吉市の場合、厳しい状況がありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それと、少子化対策として、学校給食費の無料化を実施するとしたら、私は国が積極的に取り組むべきではないかと思うんです。少子化問題は日本の課題なんです。国が少子化対策の1つとして、学校給食無料化に対して助成を行うならともかく、厳しい財政状況にある地方の自治体が行うことは、実施規模によるかもしれませんが、多額の財政負担になると思います。

財政状況を精査され、マニフェストの方向修正として実現可能な対策、先ほど提案しました対策など、市民の皆様から理解いただける子育て支援策にされてはいかがかと私は思いますので、よろしく願いいたします。

関連ですけど、先ほど朝食の欠食というのを挙げましたけれども、これ摂取率の状況について、人吉市内では調査されているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、平成27年度におきましては、小学校及び中学校における全児童・生徒についての朝食の欠食状況について、特化した調査は行っておりませんが、熊本県において、平成27年度に実施した食育推進に関する調査では、本年度における市内の小学校5年生と中学校2年生の朝食欠食状況を見ることができます。また、平成27年度全国学力学習状況調査では、市内の小学校6年生と中学校3年生についての朝食欠食状況がわかりますので、この2つの調査からお伝えしたいと思います。

1週間のうち1日も朝食を食べない小学校児童、5、6年生は651人中で6人、0.9%でございます。中学校2年生、3年生におきましては592人中で10人、1.7%でございます。食べない日があると答えた小学校5、6年生が554人中91人、14%。中学2年、3年生が592人中94人、15.9%でございます。数的には割合は全児童・生徒ではございませんが、傾向としてはこれから見てとれると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉市では、調査とか実施されていないということなんですけれども、教育長、申しわけないんですけれども、ちょっと時間の関係でこれ以上お聞きしませんけれども、なぜこのことをきょう、今、尋ねたかといいますと、子育てと少子化対策についての研修に実は行かせていただきました。その際、講師の先生と話をする中で、給食の無料化より、現在増加しつつある朝食欠食対策に他の市町村が取り組んでいないというのがあるから、特色のある取り組みを行っていくことを考えてみられませんかというアドバイスをいただきました。食育の大切さ、保護者の責任などとさまざまな議論は行っているけれども、目の前に起きている朝食欠食等についての対策がとられていないのが現状ですと。そのような中で、人吉市独自の朝食欠食に対する取り組みを考えていくのは大切なことではないかということ、大学の先生からお話を伺ったものですから、きょうここで出したわけです。このことはまたしっかり次回質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時28分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 次に、中学校までの医療費無料化についてお尋ねしますが、今回の市長の所信では述べておられません、6月議会において財源の確保が一番の課題であり、これまでの実績、今後の医療費の動向を把握しながら、実施時期及び財源については、市全体の財政状況、事業の優先順位を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと答弁いただきました。4年間のうちに取り組もうとされている医療費の無料化を検討するのではなく、今、しっかりと行っていくべきことは、市の財政運営の健全化に向けた取り組みを行うことが必要であると考えます。ここは一旦、医療費の無料化については取り下げ、現行のままで進めていくことにされてはどうかと思っておりますが、どのようにお考えか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子ども医療費の無料化は、子育て世代の多くの市民の皆さんが望んでおられる施策であるとは、十分認識をいたしておりますが、中学校3年生までを完全無料化するとなりますと、やはり財源の確保が一番の課題となります。まずは、平成28年度から学校給食費の無料化について段階的な負担軽減策の実施を目指すことにしており、子ども医療費の無料化につきましては、財源及び実施時期等につきまして、今後ともさらに協議検討が必要であるというふうに考えております。

現時点では、中期の財政状況も大変厳しいという見通しの中、市全体の財政状況や政策の展開、事業の有意性などを踏まえて、今後とも実現に向けて慎重に協議検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 医療費の無料化は、保護者負担軽減の面から確かにありがたいことですが、自主財源が減少していく中では厳しい状況かと思えます。給食費完全無料化と同様に、お子様をお持ちの皆様はいつから実行されるのか、期待されておられます。前回は申し上げましたが、家計に直結する無料化などについては、私は早急に方向性を示すべきであり、4年間のスパンの中で取り組むでは納得いただけないと思えます。

松岡市長が打ち上げられました3つのマニフェストは、安倍首相の3本の矢、現在は6本になっていますが、ではありませんが、例えて3基のアドバルーンは上げたままで、4年間のうちには雨、嵐、あるいはたまには心地よい風も起こるかと思えます。そのままにしておくのではなく、時には点検、燃料補給、方向修正のため、一度おろしてみる勇気と決断も必要ではないかと思えますが、市長の考えをお願いいたします。

もちろん今回、白紙撤回はおろされていますので、2本のアドバルーンですけれども、よろしくをお願いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、議員からお話がありましたように、子ども医療費の無料化は、子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる施策であることは、十分に認識をしております。しかし、現段階におきましては、限られた財源ですので、まずは学校給食費の無料化を優先させ、段階的な負担軽減策の実施を目指すこととしております。実施時期につきましては、市全体の政策展開の中で、財源状況や有意性を考慮し、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 学校給食費完全無料化、あるいは医療費無料化、わかります、マニフェストということは。しかし、時には方向修正もぜひ考えていただきたいと思えます。

次に、介護サービスを利用するまでの流れについて、お尋ねします。

平成26年度の決算審査意見書にも明記してありますが、本市の平成27年3月末の高齢化率は32.8%で、全国平均を上回る水準であり、今後も高齢化が進展し、介護、介護予防サービスを必要とされる高齢者はますます増加すると予想されています。まず、介護サービスを利用するまでの一連の流れについて、お尋ねします。

また、利用者、家族の方が窓口相談に行き、内容に応じてアドバイスをいただくということになると思うんですが、その後、認定調査に移行することになります。認定調査について

は、訪問されて行くことになると思いますが、訪問される日時はどうしてお決めになるのか、この点もお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。

それでは、まず1点目の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険のサービスを利用するまでの一連の流れでございますが、先ほどお話がありましたように、まず要介護、要支援の認定を受けるための申請をしていただきます。申請は本人または家族が直接、市の窓口で行うこともできますが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等が代行することもできます。申請されました後、市の介護認定調査員や市から委託を受けた居宅介護支援事業者等の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが御自宅を訪問し、心身の状態などについて74項目の聞き取り調査などを行います。調査しました結果をコンピュータに入力して、介護に必要とする時間を推計し、一次判定がまず決まります。その後、一次判定の結果と調査時の聞き取りの内容、医師の意見書に基づきまして、保健、医療、福祉に関する専門家5人で構成します介護認定審査会に諮り、要介護状態区分について二次判定で決定するという流れになります。なお、認定につきましては、原則としまして申請の日から30日以内に決定することとなっております。ただし、主治医等の意見書が聴取できないときなど、特別な理由による場合には30日を超える場合もございます。

要介護、要支援の認定を受けられました方は、ケアマネジャーによる聞き取り等によりケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービス事業者との契約のもと、介護保険サービスを利用されるという流れになっております。

次に、2点目の質問でございます。介護認定のための調査の日程はどのように決めているのかということでございます。訪問調査の日程につきましては、訪問調査の日程調整事務を担当します職員が、申請者やその御家族に連絡し、御都合のよい日を最優先に、訪問調査日を設定させていただいております。調査時に御家族が同席できない場合もございますが、そのような場合には、申請者本人に状況調査を実施した上で、御家族に電話連絡し、再度内容確認を行うような体制もっております。平日の対応がどうしてもできられないという、どうしても困難な場合におきましては、できるだけ要望にお応えできるような対応も努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今のお答えの中で、平日が不可能なときはこちらの要望にも応えていただくということですので、どうか市民のほうに立って、さまざまな要望にお応えしていただければありがたいと思います。家族共働きなど、なかなか面接する時間が厳しいと思うんですね、今後。そういったことも考慮していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、要介護1から5の認定を受けられた方は、施設を利用される方もあるかと思えます。そこでお尋ねしますが、人吉市内にもさまざまな介護施設がありますが、市内在住の方が入所される場合と、市外から入所される方にかかる費用の違いがあるのか、また市外の方が入所される際、住所を移動する、しないことで個人的負担、市の負担などに影響することがあるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

介護保険におきましては、被保険者資格の適用は、原則として住所地主義により行うこととされております。介護保険施設等への入所に伴って、施設の住所地に住所を移した場合など、全ての場合にこの住所地主義を貫きますと、施設等が所在する市町村の介護保険財源の負担が大きくなるなど、保険者間の財政的な不均衡が生じるということになります。そこで、例外的な適用、つまり住所地特例として、介護保険料は前住所地の市町村に支払うほか、介護認定や介護給付も保険者である前住所地の市町村から受けるということになります。この住所地特例につきましては、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設と、優良老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などの特定施設と養護老人ホームなどがその対象施設となります。したがって、施設入所に伴い住所を変更することによる個人の負担や市の負担への影響はございません。なお、グループホームや小規模多機能居宅介護支援事業所などは、原則として市外の方の利用はできない施設というふうになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 何とか駆け足でしましたので、時間内に終わりそうです。

最後ですけれども、ひとよし春風マラソン大会ボランティアについて、お尋ねします。

参加いただく方が増加していく中、ある意味でのおもてなしを支えていただいていますボランティアの皆様、心から感謝申し上げたいと思います。

人吉の行事の1つとして、今後も継続していかれることと存じますので、なお一層のお力添えをよろしくお願ひしたいと思います。ただ、1、2点気がかりなことがありますので、お尋ねさせていただきたいと思います。

まず、これまで中心になり、一生懸命支えていただきましたお方が他界されました。皆様もさぞかし無念だったのではないかと察するところです。そのことなど考えてみたとき、今後、これまでと変わりなくボランティアとしてのお力添えは継続いただけるものと理解しておいてもよいのか、お尋ねします。

2点目として、現在、大会当日の食事など炊き出しを行っていただいておりますが、現地で行うのではなく、給食センターを利用した炊き出しはできないのか、検討いただきたいと思います。この件についてはどのように捉えておられるのか、お尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

今、お話がありました故人におかれましては、第1回大会から第11回大会まで、11年間の長きにわたり、ひとよし春風マラソン実行委員会のおもてなし部長として御尽力を賜りました。この場をかりて、改めてお礼を申し上げます。

現在では、3年連続6,000人を超えるまでの大きな大会に成長できましたことは、ひとえにボランティアの皆さんのおもてなしによるものといっても過言ではないと思っております。改めまして、心から感謝を申し上げます。

皆様も御承知のとおり、故人は食に対する豊富な知識や女性団体を統率される指導力にあふれ、厳しい指導の中にも温かさが感じられるお人柄でございました。おもてなしの心を誰よりも大切にされ、多くの市民の皆様にも慕われておられました。亡くなられた後は、ボランティアの皆さんにも大きな動揺が走りましたが、故人の遺志を受け継ぐことを一人一人の決意として確認をされ、故人と交流が深かった方を後任のおもてなし部長として選任されました。おもてなしボランティアの方々には数回にわたりお集まりいただき、おもてなし業務の役割分担や段取りについて協議を重ねられ、第12回大会に臨まれました。

6,000人を超える選手をお迎えした第12回大会も、前年と同様のすばらしい心のこもったおもてなしができました。故人をしのび、故人の遺志を受け継ぐという崇高な理念のもと、一致団結して取り組んでいただいた成果といえるものと存じます。

ボランティアの皆さんも高齢化に伴い、調理作業が少しずつ体へ負担をかけていることから、ボランティアの皆様とも御相談を申し上げながら、おもてなしメニューの見直しや人員の増員など、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、給食センターを利用して調理ができないかという御質問でございますが、学校給食法に基づき、学校給食衛生管理基準が設けられておりまして、学校給食調理に直接関係のない者を調理室に入室させることはできないことと定められております。仮に、調理及び点検に従事しない者がやむを得ず調理室内に立ち入る場合には、食品及び器具等には触れず、健康状態などを点検し、記録すること、また、専用の清潔な調理衣、マスク、帽子及び履き物を着用させるなどの厳しい条件がございます。これからの時期は、特にノロウイルスなどの感染性疾患が心配される時期でもございます。児童・生徒に安心安全な、そしておいしい給食を提供する上で、法に基づく学校給食衛生管理基準により運営されている施設であることを御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 給食センターを使用するのはかなりハードルが高いといいますが、なかなか無理じゃないかということは、今、わかりました。いずれにしても、ボランティアの方に支えていただいて、このひとよし春風マラソン大会が本当に盛り上がっているとい

うことで、改めてボランティアの皆さんには感謝申し上げたいと思います。これからも高齢化ということになってくると思うんですけども、いろんな形での周りの方の支えもぜひ期待したいと思いますし、現在使われております青少年ホームですか、あそこもいずれは取り壊しになるかもしれません。また新たな作業台が必要になるかと思いますが、そういったところもぜひ御検討いただいて、負担のかからない、寒くないところが確保できたらいいかなと思っております。また来年もありますけれども、どうかボランティアの皆さんには、人吉へ来ていただく方を心温まるおもてなしでよろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、大塚則男議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 議員の皆さん、申しわけございません。時間をいただきます。

先ほどの私の一般質問の中で、納税対策の中だと思うんです。その後は督促後、相当の期間を経過しても納入がないときは、強制執行などの措置を講じなければならないとされてありますが、市の徴収業務はサラ金やヤミ金のような徴収は考えられないことでありとありますが、この「ヤミ金のような」から「徴収」の間の文言を削除させていただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいま、大塚則男議員から発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することに決しました。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、こんにちは。5番議員の宮崎保です。

本日は、2項目について通告しておりますので、その2項目について質疑を行っていき

たいと思います。

では、通告に従いまして、1項目めとして、観光関係から観光客の動向について、フットパスについて、観光客の誘致について、2項目めとしまして、市民の声より、農業関係で、今年度の農作物被害の状況について、農業所得の向上についての2項目について、一般質問させていただきます。

先ほどの新聞報道によりますと、人吉球磨地域を訪れる観光客の総数は平成24年度の335万2,695人で最多を記録しているが、年々減少傾向にある。熊本県の平成26年度での観光統計によると、県全体の総数についても、平成25年度よりも220万人、269人減少し、5,898万9,066人と日帰り客が大幅に減少しているという報道がっております。これについて、やはり人吉球磨も例外がなく、平成26年度は311万8,580人と減少していますが、一方で、外国人観光客は東南アジアのビザの要件緩和、台湾高雄からの定期便の運航、円安などで年々増加傾向にあるとのことでした。

では、人吉市に対して、宿泊客と日帰りの観光客について、5年間の動向と外国人観光客の3年間の動向について、お尋ねします。

これで1回目を終わります。

○経済部長（福山誠二君） 皆さん、こんにちは。

それでは、宮崎議員の質問に対しまして、お答えいたします。

まず、本市を訪れた日帰り客の動向でございますが、これは平成22年が78万4,000人、それから平成23年が100万8,000人、平成24年でございますけれども、119万6,000人でございます。それから平成25年ですが、115万9,000人、平成26年、これは103万7,000人ございました。

宿泊客の動向でございます。こちらにつきましては、平成22年が18万5,000人、それから平成23年が19万4,000人、平成24年が19万3,000人、平成25年が19万9,000人、平成26年が19万5,000人で、大体19万人台ということでございます。

それから、日帰り客と宿泊客の合計と対前年比のこれ比較を申し上げますが、平成22年が96万9,000人で、前年比の85.5%でございます。それから平成23年が120万2,000人で、前年比124.0%。平成24年が138万9,000人で、前年比115.6%でございます。平成25年が135万8,000人で、対前年比97.7%。平成26年ですけれども、「120万2,000人」で、前年比90.7%になっております。

それから次の御質問でございました外国人の観光客でございます。こちらにつきましては、旅館、ホテル等での宿泊調査のみと、こういうこととなりますので、御了承いただきたいと思っております。

宿泊客の動向でございますが、平成24年は「1万2,000人」で、前年比といたしますと97.2%でございます。それから平成25年が1,500人ということで、前年比124.8%。平成26

年が2,500人でございまして、前年比166.4%でございまして。

以上、お答えいたします。

申しわけございません。ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほど、日帰り客と宿泊客の対比較を申し上げました。平成26年でございますけれども、これは「123万2,000人」でございまして。それから、外国人の数でございましてけれども、平成24年でございましてけれども、これ「1,200人」でございまして。申しわけございません。訂正いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保健員。

○5番（宮崎 保君） 今、述べられましたように、人吉市も同様に、平成24年度をピークとして、全体で平成25年度、日帰り客が主に3万1,000人と、平成26年度もやはり平成24年に対しては15万7,000人程度の減少となっているようでありまして、また一方、外国人客の宿泊客につきまして、年々やはり若干の増加傾向にあるというようであります。私も、ゴールデンウィーク期間中にはありましたが、人吉駅前等で、外国人観光客の方が多く見ることがありましたので、やはり日帰り客を含めると、かなりの方の外国人客の方も人吉のほうに観光に見えているのではないかというふうに推測をしております。

この中で、やはり平成24年度をピークにして、平成25年、26年と年々減少している。それについて、増減について、また外国人観光客については増になっているわけですがけれども、どのような分析をされているのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず、観光客全体の増減に関しましては、平成22年、これ5月でございましたが、宮崎県で口蹄疫が発生いたしております。宮崎県だけでなく、南九州地域、これがもう全体的に観光客が減少したものと存じております。また、平成23年1月でございましてけれども、宮崎県の新燃岳が噴火した影響と、こういったものもございまして、それから、3月の東日本大震災でございましてね。こういった震災関係のが観光客の動向変化、これとあわせまして、九州新幹線の全線開業、こういったものが追い風を受けてまして、このとき初めて、観光客の受け入れ120万人を達成いたしております。

翌24年でございましてけれども、こちらのツアー客の増加に加えまして、7月に発生いたしました九州北部豪雨によりまして観光客の動向変化、こういった自然災害がありますと、結構観光客というのは安全なところに行こうといたしますので、そういったこともございまして、過去最高の入り込み数となります138万9,000人を達成したものでございまして。

しかしながら、平成25年からでございまして、これからは震災や九州北部の豪雨等の影響、これが徐々に少なくなってまいりまして、また九州新幹線全線開業から3年経過したという、こういうことによりまして、集客が少しずつ減ってまいりまして、138万5,000人と、微減ではございますが、少し減っております。さらには、平成26年、これは4月でございまして。

ございますけれども、これは皆様も御記憶にあるかと思いますが、多良木町で発生いたしました鳥インフルエンザ、この影響がございます。それから、二度ございました避難勧告を含めました夏の豪雨でございますね。こういった自然災害。それから台風等の影響。こういったもので、123万2,000人まで落ち込んだものと思われております。

また、外国人の観光客でございますけれども、こちらにつきましては、平成32年までに年間2,000万人の訪日外国人の旅行者数を目指すという、こういった政府の目標がございます。今年中に達成されるという可能性も迫っている状況の中でございますけれども、本市を訪れます外国人の観光客、こういったものはやはり、これとあわせまして徐々に増加しているということを、私も肌で感じております。駅でも結構、台湾語とか中国語とか聞いておりますので。

また、昨年から八代港に中国、台湾からのいわゆる大型クルーズ船、これはアメリカのロイヤルカリビアンインターナショナルという会社がございますが、こういったところの大型クルーズ船が寄港しておりまして、こういった人吉球磨や芦北水俣、天草地域が連携して旅行代理店のいわゆる売り込みも図ったわけなんです、なかなか中国や上海の旅行者の方というのは、買い物がいわゆる爆買いでございますけれども、こちらが重要視でございます、それに対しまして台湾、香港、こういった方々の旅行者というのは観光が中心であると。若干ちょっと違うわけなんです。大陸の中国の方とは。

現状では熊本城やそのバスツアーが主流となっているということでございます。本市の場合でございますが、大型クルーズ船の八代港の入港によります効果、これよりも、いわゆるこの人吉のほうには、主にSL人吉やいさぶろう・しんぺい号といたしまして、これはD&Sと申しますが、デザイン・アンド・ストーリーといった列車ですね。こういったものを初めといたします個人旅行者、これが多いうように推測しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、分析について、やはりさまざまな状況、環境と変化等により、やはり観光客の足向きが変わってくるというふうな答弁だったというふうに思います。やはりその中でも、平成23年、24年については、九州新幹線の全線開業が、かなり観光客の動向にいろんな変化をもたらしたのではないかというような答弁だったと思います。また、外国人観光客につきまして、やはりクルーズ船の日帰りとかいう形で、八代港寄港などについて若干ふえてきているのじゃないかと、しかし滞在期間が短いという要件もあり、やはりそれでの伸び悩みがあるのではないかというふうに、私自身もそのように思われます。しかし、それをやはり克服していくためにも、やはり1つの一定した、根づいたような観光分野、それを行っていくために、現在、観光の1つといたしまして、フットパスという言葉をよく耳にするわけなんですけれども、そのフットパスについて、どのようなものなのかをお尋ねをし

たいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず、フットパスの定義でございますけれども、これは平成21年に、これは2009年でございますけれども、設立されております日本フットパス協会というのがございますので、こちらから調べたものでございますけれども、フットパスとは、イギリスを発祥といたします森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと、フットができる小径——パスのことであると出ております。また、イギリスではフットパスが国土を網の目のように覆っておりまして、国民が積極的に歩くことを楽しんでいると。近年、日本においても全国各地、さまざまな地域におきましては、それぞれの特徴を生かした魅力的なフットパス、これが整備されてきているという状況にあると紹介されております。また、このフットパスというのは、イギリスでは通行権というのが非常に重視されておりますので、そういったのも反映されているのではないかと思います。

フットパスにつきましては、住民主体の地域づくりの一環といたしまして、これは熊本県が中心となりまして、事業の普及活動を展開している状況でございます。昨年8月でございますけれども、球磨地域振興局、こちらにおきまして、第1回の人吉球磨フットパスセミナーが開催されております。その後、参加、賛同させていただきました地域、団体等が研修会等に参加されまして、人吉球磨の各地域においてフットパス事業を企画、開催されていると、今は多良木とかそういうところもされているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、昨年8月に球磨地域振興局において、第1回人吉球磨フットパスセミナーが開催されたということではありますが、その中で、内容といたしますか、そういうことで、フットパスへの公的な助成、制度や支援体制があるのか、また人吉としても、そういうものがあるとしたら、どのようなものがあるのかについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

フットパス事業への支援体制につきましては、熊本県におきましては、くまもと里モンプロジェクト推進事業、これがございます。これは、地域活動団体への補助金による支援事業でございます。一昨年の平成25年の6月から施行されているものでございます。この推進事業の目的でございます。こちらにつきましては、稼げる農林水産業に加えまして、農林水産業や農山漁村の多面性を発揮するために、美しい景観の保全、それや文化、コミュニティの維持、創造、それから地域の資源を活用した内発的産業の創造、こういった観点がございます。そういったところから幅広い取り組みを進めまして、持続可能な農山村の漁村、これを目指すと、こういったくまもと里モンプロジェクトに取り組むものとい

たしまして、事業の趣旨に沿った地域における多彩な活動の立ち上げを支援することが目的でございます。

フットパス事業につきましては、文化、コミュニティの維持、創造をテーマといたしまして補助対象事業に位置づけられておりまして、観光、福祉、それから環境、教育分野、そういったものとの連携、それから歴史・文化分野との連携、またコミュニティの支援といったものが対象項目となっております。

テーマごとに50万円を上限といたしまして、所要額、これは補助対象経費でございますけれども、これに補助金として交付されるものでございます。

本市の支援体制でございますけれども、こちらにつきましては、人吉市民まちづくり応援事業、この中の地域元気づくり事業補助金での支援がございます。この助成金制度は、市民が主体的に実施いたします新たな事業の中で、特に公益性の高いものにつきまして助成を行うことによりまして、地域住民活動等の自立と育成を図ります。それから、もって活力ある地域づくりに資することを目的にするものでございます。

助成金は補助対象経費の3分の2以内、200万円が限度となっております。フットパス事業での制度活用はまだございませんけれども、担当課におきますセミナーや研修会、それから地元開催のフットパスに積極的に参加いたしまして、事業の効果や課題等への理解、それとか認識を深めることによりまして、地域活動団体との連携を図っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、平成25年6月にくまもと里モンプロジェクトということで推進事業が開催されて、文化、コミュニティの維持、創造、事業の趣旨にのった地域における多彩な活動の立ち上げを支援しているということでありまして、また補助金につきましては50万円、本市でも人吉市民まちづくり応援事業というので3分の2の200万円までという補助対象事業があるということでもあります。

そこで、くまもと里モンプロジェクトなどを利用した、県内のフットパスの実施内容や開催されているところの状況などは、どのようなところが行っているのか、また人吉市においても、実施されているところの実施状況、また今後計画等があらわれましたら、それについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず、熊本県内の事例、実績といたしましては、私どもが確認できます範囲で申し上げます。

一番の先進地といたしましては、下益城郡の美里町、ここでございます、平成25年4月に、任意団体でございますけれども、美里フットパス協会、これを設立して活動されて

いるということでございます。

美里町では、フットパスで地域を元気に、これがキャッチフレーズでありまして、フットパスの定義に加えまして、地域が守ってきた地域にしかない魅力、これをウォーキングを中心といたしました体験交流、これを通して参加者自身が発見していただく。それから、その地域のすばらしさを感じていただくこと。また、経費をかけずにあるものを活用して楽しむ。それから、今求められております地域の方が主体で取り組める新しい地域振興の方法であること。こういうものでございますね。それから、フットパスには歩く人が守っていただくルールがございます。例えば、ごみはきちんと持って帰るとか、これがありますし、それから地域住民の迷惑となるような行為はしないと、こういったものもございます。こういったものがございまして、地域の人と歩く人の楽しみやルールづくりのもと、事業に取り組まれているということ聞いております。

また、美里フットパスの楽しみ方といたしまして、これは3つのパターンがあるということございまして、まず、セルフフットパスというのがございまして、これはマップを購入して自由に歩いていただくと。それから2つ目が、ガイドフットパスということで、これはグループ、個人でガイドを依頼するというもの。それから、イベントがございまして、このイベントは定期的に行われるイベントに参加していただくというものでございます。こういった楽しみ方と合わせまして、現在15のコースが整備されている状況と伺っております。

平成26年度におけます県内のフットパス開催状況につきましては、熊本県による正確な統計資料はないと確認いたしておりますが、里モンプロジェクトイベント開催状況、これからの内容抜粋でございますけれども、県内では6回の補助対象事業が開催されているところを調べているところでございます。

次に、本市での実施状況でございますが、把握いたします範囲でお答えいたします。初めての企画といたしまして、本年3月に球磨地域振興局の主催によりまして、西瀬校区のモニターツアーが実施されまして、31名の参加者があったということでございます。それからまた先月ですが、ついこの間なんですけれども、11月29日でございますが、田野町におきまして、地元の田野高原美晴会の主催によりましてフットパスモニターツアーが実施されております。このときには約30名が参加されておまして、景観や地域との交流、これを楽しまれたと聞いております。

今後の計画でございますが、来年1月16日に、西瀬校区の公民館運営委員会、こちらの自主開催によりましてモニターツアー、参加定員が30名ということで、予定をされていると聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の中で、2年前に、平成25年4月に、美里のほうで協会が結成されて、そこから発祥の地という形で、人吉や熊本県でということであり、昨年度は県内で6カ所、補助対象事業として開催されていると。本市におきましても、ことしの3月、西瀬校区でモニターツアーが開催されているということと、11月、先月に田野のほうでもモニターツアーが開催されたということであり、来年は1月に西瀬公民館運営の自主開催ということで予定をされているということでありますが、新聞なんかによりますと、人吉球磨広域行政組合では、経済浮揚策の1つとして、広域観光の推進を掲げ、各種イベントの情報の発信や地域資源を生かし、多様化する観光ニーズに対応するとともに、情報発信を効果的に行い、魅力ある観光地を目指す、今後も観光に関連する団体や企業、事業、地域住民が連携し、郡市全体で着地型広域観光をこれまで以上に推進することによって、各種観光事業を広域的に展開していきたいというふうに報じられておりました。その中で、これについて、やはりフットパスとの関連というのも出てくるとは思います、広域的にやっていくということで、広域観光の推進として、人吉球磨全体として広域的な計画や開催を予定されることはないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

3月まで私は行政組合で広域観光を担当しておりましたので。

人吉球磨地域のフットパス開催につきましては、昨年セミナー以後、球磨地域振興局の実証事業としてのモニターツアーを初めといたしまして、地域活動団体が主体となりまして、五木村、それから多良木、こういったところの地域づくりの一環として取り組まれている状況でございます。

フットパスといたしました事業名称につきましては、近年盛んに使われておりまして、このフットパスというのは歴史的な文化でありまして、1つの、先ほど私、通行権と申しましたけれども、これはイギリスの歴史に基づいたものであります。地域を見て楽しみながら、また地元の方ともふれあい、交流を行うものと、こういったものでございますので。そういった意味では、広域連携で実施してまいりました相良三十三観音めぐり、それとか相良三十三観音ウォーキング大会、こういったものがまさしく広域的なフットパス事業の取り組みであろうと認識したところでもございます。これは、地元にありますそういった観音さんとか、地域の観光とか、それとか食とか、これを組み合わせたものでありますので、来年は3月に開催される予定でございますけれども。

今後の広域的な計画開催でございますが、相良三十三観音めぐり、ウォーキング大会、これにつきましては、人吉球磨旬夏秋冬キャンペーンが今やっております、こちらのほうもぜひ、皆様方も御参加いただければと思っております。現在、準備を進めていらっしゃいます。

相良三十三観音めぐりにつきましては、これは日本遺産の認定、これもさらに関係して

おりまして、これによりまして、さらに認知度を高め、それから今後も春と秋の一斉開帳、これが35ございますので、今、札所がですね。この札所の方々の御理解、御協力のもと、心からのおもてなしにより、地域間交流と活性化に寄与する事業を推進してまいりたいと存じておるところでございます。

また、人吉球磨におきましては、それぞれの地域活動団体で開催されますフットパス事業につきましては、その魅力を広くPRしていくためにも、本市も広域連携を初めとする情報発信、こういったものに積極的に支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、ウォーキング、歩く楽しみということで、三十三観音めぐりとかがあるということでもございましたが、先月の新聞でしたか、その中にくま川鉄道の職員がくま川鉄道の魅力を知ってもらおうということで、沿線の遺跡を回るといって企画されて、人吉から列車に乗って、おかどめ幸福駅まで行かれて、その土地を歩くと、散策をして帰ってくると、これもまた1つのフットパスの形の関連にもかかってくると思います。そういうふうには、やはり地域の方々もかなりそういうことについて、くま川鉄道にしてもしかり、一生懸命頑張っておられます。そういった観光客誘致に、本市としてする、例えばくま川鉄道で今度されましたけれども、そういうマップとかあるのか、例えばそのマップの中で、時間を置いて、ここを2時間で回るとか、3時間で回るとかというようなモデルコースといいますか、そういうものが人吉市としてあるのか、ある場合についてはどういふところに置かれているのかについて、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

フットパスだけのものは、まだパンフレットをつくっておりませんが、これは行政組合の例を1つ申し上げますと、三十三観音めぐりで地図をつくっております。35カ所めぐられる、その場所を案内しました詳細な地図というのがありますので、それにコースも、どういふぐあいに観音さんを回ったらいいか、そういうのが1つございます。

それから、私どもにはこれも観光客の誘致ということで、ちょっとパンフレット関係を御紹介、御説明いたします。

本市では人吉旅日記、それとかお庭御覧、こういうのがございますし、また小京都人吉観光地図など、さまざまなパンフレットがございまして、これに地図もございまして、また観光客のニーズに合わせました食の場所、こういったものも合わせましたモデルコース、これを提示いたしております。

それから、また広域観光の面でも、これは三十三観音めぐりのモデルコース、こういったものも1つ、パンフレット、またうちでつくっているものもございましてけれども、その中に、今年度分ですけれども、日本遺産をめぐるモデルコース、こういったものを開発を

いたしまして、日本遺産魅力発信推進事業の一環としまして取り組んでいるところでございます。

これらのパンフレット、また配布、これはどこに置いているかということをお申し上げますが、これはまず一番お客様にわかりやすいのは、人吉の駅の構内に観光案内所がございますので、ここに置いております。それから宿泊施設、観光施設、それからお土産店等にこういったものを置いてありますし、それから市役所の1階にも若干の分は置いてありますので、観光客にも使っていただければと。また、随時補充していただいております、これにつきましては、各施設が行われる営業、こういったものに利用されているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今回の答弁の中で、パンフレット等についてはつくっておられるということですが、やはりこのフットパスを歩く、散策するというところで、市街地から山間部、そういうことに持っていくということで、地域の活性化ということでしたら、市内の中心部だけでなく、市街地から山間部で行うことによって、にぎわい等も取り戻して、地域の活性化にもつながっていくものではないかというふうに考えております。そういうことで、例えばそういうフットパス等を夕方からされたら、あと行ったところで泊まってもらうとか、民泊と申しますか、グリーンツーリズムなどによる民泊などを図っていくことも必要ではないかと思っております。それによって、やはりそのところの活性化、やはり生き生きとした部分ができるんだと思っておりますので、このグリーンツーリズムの民泊などについて、相手の方がいますので、難しい面もあるとは思いますが、やはり観光で食べていくために、人吉市全体のものとしていくためにつながっていくと思っておりますので、このグリーンツーリズムについて、民泊などについてどのようにお考えか、お尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市で農家民泊施設として、保健所に届け出が必要なんですけれども、今行っている施設が5カ所ございます。しかしながら、現在は御都合によりまして、下原田の嵯峨里、それから中神町の大柿、それから上戸越町、それぞれ1施設の合計3施設、これが営業を行っているというところでございます。

田野町の、過去におきましては、2つの農家民泊施設があったわけなんですけれども、現在では事情により行っていないというところでございます。

それからことしの8月27日、28日に人吉グリーンツーリズム推進協議会、この主催によりまして、夏休み親子食体験モニターツアーを開催いたしました。このモニターツアーでは、既存の3施設に加えまして、中原校区でモニターといたしまして、4軒の宿泊受け入

れ先に御協力いただきまして、民泊を実施いたしております、市内外から、そのときは11組31名を受け入れたところでございます。

実施後、モニター4軒の受け入れの方に対するアンケートでは、久しぶりに小さい子供さんとふれあうことができた、ということもございまして、また活性化されたと。子供たちとの野菜づくり、ピザづくり、生き生きとして有意義だったと思うと、そういった感想もいただいたところでございます。

また、今後、民泊の機会があったらどうされますかと、そういったことも聞いてみたわけですが、2軒がそのときになってみないとわからないというのもございましたけれども、1軒からは引き受けてもよいという回答もいただいております。

現在、人吉市グリーンツーリズム推進協議会、こちらでは新しい会員も募集しているところでございます。今回のモニターツアーでは、協議会に興味を持っていただいた方がいらっしゃったことは大きな収穫でございますので、今後も同様のモニターツアー等、これも実施いたしまして、山間部を含めた農家民泊の普及拡大、これに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ぜひ、モニターツアー等を開催して、山間部等で農家民泊を拡大していってもらえるように、よろしく願いをしたいと思っております。そうすることが、やはり地域の活性化、人吉市全体の活性化になると思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

ただいま、観光についてということで質問をしてまいりましたが、この人吉の自然の眺めや景観が、清らかで美しい風光明媚で自然の風景が清浄で美しい日の光の中で、山には紫にかすみ、川は澄み、山紫水明の豊かな自然を生かした山間部での観光について、どういうふうに考えておられるのか。例えば、1つの例ではありますけれども、やはり矢岳地区、前の一般質問の中で申し上げたんですけれども、矢岳地区を中心とした蜷観賞など、やはり四季折々に合わせたことを行っていくことによって、大人数だけでなく少ない人数の人、参加者の方でも参加をしてもらい、そういうことを行動していくことが必要だというふうに考えております。やはり大きいことだけを考えるんじゃなく、小さくリピーターをふやすということが必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

また、先ほど言いましたように、その地域の特性を生かした取り組みを行っていただいたいというふうに考えております。そのためには、やはり地域の方々のいろいろな知恵があるというふうに考えております。そうしたことも含めながら、進めていっていただくことも大事ではないかとというふうに私としては考えております。

そういったことを考えることには、町中だけでなく、先ほども言いましたように山間部を含め人吉市全体の広がりが行っていかれるだろうというふうに思います。このことにつ

いて、市長はどのようにお考えか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

宮崎議員の御質問で、日本の原風景など、本市の豊かな自然等を生かした着地型の観光、交流をもっともっと進めていくべきではないかというような趣旨の質問だったというふうに思います。

本市の魅力ある地域資源といたしましては、本年、日本遺産の認定を受けた中で、日本で最も豊かな隠れ里人吉球磨といったサブタイトル、キャッチフレーズがありますとおり、歴史、文化とともに日本の原風景とも言える美しく豊かな自然、またフットパス事業にあります地域の暮らしや人との交流もまた大きな魅力であり、観光要所になり得るというふうに私も認識をいたしております。

そのような中、現在、フットパス事業につきましては、本市では田野町の地域活動団体や西瀬校区公民館運営委員会の皆様を中心に実践いただいておりますことに、大変ありがとうございます、心から感謝申し上げる次第でございます。また、高齢化や過疎化が進む中、美しく豊かな自然と歩く楽しみ、人との交流などを組み合わせたフットパス事業を初め、自然と親しみ楽しむ仕掛けをさまざまな手法で実践することは、地域づくりや観光の魅力としましても有効活用につながるものと存じます。

私たちは、郷土に誇りと愛情を持って、魅力ある地域資源を大切に育み、交流人口の増加によりまして地域を元気に、そして地域が活性化できるよう、地域住民の皆様、さらには市民の皆様とともに話し合い、意見を交わしながら、一丸となって地域の発展のために取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、述べられたように、人との魅力、自然との取り組みということで、市街地だけでなく山間部にも、先ほども言いましたように、目を向けた一体感のある観光施策を、今は求められているというふうに私も考えております。そうしたことが、一人一人のリピーターをふやすことになっていくのではないのでしょうか。それで、これにつきましては、観光問題につきましては、これで終わっていきたいと思います。

次に、市民の声より、農業関係についてお尋ねします。

あるクリ農家の方の話なんですけれども、ことしの長雨で、実のつきが4割から5割程度減少し、台風による被害で約3割ほどの被害があり、例年の2割程度しか収入がないというふうに言われておりました。人吉市におきまして、ことしやはり日照不足や長雨、台風15号などによる農作物の被害が発生しておりますが、その被害状況について、お尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ことしの長雨や台風15号、これによります農作物の被害状況でございますが、まずことしの長雨などによります農作物の被害状況につきましては、今年度の農産物の生産数量、これの出荷額などの詳細について、現在のところ把握をいたしていないというところでございます。前年との比較はいたしておりません。

また、農作物の被害についてでございますが、長雨などの天候以外にもさまざまな要因が複雑に重なって影響を与えるものでありまして、一概に長雨による被害を割り出すというのは、非常に困難であると考えているところでございます。

台風15号によります本市の農作物の被害でございますが、こちらにつきましては把握いたしておりますので、県に報告いたしました数値についてお答えさせていただきます。

作物につきましては、クリが被害面積197ヘクタールで、被害額につきましては5,100万円、それからキュウリなどの野菜でございますけれども、これが被害面積1.49ヘクタール、被害額は約100万円でございます。それから、飼料用作物、これが被害面積70アール、被害額が7万7,000円、それから水稻が被害面積16アール、被害額が1万7,000円となっております。

また、施設に関する被害でございますけれども、こちら、ビニールハウス、これは軽微な損傷を含めまして50件ほどございます。被害額で約1,000万円の被害となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり、人吉も長雨などに対して被害の度合いを割り出すのは困難ということでありまして。しかし、台風15号による被害につきましては、やはり人吉も例外なく、クリ、野菜などで5,209万円程度、施設関係についても軽微なものを含め50件で1,000万円程度の被害に遭われたということでありまして、その被害に遭われた方々に対する対策等はどのようなふうになっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まずは、長雨に関しましては、特に対策というものは講じておりません。

台風15号によります農業被害対策についてでございます。こちらにつきましては、熊本県では台風被害園芸、それから果樹復旧対策事業補助の対策をとられております。主な内容といたしましては、倒伏した果樹、それから全滅した野菜や花卉の植えかえによる、これにかかります経費への補助がございまして。それから、クリ被害樹の回復に必要な堆肥等の土壌改良資材への補助というものがございまして。それから、クリ剪定によります低樹高化への補助でございますね。それから、ナシの花芽接ぎへの補助などがございます。

本市におきましては、特にクリの被害が大きかったわけでございますので、この件の被害対策事業の中のクリ被災樹の樹勢回復に必要な堆肥などの土壌改良資材への補助につき

まして、これにつきましては、JAくまにおいて、被害に遭われた農家への堆肥配布を予定されております。また、JAくま単独事業といたしましても、堆肥の散布を予定されているところでございます。

本市といたしましては、クリの剪定によります低樹高化への補助につきまして、9月の議会にて、本市においても議会の承認をいただきまして、今年度から実施する予定となっております。

こういったところで、本市のクリ剪定作業支援補助事業、これにつきましては、台風15号による被害の緊急的な対策ということではございませんけれども、クリの低樹高化——低くするという、このたびのような台風などによる強風被害を防ぐという目的も有していますことから、こういうことから、結果といたしまして、台風15号による被害への対策にもなり得るのかなと考えているところでございます。

さらに、今議会にも上程させていただいておりますが、県の台風被害園芸果樹復旧対策事業の中のクリ剪定によります低樹高化への補助、こちらは樹園地面積に対しての助成となりますけれども、こちらのこういった県の事業とあわせて実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 熊本県として、台風被害園芸とかいう補助事業の対策があるということで、人吉市としては特段ないと、対策として。しかし、その中で低樹高化ということで、やはり風などにあわないようにという形であっているということでもあります。

しかし、農家としてはそういうことによる被害がやはり出て、収入の減にもつながっているのが現状ではないかというふうに推測をするところです。

そうした中で、市長のマニフェストの中でも、地元農家、企業とタイアップした商品開発、販売戦略を取り入れると言われて、マニフェストにあります。農家の人たちがつくられた農作物などを販売する場合、販売戦略として、軽トラック等で移動販売を行う場合などについて、どのような規制があるのか、やはりそういう分がどういうものがあるのかをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

移動販売に対する規制についてでございますが、まずその前提といたしまして、食品関係の営業を行う場合なんですけれども、食品衛生法、それに熊本県の特定食品衛生条例の規定、こういったものがございまして、営業施設の所在を所管する保健所に営業の許可申請、これが必要でございます。それから、県が定めました施設基準に合致した施設をつくりまして、営業許可を得ると、こういうことが必要となってまいります。これは、店舗を構えまして食品関係の営業を行う場合のみならず、移動店舗においても同様ということで

ございます。

食品衛生法では、さまざまな種類の食品に対しましてですが、それぞれ個別に基準が設けられておりまして、また取り扱います品目によって、保健所への申請が必要なものが示されております。こういうことから、販売する商品につきましても、個別具体的に保健所へ詳細を確認する必要が出てまいります。仮に、生鮮野菜のみの販売ということであれば、特段保健所への届けは不要ということでございましたので。また、警察によりますと、警察への届けも必要になってくるわけです。通行してまいりますので。一般公道での移動販売、これについては原則許可をしていないと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはりその移動販売等、品物を販売するに当たりまして、いろいろな規制等があるということでございます。その中で、やはり需要と供給というんですか、そういう関係等もあると思います。その中で、やはり高齢者の方が買い物に行くというのにかなり困難と思われまして買い物弱者と言われる方々、そういう方々について、アンケート調査を行われたことがあるのか、もしあるのであれば、そのアンケートの内容をお答えください。またその利用状況などがわかりましたら、それについてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○健康福祉部長（村口桂子君） 御質問にお答えいたします。

平成23年度から、社会福祉協議会におきまして、買い物などにお困りの方、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、商店街と連携を図り、商品をお届けするサービスとしまして、買い物交流支援えがおのふれあい事業というのをスタートしております。そこで、この事業を実施するに当たりまして、平成22年度に社会福祉協議会において、各校区の見守り対象者に対し、日ごろより見守り活動をしていただいております高齢者相談員の皆様の御協力をいただき、実際聞き取り調査という形で、アンケート調査を実施しております。アンケート対象者は1,127名、回答率70.7%に当たります797人の方に御回答いただいております。

アンケートの内容につきましては、買い物に困っているのか、困っていないのか、困っている場合はその要因について、困っていない場合はどのような方法で購入しているのかなどの質問を行っております。

回答の結果によりますと、回答者のうち、142人、17.8%の方が買い物に困っているとの回答が寄せられており、その要因としましては、「交通手段がない」や「身体的な理由」との回答が多くを占めておりました。また、回答いただいた方のうち、140人、17.6%の方が、この買い物支援サービスを利用したいとの回答をいただいております。

次に、買い物支援の現状についてでございますが、まず、平成26年度末現在における実

績を先にお伝えをいたします。在宅サービス登録者が95人、このうち実利用者が42人でございまして、年間の延べ利用者人数が526人、配達件数も延べ1,738件でございます。

平成25年度末現在を次にお伝えいたします。宅配サービス登録者が79人、このうち実利用者数が41人でございまして、年間延べ利用者人数525人で、配達件数も延べ1,700件でございます。いずれも平成25年度と26年度を比較しますと、26年度のほうが微増傾向にあるというような状況になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 22年度に、社会協議会のほうで、ひとり暮らしとか、そういう買い物の形を見守り隊のほうで行ってもらったということでありまして。しかし、それからもう5年ぐらいたっていると思います。そのときにされたのは、商店街との連携を図るという形の部分だったろうというふうに思います。商品を持っていくと言うんですかね、そういう部分だけだったものと思いますので。しかし、これについても年数もかなりたっていると思いますので、5年もたっておりますので、現在の高齢化社会などもかなり変わってきているというふうに推測いたします。これについてもやはり需要と供給の関係があると思いますけど、農家の所得向上、やはり、先ほどから言っていますように、移動販売等も含めた中での部分なんですけども、農家の所得向上にもつなげていきたいという部分でありますので、今後アンケート調査を行う考えがあるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

移動販売は農家の所得向上につながるという観点、こういうところから再度アンケートということでございますけれども、議員の御提案いただきました移動販売につきましては、農家所得向上のための選択肢の1つではあるとは考えますが、一方では、農家の方のそういった移動販売によりまして、1日そういった移動販売だけで時間がつぶれてしまうと、そういったいわゆるメリットやデメリットさまざまなのがございまして。こういうところを勘案しなければならぬかなとは思っております。

また、高齢者ということでございまして、高齢者、なかなか買い物に行けない方々への新たなニーズ調査。それと農業所得向上の観点からのアンケートこのものにつきましては、これは私ども経済部だけではなく農業分野だけではなく高齢者福祉の面ですか、こういったところも考えなければなりませんので、今後健康福祉部と協議検討をさせていただきたいとそのように存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今言われましたように、健康福祉部と協議をされて、ぜひ行ってもらう方向で検討をお願いしておきたいと思っております。

やはり、農家の基盤がしっかりとした1次産業があってこそ6次産業——加工品とかですね——だというふうに考えております。例えば我が家で作った分の規格が少しオーバーした部分とか、大量にでき過ぎて価格が暴落するということで処分されている作物などもあると思います。その作物などを有効活用することが農商工とか農家によります6次産業だというふうに私は考えております。そのことがやはり、そういうものを粗末にしないということ自身が農家の所得にもつながってくるだろうと思いますので、1次産業をきちんと見据えた中での6次産業について、市長はどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

6次産業化の推進についてでございますが、6次産業化の推進は、私が掲げております108の施策の中にも挙げさせていただいておりますとおり、農家の所得向上のための重要な課題の1つと考えているところでございます。

手法として2つのタイプに分けられると考えますが、まず1つ目として、農家がみずから生産した農産物をみずから加工・販売するという6次産業化により、農産物により高い付加価値をつけて販売することが可能になるため、単に収穫した農作物を出荷する以上の利益を得ることが可能となる方法でございます。

しかし、加工や販売をみずから行うということは、生産以外の分野である食品加工や販売ルートの確保などさまざまなノウハウの取得が求められ、そこに係る農家の負担は少なくなないと考えます。加工や販売のために多くの時間や労力が割かれ、このことにより6次産業の基礎となる1次産業がおろそかになっては本末転倒であると考えます。したがって、まずは生産基盤をしっかりと固めた上で6次産業化に取り組まれることが重要であろうかと存じます。

2つ目といたしまして、6次産業化に似た取り組みに農商工連携がございます。こちらは、1次産業の農家が2次、3次産業の食品加工業者や流通業者などと連携をし、より付加価値の高い商品の製造や販売に取り組んでいく取り組みでございます。農産物生産のプロである農家、食品加工のプロである加工業者、そして販売のプロである商人がそれぞれの得意分野を生かすことで相乗的な効果が期待できる取り組みでございます。

農家みずから加工・販売までを行う6次産業化、そして、それぞれの得意分野を生かした形で取り組む農商工連携のいずれも農家の所得向上に向けた有効な手段であるのは間違いないと考えます。

しかし、いずれにいたしましても、その基礎となるのは1次産業の農業であり、いずれの道を選ぶにしても生産基盤の確立は大変重要であると存じます。

なお、農業の6次産業化につきましては、これまでの議会におきましても紹介させていただいておりますとおり、本年5月に熊本県が八代市鏡町にフードバレーアグリビジネスセンターを開設され、農作物を活用した新商品開発の試験や研究等、6次産業化を目指す農家の

支援をしておられます。また、県南フードバレー推進協議会においては、協議会員の研究等の活動に対する支援として、活動費の一部助成を行うなど、国や県の6次産業化や農商工連携に対するさまざまな補助事業もごございます。

市といたしましては、生産基盤の確立をまず第一に考え、さらなるステップとして6次産業化や農商工連携に取り組まれる農家の皆様につきましては、これら補助事業の活用を含めまして、適切な指導や支援を行ってまいりたく存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今、市長から、やはりきちんとした生産基盤、第1次産業の基盤があつての6次産業ということでの答弁だったというふうにあります。

それに対してフードバレーとかそういう形、農工商とか、農のと言いますか、農家がつくってそういう形とかいう形のやり方についてはさまざまな部分があるという部分だったと思います。

そういうことについて、やはり指導する方をつくられて、各農家の指導の方についてはお願いをしておきたいというふうに思います。

自然豊かな人吉をPRしながら過疎化対策、限界集落とも言われておりますけど、そういうことをなくすためにも、山間部とか人吉のいいところに人を送り込むといったことによって、健康で笑顔のあふれる地域を取り戻しながら、ということが活性化につながっていくことだというふうに考えます。

また、そこでできた農産物を販売することなどにより農家の所得向上等につながり、その地域のにぎわいを取り戻し、山間部に住まれている方々の生きがいとか張り合いができて活性化にもつながっていくものだというふうに私は考えております。そういうことも含めまして、人吉全体といたしまして発展のために地域の方々と手をとり合っていくことが大事だというふうに考えておりますので、その点についてもよろしく願いしておきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時3分 休憩

午後2時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫です。

早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は3項目。1番目に福祉行政について、2番目に市民サービスについて、3番目に市民の声からです。

それでは、1番目に質問させていただきます。

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度は、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められるようになり、独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

子ども・子育て支援新制度の目玉である認定こども園への移行も、本市でも移行された保育園もあり、今後徐々に普及していくものと思います。

子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなくさまざまな形の子育て支援が求められおり、育児に対して不安のある専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援の充実が期待されています。また、自治体における支援事業も、利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

本市では既に、子育て支援の拠点として人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブを開所していますが、本年度からは支援員を配置し、利用者支援事業として総合相談窓口を設置し新たにスタートしています。

まずは、その九ちゃんクラブのこれまでの状況として、平成22年からの九ちゃんクラブ利用者数、5カ年の状況と、ことし4月以降の相談数はどれぐらいあっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、九ちゃんクラブふれあい広場でございますが、これは集いの広場事業として、子育て中の保護者とその子供たちが気軽に集えて情報交換や仲間づくりなどができる地域子育て支援拠点施設として設置をしております。過去5年間の利用数でございますが、親子あわせた延べ利用者数でお答えさせていただきます。現住所に移転しました平成22年度からでございますが4,555人、平成23年度は5,658人、平成24年度は5,805人、平成25年度は5,610人、平成26年度は5,274人でございます。

次に、議員のほうからお話がありました、ことしから始まりました利用者支援事業でございます。子ども・子育て支援員を九ちゃんクラブふれあい広場に配置しました以降の九ちゃんクラブの利用数でございますけれども、ことし4月から11月までの実績でお答えさせていただきます。利用者延べ人数は3,960人でございます。同時期の前年比と比べますと、延べ521人上回っております。なお、利用者支援事業の相談者と九ちゃんクラブの利用者とは必ずしも一致しませんし、この2つの事業、九ちゃんクラブと利用者支援はそれぞれまた別の事業というような形になります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 利用者数大体五千人近く、延べ人数ということですが、多くの親子の方が利用されているようでございます。

4月から始まった相談窓口の相談が少ないということでございますが、8カ月しか経過していない状況と、相談窓口そのものの周知不足もあるようでございます。今後もPR活動を、相談窓口があるというのを周知していただきますようよろしくお願いいたします。

本市は、平成26年2月に子ども・子育て支援ニーズ調査を実施し、調査結果を6月に公表されています。これは、人吉市子ども・子育て基本条例に基づき調査したもので、就学前の児童保護者と小学生児童保護者に対しまして、2,230枚を配布しまして回収数は934枚、その中に、「子育てをする上で気軽に相談できる人はいますか、相談する場所がありますか」の問いに95%の回答者が「いる、ある」との回答で、その内訳は複数回答で、祖父母等の親族690人、友人・知人が640人で断トツであります。相談場所は、保育園203、小学校132、保健所・保育センター91、幼稚園66となっています。九ちゃんクラブは49でした。公的な窓口への相談件数が少ないという結果が見られます。この結果から見られるのは、気軽に相談できる人が第一で、そこでも解決できなかった場合が公的な相談窓口になっているようであります。九ちゃんクラブは、調査時点では、利用者支援事業として相談窓口ではなかったのも人数が少なかった要因であると思われま。

ここでお尋ねしますが、ニーズ調査では、どういう意見、要望があったのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成27年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たり、平成26年2月に、就学前及び小学校児童のいる全世帯の保護者を対象に子ども・子育て支援に係るニーズ調査を実施いたしました。そこで、自由記載欄に寄せられました相談窓口や情報提供に関する意見としましては、「子育てに悩んだとき、困ったとき相談できる場所や雰囲気があればうれしい」「気軽に育児相談できる窓口を設置してほしい」「子育てに関する情報発信をしてほしい」などが相談窓口や情報関係にしての意見として記載されておりました。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ニーズ調査でも、やはり相談窓口の設置の要望が多かったようであります。先ほど九ちゃんクラブの中に設置されております相談窓口、これがまだなかなか周知不足というのもあろうかと思っておりますので、今後そういったところをPRしながらすると、こういったニーズ調査での結果、相談窓口が足りないという部分も解消されるのではないかと思いますので、改めて周知のほうはよろしくお願いいたします。

本市では、平成22年10月から発行しております子育て支援ガイドブックにさまざまな子育て情報を掲載しています。26年の12月議会でも新制度へ合わせて改訂版の発行を要望してお

りました。子育て支援ガイドブックの配布状況と利用者の声、また今後の考えについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

まず、子育て支援ガイドブックの配布状況についてでございますが、平成26年12月議会の一般質問で御答弁させていただいておりますとおり、子ども・子育て新制度のスタートに合わせまして平成27年度に改訂版を作成したところでございます。この子育てガイドブックにつきましては、主に出生手続や転入時に福祉課窓口にて手渡しをさせていただいておりますが、設置箇所としましては、本庁舎福祉課ほか保健センター、九ちゃんクラブにも設置をしているところでございます。

利用者の反応や声でございますが、直接的には、特段の調査等を行っているものではございませんが、九ちゃんクラブの利用者等には、お尋ねしますと好評であるというふうに聞いているところでございます。

また、作成時におきましては、実際に子育て中のお母さま方や関係者の御意見もお聞きしながら作成しているところでございます。

今後の考えということでございますが、増刷や改訂をする際には、内容も精査しまして、また実際に子育て中の親御さんの御意見を取り入れながら、よりわかりやすく使いやすい内容となりますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 子育てガイドブックもお配りはされているようでございます。また、改訂版も、先ほど私もいただきました、改訂版を。今度は黄色の部分で改訂版と書いてあります。以前までは書いてなかったですね。こういった意味で改訂版とわかりますので、こういったものをお配りするとまた子育て支援、お母さんたちの情報、子育て中の方には必要な情報が満載しておりますので、ぜひともまた今後配布のほうもよろしく願いしておきます。

本市が発行しております子育てガイドブックをそのままスマートフォン版に取り入れた自治体がございます。東京都世田谷区では、子育て世帯に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っておられます。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの1つとして、世田谷区では、平成26年10月からせたがや子育て応援アプリを公開されております。これは無料です。

このスマートフォンは、年齢関係なく皆さん利用していると思いますが、総務省が発表した2014年のスマートフォンの利用率の調査がございました。13歳から69歳の1,500人の調査をされております。年代別で20代が94.1%。30代が82.2%の方が利用されているという調査の結果でございます。現代の若者は、スマホなしでは生活ができない状況かもしれません。ちなみに、ほかの年代、10代では68.6%、40代では72.9%、50代で48.6%、60代で18.3%の

利用率という調査結果でございました。

このせたがや子育て応援アプリの効果は、子育て家庭を対象に、この世代の多くが利用しているスマートフォンで、好きなときに好きな場所で気軽に子育て情報を確認できるので、家事の合間や仕事の休息时间など、いつでも情報をチェックできるというものであります。また、パソコンがなくても最新の情報を短時間で取得でき、不安感も軽減することができます。また、このアプリのすぐれているところは、お知らせ通知機能で、子育て情報を適切な時期に配信し、効果的な情報伝達を図れることです。子供の生年月日を登録するだけで健康診断や予防接種の情報が自動的に配信されるなど、個々の家庭に必要な情報を必要なときに届けられることです。

同様のスマホのアプリを導入している自治体もふえてきているようでございます。京都市、また新潟県の妙高市、茨城県の行方市、また、近くでは鹿児島県の出水市でも導入されているようでございます。

本市は改訂版が出ましたガイドブックもございますが、このアプリを導入する検討もされてはいかがでしょうか。考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

今回の一般質問の通告を受けまして少し調査をさせていただきました。利用者支援のための相談窓口だけでは、多様化する子育て家庭に情報を届けるためにはまだまだ不十分ではないかとの認識のもと、ICTを活用した子育て支援としまして、スマートフォン用子育て応援アプリの無料配布による子育て支援情報の提供を開始した自治体が、先ほど議員からも紹介いただきましたように、東京都世田谷区を初め複数カ所あるようでございます。議員からもお話がありましたように、近いところでは、鹿児島県の出水市が「平成29年7月」から導入をしておられるようでございました。この出水市のアプリを実際に拝見しますと、お知らせの新着情報、子育て支援情報、イベント情報、子育て関連施設マップ、また、お子様の生年月日を入力しますと乳幼児検診の情報などがそれに合わせて通知されるお知らせ配信などの機能があるようでございます。

スマートフォンなどを用いることの利点でございますが、先ほどの議員のお話と重複するかもしれませんが、必要な人に必要な情報を届けることができるというアプリ最大のメリットを生かせば、子供の年齢やお住まいの地域、また個々の子育て家庭の状況に合わせて提供する情報やサービスを選択することが可能となること。また、パソコンと違い、いつでもどこでも利用するため、特に外出先での情報の利活用に効果を発揮するということが挙げられると思います。また、利用者支援事業などの相談窓口での問い合わせに対する窓口ツールとしても利活用されているようでございますので、これも利点の1つかと考えているところでございます。

先ほど議員から具体的にスマホの利用率をお示しいただきましたけれども、スマホを利用

される方が大変多いことから、確かに子育て支援事業を推進する上で効果的なツールの1つであると認識を新たにいたしましたところでございます。

一方、必要経費についてでございますが、出水市に確認をさせていただきました。財源としましては、平成26年度の地方創生交付金を充当し、初期導入で約350万円、導入後の保守管理経費いわゆるランニングコストが月額約7万円を要するというところでございました。したがって、財政状況が大変厳しい中でございますので、財源確保につきましては、国の子育て支援策などの動向もしっかりと見きわめながら、費用対効果を慎重に検討するなど、今後十分検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） すばらしいこのアプリですけども、やはり財源、お金がかかるということで、すぐにはできないと思いますけども、人吉にはこの子育てガイドブックもあります。まだ今改訂版が出たばかりですので、これがお配り終わったら考えていただきたい。

また、財源に関しては、応援団寄附金の中に、多分子ども支援に対するところがあったんじゃないかと思えます。そういうのも使えないかなとは思った次第です。これは通告していないので質問はしませんけども、ぜひ、先ほどスマホの利用率が20代、30代の方がかなり多うございます。子育て世代のお母さんたちでございますので、ぜひ、このアプリは、私は大切だと思います。子育て支援の1つとしてぜひ取り組んでいただきますよう要望をしておきたいと思えます。この件については終わります。

次に、市民サービスについてでございます。

現在、日本では人口減少が社会問題となっており、本市においても深刻な問題となっております。皆さんの答弁の中にもこの人口減少の問題は、きょうもたくさん出ておりました。

そんな中でも人吉で結婚し、子供を産み、育てる夫婦は毎年誕生しております。一生に一度の結婚、一度ではないかもしれませんが、結婚は忘れられない記憶に残るものと思えます。既婚者の方は、婚姻届を市役所に提出した日を覚えていらっしゃるでしょうか。私はこととして、余談ですけども、結婚20年でございます。ちょうど提出した日は休日でございますので、裏の守衛のおじさんに渡したのをきのうのように覚えております。そういった意味で、記憶に残る2人の記念日ということで、今回の質問は、人吉で新しく生活をスタートする2人の門出をお祝いするために、お金をかけずハッピーになれる施策はないかと、その思いで質問、提案をさせていただきます。

まずは、本市の婚姻届け出数の現状として過去5年間の婚姻届け出数と、市民課での取り扱いの現状として、婚姻届けに来られた方への対応はどうされておられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） それでは、御質問にお答えいたします。

本市で過去5年間に婚姻届を受理した件数でございますが、平成23年度が155件でございます。平成24年度が157件、平成25年度が177件、平成26年度が139件、平成27年度は11月末現在で101件でございます。受け付けの流れでございますが、婚姻届が提出されましたら、まず内容の審査を行い、必要に応じて本籍地市町村と電話での確認等を行った後正式に受理することになります。届けに来られた方の手続といたしましてはここで終了となります。その後、本籍が本市以外の方の場合、届け出書のコピーを含む連絡文書を作成し、本籍地市町村へ郵送しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 大体150組ぐらいですかね。これから始まる新しい人生を夢と希望が持てるよう、本市としても新婚カップルに対しまして支援していかなければと思っております。

この婚姻届の用紙ですが、最近是用紙の縁にイラストや背景に薄い写真を台紙にした婚姻届用紙があるようでございます。調べてまじたらば、熊本県もくまモンとハートマークを用紙の縁にあしらった御当地婚姻届がありました。ダウンロードできましたので、これはA4サイズでございますが、大体A3サイズですね。こういった縁にいろんなイラスト、そういったものをちりばめたかわいい婚姻届でございます。また、調べますと、静岡県沼津市、ここでもやはりオリジナルの婚姻届を今年度から制作されているようでございます。公的な届け用紙にそういったイラストなどをつけたのが認められるのか、正直驚いたんですが、その辺の届けの、公的な部分での状況と本市の届け用紙はどうなっているのか。イラストや模様つきなどの御当地婚姻届用紙を使用可能ならば市民サービスとして取り入れる考えはないかお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

婚姻届の様式でございますが、婚姻届は戸籍法施行規則により、書き込まなければならない内容や様式が定められており、名前や住所、本籍地のほか証人などで、大きさもA3判と規定されております。法務省民事局によりますと、決まった書式はあるものの、色やデザインなどはある程度自由に決めることができ、欄外の余白にイラストを書いたり、色をつけたりは問題はないとされておりますが、紙の形を変えたり、切り込みを入れたりすると大きさを変えることになるため、受理できないとされているところでございます。

本市が使用しております届け出用紙は、全国共通の一般様式でございまして、本籍地以外の届け出の場合、本籍地市町村との連絡にも使う基本帳票であることから、見やすさ等の実用性を優先させるべきという判断で、デザイン化された独自様式については作成を見送っている状況でございます。

それから、先ほど議員のほうでお示しいただきました御当地婚姻届の用紙でございますが、

平成26年に熊本県観光課が若年層を中心に旅行需用を喚起するため、結婚情報誌とタイアップして、くまモンと熊本城それからハート型のトマトでございませうが、デザインした熊本県版御当地婚姻届様式を作成したところございませう。この様式を使用する場合は、専用のウェブサイトからダウンロードすることができます。全国的には、自治体独自で御当地婚姻届様式を作成しているところは幾つかございませうが、県内では、現在熊本県が作成した様式のみが独自の様式となっております。この用紙は大変よくできたデザインでございませうので、本市としましては、当面、お尋ねがあった場合にはこの用紙を御紹介してまいりたいというふう存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、答弁で、お尋ねがあった場合は御紹介してまいりたいというのは、本市でもそういう婚姻届を出せるということで理解してよろしいんでしょうか。お尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

熊本県版御当地婚姻届様式は、法で定められた記載要件を備えた様式でございませうので、この様式で提出された場合は受け付けをいたします。ただし、大きさがA3判ということで、プリントアウトするときにはA3判でプリントアウトされないと使えないというようなことございませう。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 済みませう、細々聞いて。これまでにこういったイラストつきみたいな婚姻届は出された事例とかあるんでしょうか。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

これまでの提出件数でございませうが、本市の窓口で提出されたことは今まではございませう。様式を作成いたしました県の観光課にお聞きしたところ、昨年9月から11月までの3カ月間、調査してございませう。3カ月調査でございませうが、このときに、県全体で133件の提出があったというようなことございませう。それ以後は、調査、集計ができていないというようなことございませう。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 提出可能であると、また、人吉ではゼロ件ですが、県では133件提出されているということでございませうので、今後、人吉でも提出される方が出てくると思ひませうので、対応はぜひよろしくお願ひいたします。

そのカップルに対しまして、何か記念品の贈呈ができませんでしょうか。

またネットで調べましたけども、静岡県の三島市では、平成25年から婚姻届を提出に来られた方に、2人の記念日をお祝いし、記念写真をプレゼントするサービスを実施されております。記念写真の撮影を希望する方に1枚贈呈し、2L版写真が2枚差し込みできる厚紙製の折り畳み式の台紙に、1面に婚姻届提出時の記念写真、2面にお祝いメッセージを記載した結婚記念証を差し込んで贈呈されておられるようでございます。また、先ほどの沼津市でも2人の写真を撮影し、記念シートとしてプレゼントされております。

本市でも市民サービスとして、結婚する2人のお祝いのために、記念写真や記念シートをプレゼントする考えはないかお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

記念写真や記念シートのサービスにつきましては、写真を撮影する専用のスペース等が必要となりますが、現状ではそのようなスペースの確保が困難な状況でございますので、他市町村の事例を参考に、今後の検討項目とさせていただきたいと存じます。

なお、本市では、希望される方にはA3判の賞状用紙で婚姻届の受理証明を発行しております。手数料が1,400円となっております。有料とはなりますが、婚姻届け出を提出したあかしとなるものでございますので、今後この受理証明書のデザインについて工夫、検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今の1,400円の受理証明書というのは初めて聞いたんですけども、A3判、大きいんですけども、これまで発行件数とかわかれば教えてください。

それと、こういったプレゼントをされている他市の状況とかもあわせてお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

受理証明書につきましては、本市では、ここ5年間のうちに1件ぐらいの発行でございます。それから、他市町村では、大体本市と同じような賞状形式の受理証明書を用意しているところがほとんどでございます。ただ、どのくらいそれが発行されているかということにつきましては、把握していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 多分、みんな知らなかったと思います、この受理証明書。私も知りませんでした。ただ、皆さん知らないと思います。

最初に述べましたように、人吉市を生活の拠点として選んでくれた新婚カップルを祝福し、思い出に残る記念品としていただきまして、人吉市に住んでよかったと少しでも思っていたければ人口減少に歯どめをかけられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、この婚姻届、また写真つきの記念シートなり、記念品をまた新婚カップルにプレゼントしていただくよう

に提案させていただきたいと思います。これについては要望しておきます。この件は終わります。

最後に、市民の声からでございます。

川上記念球場についてでございますが、川上記念球場は、御存じのとおり1999年に元プロ野球読売巨人軍監督故川上哲治氏生誕の地である人吉市に、川上哲治氏を冠した記念球場が完成しました。以来、少年野球のメッカとして多くの野球大会が開催され、郡市はもとより、郡市外からも大会に参加されている状況は皆さん御承知のとおりであります。

市民の方からスコアボードの件でお電話がありました。現在のプロ野球では、B S O方式が採用され、B S Oというのはボールカウントで、ボール、ストライク、アウトのB S Oですね。B S Oの方式が採用され表示されているのに、川上球場のスコアボードではS B O方式のままになっている。名誉市民でもある故川上哲治氏に恥じない球場の整備が必要ではないでしょうかというものでした。確かに、球場に見に行ったらS B O方式の表示になっておりました。なかなか球場に行かないので気づかなかったんですが、球場の整備として改修の考えはあるかお尋ねします。また、本市の大会では、ボールカウントはB S O方式、S B O方式どちらのほうを採用されているのかお尋ねします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国際的にはボール、ストライクの順で読み上げるB S O方式が主流ですが、日本や韓国などでは、長くストライク、ボールの順で読み上げるS B O方式が採用されてまいりました。近年、国際習慣に習い日本のプロ野球でも2010年シーズンからボール、ストライクの順でコールすることとなり、大学や社会人野球、地域の大会などもこれに合わせているようでございます。プロ野球本拠地球場のスコアボードも、2011年シーズンに全てB S O表記になり、地方球場でもB S O方式に変更している球場がふえてきております。

これまで、市民や野球関係者からの要望もあり、機器の取りかえを検討してまいりましたが、このほど修繕改修で対応が可能なのことがわかりましたので、当川上哲治記念球場におきましても、平成29年度に開催される熊本県民体育祭にも間に合いますようにB S O方式への改修を進めていく方針でございます。

なお、人吉市の各種大会がどちらの方式をとっているかということには詳しく確認はしておりませんが、今までの流れから言いますと新しいB S O方式になっているものと思っております。

以上、お答えします。

今、確認しましたけども、各種大会もB S O方式ということで間違いのないようでございます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） スコアボードも修繕で対応できるということでございましたので、せ

ひよろしく願いいたします。

ことしも12月最後の月でございます。ちょっと早いですが、ことしもよい年で締めくくっていただきますようよろしく願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時9分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村です。

それでは、通告に従いまして質問を行っていきたいと思います。

まず最初に、TPPで大筋合意による本市への農業への影響についてです。2つ目がダムによらない治水対策で取り組みの前進についてです。3つ目に花まる教室で授業の妥当性についてです。4つ目に国民健康保険税で引き下げについて質問してまいります。

では1点目のTPPについて質問を行ってまいりたいと思います。

松岡市長は、所信表明の中でTPP——環太平洋連携協定の大筋合意について懸念していることを述べられています。農業を基幹産業としている人吉市の市長として、この問題にしっかりとした対応をしていただきたいという思いからこの質問を行います。

10月5日、TPP交渉が大筋合意したとする閣僚声明が発表されました。大筋合意したとされる協定の項目は、前文と関税部門と貿易ルールについて30項目となっています。安倍政権が交渉参加を決めたときに、国会は、農産物の主要5品目、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物を聖域とし、数年かけた関税撤廃も認めないという決議を行いました。

ところが、安倍内閣は、この重要5品目について、極めて重大な譲歩を行っています。主要品目の国家貿易輸入規制の制度は残しますが、全ての分野で輸入の拡大と関税の引き下げが行われます。さらに重要5分野の貿易細目586品目のうちの174品目の関税を撤廃します。このことは国会決議に違反することは明らかだと思います。

そこで市長に、大筋合意は農産物の重要5品目の聖域確保を求めた国会決議に対して反すると思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昨日、西議員の御質問にもお答えいたしておりますので、重複する部分があるかと存じますが、御了承いただきたいと思います。

TPP協定の大筋合意につきましては、合意以前から対象となりますさまざまな分野において、その効果と影響について報道されてきたところでございますし、国や有識者の皆様などの間で意見が分かれているところであると認識しているところでございます。

影響につきましては、農産物、中でも米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖原料、いわゆる重要5品目における影響が大きいのではないかというふうに言われております。

この重要5品目につきましては、国が示されました総合的なTPP関連政策大綱の中で、米につきましては毎年の政府備蓄米の運営の見直しなど、麦については国産麦の安定供給を図るため経営所得安定策の継続実施、牛肉・豚肉、乳製品につきましては、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の法制化や補填率の引き上げなど、砂糖原料などの甘味資源作物につきましては、安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とするとなっているようでございます。

私自身、現在こうした内容を確認させていただいているところでございます。今後、国会において、さらに議論が進められるものと存じますので、その推移を注視してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 推移で判断するというふうなことだと思うんですけど、要するに、ほか、みんなが見ているかですけど、載っているんですね。日本農業新聞は10月28日付の新聞に、農政モニターの意識調査結果を載せており、大筋合意は農産物の重要5品目の聖域確保を求めた国会決議に対して違反すると答えた人は69%に上ったのに対して、遵守しているは7%にとどまっているようになっています。また、12月13日のインターネット熊日新聞、熊日コムには、県内のJAグループが2日に、TPPに関して輸入枠拡大や関税引き下げは到底容認できず、国会決議違反との認識が多数だと主張した特別決議を採択したことなどが載っています。これ農家の大半が違反と考えています。私は、市長は農家の思いに寄り添い、大筋合意は国会決議に反するという認識を持つべきだと思います。このことを申し上げておきたいと思います。

次に、人吉球磨への影響について、市長の認識をお伺いしたいと思いますけど、また、同時に重大なのは、重要5品目以外でも農林水産分野の関税の大幅な撤廃、引き下げを約束したことです。政府は、農産物は15%の品目で関税を残すことができると言いますが、農林水産物の多くの品目の関税を即時に、またその他も長くても10年程度で撤廃します。野菜、果物、水産物、米などは重要5品目とともに日本の豊かな食生活を支え、地域経済への重要な部分を担っていますが、これらの農産物にも重大な被害が出るのが予想されます。

全国肉牛事業組合は、牛肉においては3,262億円の被害があると試算しています。また、日本養豚協会は、豚肉において4,141億円の被害があると試算しています。11月4日に公益社団法人全国開拓振興協会主催の「日本の“農”講演会2015 in熊本」がこの人吉市のあゆの里で開催され、東京大学大学院農学生命科学研究科の鈴木宣弘教授が、TPP合意をめぐる今後の国内農業への影響について講演を行っています。この鈴木教授のまとめでは、大

筋合意による農業分野の被害額は「1兆1,000円」を超えると試算しています。2013年の農業生産額は8兆5,000億円余りですので、13%もの減少となってしまいます。この人吉球磨にも大きな被害が出ることは明らかだと思います。

市長に、T P Pが発効されれば人吉球磨の農業が大きな打撃を受けるという認識があるかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、T P P協定における効果と影響については、国や有識者の方々の中で意見が分かれているところであると認識しているところでございます。

また、報道等による影響額の試算では、特に農業分野に非常に大きな影響が出るとの試算になっているようでございまして、農業を基幹産業とする当地域におきましては、重要5品目の中にあります米や畜産業は農業産出額の中でも大きなウエートを占めておりますので、農家の皆様も不安を抱えておられることと存じますし、私といたしましても懸念しているところでございます。

影響といたしましては、不確定な部分もございまして明確に申し上げることはできないところでございますが、昨日、経済部長もお答えいたしましたように、規模拡大や輸出などに意欲のある農家につきましては、1つのチャンスと捉えられるところもあるかと存じますが、農業従事者の高齢化が進む当地域におきましては、販売価格下落による農業所得の減少、農業従事者の減少の加速化や農業従事者が減少することによって、水源涵養や景観保全などといった農業が持つ多面的機能へも影響があるのではないかと推測するところでございます。

また、T P Pにおきましては、自動車やサービス業など、農業分野以外の産業につきましても多岐にわたっておりますが、同様にその影響につきましてもまだ不確定なところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） まだいろんな情報を見ていきたいということだと思うんですけど、実は、先ほど言いましたけど、日本農業新聞の調査結果では、大筋合意でみずからの経営が悪化する及びやや悪化すると考えている人が70%に上ることが明らかになっています。この人吉球磨が例外になるという理由は全くありません。市長は農家の不安をきちんと受けとめて、人吉球磨の農業に大きな被害が出るであろうという思いに立つべきだと私は思います。このことを述べておきたいと思います。

大筋合意はなされましたけども、それがすぐに決まったものなのかということでもちょっと論議したいと思うんですけど、大筋合意によって、日本の政府もマスメディアもT P P交渉は決着がついたかのように言っていますが、そうではありません。現在の段階は秘密裏に行われた交渉の結果である協定案がようやく発表された段階なので、関係国での国民的な論議

も、国会での承認、批准もこれからです。これがなければTPPは発効されません。アメリカでは、貿易交渉の権限は議会にあり、政府は議会にTPP協定締結意思の通知を行ってから90日後に正式署名が可能になります。協定案ができたのが11月5日なので、その後通知してもアメリカ大統領が署名できるのは2月以降です。

市長に、TPP交渉については、まだ決着がついたわけではないことを認識されていますかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

TPP協定が発効するためには、全ての参加国が署名を、2年以内に議会での批准手続を終えるか、または2年以内に参加国全てが手続を終了できなかった場合には、TPP全体のGDP（国内総生産）の85%以上を占める、少なくとも6カ国が批准手続を終える必要があるというふうに認識いたしております。

また、日本国内におきましても、政府による署名の後、国会で協定内容を審議し、批准する手続をとることになるというふうに認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） その認識には全く違いがなかったということがわかりました。

アメリカの大統領も、先ほどちょっと申しましたが、正式に署名してから議会の調整に入り、そこからアメリカ議会の審議が始まりますが、アメリカ国内でも薬の特許制限で譲り過ぎたとか、国民の仕事が奪われるなどの批判が、製薬会社や労働組合そして市民団体や複数の大統領候補を含む有力な国会議員から出されており、予断を許さない状況だとも言われています。

日本でも署名は閣僚決定でできますが、批准関連法案の改定は国会の承認が必要で、審議できるのは2月以降であり、来年度予算の審議が先行するので、早くても来年7月の参議院選挙の直面となられると考えられます。

TPP交渉はこれから数々の手続もあり、おっしゃるように決着がついたわけではないです。まだまだ決着がついていませんので、人吉球磨の農業を守るために声を上げていくべきだと思います。市長にTPPの撤回を求めることを表明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉市の農業分野への影響につきましては、先ほど農産物の中でも重要5品目への影響が大きいと考えられ、農業を基幹産業とする当地域におきまして、米や畜産業は農業算出額の中でも大きなウエートを占めているということで、私自身懸念しているというお話をさせていただいております。

この重要5品目につきましては、国が示されました総合的なTPP関連政策大綱の中で対

策を講じられるようでございますが、私自身、現在こうした内容を確認させていただいているところでございますし、そのほか自動車やサービス業など多岐にわたっておりますことから、1つの分野だけで判断すべきものではないとも考えております。今後国会においてさらに議論が進められると存じますので、農業以外の分野も含めまして、その推移と国、県の動向を注視しながら情報収集等に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 情報収集、見えないところ確かにあります。それはわかります。ただ、じゃあ見えてきた、いろんな情報が入ってきて、個々の農家に大きな影響があると見えてきたときには、やはり撤回を市長から求めていただきたいと思いますが、それはどうですか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

そこがどのようになるかがわからないので、今注視していきたいというふうに答弁させていただいているところです。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 一応こんな状況も言っておきます。共同通信社は、11月14日に、きのうの質問でも言われましたけど、全国知事、市町村長に賛否を問うアンケートをまとめた結果、TPPに反対が36.9%と、賛成の23%を大きく上回り、農林水産業の盛んな北海道や東北、九州での反発が目立っています。1次産業化の離職や後継者不足に拍車をかけ、自治体崩壊や地域経済衰退につながりかねないとの懸念のほか、政府が掲げる地方創生に逆行するとの声が出ています。多くの首長がTPPに反対していることが明らかになっています。状況の見えない中で、まだ見えないというのはわかりますが、国も全部は発表していませんので、人吉球磨の農業に大きな影響があると思うときには、市長にぜひともTPP撤回を求めていただきたいと、そのことを申しておきたいと思います。

次、ダムによらない治水対策について質問してまいります。

9月議会の会議録を見てもみますと、私が市長に、「この人吉橋下流の掘削と築堤を早急に行うよう国に求めるべきではないか」と質問したのに対して、「現在、国土交通省と地権者の間で鋭意協議が進められているとの話も伺っておりますので、その状況も確認しつつ、1日でも早い実現に向け、本市といたしましても関係機関に対し強く要望をしてみたい」と答弁しています。

人吉橋下流の掘削と築堤について住民団体は何度も国交省に出かけ要望書を提出し、川辺川ダムを考える住民討論集会においても早く行うよう問題提起を行っています。私も、これらの住民団体の要望活動には積極的に参加してきました。また、日本共産党としての要請活動にも参加し、八代河川国道事務所や九州地方整備局、国土交通省本庁に対して要望を行っ

てきました。それに加え、これも何度もこの人吉市議会で一般質問を行ってきました。早く事業が行われるよう期待しています。

そこで、その後何らかの動きが起こっていないか市長にお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御質問のありました球磨川人吉橋左岸の掘削、築堤につきましては、これまでも長年にわたる懸案事項でございまして、議員各位を初め地域住民の皆様に御心配をおかけしているとの認識のもと、機会あるごとに要望を行ってきているところでございます。

そこで、9月議会以降の進捗状況でございますが、国土交通省八代河川国道事務所へお尋ねしたところ、球磨川人吉橋左岸下流における掘削、築堤については、ダムによらない治水を検討する場において直ちに実施する対策として位置づけられており、早期に改修できるよう、地元関係者と調整を進めているところであり、今後も引き続き、国、県、市、地元関係者で協力し、早期に改修できるよう努めていきたい。なお、調整の詳細については、個人の事情も含まれますので、議場の場では差し控えさせていただきたいとのことでした。

本市といたしましては、最も優先順位の高い課題と捉えており、一日も早い実現に向け、関係機関に対し、引き続き強く要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これも用地交渉ですので、これ以上は踏み込まないように私もしておきたいと思いますが、ぜひとも早くこの事業が行われてほしいというのは申しておきたいと思います。

次に、先日行われました第3回球磨川治水対策協議会のことについて質問を行ってまいりたいと思いますが、12月2日に治水・防災に関する特別委員会が開催されました。球磨川の渡地区や人吉市の大柿地区などを国交省の八代河川国道事務所に説明していただきながら現地視察を行いました。そこでは、球磨川の治水対策が人吉市の下流で着実に進められていることが実感できました。

その一方で、国土交通省はこの取り組みに逆行するようなことを行っています。11月9日に第3回球磨川治水対策協議会が球磨地域振興局で開催されました。私は後日インターネットでそのときの資料を取り寄せましたが、その内容を見て大変驚きました。

今回の会議までに12回に及ぶダムによらない治水を検討する場と5回の幹事会、そして2回の球磨川治水対策協議会が行われています。第12回ダムによらない治水を検討する場では、球磨川治水対策協議会の提案がなされ、全市町村の合意で設立が決まりました。その提案には、治水対策の検討に当たっては新設ダムを除くことが明記されています。ところが、第3回協議会で国交省が出した資料は、国交省がまだ川辺川ダムを推進していたときに行われた川辺川ダムを考える住民討論集会に出した資料と同じ内容になっています。時間で言えば約

13年前の論議に引き戻そうというものです。そして検討方針として、掘削等や決壊しない堤防については困難としました。また、引提と堤防かさ上げについては、技術的に可能な範囲で今後詳細に検討としてはいますが、資料の中では、現実性が困難な内容ばかり示されています。このような提案は議論の停滞を生むものでしかないと思います。

市長はこの第3回球磨川治水対策協議会をどのようにお考えかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川の治水対策につきましては、平成21年以来、国、県及び流域市町村でダムによらない治水を検討する場において検討を重ね、現実的な対策を最大限積み上げられてきたところでございます。しかしながら、この積み上げられてきた対策の実施によって、達成可能な治水安全度は低い水準にとどまるとされております。このため、ダムによらない治水を検討する場を終了した上で、治水安全度の向上に向けて、平成27年3月に球磨川治水対策協議会が立ち上げられ、現在検討が続けられております。

球磨川治水対策協議会においては、国、県及び流域市町村で、全国的に見て妥当な水準の治水安全度を確保するための対策の検討を進めていくこととしており、球磨川として中期的に達成すべき治水安全度の目標を、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水とし、コスト、実現性、地域社会との関係等の観点から、これまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策を網羅的に対象とし、検討することとしております。

本市といたしましても、本協議会において活発な議論を行い、市民の生命と財産を守るためにもスピード感を持って検討が進むよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） スピード感を持ってやられたいと、そのとおりだと思います。ただ、秋から3回が、ちょっとそのスピード感としてどうなのかなと、私は気がしているところです。だから、こちらからも積極的な提案をもっとやっていったらと思うんですけど、その面で、国交省は、ダムによらない治水対策が前進するような提案を行うべきだと私は思います。

平成26年4月24日に行われた第10回ダムによらない治水を検討する場では、直ちに実施する対策、追加して実施する対策について、出席した全ての市町村から、できることから早急に実施してほしいという要望が出されています。これらの要望を受けて、九州地方整備局は誠実に対応したいと言われております。そうであるならば、国交省は、河道の掘削や堤防の強化についてできることや、その他の治水対策についても実行可能な対策をさらに提案していくべきだと思います。

市長には、国交省に対して、実行可能な治水対策をさらに提案するよう求めていただきたいと思いますが、その点どのようにお考えかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

去る11月9日に開催されました第3回球磨川治水対策協議会におきましては、第2回の協議会において治水安全度を高める対策として示された9つの対策案のうち、引提、河道掘削等、堤防強化といった3つの対策案が具体的に示されたところでございます。今後、この3つの対策案に加え、残り6つの対策案についてもお示しいただくことと存じますので、球磨川流域の治水安全度の向上に向け、国、県及び流域市町村において連携を図りつつ、十分な議論を行い、できることは早急に実施に取り組んでいただけるよう、また、有効な策が引き出されるよう、私自身も最大限努力をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 早急に進めてほしいというところは一致するものでありますので、この辺含めてこのことも論議して行ってほしいと思います。本当に停滞してはならないと思いますし、私らもぜひ要望等を国交省に出しながら、この議論が進むように求めていきたいと考えておりますのでそうしたいと思います。

次、移ってまいります。花まる教室について質問してまいります。

平成25年度より人吉市花まる教室授業が始まりました。私は、花まる教室が導入される直前の平成25年3月議会を傍聴し、また議会開会の数日前に人吉一中で行われた集会にも参加しました。そこで私は、教育委員会がこの授業を行うことに違和感がありました。そして、ことし11月に数名の学校の先生から、そもそも論として花まる教室はおかしいという意見が寄せられました。それで、この質問を行います。

まずは、花まる教室や花まる学習塾の教材を使った取り組みがどのようなものであるか、その概要をお答えください。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

人吉市花まる教室は、市内の小学校2年生のうち希望者を対象として、放課後の空き時間の1時間を活用して、1カ月当たり1回ないし2回実施しております。参加児童の思考力、判断力、表現力、集中力などを伸ばし、さらに楽しく学ぶことを通して学習意欲を高めることを主な目的として、人吉市出身の高濱正伸氏が主催している花まる学習会の教材や指導方法を活用しております。

具体的な教室の内容といたしましては、キューブキューブというブロックを使って、指導者に提示された形をまねて同じ形を組み立てること、アルゴというカードを使って相手の手元にあるカードを論理的に推理すること、思考力パズルなどの学習プリントの問題を解くことなど、さまざまな教材を活用したゲーム感覚で取り組むことができる学習内容が用意されております。この学習プリントにつきましては、各小学校の3年、4年生の全児童を対象に、朝自習においても活用しております。また、中には、2年生以上の全学年の朝自習で活用している学校もございます。

人吉市花まる教室は、花まる学習会から派遣されております専門指導員1名が中心となって指導に当たっております。さらに、この専門指導員の指導助言を受けながら、市内の小学校に1名ずつ配置されております学習充実支援員が人吉市花まる教室の準備や指導などの運営に当たっております。

したがって、各小学校における人吉市花まる教室は、専門指導員が指導する場合、学力充実支援員が指導する場合、それから専門指導員と学力充実支援員が協力して指導する場合の3つの形で実施しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 概要については、今わかったところです。

次に、疑問に思うのは、教育委員会が主体となって花まる学習塾の教材を導入している自治体が、熊本県内のほかの自治体にあるのかということです。この点についてお伺いします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

本市のように、放課後の時間帯を活用して、学校の教育活動以外で教育委員会が主体となって花まる教室を実施している自治体はないようでございます。

また、本市で行っております放課後パワーアップ教室と同じように、行政が主体となって地域住民の協力を得ながら、子どもたちの学力充実に取り組んでいる事業であります地域未来塾がございまして、この事業に平成27年度から取り組んでいる市町村は、八代市、錦町、山江村など県内に15市町村がございまして。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 県内の状況がわかったところで次に質問進めていきたいと思うんですけど、小学校や中学校という公教育の場は、学校教育法の規定によって設置されています。その学校教育法の37条の11は教諭は児童の教育をつかさどるとしてあります。学校の主人公は子供たちだと思っておりますが、学校という場の教育を運営する中心は先生方だと思っております。学校教育法に照らし合わせても、学校内で子供たちに対して使える教材は先生方によって選ばれるべきものだと思います。

しかし、平成25年3月議会の会議録を読み返してみますと、私塾の教材を使う花まる教室は、先生たちの要望でもない中で導入されたことがはっきりわかります。先生たちの要望もない中で、花まる学習塾の教材を学校の場で教育に持ち込むことは、教諭は児童の教育をつかさどるとした学校教育法に照らし合わせて不適切ではないかということをお伺いします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えします。

本事業は、小学校2年生の思考力、判断力、表現力などの基礎を養い、集中力を育むとともに学ぶ意欲を高めるということを目的としております。この思考力、判断力、表現力など

は、これまでの全国学力・学習状況調査や県学力調査の結果から、本市の児童生徒の学力の面での課題の1つであると認識しているところでございます。

このような力を高めるため、学校においても日々の授業の中で取り組みいただいているところでございますが、教育委員会といたしましても、子供たちに思考力、判断力、表現力などの基礎となる力をつけたいとの思いから実施しているものでございます。

授業の妥当性を判断する材料としましては、実際に教室に在籍している2年生児童が学習に参加している様子や感想、さらに保護者から寄せられる感想などが考えられます。

まず、子供たちの様子ですが、大きな声で指導者に答えたり、グループの友達と仲よく集中力してブロックやカードによるゲームに取り組んだりするなど、大変生き生きと学習に臨んでいる姿が見られます。また、学習プリントに取り組む場面では、静かに考えることに集中する姿もあり、花まる教室における2年生児童一人一人の成長が感じられるところでございます。

保護者の感想といたしましては、人吉市花まる教室では子供たちが楽しみながら考える学習が行われており、本人たちがとても楽しみにしていること、有名な花まる学習会の学習方法を人吉市において経験することができることなどがございました。さらに、昨年度末には、なるべく教室の実施回数をふやしてほしい、2年生1年間だけではなく3年生以上の子供たちも対象にしてほしいという要望もございました。

このような児童の様子や保護者の思いから考えますと、授業の実施対象となる児童と保護者にはおおむね有意義なものとして受けとめていただいているのではないかと考えているところでございます。

以上でお答えとします。

○議長（田中 哲君） ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先に、角度をちょっと変えて質問したいと思うんですけど、教育委員会は、学校の先生に学習指導要領に従って授業を組み立てていくよう指導しているのは明らかだと思います。先生方も全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにすることの大切さは理解していますので、当然そのようにしています。文部科学省のホームページを見ますと、学習指導要領とは何かという項目でこのように書かれています。現在の学習指導要領は、子供たちの現状を踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの育成を重視していますというものです。私塾である花まる学習塾の教材が、学習指導要領に沿ったものでないことは明らかです。教育委員会は生きる力をつけるために、先生方には学習指導要領に沿った授業を行うよう指導しておきながら、その一方で学習指導要領と全く関係ない私塾の教材のほうへ教育予算を回

し、学校で授業を行っていることになります。余りにも矛盾があると思います。

花まる学級は、学校教育においては、学習指導要領に沿って子供たちに生きる力をつけるとした文部科学省の方針と矛盾するのではないかということをお伺いします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えします。

現在の国や県といたしましては、国や県の方向性ということですね、学校教育の重要性を踏まえた上で、学校、家庭、地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域のコミュニティを活性化していこうという方向性であるようでございます。具体的には、社会全体の教育力の向上を図るとともに、小中学生への学習の機会を提供することを目的として、平成27年度から地域未来塾の事業を開始するなど、行政が実施主体となって地域や民間の教育力を活用した取り組みが進められているところでございます。

そのような中で、平成25年度から事業を開始しております人吉市の花まる教室は、放課後などの学校教育以外の場面で、花まる学習会という民間の教材や教育方法を活用した先進的な取り組みの1つとなっているところでございます。

人吉市花まる教室に参加している2年生の子供たちは、大変意欲的に学習に取り組んでおりますし、一人一人の成長も見られるところでございます。その成果を踏まえ、今後も子供たちの学力の基礎を育むとともに、学ぶ意欲を高めるために教育委員会といたしましても本事業を積極的に推進してまいりたい所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 11番。本村令斗議員。

○**11番（本村令斗君）** 今の2回では、基本的な考え方を聞いたんですけど、そういう中で、大体多くの方がかかわりながら、学校教育に、そういう仕組みというのかな、つくられて、ずっと営々各学校で学校教育がなされているわけです。私は、花まる学習塾の教材そのものに異議を唱えているんじゃないですけど、こういう営々と多くの方がかかわりながらつくられてきた学校教育に対して、異質なものをポンと入れると、そこに、どこかに矛盾が生まれるんじゃないかと、亀裂というか矛盾というか、そういうのが思うんですよね。それが1カ所あらわれているのが、私非常に感じたのは、先生方の話からですよ。花まる学級の導入はおかしいと言われた先生はこのような話をされました。「私たち教師は、学習指導要領に沿って生きる力を子供たちにつけようと頑張っている。だから使う教材はそれに沿ったものを選んで、思考力や創造力をさらに広げようという場合でも、子供たちの思考に混乱が起きないようにものを選んで。また、日々子供たちと接していると、子供たちがまだ習得できていない課題がよく見えてくる。朝自習はそのような課題の習得のために使いたいと当然考えている。ところがその中に花まる学習塾の教材を行う日が設けられ、こちらで課題を与えることのできる自習の時数が減ってしまった。また、放課後については、以前は放課後パワーアップ教室のみが行われていた。パワーアップ教室については、かかわっていた

だく方も学習指導要領についてよくわかっておられる方なので、私たち教師の応援をしてもらっているのを強く感じていた。ところが、これに花まる教室が入ってきて、放課後パワーアップ教室の時間が減らされた。全くおかしいと思う」というものです。本当に憤りを感じておられました。

花まる学級は、子供たちの生きる力をつけようと頑張っている学校現場の先生方を応援するものではなく、むしろ足を引っ張っているものになっているという気がしました。これでは先生方のやる気が失われてしまうことが危惧されます。現場の先生のやる気を失わせることは子供たちの生きる力をつける上で逆効果になってしまうと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

○**教育部長（松岡誠也君）** 今、学校の先生方のやる気ということについての御指摘がありましたけども、学校の授業そのものは学習指導要領に基づいて先生たちをお願いしている。それとまた、放課後などの別の部分で花まる教室なりパワーアップ教室をやっているということで、その相乗効果でより児童生徒の学習を高めようというような取り組みであって、やる気の減退にはつながっていないというふうに判断しているところでございます。

それから、花まる教室とパワーアップ教室についても、花まるが入ってきたためにパワーアップのほうの時間が減らされたということではなくて、両方共存というか併存でやっておりますので、そのこともお答えしておきます。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 11番。本村令斗議員。

○**11番（本村令斗君）** 先ほどの先生の話は、そういうことを聞かれていないんだろうとは思いますが、あった話ですから、そこは考えていただきたいということですね、まず。もっとそこを見ていくべきじゃないかということですね。

質問してまとめますが、私が思うに、先生たちを応援することが大事だと思います。本当に子供たちに生きる力をつけるためには、学校現場で子供たちと向かい合っている先生方を応援するような手当てを打つことこそ大事だと思います。発達障がい児もいる学級では、子供たちを落ちついて朝自習に向かわせるために人の配置が必要だとも聞いています。そうであるなら学校から要望の強い特別支援学級支援員をさらに充実させるべきだと思います。また、先生たちが必要だという教材があれば、そこにこそ予算をつけるべきだと思います。

教育委員会の主導による放課後の花まる学級並びに花まる学習塾の教材を使った朝自習はきっぱり中止して、そのようなことにこそ予算をつけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えします。

花まる教室の事業の予算を学校における教材や支援員の配置に使ってはどうかというような御指摘だったと思いますけども、現在、教育関係の予算につきましては、本事業の予算を

含め、総合的に判断を行いながら予算配分を行っているところでございます。

今後につきましても、これまで同様に毎年事業に対する点検評価を行い、よりよい人吉市花まる教室となるように努めてまいり所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先ほど申しましたように、大きな、脈々と今まで行われている中に突然異質なものが入ると、どこかにひずみが起こるのではないかと、その1つが先生方の気持ちだったんですけど、それだから私はこれを中止すべきだと思いますが、そのほかにもやっぱり、なかなか見えにくいものかもしれませんけど、例えば、子供たちの考えの中の矛盾ですよね、違うもので教えられるという矛盾とか。あるいは学校教育において、どうしても子供たちが楽しくないというものも、できるだけ授業は楽しいほうがいいんですけど、楽しくないという部分でも教えていかなければならないと思う。そういうものに対して、子供たちが楽しいものを経験しているときに、先生に対しての信頼関係でどうなるのかとか。あるいは1つの学級の生徒が、ある人は花まる学級で放課後残って授業を受けていく、ある生徒は帰ると、その辺による差ですよね。この辺で何かひずみが出ていないのかと、そういうことも私は考えていくべきことだと非常に思っています。そういうのが、先生以外は、今回はつかんでいませんが、そういうのもぜひ見て、この問題は考えていくべきではないかというのを申しておきたいと思います。

次に移ります。国民健康保険税です。

6月議会において保険者支援金を活用して国保税を引き下げるよう求めました。保険者支援金は、国から各自治体の国保財政に、平成27年度からは毎年約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円を新たに拠出させる支援金です。この保険者支援金を活用して、本年度の国民健康保険税の引き下げを発表する自治体が相次いでいます。

6月議会の段階では、本年度人吉市に拠出される保険者支援金の額はまだわからないということでしたが、今の段階ではもうわかっていると思います。人吉市に拠出される保険者支援金の額は幾らで、国保加入者1人当たり幾らの額になりますか。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度における国の財政支援拡充は、国民健康保険制度の構造的問題の1つでもあります低所得者層が多く加入していることによる歳入減を改善するため、低所得者対策の強化を目的として、制度改正により公費の拡充が行われるものでございます。

国民健康保険税には、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度がございます。この保険税軽減分の歳入減を補うものとして、国、県及び市町村が一定の割合で負担して、国民健康保険事業特別会計へ繰り出す法定内繰入金の1つに国民健康保険保険基盤安定負担金がございます。平成27年度から財政支援が拡充される分は、この負担金の中の保険者支援

分の拡充でございます。毎年度、10月20日現在で、1人当たりの保険、平均保険税収納額を求め、これを7割、5割の軽減対象者数に応じ、一定の補助率により財政支援がなされておりましたが、算定基準が1人当たりの平均収納額から1人当たりの平均算定額へと変更となり、また、これまで対象外でございました2割軽減対象者も新たに算定の対象となりました。

本市における財政改善効果は、制度改正前の算定基準で算出しておりました平成27年度当初予算額と、現在国に申請中であります制度改正後の算定基準で算定した金額を比較しますと、全体で5,290万9,000円余りの事業規模拡大が見込まれます。これを1人当たりに換算しますと、本市では5,600円程度の財政改善効果があると思われます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） というふうなのが国から入ってくるというのがわかったんですけど、も1つ別に、さらに私は調べていくと、国民健康保険税を引き上げるために、多くの自治体が一般会計から国保会計に一般会計法定外繰り入れを行っています。2013年度は、全国平均で1人当たりの繰入金額は1万1,465円となっています。人吉市がどのようになっているの気になります。

人吉市は一般会計から国保会計への一般会計法定外繰り入れを行っているのですか。行っているとすれば1人当たり幾らになりますか。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険事業特別会計には、市町村一般会計からの繰り入れが存在いたします。第1に、保険税軽減相当額を補填する保険基盤安定制度、第2に出産育児一時金、第3に事務費に係る経費、第4に財政安定化支援事業でございます。

これらの繰入金は、法定根拠を有する繰入金でございまして、法定内繰入金と言われており、地方交付税措置が講ぜられております。この繰入金以外のものが法定外繰入金でございますが、本市におきましては、平成元年以降、一般会計からの法定外繰り入れはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 全国ではかなりやられている法定外繰り入金が人吉ではやっていないことが明確になりました。

それでは、6月議会の答弁の中で、松岡市長は、国税の引き下げに対して慎重に検討していく必要がある根拠の1つとして、平成30年以降の都道府県単位化を挙げています。しかし、私が調べてみると、都道府県単位化後も国税額を決定するのはそれぞれの市町村であることがわかりました。また、市町村独自の減免制度や一般会計法定外繰り入れは、これまでどおり市町村の裁量となることが法律に盛り込まれていると聞いています。

そこで、都道府県単位化後も法律上市町村独自の減免制度や一般会計法定外繰り入れはこれまでどおり市町村の裁量でできますねということをお聞きします。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

国保財政運営の都道府県単位化につきましては、去る5月27日に改正国保法が成立いたしました。平成30年度から実施で決定しております。国保の財政運営が都道府県化を迎えた場合、都道府県の役割の1つといたしまして、市町村ごとの納付金の額の決定がございまして、この納付金を納めるために必要な標準保険料率を市町村ごとに計算して公表、通知することとなっておりますが、その算出方法につきましては、国が平成28年1月を目途に提示するというのでございまして、詳細は現在のところ不明でございまして、市町村は都道府県から示された納付金を支払うために、収納率の見込み等によって納付金を十分に納められる税率等を設定しなければなりません。

今回の改革の考え方としまして、都道府県と市町村が共同してそれぞれの役割を果たしていく制度へと切りかえ、共同運営していくという内容でございまして、市町村の判断で安易に納付金額に満たない税率等を設定することは、制度改革の趣旨に反するものであると理解しております。

また、都道府県化の大きな目的としまして、現在、全国ベースで一般会計からの法定外繰り入れによる国保財政の決算補填等が毎年度3,500億円台で推移している状況を解消して、将来的には保険料の平準化を目指すものでございます。

一般会計からの法定外繰入金につきましては、法令上制限の明記はございませんが、これまで同様、一般会計からの法定外繰入みに頼ることなく健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 法定上できないことはないことが今ので明確になりました。かなりそれをやること、法定外繰入金ですね、嫌うんですけど、自治体とかですね。国民健康保険中央会が監修した、運営協議会委員のための国民健康保険必携という書籍がありますけど、どう考えるか、これについてはこのように言っているんですね。「国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行っている面があるわけです。そこでも、その部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険料（税）や国庫負担のみで賄われることは負担の公平という見地からどうかと考える部分もあるのです。この面では、必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか」というふうに、この国民健康保険中央会の案では述べているところです。

そこで、最後に国保税の引き下げについて質問してまいりたいと思いますが、都道府県単

位化後も、法律上、市町村独自の減免制度や一般会計法定外繰り入れが、これまでどおり市町村の裁量でできることが明らかになりました。今からでも国保税を引き下げるべきです。保険者支援金を保険税の引き下げに使うと、1人当たり5,600円引き下げることができ、全国平均並みの一般会計法定外繰り入れを行えば、1人当たり1万1,465円の保険税引き下げとなることがわかりました。市長にこれらの方法を利用して、国保税を引き下げるべきではないかということをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市町村の国民健康保険制度は、医療費水準が高い一方、所得水準が低いなどの構造的問題を抱えておりまして、国の国保制度への財政支援の拡充は、この構造的問題の1つである低所得者対策の強化であり、国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険制度を将来にわたって堅持することを目的として、財政支援を拡充されるものであると理解しております。

本市の国保の収支状況を見ますと、歳入歳出差し引き額、翌年度繰越金は、平成24年度が5億7,000万円余り、25年度が4億3,000万円余り、26年度が4億7,000万円余りでございますが、単年度実質収支になりますと、平成24年度は5,400万円余りの黒字でしたが、25年度は8,800万円余り、26年度は5,500万円余りの赤字となっております。今後も増加していく医療費の適正化と国保税必要額の確保ができますなら、本市の現在の国保税率等を抑制することもでき、結果的には負担感の軽減へとつながるのではないかと判断しております。

本市の国保税率等の改定につきましては、平成30年度以降の都道府県単位化、医療費の動向や2年ごとの診療報酬改定等を視野に入れながら、将来とも被保険者の皆様が安心して医療が受けられるよう、また、安定した事業運営が持続可能かを見きわめながら慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） まとめていきたいと思いますが、6月議会での答弁でも明らかになったんですけど、平成25年度の現年度分の収納率は87.59%となっており、熊本県下45市町村のうち44番目の収納率となっております。国保税を払いたくても払えない状況がそこにあると私は思います。

国保税を滞納された方の相談を私は何度か受けたことがあるんですけども、私は市役所に納付相談に行って、まずは短期保険証などをもらうように勧めますが、納税を迫られますのでなかなか行こうとされない実態があります。それでも健康と命にかかわることですから、必ず行くように言うとやっとそのようにされます。相談に来られた方はいいのですが、多くの方が納付相談にも行かず、保険証も持たずに病院に行けない状態が生まれていると思います。それをなくすためにも、払える保険額にすることが1番だと思います。そのためにも国保税の引き下げを行うよう、再度求めて質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時19分 散会

平成27年12月第7回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月10日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成27年12月10日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 76号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第2 議第 77号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第2号））
- 日程第3 議第 78号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議第 79号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第 80号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第 81号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第 82号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第 83号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第 84号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第 85号 人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 86号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 87号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 88号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 89号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第15 議第 90号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第 91号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第 92号 人吉市奨学生選考委員会条例の制定について
- 日程第18 議第 93号 人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 日程第19 議第 94号 人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について

- 日程第20 議第 95号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第21 議第 96号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第22 議第 97号 損害の賠償について
日程第23 議第 98号 損害の賠償について
日程第24 議第 99号 損害の賠償について
日程第25 議第100号 損害の賠償について
日程第26 議第101号 損害の賠償について
日程第27 議第102号 損害の賠償について
日程第28 議第103号 損害の賠償について
日程第29 議第104号 損害の賠償について
日程第30 議第105号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第31 諮第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第32 諮第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33 諮第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第34 諮第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第35 一般質問

1. 宮 原 将 志 君
2. 犬 童 利 夫 君
3. 塩 見 寿 子 君
4. 高 瀬 堅 一 君

日程第36 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | |
|----|-----------|
| 1番 | 塩 見 寿 子 君 |
| 2番 | 宮 原 将 志 君 |
| 3番 | 高 瀬 堅 一 君 |
| 4番 | 大 塚 則 男 君 |
| 5番 | 宮 崎 保 君 |
| 6番 | 平 田 清 吉 君 |
| 7番 | 犬 童 利 夫 君 |
| 8番 | 井 上 光 浩 君 |

9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	松田知良君
教 育 長	末次美代君
総 務 部 長	井上祐太君
市 民 部 長	今村修君
健康福祉部長	村口桂子君
経 済 部 長	福山誠二君
建 設 部 長	大渕修君
総 務 部 次 長	小林敏郎君
市 民 部 次 長	加賀邦保君
健康福祉部次長	柳瀬恵子君
経 済 部 次 長	廣田五浩君
建 設 部 次 長	山田巧君
総 務 課 長	小澤洋之君
企画財政課長	丸本昭君
会 計 管 理 者	山下正純君
水 道 局 長	中村則明君
水 道 局 次 長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教 育 部 長	松岡誠也君
教 育 部 次 長	告吉眞二郎君

教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	瀬上雅暁君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、本村令斗議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 昨日、TPPの2回目の質問におきまして、「1兆1,000億円」と言うべきところを、「1兆1,000円」と申しました。訂正のほう、よろしくお願いたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますよう、お願いたします。

ここで、村口健康福祉部長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○健康福祉部長（村口桂子君）（登壇） おはようございます。

昨日、豊永議員の御質問の子育て応援アプリに関する答弁におきまして、「鹿児島県出水市が平成27年9月に導入」と言うべきところを、「平成29年7月」とお答えをしておりました。訂正をお願いいたしますとともに、おわびを申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（田中 哲君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） おはようございます。2番議員の宮原将志です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、初めに、道徳の教科化について、お伺いいたします。

教育は、知育・徳育・体育という3本の大きな柱からなると言われております。知育とは、知識を豊かにし、知能を高めるための教育。体育とは、健全な体をつくる教育。そして、徳

育とは、人格や道徳心を養い、育てる教育であります。ここに人吉市教育の基本理念や目標を明確にし、それを具現化する施策を、総合的、体系的に位置づけた人吉市教育振興基本計画があります。こちらを策定する際のアンケートの中で、あなたが教育の目標として特に重要だと思うものはどれですかという問いがあります。結果の中で一番多かったのは、基礎的な学力をつけるで16.4%ですが、2番目は思いやりの心や善悪など、道徳心を身につけるで14.5%、3番目が社会生活に必要な常識やマナーを身につけるで13.6%と、多くの割合で徳育が重要であるとのアンケート結果が出ています。

この徳育、道徳教育でございますが、昭和33年に道徳の時間が特設され、道徳教育は各教科やほかの領域を補充、進化、統合する役割を果たすものと言われてきました。しかし、道徳の時間は、教科として位置づけられなかったため、ホームルームや自習、ほかの教科に振りかえられるなど、道徳教育の形骸化が指摘されております。

私自身も、小中学校時代の道徳の授業を思い返してみても、道徳の教材を読んだ、教育テレビを見たという記憶が何となくございますが、これが道徳教育で学んだものなんだと、はっきり言えるものがございません。

このように、道徳教育の形骸化が浸透する中で、子供たちの現実には複雑化しており、規範意識の低下、いじめや少年犯罪の増加、情報モラルなど、道徳面の劣化が目立ってきております。

そのような中、平成27年3月27日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び学習指導要領の一部改訂が告示され、学校教育法施行規則の中の道徳は、特別な教科である道徳と改められました。これにより、道徳の教科化が正式に決定し、平成30年4月から小学校で、平成31年4月から中学校で検定教科書を導入し、特別の教科、道徳の授業が始まります。

そこで、道徳教育の重要性、また道徳の教科化により、何が変わり、どのような成果が期待できるのかをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

道徳が教科化されるきっかけとなりましたのは、平成23年滋賀県大津市での、いじめによって中学生のとうい命が失われた事件であると言われております。議員もお話しされましたが、子供たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、社会構造の複雑化、高度情報化の進展などによって、年々大きく変化しており、そのような中で、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいる状況が見られます。

いじめによる問題や、重大な少年犯罪が社会的に深刻な状況にある今でこそ、子供たちに、人が生きる上で必要なルールやマナー、あるいは規範意識などを身につけさせるために、人としてよりよく生きることを根本で支える心の教育の必要性、重要性がますます高まっていることを実感しているところでございます。子供たちの豊かな心を育む教育は、学校教育を初めとして、全ての教育活動において行われるものでございますが、道徳的価値及び人間と

しての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育てることをねらいとした道徳の時間は、これまで以上に重要になってくるものと考えております。

このような心の教育の重要性が高まる中、平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、これまでの教科外の活動という位置づけであった道徳を、特別の教科、道徳とすることになりました。これまでの道徳と区別するために、ここでは、関連した御質問の答弁も含めまして、道徳科と呼ばせていただきたいと存じます。

道徳科と現行の道徳の違いは4点ございます。まずは、文部科学省の検定を受けた教科書を導入すること。次に、いじめ問題への対応や、子供たちの発達段階を踏まえて、内容が系統的なものに改善されたこと。さらに、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を把握するための評価が行われること。最後に、問題解決的な学習や、体験的な学習を取り入れるなど、子供たちがより主体的に学ぶ授業への工夫改善がなされることとございます。

道徳科への転換による効果につきましては、検定教科書を初めとした多様な道徳教育教材の活用や、子供たちが主体的に考え、議論する授業の実施によりまして、児童一人一人の道徳的な判断力や心情、実践への意欲が一層高まっていくことが期待できるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 教科化により、大きく4点変わるということでしたので、こちらの数点、また後ほど聞かせていただきたいと思います。また、教科化になることにより、考え、議論する授業によって、判断力とか実践力を高めていくということですので、今後の道徳の授業を期待しております。

次に、本年度から一部改正学習指導要領の趣旨、内容を踏まえた授業を行うことが可能となっております。熊本県も、平成28年度から全ての小中学校で道徳科の趣旨、内容を踏まえた授業が実施できるよう、道徳教育の推進協議会で検討した内容を提言として、リーフレットの形でまとめ、全ての教員に配布する予定であると。要は、来年度からの道徳科の先行実施に前向きであるということですが、本市の先行実施についての考え方をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成27年3月27日に道徳科の学習指導要領が告示され、小学校においては、先ほども申されましたが、平成30年4月から、中学校においては平成31年4月から、新しい教科としてスタートすることとなっております。しかしながら、新しい学習指導要領による授業を始めるためには、準備期間が必要であるということから、小学校におきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、中学校におきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までを移行措置の期間とすることとなっております。移行措置につきましては、熊本県教育委員会のほうから、移行措置の概要及び留意事項等を踏まえ、改正後の学習指導要領の

趣旨の実現に努めるよう、平成27年4月9日付で通知がっております。

県におきましては、平成27年度に道德教育の有識者会議を設けて、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた授業のあり方について検討するとともに、現在も使われておりますが、道德教育用郷土資料、熊本の心を活用した指導方法及び評価へのあり方について、周知する予定であるとされております。平成28年2月8日に、各小中学校の道德教育推進教師を対象とした道德教育パワーアップ研究協議会の開催が予定されているところでございます。

各小中学校におきましては、平成27年7月に文部科学省から示された学習指導要領解説、特別の教科道德編を確認し、道德科についての理解を深めていただいているところでございます。さらに、校長先生のリーダーシップのもとで、校内研修等におきまして、道德科の学習指導要領の趣旨への理解を深め、授業改善を行ったり、道德教育の全体計画や年間指導計画の見直しに向けた準備を行ったりするなど、道德の教科化に向けた準備が進められているということでございます。中には、主体的に道德の時間を特別な教科、道德として位置づけ、自分の考えをもとに話し合ったり、文章に表現したりする言語活動の充実を図り、子供たちの学習状況や、道德性に係る成長の様子を継続的に把握するなど、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の工夫改善にお取り組みいただいている学校もございます。いうならば、先行的にやっていたいただいている学校もあるということでございます。

本市におきましても、道德科やそれに係る移行措置に関する情報等、国や県の動向を確認しながら、特別の教科、道德の趣旨、内容を踏まえた授業を実施できるよう、各小中学校への適切な情報提供や助言に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 各校、現在、準備が進められているということでしたが、既に改正された学習指導要領にのっとり授業されているというところもあるということですので、そういったやる気のある学校もありますので、今後、先ほど言われましたけれども、国や県の状況、また先行実施している学校の取り組みを、各学校に情報提供をしていただきまして、道德科への移行措置に積極的に働きかけていただきたいと思います。と思っております。

次の質問に移ります。道德科への変更点の中の一つに、教科書の導入があります。小学校では、平成30年から検定教科書を使用して授業が行われますが、小中学校の学習指導要領解説においては、主たる教材として、教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道德教育の特性に鑑みれば、各地域に根差した郷土資料など、多様な教材をあわせて活用することが重要であると述べられています。

今後、現在使用されている郷土資料「熊本の心」や、各社出版の副読本などの活用方法をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、現在の道徳授業で使用している道徳用教育教材でございますが、文部科学省が作成しております「私たちの道徳」や、熊本県が作成しております郷土資料「熊本の心」、民間の出版社が発行しております読み物資料等が主なものでございます。学校によっては、独自の読み物資料を作成したり、新聞記事や児童・生徒の作文、映像、音声などを活用したりするなど、さまざまな資料を道徳の教材として活用しております。

道徳科におきましても、国際理解、国際親善、よりよく生きる喜び等の内容項目それぞれに対して、児童・生徒の実態に応じたものが、検定教科書の内容を中心として年間指導計画に位置づけられ、授業に活用されることとなります。

議員御指摘の「熊本の心」などの道徳用郷土資料は、子供たちが郷土を身近に感じながら、道徳的な心情や実践力を育むために意義あるものであり、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度、生命のとうとさ、規則の尊重など、それぞれの内容、項目に合う読み物教材が掲載されているものでございます。これらの資料は、郷土を愛する子供たちを育むために、道徳科の学習においても積極的な活用がなされるものと思われまじし、また、教育委員会といたしましても、これまで同様、積極的な活用を働きかけてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 道徳科への移行措置期間は、現在の使用されている教材で授業を行っていくと思われまじけれども、平成30年度から教科書を使った授業の中でも、「熊本の心」の積極的な活用を働きかけていくということでした。

郷土の偉人や伝統文化について学ぶことは、子供たちが偉人の生き方に憧れ、自分に置きかえて考えることができる、また先ほども言われまじけれども、郷土を愛する心を育むことができる授業が展開できると思われまじるので、ぜひ積極的に活用していただきたいと思われまじし、今回、私質問するということで、この「熊本の心」をお借りして読ませさせていただきました。今の私たちが読んでも、郷土の偉人や伝統文化のことを学ぶことができる、とても重要な教材と思われまじるので、今後も積極的な活用を働きかけていただきたいと思われまじしております。

また、教科書を中心に、多様な教材を活用していくということでしたけれども、道徳教育は、教科書を教えるというよりも、教科書で教えるということが重要になってくると思われまじす。しかし、今回、道徳が教科化になった要因の中に、学校や教員によって指導の格差が大いというこも挙げられており、教員の指導力の向上が求められています。

そこで、道徳教育にかかわる教員の指導力向上に向けて、どのような取り組みをしていくのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

教師の指導力というのは、道徳に限らず全ての教科に言えることでございますが、御質問の内容に即しまして、道徳に関してお答えさせていただきますと思われまじす。

道徳教育の計画や実践等につきましては、学校組織が総体として行うものでございますが、その中心となる担当者を、道徳教育推進教師として校務分掌に位置づけられておりますし、また、道徳教育の充実のために御尽力いただいているところでございます。この道徳教育推進教師を中心として、道徳教育のほうがより充実したものになるよう学校で取り組まれているということでございます。先ほど2回目の質問で触れさせていただきました県教委主催によります道徳教育パワーアップ研究協議会、来年の2月8日に実施されますが、この道徳教育推進教師の貴重な研修の機会と捉えているところでございます。

道徳教育に関する先生方の指導力向上の取り組みにつきましては、校内研修が中心となります。その中心になるのが、道徳教育推進教師ということでございます。各小中学校におきまして、年間1回から3回程度、道徳教育推進教師が中心となって、道徳教育に関する校内研修が実施されております。その内容といたしましては、研究授業、それから文部科学省や県教育委員会主催の研修及び資料等を活用した研修、道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用に関する研修等が行われているようでございます。これは各学校で計画され、その計画に基づいて、充実したものになっているようにお聞きしておるところです。

道徳科への移行措置に当たりましては、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた授業の工夫改善が行うことができるようにするとともに、やはり教師の指導力向上、これが第一義だと思っておりますので、その指導力向上につなげるよう、研修の一層の充実を図っていくと同時に、学校現場のほうにもそのようなことを働きかけてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） さまざまな研修をしているということでした。道徳科への大きな変更点の中にもありましたが、子供たちが主体的に考える授業になるということですので、先生の発問、問いかけが道徳科の目標達成するためのかぎとなると、私は考えております。子供たちのさまざまな考えを引き出し、そしてまたそれをさらに議論させ、道徳的な実践までつながるような指導が、今後必要になってくると思いますので、指導力向上のためにもさらなる研修の拡充をお願いしたいと思っております。

また、現場の先生方は、今回の変更点の中で、評価についてとても関心を持っていると聞いております。道徳科になり評価を行うことになりましたが、評価の方向性についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、この評価というのが大きなかぎだと思っております。道徳科におきまして、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を把握するための評価が行われるようになることは、先ほど1回目の御質問においてお答えしたところでございます。

道徳科の評価におきましては、多様な心情、価値、態度等の道徳性に係る成長の様子を継

統的に把握し、指導に生かすよう努める必要があり、評価の方法としては、5段階評価などの数値による評価は行わないものとされております。学習指導要領解説には、数値による評価ではなく、記述式であること、他の児童との比較による相対評価ではなく、児童・生徒がいかにか成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価として行うこと、他の児童・生徒と比較して、優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること、個々の内容項目ごとではなく、まとまりを踏まえた評価を行うことなどが述べられております。

文部科学省では、道徳教育に係る評価等のあり方に関する専門家会議が定期的開催され、道徳科における評価のあり方に関して、現在、専門的な検討が行われており、その検討結果は、今後、通知や教師用指導資料等の形で周知されることになっているようでございます。

1時間の道徳科の授業の中で、一人一人の児童・生徒をどう評価していくのかという具体的な評価方法につきましても、これらの国や県の動向を的確に捉えながら、小学校におきましては平成30年度から、中学校におきましては平成31年度の道徳科の開始に備えてまいる所存でございます。非常に内容的に深いものでありますし、心を読み取ってそれをつなげていく、さらにそれを教師が1時間の授業の中で判断していく、評価していくということにつきましては、教師そのものの研ぎ澄まされた、精度の高い評価基準が求められると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 数値による評価は行わないということですが、まだ具体的な評価方法や評価基準については、これからということで、今後研究をなされると思います。

しかし、先ほど教育長も言われましたけれども、評価をしなければならいとなれば、教員の意識も変わってくると思います。子供たちの成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすとのことでしたが、それを、評価を子供たちの成長につなげるものにしていただきたいとは思っています。

それでは、道徳の教科化についての最後の質問です。子供たちの道徳性は、学校だけでなく、学校や地域社会を含めた全ての環境の影響によって、育まれるものであります。道徳教育を推進していく上で、学校と家庭や地域との連携、協力が不可欠であると考えますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

道徳教育を推進する上で、学校と家庭、さらに地域が連携・協力していくことは、ますます重要になっております。子供たちに道徳心を身につけさせ、道徳的実践力につなげていくためには、学校と家庭、そして地域が、それぞれの役割をしっかりと担っていくことが必要であると思っております。子供を取り巻いている全ての場面で道徳教育だと、私は思っております。現在も、学校と家庭、地域が連携・協力した取り組みとして、7月の命を大切に育

む週間等において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開したり、学校支援ボランティアの方や民生委員・児童委員の皆様の御協力により、朝の挨拶運動に取り組んだりしている学校もございます。また、道徳の授業に、保護者や地域の方をゲストティーチャーとしてお招きし、道徳的心情を高めたり実践力を育んだりするために、講話をしていただくこともございます。道徳科の学習指導要領にも、道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることと明記されております。

今後とも、道徳科の学習指導要領の趣旨や内容を踏まえて、道徳の時間を中心に、道徳教育を充実させることによって、児童・生徒の日常生活に生きて働く、そのような道徳を目指してまいりたいと思っております。また、学校、家庭、地域社会が連携して取り組み、心の教育の一層の推進を図ってまいる所存でございます。大切にしたい道徳の時間、道徳教育でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 連携・協力が重要になってきており、一層の推進を図るということでしたけれども、特に、家庭は子供の教育において、第一義的な責任を有するものであります。学校でどんなにいいことを学んでも、家庭の教育力が低下しているようでは元も子もないと思っております。例えば、家庭教育支援のための施策と連携を図りながら、地域において親子で道徳について学ぶことができる機会を設けるなど、多様な連携を工夫し、開かれた道徳教育を展開していただきたいと思っております。

先ほど教育長も、今後力を入れていくと言われておりましたけれども、この道徳科を機に、道徳教育日本一とまでは言いませんけれども、道徳教育の一層の充実に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げ、次の項目の質問に移らせていただきます。

次に、ふるさと納税についてですが、今議会の答弁の中で、何度かふるさと納税に力を入れていくと、私が一番聞きたかった答弁が、既に出てきておりますが、せっかくの機会ですので、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

平成20年度にふるさと納税制度が創設されてから7年が経過し、ふるさと納税制度が国民の間においても浸透し、その活用も進んできております。また、今年度の税制改正により、特例控除額の上限が個人住民税取得割額の1割から2割に拡充され、給与所得者等の確定申告を省略する制度、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度の創設により、手続きが簡素化され、全国的に利用者及び寄附金額がふえてきております。しかし、テレビなどでは、ふるさと納税のお礼の品ばかりが注目され、謝礼合戦になっているとの苦言もあります。確かにこうした現状には憂慮すべき点はあると思いますが、貴重な財源を確保するとともに、地域の魅力を発信し、地域経済の活性化につなげる自治体も出てきております。

本市も、地域の魅力を発信し、人吉市のファンをつくっていくためにも、現在の取り組みをさらに拡充し、ふるさと納税を積極的に推進していくべきと考えますが、市長のふるさと納税に対する見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

本市のふるさと納税制度は、平成20年9月に子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例を制定し、スタートいたしました。以来、平成27年3月までに171件、1,436万6,677円の寄附金をいただいております、これまでに御寄附をいただきました皆様に、この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ふるさと納税は、応援したい自治体に寄附すると、居住地の税金が軽減される仕組みとなっております、地方においては歳入の増が見込まれ、さらに特典制度によって物やサービスの需要が喚起され、これによって地域経済への波及効果が期待されるところでございます。私も、九州市長会の折、ふるさと納税に力を入れておられます佐賀県小城市や長崎県平戸市などの首長さん方と意見交換をする機会があり、やり方次第では、多額の自主財源を確保できる制度であることを、改めて認識した次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） やり方次第では、多額の自主財源が確保できる制度であるということですね。ありがとうございました。

今年度から、税制改正により納税手続が簡素化され、全国的に利用者がふえております。本市においても、4月からふるさと納税のポータルサイトに本市の取り組みを掲載し、クレジット決済ができるようになったことから、寄附額もふえてきていると聞いておりますが、今年度の寄附の状況をお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

平成27年度の寄附状況でございますが、本年4月からは、インターネットを利用した寄附金の受付及び特典のお礼の品の導入により、全国各地の方から寄附をいただくようになり、顕著な伸びを示しております。平成27年4月から11月までの実績でございますが、594件、金額にいたしまして807万4,800円の御寄附をいただいております。また、「寄附者の出身地」としては、市外が95%、市内が5%。お礼の品の傾向としては、米、みそ、しょうゆ、アユが全体の60%を占めており、人気が高いようでございます。次に、寄附金の支払い方法でございますが、クレジットカードによる支払いが82%、郵便振込が16%、銀行振込が2%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 昨年度の寄附件数を調べたんですけれども、寄附の件数が22件で167

万6,500円でしたので、今回寄附金額がかなりふえておりますので、やはりふえた要因としては、クレジットカードによる支払いが82%ということで、ふるさと納税のサイトに掲載したことが大きい要因ではないかなと思っております。

寄附者の出身地についての状況をお尋ねしたいんですけれども、よろしいでしょうか。寄附者の出身地、市内出身者か市外出身者という割合で結構ですので、お答えいただければと思います。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

「寄附者の出身地」でございますが、市外が95%、市内が5%でございます。それから、住所でございますが、東京が一番多うございます。その次が神奈川、千葉県ということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 済みません。メモしておらず聞き漏らして申しわけございません。

市外出身者が95%と予想以上に多かったということで、ふるさと納税を通じて人吉市をPRしていくという意識を高めていく必要があるのではないかと思います。

それでは、次の質問に移ります。寄附者から寄附があつてから、返礼品の発送までの流れをお尋ねいたします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

お礼の品の寄附者への送付につきましては、専用のWebサイトによる寄附の受付をしまして、集計システムにより、寄附金の入金を税務課で確認した後、委託業者から事業者へお礼の品の発送依頼がなされ、その後お礼の品が事業所から寄附者へ発送されることとなります。お礼の品が寄附者の手元に届くまで、約1月程度を有しているところでございます。なお、委託業者とは、委託料として寄附額の8%と返礼品代を支払う委託契約を締結しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 大体流れはわかったんですけれども、私がなぜこのような質問をしたかというと、返礼品の送付、また調べたところによると、返礼品の選定の際の事業所への説明も委託業者が行っていると聞いており、全てを任せるのはいかがなものかなと感じているからでございます。

現在は、委託業者に寄附額の8%を支払っているとのことでしたが、これは寄附額がふえると、手数料の割合も上がると聞いております。これから本市がふるさと納税に力を入れ、例えば1億円の寄附が集まったとします。そのときの手数料が仮に10%としたら、1,000万の手数料を委託業者に支払わなければならないということになります。人手が足りないので、

委託業者にお願いをしているという意見もあるかもしれませんが、それでしたら臨時職員を雇ったほうが、地元の雇用につながるという考えもございます。これは、先日私、宮崎県の綾町に行きまして、ふるさと納税の担当者の方とお話しさせていただく中で、このようなお話が出てきました。

綾町は、昨年のふるさと納税の件数が日本一で、ことしも今のところ、寄附件数は全国1位であります。寄附件数が日本一の綾町ですが、綾町は委託業者は入れられておりません。徴税係の担当職員が3名、臨時職員が2名、計5名で、それぞれの仕事をしながら、兼務で対応されておりました。寄附の件数が多いので大変だろうなと思ったんですけども、電話やメール等の問い合わせの対応はあるけれども、管理システムを導入している。導入前はエクセルでやられてたみたいなんですけれども、集計や事業所への発送依頼はそんなに大変ではないと言われておりました。

また、本市が掲載しているふるさと納税サイト、こちらはふるさとチョイスというサイトなんですけれども、そのサイトに、寄附金額、寄附件数のランキングがございまして。そのランキング上位の自治体は、委託業者を入れているところはないですよというところも教えていただきました。

委託業者を入れることが悪いとは言いませんが、本気で自治体が取り組めば、委託業者に頼らなくても対応でき、結果は出るということなんですよね。ですので、本市もこれまでの結果を検証し、取り組みについて1度見直すべきではないかと考えているんですが、今後の本市のふるさと納税の取り組みについて、どのようなことを考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の財政状況につきましては、皆さん御存じのとおり、自主財源の不足から硬直化しているところございまして、今後、安定した財政運営を目指す中で、ふるさと納税制度は力を入れて取り組む事業であると存じます。

具体的には、インターネットを利用した広告の掲載やお礼の品のさらなる充実が必要と考えますので、温泉観光協会や物産振興協会、JA等地域の関係者等に御協力をいただきながら、検討を重ねてまいりたいと存じます。また、組織体制及び業務の契約形態につきましても、今、議員がおっしゃいましたような方法等も含めたところで、早急に検討を行い、最適なモデルを構築してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） お礼の品の充実や、組織体制、業務の契約形態の再検討を行っていくということでしたけれども、今、ふるさと納税で結果が出ている自治体で、どのような効果が出ているかというところ、寄附額が多いのは言うまでもありませんが、町の知名度が上がり、

ファンがふえている。また、返礼品を出品している事業者や生産者が、自分たちのつくった商品や農産物が多くの寄附者から選ばれるということで、意欲の向上につながっている。また、商品の包装作業や農産物の収穫など、人手が足りないので、主婦や高齢者の雇用が生まれていると、さまざまな効果が出ているそうです。

もちろん全ての自治体が、このようにうまくいっている自治体ばかりではありませんし、ふるさと納税がいつまで続くかわからないという声もございます。しかし、このチャンスを逃すのはもったいないと、私は思っておりますし、さらにふるさと納税をきっかけに、特産品または地域のブランド化など、継続的に商品が売れる仕組みづくりも考えていくべきだと思っております。

ふるさと納税制度は、官民が協働でできる事業でございます。ふるさと納税に力を入れて取り組むと、改めてお聞きできましたので、今後の取り組みをさらに推進していただき、地域の活性化につなげていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員の犬童利夫でございます。

ことしも早いもので、あと20日を残すのみとなりました。さきの秋の火災予防運動の啓発の行事として、屋内消火栓設備を設置している事業所を対象に、火災発生時の119番通報から避難誘導、初期消火などの消防用設備の基本的な操作の安全確実性と、時間を競う大会が消防組合で実施されました。39チーム中、市役所チームが男女とも優勝されたことが報道されておりました。まことにめでたうございます。今後は、この訓練や大会で終わるのではなく、火災発生時の119番通報から、避難誘導、初期消火など、職員の方々に指導していただきたいと思っております。そして、職員の皆さん全員が、有事に備えていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をしまいたいと思っております。今回は、2項目通告しております。まず、1項目めですが、火災予防について、2項目めが、災害対策についてでございます。

まず、1項目め、火災予防についてでございます。ことしの10月8日に、広島市で2階建ての雑居ビルから出火し、出火建物を含め、5棟が焼損する火災がありました。この雑居ビル火災で、飲食店のお客や、従業員を含む3人の方々が亡くなりました。また、重症の方

も3名出すなど、大きな被害が発生しました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされた方々の一日も早い回復されることをお祈り申し上げます。

このことから、国土交通省と消防庁から、飲食店等が存する防火対象物に係る防火対策の徹底について、類似の火災発生を防止するため通知がなされております。市町村にも周知されたと思っております。

これから年末を控え、忘年会や飲食の機会が多くなると思います。広島で発生した雑居ビル火災の報道を見ますと、人吉市内にもあるような規模の飲食店などが存する建物ではなかったろうかと思ったところでもございます。今回の調査対象となった対象物はどのようなものか伺います。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えします。情報は全て人吉下球磨消防のほうにお聞きをしまして、内容をまとめております。申しわけありません。

どのような物件が対象となったのかという御質問でございますので、これは平成27年10月13日付の国土交通省住宅局建築指導課長名で通知文書が参っております。通知文書に示されました3つの条件全てに該当する建築物が、今回対象となったようでございます。

その条件でございますが、まず1点目が、木造の建築物であること。それから2点目が、2階以上に飲食店の用途に供される部分が存在する建築物であること。それから3点目が、自動火災報知設備の設置が必要な建築物、これは延べ面積300平米以上というふうになっておりますけれども、その3つの条件を備えているところが、今回の対象になったということで伺っております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 調査対象となった対象物について、ただいま答弁いただきましたが、木造で2階に飲食店があって、そして自動火災報知設備、300平方メートル以上の建物が該当であると答弁いただきましたけれども、ちょっと考えますと、やはり市内にもたくさんあるような対象物ではなかろうかと思ったところでもございます。

その条件に該当する、類似する対象物は何件あるのかお尋ねいたします。立入調査については、消防本部が実施されていると思いますが、その結果についてお尋ねします。また、違反建築物などは、必要に応じて事実関係の公表と、国土交通大臣へ情報の提供が依頼されております。違法な増築などの建築物はなかったのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほどの10月8日に広島市で発生しました飲食店の火災後に、本市におきましても、全ての対象物につきまして、消防本部と建築部局、これ八代地域振興局景観建築課との合同で、立入検査を実施をいたしております。

人吉市内において、1回目の御質問で、条件を3つを全て満たしている建築物は3件でござ

ございました。調査結果でございますが、違法な増改築等はありませんでしたが、建築部局からは、2件の建築物に対し、非常照明のバッテリー切れによる改修の指示があったところでございます。また、消防側からは、不特定多数の方が出入りする防火対象物につきましては、年2回以上の消防訓練の実施が必要であるため、立入調査の対象となっています今回の3件の建築物全てに、消防訓練を実施するように指導が行われたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 対象は3件ということで答弁いただきましたけれども、件数を聞いてみますと、意外と少ないなという感じもするんですけども、考えますと木造が条件であるということで、先ほど条件言われましたので、市内にはほとんど、もう木造の建物は少ないかなと感じたところでもあります。

そこで、公表するような違法な増築などはなかったとのことでございますが、今回の調査対象とならなかった建築物で、飲食店等が存する消防用設備等の設置対象物について、立入調査などが実施されているのか。また、その結果など、先ほども言いましたように、重大な違反などなかったのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市内における消防用設備等の設置義務がある飲食店等は、全部で68件。これは飲食店等が38件、雑居ビルが30件、そういう内訳になっておりますが、68件でございます、現在は、主に雑居ビルの立入検査を実施しているとのことでございます。

現段階では、消防法令上の重大な違反等は確認されていないということでございますが、消防訓練が実施されていない状況が目立っているということでございます。また、そのほかの状況としましては、消防計画の作成、それから既につくってらっしゃるところは、その見直しが必要なこと。それから、消防用設備等の点検が未実施。それから、防災物品の未使用、もう使ってないということですね。それから、防火管理者の未選任。選任されていない、そういうことにつきまして、指導が行われているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 飲食店を含む建築物が68件ということで、答弁いただきました。その中で重大な違反はなかったということでございますけれども、ほかの飲食店等について、調査が途中ということでございますので、現在までは重大な違反の対象物はなかったということで、安心はしたところでございますけれども、先ほど答弁があったとおり、今回の立入調査で消防訓練の未実施であったり、いろいろ指導が行われているようでございます。

広島市消防局も、この火災のあった雑居ビルに消防訓練を実施するよう文書や口頭で指導がなされておって、改善がなされていなかったということもあります。これから、市民の

方々が安心して飲食など楽しむことができるよう、火災予防対策のさらなる指導の徹底をお願いしたいと思います。

次に、入院施設のある有床診療所などのスプリンクラー設備についてお尋ねいたします。平成25年10月11日に発生しました福岡市博多区の有床診療所火災では、入院患者ら10人の方が亡くなられています。また、5人の方々が重軽傷を負われました。この火災では、小規模の入院施設のある有床診療所が、スプリンクラー設備の対象外だったことや、防火戸の不備や、違法建築物が放置されていたことなどの問題点が判明したところでございます。

このことを受け、消防法の一部改正がなされたことが報道されておりました。内容など、消防本部に尋ねたところでございます。その概要は、避難のために患者の介護が必要な有床診療所、病院について、原則として延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置が義務づけられたとのことであります。その中で、水道連結型のスプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件が見直されたとのことであります。設置ができる要件となる面積、これは基準面積というのだそうでございますけれども、その基準面積が1,000平方メートル未満の対象物には、水道連結型のスプリンクラー設備が設置できるとのことでございました。

この水道連結型のスプリンクラー設備は、その配管を水道の用に供する水管に連結できるとのことで、設備の設置費用が安くなるということでございますが、これまで病院あるいは診療所や介護施設を含め、水道管直結で設置された事例が何件あるのか、これは水道局長にお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。久しぶりの答弁で緊張をしております。質問にお答えいたします。

議員が御質問の中で御説明いただきましたように、通常のスプリンクラー設備ではなく、簡易な設備と申しますか、比較的小規模な建築物に対して、消防法で認めております水道直結型のスプリンクラー設備は、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結しますことから、水道法の適用を受けることとなりますので、水道局のほうで設置状況を把握しているところでございます。

それでは、その設置状況でございますが、介護施設等並びに診療所全部で10施設ございまして、整備されました年度ごとの施設種類、件数で御説明します。平成21年度におきまして、養護老人ホームの1施設でございます。平成22年度におきましては、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームの3施設でございます。平成23年度におきましては、一体型共同生活介護事業所の1施設でございます。平成24年度におきましては、有料老人ホームの1施設でございます。平成26年度におきましても、有料老人ホームの1施設でございます。平成27年度におきましては、現段階で小規模多機能型居宅介護施設の1施設と、診療所の2施設でございます。以上、合計の10施設でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 診療者や介護施設関係で、市内で10の施設が水道連結型のスプリンクラー設備が設置されているとのことでした。

既存の施設につきましては、猶予期間付で義務づけられているとのことでした。2025年6月まで10年間ですけれども、これまでに設置しなければならないとされているとのことでした。

これまで、2カ所の診療所で設置されているとのことでしたが、先ほど水道法の適用を受けるということでしたけれども、その水道法の特別な設置基準があるのかお尋ねいたします。また、有床診療所などからスプリンクラー設備の設置に伴う水道管に直結する技術的なことも含めて、いろいろ相談などあっているのかお尋ねいたします。

○水道局長（中村則明君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、水道直結式スプリンクラー設備は、水道法の適用を受けますので、同法等の基準を満たす必要がございます。水道法施行令第5条では、配水管への取り付け口の位置、給水管の口径、水圧、土圧等の荷重に十分な耐力を有すること、また、凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置がなされていることが規定されております。

また、水道局では、人吉市給水装置工事設計施工基準を定めておりまして、水道直結式スプリンクラー設備も、この基準に適合しなければならないこととしております。具体的に申しますと、一定の基準を満たす場合は、3階建ての建築物までに限り、水道直結式スプリンクラー設備を認めているところでございます。

その設置基準についてでございますが、配水管の水圧が一定の水圧以上を将来にわたり確保できる区域、口径が50ミリ以上の排水管が布設してある区域、ポンプにより加圧されていない区域、口径20ミリ以上の給水管及び量水器を設置すること、水使用の形態を考慮し、給水栓等を同時に使用した場合の水理計算を行い満足することを条件としております。また、助言ということになりますが、水道直結式スプリンクラー設備の内部水道水が、長期間滞留することによる腐食防止のために、末端に接続する水栓は頻繁に使用するトイレ等をお願いしております。

次に、水道直結式スプリンクラー設備を設置された施設からの相談件数でございますが、先ほどの10施設でございます。全ての施設におきまして、事前の相談がなされております。相談内容につきましては、配水管の種類、口径、水理計算の方法、先ほど申しました人吉市給水装置工事設計施工基準の内容の確認をなされております。人吉市が指定した給水装置工事業業者の方が来局され、相談をされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 内容について、理解することができました。また、全て設置された10

の施設で、全部の対象物が事前に相談に来られてということで、理解したところでございます。

消防本部によりますと、そのほかにも該当対象物が数件あるとのことでした。今後、設置について設置基準などの相談もあるかと思いますが、設置について指導いただき、設置促進を図っていただきたいと思っております。また、この診療所の火災で、防火戸の不備や違法な増築もあったことが指摘されております。ぜひ、消防や建築の行政機関が連携して指導していただき、建築構造などの違反の改善や、スプリンクラー設備の設置促進により住民の方々の安心安全が確保されるよう、よろしくお願いいたします。

次に、学校の火災予防についてであります。福岡県久留米市立中学校で、10月22日午後8時ごろ、教員のたばこの不始末が原因で、職員更衣室の一部を焼く火災があったことが報道されました。久留米市教育委員会によりますと、学校施設内は禁煙であるが、校長や教頭も喫煙されており、火災は校内にいた教員が消火器で消しとめたとのこととあります。出火原因は、消防、警察の調査で、ごみ箱に捨てられた空き缶のたばこの吸い殻と判明したとのこととございました。更衣室で喫煙していた教職員の物とみられるとのこととございました。この火災から、出火時間が教職員の方がおられない深夜の時間帯であったならば、多大な被害があったのではなかろうかと思っております。

当市立の小中学校では、喫煙される教職員の方もおられると思います。その現状をお尋ねいたします。

○**教育部長（松岡誠也君）** 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

現在の市内各小中学校における喫煙所の現状につきましては、学校敷地内は原則禁煙としておりますが、各小中学校と協議いたしまして、指定場所を希望された学校におきましては、喫煙所を設置し、教育的配慮のもとに、しっかりと喫煙ルールを設けて指定場所のみで喫煙を行っているところでございます。

なお、健康増進法では、学校や官公庁、病院など、不特定多数の者が利用する施設の建物内での受動喫煙を防止する措置を講ずることが規定されておりますので、建物内での喫煙は、全面禁止としているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 7番。犬童利夫議員。

○**7番（犬童利夫君）** 各学校とも喫煙ルールを設け、指定した場所のみで、教育的配慮を行いながら喫煙されているとのこととありましたが、児童や生徒が掃除のためとか、いろいろなことで喫煙所内に入りしりすることができるのか。そして、その喫煙所の管理や、吸い殻の後始末の状況などについてお尋ねいたします。また、来客の中にも喫煙される方もおられると思います。また、学校施設の貸し出し等もあると思います。その状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、喫煙所の管理でございますが、別途建物を設置し、喫煙所を設けている学校につきましては、喫煙する教職員で管理をしております。喫煙所は児童・生徒が自由に出入りできないよう、かぎをかけて管理をしております。また、建物を設置していない学校につきましても、喫煙ルールを設けて、指定場所のみで喫煙を行っているところでございます。

次に、吸い殻の後始末についてでございますが、喫煙している教職員が、毎日後始末をしております。また、灰皿は、深いスタンド型の灰皿を使用したり、水を張ったり、ふたのある物を使用したりということで、絶対に事故を起こさないよう細心の注意を払いながら、みずからの責任のもとに、喫煙ルールを守って日々運用しているところでございます。

次に、外部者や来客、保護者などの喫煙につきましては、原則禁煙でございますが、運動会などの特別な行事の場合におきましては、教育的配慮のもと喫煙所を特別に設置し、吸い殻につきましては、PTAが中心になってしっかり火気の確認をし、後始末をしていただいているところでございます。また、夜間、休日に社会体育として学校施設を使用するときの喫煙につきましては、全面禁煙とし、使用される団体に対しましては、借用申し込みのときに御説明し、全面禁煙をお願いしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけれども、別棟でつくられているところについては、かぎをかけてちゃんと管理をしているということでございます。また、吸い殻の後始末については、毎日しているということで、安心したところでございますけれども、やはり整理整頓、これはもう防火の第一歩、始まりだと思っております。そのように徹底した管理をお願いしたいと思います。

ある学校で生徒の喫煙により出火した例を思い出したところでございますけれども、数人の生徒が校舎の死角になるところで、そこは日常的といいますか喫煙をしていて、授業が始まったときに、ざっと消してポイと、校舎の床の下に投げ込んでいた状況でありました。そこから出火したわけですが、そこがたまたま管理棟といいますか、教職員の部屋で、床から煙が出てきたのに気づいて、おられたからよかったものの、床を剥いで消火されて、事なきを得た事例もちょっと思い出したところでございます。

今回の久留米市の中学校の火災例も、たばこ特有の、時間が経過してからの出火の事例ではなかったろうかと思ったところでもあります。特に吸い殻の後始末や喫煙場所の清掃などにも、注意していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に2項目めに入りたいと思っております。災害対策についてであります。災害時の倒木などの処理について伺います。

台風の災害時には、街路樹や道路に面した倒木により道路が寸断されたことにより、人命救助や物資搬送など、応急復旧活動に支障が出ることなどが懸念されております。ことしの台風15号は、8月25日未明にかけて、本市に最も接近し猛威を振るいました。今シーズン3個の台風上陸ということで、8月までに3個に達したのは、2004年以来11年ぶりということでございます。各地に、いろいろなところで甚大な被害があったところでございます。

本市の被害状況につきましては、9月定例会や本議会の一般質問でもありました。また、答弁もあっておりますが、今回は、竹や倒木などで被害を及ぼした道路や公園などについて、本市の被害状況と処理についてお尋ねいたします。また、その倒木など、職員で処理されたところも含めてお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

台風15号は、去る8月25日未明に熊本県を通過いたしまして、強風や雨によりまして、人吉市内にも多くの被害をもたらしたところでございます。

まず、公園関係の被害状況でございますが、都市計画課で管理しております公園緑地及び街路樹の被害のうち、公園緑地につきましてはその数で、街路樹につきましては本数で答えさせていただきます。

公園緑地におきましては、7つの公園と1つの緑地におきまして、被害が発生しております。なお、最も被害が大きかった公園は、村山公園でございました。また、街路樹につきましては、倒木、枝折れが4本でございました。これらの処理につきましては、全て管理業務を委託しております各施設の業者で処理を行いました。

次に、市道関係でございますが、倒木除去の総件数は69件でございました。その処理の内訳でございますが、市職員、災害支部で対応いたしました倒木除去件数が40件、業者に委託し、対応しました件数が18件、九州電力、NTT西日本へ対応をお願いいたしました件数が11件でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） ただいま、被害の件数など答弁いただきました。かなり多くの場所で被害が発生していることがわかりました。

風水害の規模もあると思いますが、今回の台風15号での被害におきまして、人吉市地域防災計画に基づき、応援要請により処理した場所などはなかったのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

本市におきましては、熊本県などの各行政機関やさまざまな業界団体と、応援要請に関する協定を取り交わしているところでございます。

今回の台風15号被害において、人吉市地域防災計画に基づき、応援要請をした場所はあったのかという御質問でございますが、公園緑地、街路樹等、また市道関係におきましても、

この災害協定に基づき、応援要請はいたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 応援要請計画に基づく応援要請は必要がなかったということでございました。災害支部、職員、地元消防団や委託している業者により、対応できたということでございまして、この応援要請については、後ほど伺いたいと思います。

次に、公園や市道など、樹木の管理についてお尋ねいたします。道路への倒木、枝折れ、雑草や木の張り出しなどにより、このことが原因で、道路上において交通事故とかそのほかの事故など、近年、発生した事例があるのか、またその対応についてお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。倒木などによる事故等の御質問でございますが、近年の事例をお答えさせていただきます。

まず、公園関係でございますが、平成20年に人吉城跡公園内の市道を通行し、一時停止した際、公園内にありますムクの木のカクレ枝が車両のボンネットに落下し、車両が損傷しました事故がございました。市の対応といたしましては、相手方に損害賠償を行っております。また、事故の原因となりましたムクの木につきましては、カクレ枝の撤去、折れそうな枝の除去を行っております。

公園の管理につきましては、年間を通しまして維持管理を委託しております。その中で、委託業者が毎月の業務報告において、異状がありましたら報告するよう指示しております。さらに、毎月の業務の検査等と公園の巡回において、職員がチェックするようしております。何か支障があった場合には、早期に対処するようしております。

次に、市道関係でございますが、倒木などによる事故が、平成21年と平成25年に発生しております。事故の内容でございますが、いずれも走行中の車両に木の枝が落下し、相手方車両に損傷を与えた事故でございました。市の対応でございますが、相手方に損害賠償を行っております。また、日ごろの管理につきましては、道路河川課職員による道路パトロールを実施し、カクレ枝などの早期発見に努めております。また、市域住民の皆様からの連絡があった場合は、現地を調査、確認をいたしまして、伐採などを行っております。

なお、危険と思われる箇所につきましては、私有地の場合は、原則として土地所有者に伐採をお願いしておりますが、道路の通行上、危険であると判断した場合は、市で伐採し、安全の確保を行う場合もあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 枝の落下等による自動車の損傷事故が、数件あっているようでございます。

ただいま答弁の中で、公園や市道の管理についても触れていただいたところでございます

けれども、市道の巡回や、竹や倒木などによる重大な被害が予想される路線数とか、そういうものは把握されているのか、お尋ねいたします。また、そのことについて、地元の住民の方々からの情報などあるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

竹や倒木のおそれのある場所を把握しているのかという御質問でございますが、市道におきましては、道路河川課職員による道路パトロールを実施し、梅雨時期、台風時期、降雪時期など、竹や木の枝が垂れ下がるなどの箇所は、おおよそですが把握しているところでございます。路線といたしましては、中原小学校の通学路になっております祇園堂栗林線、東間小学校前の紺屋町東間線、七地町の田町七地線の3路線などは、特に注意しているところでございます。また、市民、地域住民の皆様から情報をいただくことが多々ございますので、その情報をもとに、道路河川課職員が現地に出向き、調査、確認を行っているところでございます。

したがって、災害時などにおきましては、先ほど申し上げました3路線を特に注意しながら、道路パトロールを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 交通の障害となるようなおそれのあるところは、数多くあると思いますが、中でも重要な通行の多い生活道路などにつきまして、把握されているとのことでしたが、担当職員の方だけでなく、災害支部の職員の方へも周知されていると思いますが、災害が予想されるときには、先ほど答弁いただきましたように、さらなる重点的なパトロールをお願いいたします。また、そのほかの場所につきましても、住民の方々などの情報をもとに、災害が予想されるときにはもちろんでございますが、日ごろからその対策なども計画していただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、個人所有の倒木について、先ほど市のほうで対処するということが答弁いただきましたけれども、その処理を地域や町内会などに対応をお願いすることなどはあるのかお尋ねします。また、通行などに支障のある個人所有の倒木などを、所有者以外のものが伐採することについて、何か問題があるのかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

先ほども少し申し上げましたが、個人所有の倒木などにつきましては、台風などにより道路通行上支障がある場合、緊急を要する場合は、個人所有の木でありましても、市が倒木処理を行っております。また、市から各地域、町内辺りに倒木処理などの依頼をしていないのかということですが、道路通行上支障がある倒木につきましては、市から各地域に処理等の依頼を行ったことはございません。市職員、地元消防団、災害支部、あるいは市が処理を委託した業者により、処理を行っているところでございます。

通行に支障がある倒木を、所有者以外の個人が伐採した場合、問題点はということですが、倒木処理などの作業は、事故等が発生するおそれもございますので、緊急に伐採などの処理が必要な場合につきましては、まず市に御連絡をいただき、市のほうで対応してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 伐採中に事故なども想定されるということで、緊急に処理しなければならないような場合には、市のほうへ連絡すれば、対応していただくということですが、個人所有が明らかな場合は、個人の責任で処理することが原則であるということは、十分認識しておるところでございますが、所有者自身に対応できなかつたり、いろいろあろうかと思っております。市の対応を、よろしく願いいたします。

次に、道路に倒木した木などは、民法や道路交通法などの問題もあろうかと思っております。倒木等により、道路の通行に支障があるときや、または危険な状態の場合など、公有財産の保護と、安全性の確保や機能確保の面から、造園業や林業関係の団体の方々との協定など、緊急時の倒木に対応できる仕組みづくりなどできないかお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

2回目の御質問にお答えいたしましたように、本市におきましては、熊本県などの行政機関やさまざまな業界団体と、応援要請に関する協定を取り交わしているところですが、造園関係、林業関係の団体とは、まだ協定などは取り交わしていないところですが、今後、人吉市地域防災計画を踏まえて、どのような団体と、どのような形で人吉市の防災に協力していただけるのか、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 大規模の災害時には、応援協定の締結に基づき、大型機械を所有されている建設業であったり、土木、電気、輸送業の方々に頼るところが大きいものがあると思っております。

竹や倒木の伐採は、技術的に危険が伴うものとも思っております。倒木の伐採でございますけれども、折れ方によっては、非常に危険であると聞いております。また、電線や電話線近くなどの伐採方法もいろいろあると思っております。やはりそこには、専門的な知識の方々の方が必要ではなかろうかと思っております。ぜひ、緊急時に伐採できる、そういう仕組みづくり、業界側の方のほうもいろいろあろうかと思っておりますけれども、造園業あるいは林業関係など、幅広い応援協定について、検討いただきますようによろしく願いいたします。

次に、今回の台風15号の被害対応は、先ほど答弁ありましたように、災害対策支部や消防

団、職員、あるいは委託業者で対応できたとのことでありましたが、その応援要請の判断について、災害対策本部長である市長の見解についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

広島市の土砂災害が深夜に局地的な豪雨により引き起こされたように、災害の原因となる風水害は、時と場所を選ばない状況にあります。したがって、災害の状況及び管内の消防力だけでは、十分な対応がとれないような激甚災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがあると判断したときは、自治体責任者の判断として、都道府県知事、近隣の市町村長等への応援要求を行うことができると、広範な責務権限が与えられております。

初期の対応を誤れば、住民の被害が拡大することは間違いございませんので、防災対応の3原則、疑わしいときは行動せよ、最悪の事態を想定して行動せよ、空振りには許されるが、見逃しは許されない、に従い、常に事前の備えを含め、確実な対応をとっていかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 何回も先ほどから申し上げておりますけれども、大規模の地震や風水害のときなどの発生時においては、市民の生命の保護、避難誘導、救助活動、そして緊急道路を確保するなど、大型の建設機械や資機材、並びに人員の確保が重要になってくると思っております。そのためには、今、市長が答弁いただきましたように、初期の対応が市民の生命を守り、被害の軽減につながるものと、非常に重要なことであると思っております。

そこで、市長も消防団に席を置かれて、十分認識されていると思っておりますけれども、先ほど時と場所を選ばない、災害は選ばないということをお話されましたけれども、やはり使えるものは何でも使う。そして、判断と責任として、どんなに素晴らしい活動であっても、殉職者を出せば意味がないということ、これ頭の隅にちょっとでも置いていただければと思ったところでございます。

災害時における応援につきましては、先ほどから何度も説明がっておりますけれども、周辺の市町村や各業界、各方面の団体の皆様が、災害時の心強い人吉市のパートナーであることは言うまでもございません。周辺市町村との情報交換や、各種業界、各種方面の団体の方々と、日ごろからの連携がますます重要になってくると思っております。

よろしく願いいたします。私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1 番議員、日本共産党の塩見寿子です。

今回の一般質問は、3 項目を通告しました。初めに、市長の施政方針、子ども子育て支援について質問します。次に、介護保険料の滞納問題について質問します。最後は、市民の声より、健康づくりについてと町内会の融和について質問します。

初めに、市長の施政方針にかかわって質問します。今回、市長は市長選の公約に掲げた学校給食費の段階的な全額補助化について、平成28年度からの実施に向け、具体的な制度設計を行いたいと述べられました。いよいよ段階的な補助に踏み出すことになり、子育て世代の皆さんへの朗報になったことだと思います。

その中で、学校給食費に対する公的支援の必要性、4 点に絞って説明されました。1 つ目は、第5 次人吉市総合計画後期基本計画における子育て支援の充実のため。2 つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略のビジョンにおける若い世代の結婚、出産、子育てへの支援のため。3 つ目が、地方人口ビジョンの本市の将来予測に使用する合計特殊出生率2.1 の実現のため。4 つ目は、国の少子化対策の一環である子育て世代の負担感軽減のため。

人吉市の目指すまちづくりの実現に向けた施策として、学校給食費の負担軽減をやることになりました。さらにもう一步踏み込んで、子供の医療費完全無料化を実現させたらどうでしょうか。なぜなら、学校給食費に対する公的支援の必要性として挙げた4 点は、そのまま子供医療費についてもあてはまるからです。

市長、子供の医療費を完全無料化しようではありませんか。あと2,170 万円で実現できるのです。私は、6 月、9 月議会でも取り上げましたが、市長は財源を理由に慎重な姿勢でした。その点で、厚労省のほうで新たな動きがありました。子供の医療費助成に対するペナルティーを見直すというものです。事実でしょうか。このペナルティーとは何か。人吉市では、どれだけペナルティーを課せられているかお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） 御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度には、医療給付費等に対して、国が定率の32%を負担いたします療養給付費等負担金と、理論上9%を交付します調整交付金がございます。国は、地方自治体の子供の医療費に対して、独自に自己負担の助成を行った場合、「診療を助長してしまい」、増加する医療費の抑制につながらない上に、国庫負担が増加してしまうという観点から、国民健康保険の保険者に対して、一定の減額率により国庫負担金等の減額調整措置を講じております。本市におきましては、平成26年度の国庫負担金等で約246万円の減額影響額となっております。なお、国庫負担の減額調整措置につきましては、少子化対策という国の方針と逆行するということから、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3 団体で、子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止の要望書を、11月18日に厚生労働大臣少子化対策担当大臣へ提出をしております。

こうした中、国においては、平成27年9月から、子供の医療制度のあり方に関する検討会を立ち上げ、子供の医療費の自己負担のあり方や、国民健康保険の国庫負担のあり方を含めて、検討を行うこととなっており、来年夏ごろには取りまとめされる予定が示させているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） ということは、ペナルティーの廃止の流れは確実だと、私は思います。ペナルティーがなくなるということは、何の気兼ねもなく、自治体の裁量で子供の医療費助成が思い切ってできるということです。市長、どうでしょうか。子供の医療費の完全無料化については、どうお考えでしょうかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供医療費の無料化は、子育て世代の多くの市民の皆さんが望んでおられる施策であることは、十分認識をしておりますが、中学3年生までを完全無料化するとなりますと、やはり財源の確保が一番の課題となります。

この財源についてでございますが、平成26年度に実施しました制度の拡充が、普及、定着するにつれて、利用が伸びている現状でございます。平成27年4月から平成28年3月までの1年間の医療費助成見込み額も、増加を予想いたしております。9月議会でお答えしました完全無料化した場合の助成額の試算2,172万9,000円と、今後の医療費助成額の伸びを加えますと、さらに必要な財源が増加すると見込んでいるところでございます。

以上のような状況を踏まえて、現段階におきましては、限られた財源ですので、まずは学校給食費の段階的な無料化を優先させ、段階的な負担軽減策の実施を目指すことにしております。実施時期等につきましては、市全体の政策展開の中で、財政状況や優位性を考慮し、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 八代市長は、12月議会の施政方針で、現在、小学校6年まで対象としております子供医療費助成について、子育て支援のさらなる充実を図るため、平成28年4月から対象年齢を中学3年まで拡大すると述べられました。

八代市も、ついに無料化をするんです。学校給食費でも、子供の医療費でも、人吉市は本気で子育て支援を実行するという姿勢が、何よりの子育て世代の皆さんへの応援になり、公約実現につながると思います。市民から喜ばれることはどんどんやるべきだと思います。

これで1点目の質問を終わります。

質問の2点目は、介護保険料の滞納問題についてです。人吉市の介護保険料の普通徴収の収納率、平成25年度は78.8%で、県平均の85%よりも低くなっている問題、滞納が多い問題

です。なぜこのようになっているのでしょうか。

収納率が低いのは、介護保険料が高いからか、払いたくても払えないからか、故意に払わないからか、検討する必要があると思います。ただ、収納率を上げる努力をなさないとっぴをかけても、かけ声だけに終わってしまうのではないのでしょうか。介護保険料を滞納し、利用料も滞納し、介護が受けたいのを受けられない、そんな介護難民を人吉市から生み出さないためにも、この問題を取り上げました。

まず、人吉市の介護保険制度の現状、仕組みについてお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 御質問にお答えいたします。

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者や、その家族を社会全体で支えていく仕組みです。介護保険制度は、第1号被保険者である65歳以上の方と、第2号被保険者である40歳以上65歳未満の方が加入する保険でございます。財源は、国、県、市から公費50%、残りの50%を、第1号被保険者及び第2号被保険者が御負担していただく保険料で運営をしております。

第1号被保険者に御負担いただく保険料は、国で定める基準に従いまして、保険者である市町村が3年ごとに条例で定めております。所得の低い人の負担を減らし、所得の高い人は能力に応じたものとするため、所得段階別保険料となっております。保険料の段階につきましては、3年間に必要とする介護保険給付費等を積算し、それに応じて、確保すべき保険料を国が示す標準の所得段階の9段階に分けた保険料を設定するものです。なお、平成27年度から3年間の第6期保険料につきましては、人吉市介護保険事業計画等策定運営委員会に諮問し、平成27年2月3日に答申を受け、平成27年3月議会で議決を経て、決定をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） では、人吉市の介護保険料は高いと言われていますが、熊本県では何番目の順位かお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

平成27年度から3年間の第6期介護保険料につきましては、第5段階を標準としまして、年額7万3,300円、月額にして6,112円でございます。県下45市町村中3番目に高い保険料となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 本市の介護保険料の基準額6,112円、これは県で3位だということです。しかしながら、人吉市の家計所得、平成24年ですが、それでは1人当たり282万円、熊本県で18位となっております。所得が低い割には、保険料が高いと思われるのも当然です。ま

た、所得階級別の保険料年額、第1段階の3万3,100円から第9段階の12万4,700円まで、9段階になっています。家族全員が非課税で、本人の合計所得が80万円を超え、120万円以下の第2段階の人でも、年間5万5,000円も支払わなくてはなりません。人吉市の介護保険料は高過ぎるのではないのでしょうか。

日ごろ、利用者さんに接する機会の多いケアマネジャーさんに聞いた話を紹介します。年金が下がって、きつかと言いつつも、懸命にやりくりして暮らしておられる高齢者の方が、何人もおられるそうです。年金は下がる。介護保険料は上がる。すると、どこに影響があるかということ、食費だそうです。節約するのは食費しかありません。ケアマネさんがこれで大丈夫かなと心配するほど、御飯とみそ汁だけの質素な食事をされている方、できるだけ買い物をせず、近所の方から分けてもらった野菜を調理して食事をされている方。節約して、我慢して暮らしておられるが、綱渡り状態であり、突然、病気や入院ということになったら、どうなるだろうかと気がかり。また、子供はいるが、仕事がなく無職、親の年金で暮らしておられる家族もあることなどなど、高齢者の皆さんの生活が厳しくなっている話を聞かせていただきました。

人吉市の介護保険料は高過ぎるのではないのでしょうか。私は、高過ぎる介護保険料が、介護難民の原因の1つになると思います。人吉市政にとって、介護保険料の引き下げと、低所得者の負担軽減を図ることが求められていると思います。

それでは、介護保険料が高い原因は何かお尋ねします。一般的に、介護サービスの量が多いと、介護保険料が高くなると言われていますが、その原因をお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

さまざまな要因が重なり、高い保険料になっていると推察しているところでございますが、本市の特徴としまして、人口に占める特別養護老人ホームなどの介護保険3施設、あるいは地域密着型グループホームなどの居住系の入所定員の割合が、県内でも高い位置にございます。そういうことが、今、議員からもお話がありましたように、1人当たりの介護保険給付費を押し上げることになりまして、ひいては県内でも高い保険料になっているというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 施設が整っていることも、介護保険料が高くなる原因の1つだとわかりました。介護保険法では、介護保険料を支払い、要介護認定を受け、介護申請をした人は、介護保険サービスの給付を受ける権利が生じます。しかし、平成25年度の全国の支給限度額に対するサービスの利用状況は、おおよそ5割から6割にとどまっています。それは、1割の自己負担があるために、利用者はできるだけサービス受給を抑える傾向にあるためです。

ケアマネジャーさんに聞いた話ですが、病院を退院して、自宅に戻ってからのケアプラン

を立てたけれども、デイサービスを利用したプランだと利用料がかかるので、家計の事情を優先させ、取りやめて、最低限のサービスの提供にとどめた例があるそうです。理想のサービスが提供できないと、ジレンマを感じておられました。

いざサービスを受けることになったとき、必要なサービスが受けられないケースがあってはなりません。保険料を滞納したため、3割負担になった場合、利用できない介護保険になってしまうのではないのでしょうか。介護保険料の支払いと、滞納した保険料の支払いと、3割の利用料の支払いが同時にかかってくると、その負担に耐えられなくて、介護サービスの利用を控えてしまう傾向があるそうです。

私は、保険料の滞納は、介護難民の最大の原因であると思います。そこで、滞納の問題について、普通徴収の収納率が低い原因は何かお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

まず、平成26年度における本市の介護保険料収納率につきましては、現年度分合計が97.91%でございます。内訳といたしましては、年金から天引きされる特別徴収分が100%、納付書でお納めいただく普通徴収分が79.97%でございます。また、滞納繰越分は、普通徴収のみでございますが、15.85%で、現年度と滞納繰越分を合わせた収納率の合計は、94.63%となっております。

理由、原因でございますが、介護保険料の普通徴収対象者は、年金受給額が年額18万円未満の方や、老齢福祉年金のみの方などが中心になります。そういった中で、介護保険料とあわせて、市税、国民健康保険税の納税義務もあり、介護保険料の納付までに至らないことが滞納につながり、収納率が低迷している主な原因であると分析をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 人吉市は、介護保険料が高いから、払えない人が出てくると思っていましたが、今説明があったように、18万円以下、これは月に直すと1万5,000円以下です。その18万円以下の年金の方も、最低でも第1段階の保険料の年額3万3,100円、月に直すと2,758円です、払うことになる。驚きました。本当にどうやって生活なさっているのでしょうか。これで保険料が払えるのでしょうか。

そのほかにも、税金はあります。公共料金も払わなくてはなりません。食べなくてはなりません。保険料を払いたくても払えない方がおられることを、滞納の数字は教えてくれます。いよいよ生活がたちゆかないことになったら、生活保護に頼るしかありません。でも、生活保護にかからない、生活保護すれすれのボーダーラインの生活困窮の方は、どうやって暮らしておられるか、私はまず滞納者の実態を把握することが大切だと思います。

では、滞納するとどうなるかをお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

介護保険料を滞納するとどうなるかということですが、まず介護認定を受けますと、原則として1割の自己負担で介護サービスを利用することができますが、納期限を過ぎましても保険料を納付していただけない場合には、その金額や期間に応じて、介護サービスを利用した場合の費用を、一旦全額お支払いいただいた後、自己負担を除く額をお返す償還払いの方法に変わりましたり、1割の自己負担が3割に引き上げられるなどの措置をとることが、法律では定められております。これは、被保険者間の負担の公平を保つために行われるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 滞納すると3割負担となる上に、滞納した保険料を追加して払わなければならなくなり、滞納者自身が苦しくなります。さらに、介護保険の財政も悪化します。努力しても、徴収不能な介護保険料は、不納欠損金として会計処理されます。高い保険料により、滞納が増加し、保険財政が悪化する。その結果、保険料が値上がりする。このような悪循環は避けなければなりません。介護保険料の滞納は、滞納者にとっても、人吉市にとっても、大きなマイナスです。

そこで、人吉市の滞納対策について、どのように取り組まれているかお尋ねします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

滞納を未然に防ぐ取り組みといたしましては、先日の大塚議員の質問でもお答えいたしましたとおり、各種媒体を活用した納期広報活動や口座振替の推進等に取り組んでおります。また、納税者の利便性の向上を目的とした日曜開庁や開庁時間延長、コンビニ収納の導入等も行っているところでございます。

滞納が発生した場合は、各種文書発送のほか、電話、臨戸訪問、納税相談等により、自主納付を促すとともに、納税者の実態を把握するための各種調査により、納付資力の判定を行っているところでございます。

他の納付者との公平の観点から、十分な納付資力があるにもかかわらず、納付に応じていただけないときは、滞納処分の実施も検討いたしますが、介護保険料の滞納は、本人の保険給付にも制限が発生する不利益もございますので、納付折衝に当たりましては、十分な説明に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 滞納者を生み出さないように、納税課の担当の皆さんが努力をされていることがわかりました。今後も、足を運んで、親切丁寧な対応を期待したいと思います。

ですが、これまで見てきたとおり、低所得者は大変な状況にあります。滞納の原因が生活困窮にある限り、抜本的な解決にはならないのではないのでしょうか。

ここに、人吉市がまとめた人吉市いきいき高齢プランがあります。参考になる項目を紹介していただきたいと思います。

高齢者の現状把握のために、市内の65歳以上の方、1,248人にとってアンケートの結果から、2項目。1つ目は22ページ、現在の暮らしの経済的な面からのゆとりぐあい。2つ目は34ページ、介護保険料と施設整備の関係について。最後に42ページ、介護保険の持続可能な制度のための考察から、②介護保険制度の将来について、何と書かれていますかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） それでは、人吉市いきいき高齢プランの中から、今お尋ねの3点について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の、現在の暮らしの経済的な面からのゆとり度でございますが、「苦しい」と「やや苦しい」を合わせた、『苦しい』とする人の割合は、回答者全体の61.6%を占めていますというふうに記載をしております。

2点目の、介護保険料と施設整備の関係についてでございますが、「在宅サービスや施設はこのままでよいので、保険料を上げないでほしい」が最も高く、回答者全体の68.3%を占めていますというふうに記載をしております。

3点目の介護保険制度の将来についてでございますが、高齢社会の進展、特に要介護等認定者や認知症高齢者の増加により、介護給付費の増加は介護保険料負担の上昇につながっています。今後、介護保険制度を安定的、持続的に運営していくためには、保険料負担の抑制及び低所得者の負担軽減策が急務でありますと記載をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 抜本的な解決策は、人吉市自身がまとめていました。そのとおりだと思います。

そこで、私は提案したいと思います。介護保険料の引き下げと、低取得者のための減免条例、つくるべきではないでしょうか。市長の考えをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の平成27年度から3カ年の第6期介護保険料につきましては、政令等国が定める基準に従いまして、設定しているものでございます。

無原則な減免の実施は、保険財政、ひいては市町村の一般財政を悪化させることにつながるという国の見解もございますので、基準額以上の保険料の引き下げに対する一般財源からの繰り入れは行っていないところでございます。また、低所得者への軽減を行うことは、そのほかの段階にある方の負担が増大するものであり、受益者負担、さらに公平性の観点から、保険料減免に関する条例等の制定につきましても、現段階では考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） もう一度繰り返しますが、ここでは介護保険料の抑制及び低所得者の負担軽減策が急務である。まさに急務であると、はっきり書かれています。市長自身の公約でもあります。そして、先ほど負担間の公平を期すとおっしゃいましたが、私は力を持っている人、つまり能力に応じた負担といいますか、もっと軽減策を工夫するべきだと思います。介護難民を生み出さないためにも、もう少し寄り添った軽減策、そういう努力が必要じゃないかと申し上げます。

これで、介護保険についての質問を終わります。

3点目の質問に移ります。市民の方から、人吉市は健康づくりをやったらどうかというお声をいただいています。お一人は、週に1回デイサービスを利用されている、車椅子利用されている障害者の方です。50代、60代の方が、元気なうちから健康づくりに取り組めるようにしてほしいと話されました。例えば、スポーツパレスを活用して、そこに行けばインストラクターがいて、ダンスをしたり、トレーニングマシンを使って体を動かしたりするようできないかという要望です。もうお一人は、人吉医療センターで駐車場の係をなさっている方で、医療センターで受診する人が非常に多いことを心配され、健康づくりは必要だと話されました。例えば、村山公園に行くと、誰でも気軽に運動ができる、体力づくりができるようにならないか。テレビでそのような取り組みをしている市の紹介があった。人吉市でもできないかという要望でした。

先ほどの介護保険とも関連しますが、介護保険料の値上げをさせないためにも、皆さんが元気で過ごすためにも、健康づくりは必要ではないでしょうか。

そこで、市長の施政方針にもありました笑顔と健康のまちづくり協定とは、具体的にどのような取り組みかお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

人吉市笑顔と健康のまちづくり協定を締結するに至りました背景から、まず御説明を簡単にさせていただきます。

まず1つ目に、国が平成29年度を目標として定めております特定健診受診率60%達成に向け、健診受診率の向上を図る必要がございました。2点目に、市民の健康実態や65歳未満で亡くなる早世の状況が、県内の中でも非常に悪い状況だったことが挙げられます。

このような状況の改善を図るために、地域や食育などで構成される団体などと、市民みんなが、みずからの健康はみずからで守るという健康意識を高め、市民健診による健康状態の把握、運動や食生活改善による生活習慣病の予防に取り組み、人生を楽しく、笑顔で過ごせるまちづくりを目指して、平成25年度から募集を始め、現在、食育で構成される8団体と協定を結び、協力をいただいているところでございます。

活動の内容といたしましては、協定を結んだ団体をお願いすることは、まず1つ目に、団体内で特定健診やがん検診の受診を推奨していただくこと。2つ目に、従業員やその家族への健康づくりについての情報提供をしていただくこと。3つ目に、年1回以上の健康づくり講座を開催していただくこと。4つ目に、顧客窓口等へ市民健診のポスター掲示など、啓発活動への御協力をいただくことでございます。

市が行うことといたしましては、1つ目に、団体で開催される健康づくり講座へ、職員を講師として派遣すること。2つ目に、健康づくりに関する情報を提供すること。3つ目に、健康づくりを進める協力団体の活動を、広報ひとよしや市のホームページ等で紹介をすることなどがございます。

これまで、健康づくり講座の講師として、保健師や管理栄養士を派遣し、体のメカニズムや食生活などの健康づくりに関することや、健診結果の見方、健診の重要性などについて、講話をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） この取り組みがさらに多くの企業、団体に広がっていくことを期待します。また、町内会や趣味の会などのグループなど、小さなグループでもいいのかなと思います。私は、健康づくりにウォーキングコースを幾つか整えて、ウォーキング月間などを設けてみたらどうかと提案しようと思いましたが、もうウォーキングは取り組んでいると教えられました。

では、現在、市が取り組んでいる健康づくりの取り組みには、笑顔と健康のまちづくり協定以外に、どのようなものがあるかをお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

市では、第2期人吉市健康増進計画・食育推進計画を、平成26年度から平成29年度までの4カ年計画として策定しております。この計画に基づき、市民の健康づくり施策を実施しているところでございますが、健康づくりの基本につきましては、まず自分の健康状態を知ることから始めることが重要であり、先ほど御質問がございました笑顔と健康のまちづくり協定のほか、町内会長や健康推進員様などに御協力をいただきながら、健診を受ける人が一人でもふえるよう努めているところでございます。また、運動習慣の定着を図ることを目的といたしまして、各校区の健康推進会議、ウォーキングデーやラジオ体操の実践など、校区公民館活動と協力しながら、校区独自で取り組みを実施していただいております。これをきっかけに、個人の運動習慣へとつながっていくことを期待しているところでございます。

市としましては、健診結果をお一人お一人に説明してお返しする健診結果説明会を行っております。御本人みずから自分の問題点に気づき、改善策を考えることで、実践へ結びつけていただけるように説明を行っております。また、健康づくりに関する情報を提供させてい

ただく機会としまして、健康推進を初め、地域の方々へ、機会あるごとに健康講話を実施しているところがございます。多くの皆様が、健康づくりに取り組んでいただけるきっかけづくりとしまして、健診を受けられた方やウォーキングデーに参加された方へ、ひとよし健康ポイントを付与し、ポイントカード満点で、きじ馬スタンプ会の商品券と交換させていただいております。今後、さらに市民の皆様が、みずから楽しく継続して、健康づくりができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 健診に始まって、いろいろ取り組まれていることがわかりました。私もその健康づくりスタンプというか、ばらばらに取り組むんじゃなくて、例えばラジオ体操をしたら1ポイント、そして散歩をしたら1ポイント、ウォーキングに参加したら2ポイントなど、記録していくようにすれば、楽しみながら健康づくりができる、そう思っていました。もう既に実施されているということで、それが広がっていくことを希望します。強制ではなくて、一人でもできる、簡単にできることを取り入れて、これならやってみようというメニューにすること。そして、別に商品とかはつけなくて、きじ馬スタンプがポイントを加算されるということですが、予算も少なくても済みます。そして、何よりの賞品は、自分の健康ということであるんですから、この健康づくり、積極的に取り組まれることを要望します。

最後に、町内会の融和についてお尋ねします。市民の方から、赤池水無町には2つの町内会があり、老人会も子供会も分かれていて、気の毒だという話を聞いたことがあります。クリーンプラザの建設に当たっては、住民を二分する賛成、反対それぞれの運動がありました。昔は仲のよかった町内が2つに分かれてしまった。同じ班なのに、いまだにものを言わない、葬式でも話ができないなど、一体化していない現状があるそうです。

市長は、このような現状をどう思われますか。また、今後のあり方についてのお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、この件に関しましては、あくまで人吉市長の立場でお答えをさせていただきます。市長といたしましては、同じ地域に町内会が2つ存在するといった状態については、大変心を痛めているところがございます。両町内の融和につきましては、人吉球磨広域行政組合の代表理事として、私も微力ながら努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 融和を困難にしている原因、クリーンプラザの建設時において、地元住民の十分な合意を得ないまま、いわば強引につくった施設であること。その結果、クリー

ンプラザが完成してからも、交付金が一方の町内に払われ続けていることにあると、私は考えます。

行政の側が不平等な扱いを続けたから、ますます溝が深くなってしまった。原因は、住民の皆さんの側にあるのではなく、まさに行政の側にあることを肝に銘じて、全力で融和を目指して努力していただきたい。人吉市長として、最善を尽くしていただきたいと申し上げて、一般質問の全てを終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時32分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、今村市民部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○市民部長（今村 修君）（登壇） お時間をいただきまして、申しわけございません。

本日の宮原議員への答弁の中で、「寄附者の居住地」と言わなければいけないところを、「寄附者の出身地」ということで答弁をしてしまいました。訂正方お願いいたします。

それから、もう1点でございます。先ほど、塩見議員への答弁の中で、「受診を助長してしまい」と言わなければならないところを、「診療を助長してしまい」というふうに申し上げました。訂正方お願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。3日間にわたって行われました一般質問も、私で最後となりました。お疲れと思いますが、よろしくお願ひいたします。

最後となりますと、通告内容が既に質問されており、かなり重複いたします。割愛したり、少し角度を変えて質問することになりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。今回は、1項目めに市長の政治方針について、所信表明より。2項目めに、選挙公約の施策について、市役所新庁舎建設の白紙撤回について、中学校卒業までの医療無料化について、給食費の全額補助について。3項目めに、子育てについて、子どもたちの健全育成について、保護者の家庭教育について。そして最後4項目めに、高齢者問題について、本市における高齢者状況について、介護問題について、

今後の介護・高齢者対策についてとしております。

中でも、選挙公約の表現は、いろいろな表現をされておりますが、あくまでも市長が選挙において公約された発言、紙媒体、SNS等、掲載された原文をそのまま引用しております。

それでは、市長の政治方針について、所信表明よりの質問ですが、総務部長にお尋ねします。この施政方針、いわゆる所信表明は、市民、市議会に対して、最大の首長の政治表明です。行政執行の成果表明でもあり、議案の提案、そして何よりも市長の市政に対する取り組みようとする大きな意思表示と、約束事の提案だと思っております。もちろん、この13ページに及ぶものを作成され、制度上、読み上げられる形になるわけですが、大変なことは重々皆さんわかっておられることだと思っております。

これは、議会開会時に表明され、文書化して配付され、そこで私たち市民、市議会は知るわけです。初めて内容がわかるわけです。いつも期待に胸を膨らませ、また緊張感を持って聞いております。執行部におかれては、多分、総力を挙げて作成されるものと思いますが、事務方の作業として、作成されるであろうこの所信表明への思い、手順、過程などはどのようなものなのか。

この所信表明は、人吉市としてですが、最高責任者である市長の見解が最も重要であることは、論を待ちません。取りまとめられる担当部署として総務部ですが、他の部署との連携、また協議はどのようなことをしておられるのかお尋ねいたします。また、市長の考えを最大限引き出すものでありますから、市長とはどのような協議、市長の指示、みずからどのようにかかわられるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

御質問の内容は、作成手順、プロセスを含めて、所信表明、私たち施政方針と言っていますけれども、その全般ということで御答弁をさせていただきたいと思えます。

所信表明は、私どもは、これを先ほど申しましたように、施政方針としてくくっております。市議会定例会の初めに当たり、市長が施政に対する所信の一端を申し述べさせていただいているものでございます。内容につきましては、そのときの市政を預かる首長の考え方にもよりますが、これまでの歴代市長の所信表明を総括いたしますと、前議会から今議会の間で、議会、市民の皆様へお伝えすべき政策、それから市政の動静、出来事、状況等につきまして、できるだけ時期、そのときにふさわしいもの、そういうものを得たものを選び、述べさせていただいております。

作成に当たりましては、市長から素案作成の指示を受けた後、総務課でさまざまな角度から検討を行い、そして各部のほうに、そういう市長の方針に従ったところでの資料の作成などを依頼いたしまして、そして原文を預かりまして、その調整を図り、提出された関係資料と合わせまして、原則市長が作成をすると、そういうふうな流れとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 私はまだ2期目ですが、これまで幾度となく、議会のたびに、この所信表明あるいは施政方針に触れてまいりました。また、先輩議員におかれましては、さらに数限りないことだと思っております。

しかし、今期は新規に市長が誕生したわけです。人吉市は、過去、永田市長、56歳での就任、20年。福永市長が47歳での就任、20年。田中市長が59歳で就任、8年と、この市政約50年近く3人であります。他市にない長期政権と首長数の少なさは類を見ないところであります。皆様方、立派に市政を担ってこられたというふうに思っております。

そしてこのたび、4月の市長選挙は、大激戦の末、608票差により、松岡市長が37歳、県内最年少首長としての誕生であります。県内はもとより、全国にその名がとどろきわたりました。市民は、驚きもあったでしょうが、その若さ、新鮮さ、発案力などを期待しておられたというふうに思っております。

私の認識違いでしょうか、市長は、新聞、雑誌、テレビ等、メディアなどへの掲載、登場は、少ないような気がしてなりません。だからといって、評価を低くするものではありませんが、申し上げたいのは、この施政方針が最大の発信の場でもあるというふうに思っております。6月、9月と施政方針を受け、そして今回です。私を取り巻く勉強会を初め、その他市政に関心がある、ないにもかかわらず、この施政方針に注目し、すぐに内容を尋ねられます。かつてなかったことだというふうに思っています。

これまで、市長の施政方針に対し、市長の動向を市民は固唾をのんで見守っているということも申し上げたこともありますし、所信表明に失望しているということも言っております。市長はこの件について、政治家として、執行部職員の方々に所見を伝えられ、リードしておられるのでしょうかお尋ねします。また、この施政方針への思い、その実際作成されたの感想、さらに今後、どのように考えられるかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施政方針につきましては、市議会を通じて、市民の皆様、そしてその代表である議員各位に、私の言葉で市政の状況、あるいは市長としての考え、思いをお伝えするものであると思っております。しかしながら、議会の貴重な時間を拝借する中で、時間と紙面の都合があり、全てを語り尽くせないということが実情でもございまして、御理解をいただきたいと存じます。また、内容につきましては、私の市長としての決意、見解、所感、市政の動静や課題、問題点など、多岐にわたるがゆえに、説明が不足するところがあるいたしましたら、その御批判もお受けしなければならないと思っております。

しかしながら、施政方針で触れる課題につきましては、現在進行形のものばかりでございまして、問題解決にまでは至っておりません。また、申し上げていない行政課題につきましても、触れないことに、その進行状況に意味をなすこともありまして、そのような状況を施

政方針の中からおくみ取りいただき、推しはかりながら、議員や市民の皆様にもお考えいただけるとしたならば、これも行政と市民の協働につながるものではないかと存じているところでございます。

市長にとりまして、一番大切なことは、市民の皆様のためによりよい市政のかじをとっていくことであるので、施政方針をお聞きいただいた皆様と建設的な議論を行い、市政を着実に一步一步進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この施政方針に関して、私なりに、全体的なもの、部分的なもの、不可解な点やお尋ねしたいことがたくさんありますけれども、一部はこれからの質問に引用していきたいというふうに思っています。時間の問題もありますので、ほかはそれぞれお尋ねし、今後精査し、研究、問題提起をしてみたいというふうに思っております。

結論から申し上げますと、見解の違いかもしれませんが、今後この施政方針は、松岡市長のもっと強い意思が反映されるものを期待しております。

次に、選挙公約の施策について質問いたします。市役所新庁舎建設の白紙撤回について、中学校卒業までの医療費無料化について、給食費の全額補助について。この3件とも、昨日、一昨日に同じ問題を、多数一般質問されておまして、私が質問したかったことと、ほとんど重複してしまいました。最後の質問者になると、こういうことになるのかと、残念に思いつつも、重複する点多々ありますが、私なりの見解と、このたびのやりとりを踏まえ、簡単にこの3点を一括して質問したいと思います。

先ほども申し上げましたが、4月選挙は激しい選挙だったと思います。608票差です。もちろん勝利は勝利であり、一点のまぎれもないものであり、市政を担っていただいております。300票ちょっとで逆転になったという人もおられます。そのようなことは結果論であり、選挙の神様でもわかりません。

ただし、市長は今、申し上げた市役所新庁舎建設の白紙撤回、中学校卒業までの医療費無料化、給食費の全額補助は、3本の大きな柱と掲げられ、ホームページ、ブログなど、そしてSNSのフル活用、早い段階から政治活動をされ、選挙運動につなげられ、本選挙に突入されました。中でも市役所新庁舎建設の白紙撤回のみを掲げ、個人演説会なども行われてきました。

しかし、今回の一般質問で明確になりましたように、市役所新庁舎建設の白紙撤回を撤回ということで、見直し再検討案となり、一定の評価をしているところですが、再度市役所新庁舎建設についての市長の見解をお聞きし、自治体の主役である市民に対し、どのように対応されるのかお尋ねいたします。また、中学校卒業までの医療費無料化についてですが、この大切な選挙公約の3本の柱の2番目である項目について、何ら意思表示がないのは市民に

対して失礼ではないでしょうか。所信表明においても、何ら触れられておられません。これでは、選挙公約に反するのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。さらに、給食費の全額補助についてです。これも再三一般質問され、やりとりがなされておりますが、再度、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、市庁舎移転に関してですが、今回の市庁舎に関する見直し案につきましては、多くの御批判もあり、容認する御意見もありで、その感想、受け取り方等については、さまざまであったと認識をいたしております。笹山議員の答弁でも申しましたが、私としましては、特に御批判や御懸念に対しては、一日も早く説明を申し上げたいと考えておりますので、今後、市庁舎等移転建設審議会において御説明し、その後、市民の皆様に対し説明会を開催したいと考えております。

医療費無料化につきましては、今議会の所信表明でも触れておりませんが、昨日の大塚議員の答弁でも申し上げましたとおり、現段階におきましては、まずは学校給食費の無料化を優先させ、段階的な負担軽減策の実施を目指すことにしております。実施時期等につきましては、市全体の政策展開の中で財政状況や優位性を考慮し、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、学校給食費の問題につきましては、優先度が高い事業の1つと捉えておりますので、平成28年度からの実施に向けまして、段階的な保護者負担の軽減策の制度設計を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） あえて今回、重複する答弁をいただきましたが、市役所新庁舎建設につきましては、安かろう、悪かろうというようになるのは、絶対避けなければなりません。既に前市長のとき、執行部が各地区を回られ、新庁舎建設について説明、アンケート調査も行われております。時間がたつたと判断されれば、再度説明会等を行われるはずですので、さらにアンケート調査を行うなどして、市民の期待に応えられるものにしてほしいというふうに思っております。私は、さきに示されたA案、B案にこだわることなく、進めてほしいというふうに思っております。

中学校卒業までの医療費無料化についてですが、やはり制度的にも財源的にも、無理があったのではないかと考えております。市長も現実の厳しさを痛感されていることと思います。今後、しっかりと検討していかれることを希望します。

なお、給食費の全額補助についても、これまで再三質問・答弁が行われましたので、そのやりとりをしっかりと再確認、精査し、私なりに対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、医療費無料化、給食費の全額補助については、子育て中の私といたしましても、また取り巻く同じ環境の人たちも、これらは親の責務ではないかと思っているのが事実です。しかし、いろんな生活環境、事情があることでしょうかから、提案されるものに対し、しっかりと向き合っていきたいと思っております。

次に、子育てについてですが、子供たちの健全育成についてお尋ねします。報道によりますと、連日、全国的に、残念ながら、多種多様化したいじめの問題を初め、青少年犯罪、また被害を報じ、大きな社会問題となっています。このことは、都市部のみならず、全国的な問題で看過できない状況といわれます。日ごろ耳にしない自治体の名前が出てきます。問題発生するところは、日常、特段異変がなかったところで、突然問題が発生するのも特徴のようです。

学校も家庭も把握していなかった事実が、次々と判明しているようです。学校生活はもちろんのこと、課外中、休日の過ごし方に目を向けなければならないというふうに思っております。また、スマートフォン、携帯電話などの使用に関するトラブルも大きな要因といわれます。現代社会において、スマートフォン、携帯電話などの使用を否定するものではなく、これからの使用による社会生活が主流となることは必然だと思えます。

そこで、次のことをお尋ねいたします。市内小中学校の学年ごとの男女別人数及び合計人数、学校外での子供たちの活動の把握、いじめ問題の実態調査・結果はどうなっているのか。以上、お尋ねいたします。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。答弁が少し長くなると思えますけれども、お許しいただきたいと思えます。

まず、平成27年12月1日現在の市内小学校の学年ごとの男女別及び合計の人数でございます。小学校1年生は、男子164人、女子129人、合計293人。小学校2年生が、男子164人、女子157人、合計321人。3年生が、男子139人、女子117人、合計256人。4年生が、男子147人、女子155人、合計302人。5年生が、男子157人、女子125人、合計282人。最後に6年生が、男子139人、女子157人、合計296人となっております。本年度の小学校全体での人数の合計ですけれども、男子が910人、女子が840人、合計1,750人でございます。

次に、中学校でございます。1年生が、男子157人、女子140人、合計297人。2年生、男子147人、女子163人、合計310人。3年生、男子170人、女子156人、合計326人。全体の中学校の合計で、男子474人、女子459人、合計933人となっております。

次に、学校外での子供たちの活動について、把握しているのかという御質問でございますが、平成26年度通塾状況等調査から御報告を申し上げます。

市内小中学校児童・生徒総数2,715人中1,433人の子供たちが、学習塾、習い事、または学習塾と習い事の両方に通っているということでございまして、これは子供たちの約53%に当たります。部活動を除く学校外でのスポーツ活動や社会体育につきましても、調査を実施し

たことがありませんので、その人数は把握していないという状況でございます。

最後に、いじめの問題の実態調査結果についてでございます。各小中学校におきましては、それぞれの学校独自に、1年間に3回以上のアンケート調査を実施し、いじめの早期発見、早期対応に努めているところでございます。市内全ての小中学校が同じ質問で行う調査は、熊本県が主体となって実施する公立小中学校心のアンケートがでございます。このアンケート調査は、毎年11月末から12月までが実施期間がございまして、現在、各学校において、本年度の調査や集計作業、子供たちへの聞き取りなどが行われているところでございます。

平成26年度の心のアンケートにおきまして、今の学年になっていじめられたことがあると答えた児童・生徒でございますが、小学生は1,768人のうち219人、中学生は959人のうち42人となっております。これは、小学生の12.4%、中学生の4.4%に当たります。いじめられたことがあると答えた児童・生徒261人のうち、心のアンケート実施時点で、今もいじめが続いていると答えた児童・生徒は、小学生20人、中学生12人の合計32人で行いました。これらの子供たちにつきましては、各小学校、中学校で教育相談をして、本人の状況を聞き取り、関係児童・生徒に指導を行いまして、平成26年度内にほぼ全てのいじめは解消したという報告をいただいているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの答弁によりますと、53%に当たる子供たちが学習塾や習い事に通っているということで、保護者の送り迎えや単独での行動ということがわかってまいりました。この単独行動に問題はないのか、今後、調査をお願いできればというふうに思っております。また、心配しておりますいじめ問題につきましては、今でもいじめが続いていると答えた児童・生徒は、小中学生で32人ということで驚きましたけれども、平成26年度内にほぼ全てのいじめは解消したと聞き、安心したところです。

しかし、ただいまの答弁の中で、ほぼ解消したという発言の「ほぼ」というところには、気になるというところでもあります。いつでもいじめが発生するということになるのではないかとこのように、心配しております。同時に、かなり早い速度で、携帯電話であったり、スマートフォンの所持率が増加し、使用形態等に問題があるスマートフォンのことも、大変心配をしているところであります。これによるいじめや犯罪発生、被害は、全国的に問題提起をされているところです。

現時点では把握はされていないかもしれませんが、子供たちが使用するスマートフォンなど、かなり家計を圧迫しているということも聞かれます。このことによる購買力の低下で、経済の低下にもつながるというふうにも言われております。先般、安倍総理大臣が、携帯料の値下げを提案したところです。家庭でもスマートフォンの使用料に頭を抱えられる現状であります。

そこでお尋ねいたします。市内小中学生のスマートフォン所持調査、使用形態、使用時間の把握はされているのか。また、LINEの使用実態と問題点はないか。スマートフォンを正しく使うための児童・生徒と保護者への施策は講じられているのか。子供たちの犯罪発生と被害の状況について、あわせてお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、市内小中学校のスマートフォン利用の最新の状況でございますが、こちらも平成26年度公立小中学校心のアンケートで調査をいたしております。このアンケート調査によりますと、スマートフォンや携帯電話、インターネットに接続できるパソコンなど、携帯音楽プレーヤーやゲーム機などを含みますけれども、これらを持っている小学生は、市内全小学生1,768人のうち1,167人、これは全体のおよそ66%ということでございます。中学生につきましては、959人のうち806人で、これは全体の84%ということになっております。

パソコンなどの使用形態といたしましては、これらを使用している全ての小中学生の1,973人のうち、使用の割合の多いものから順に言いますけれども、1番目がゲームということで、1,186人で60.1%。2番目が電話で、509人、25.8%でございます。3番目に、LINEの409人、20.7%。次の4番目が、メールでございまして、407人、20.6%。5番目が、無料ゲームサイトの370人、18.8%というのが主なものでございます。

1日当たりのパソコンなどの使用時間でございますが、30分未満という人が、360人で18.2%。30分から1時間という人が、424人で21.5%。1時間から1時間30分が、327人で16.6%。1時間半から2時間という人が、171人で8.7%。2時間から2時間30分が、138人で7.0%。2時間30分から3時間という人が、107人で5.4%。3時間以上という人が、177人で9.0%ということになっております。

次に、LINEについてでございます。小学生の94人、中学生の315人、合計409人がよく使用していると答えております。これは、全小中学生の2,727人のうち15.0%に当たります。小中学生にかかわるLINEの問題点といたしましては、3点が考えられます。

まず1点目が、LINE上で、直接会ったことがない、知らない人とつながってしまうことが考えられます。場合によっては、連絡をとり合って直接会ってしまい、事件に巻き込まれる危険性もございます。2点目は、グループ内でのやりとりが、特定の人への誹謗中傷やいじめなどに悪用されてしまうということでございます。3点目は、LINE上で友達と絶えず会話をしていないと、会話についていっているのかということが不安になり、長時間の利用となってしまうことがございます。さらに、これらのグループ内でのやりとりの様子が、外部からは見えにくく、問題の発見がしにくいという面もあるようでございます。

次に、スマートフォンを正しく使うための児童・生徒、保護者の施策についての御質問でございますが、学校における情報教育の具体的な内容としましては、教育現場における児童・生徒への情報モラル教育の推進、個人情報の保護やネットいじめの防止、インターネッ

トの適切な使用など、ネット依存にかかわるものが挙げられます。

市内の小中学校では、これまでも継続して情報に関するモラルや、マナーの指導、家庭への啓発に取り組んでまいりましたが、これらの内容以外に、次の3点につきましても、取り組みの必要があると考えております。

まず、第1点は、携帯電話所持に伴う危険性の周知と、被害から守るための対処方法でございます。第2点が、携帯電話などへの過度の依存傾向を脱却させることでございます。第3点は、加害行為が犯罪につながることの周知でございます。

いずれにしましても、保護者自身につきましては、自己責任において3点の事柄を意識していただきながら、講演会などを活用し、自己学習により知識の習得に努めていただき、また、社会知識に乏しい子供たちにおいては、コンピューターやスマートフォンなどを使用する情報活用能力を高め、正しい使い方を身につけるため、情報教育を全体的にバランスよく推進し、より充実させていくことが重要であると考えております。

最後に、少年犯罪の発生及び被害の状況についてでございます。熊本県警察本部の資料であります肥後っ子のシグナルの平成26年度と27年度版により、お答えをいたします。

熊本県内の少年非行の情勢は、平成15年以降減少傾向にあり、平成25年の刑法犯少年が、熊本県全体で935人、うち人吉署管内が30人でございます。平成26年度の刑法犯少年は、熊本県で824人、人吉署で29人でございます。前年に比べ、熊本県全体で111人の減少、11.9%の減少ということでございます。そのうち万引きなどの初発型非行は、熊本県で平成25年が571人、平成26年は527人で、前年に比べ44人、7.7%の減少でございます。また、刑法犯少年のうち、3人に1人が再び非行に走る状況にあるようでございます。さらに、不良行為少年は、熊本県全体では、平成25年が3,684人、平成26年が3,146人ございまして、前年に比べ538人、14.6%の減少でございます。また、インターネット利用による犯罪は、熊本県で平成25年が34人、平成26年が45人となっております。最後に、平成27年度、今年度における市内の各小中学校からは、犯罪の発生、被害ともに報告はあっておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの答弁をお聞きして、全国的にはスマートフォンやそういったインターネットの所持率が高いという認識でありましたけれども、本市においても、このように高い比率にあるというふうなところに驚きました。また、今、説明された小中学生にかかわるLINEの問題点が、3点ほどございましたけれども、これは看過できない問題であるというふうに考えます。

そこで、今、答弁いただいたスマートフォンを正しく使うための児童・生徒、保護者への施策を充実していただきますようお願いいたします。当然、保護者みずからの問題として捉えるべきだというふうに思っております。

次に、保護者の家庭教育についてですが、学校と家庭で子供についての情報のやりとりをするコミュニケーションの取り方には、どのような方法があるのかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市内各小中学校からの情報は、主に通知として文書で各家庭にお届けしております。子供たちの学級での様子は、学級担任が作成いたします学級だよりや、学年だよりでお知らせしているところでございます。また、児童・生徒一人一人については、個別に情報をやりとりする場合は、学級担任と保護者の間で連絡帳を活用して、個別に情報をやりとりする場合があります。欠席、遅刻の連絡や、急を要するような場合などは、電話による連絡が行われております。特に重要な内容につきましては、直接お会いして内容をお伝えしたり、話し合いをもったりすることがございます。情報機器の活用という面では、メールアドレスの登録をされている保護者の方には、緊急時などに一斉送信メールによってお知らせを行ったり、学校の公式ホームページで情報を提供したりしているところでございます。

いずれにいたしましても、学校と家庭で情報をやりとりする場合には、その内容や場面に応じて、文書、連絡帳、電話、面談、電子メール、ホームページへの掲載など、さまざまな方法が用いられることによって、学校と家庭が情報を共有しながら、子供たちを見守っているという状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） いろいろと真剣に取り組んでおられることに、敬意を表すところで。やはり、いじめ問題や青少年の犯罪発生、被害等につきましては、その責任にいろいろな形態が存在し、難しい問題と思います。

しかし、私も子育て中の保護者です。これらのことを考えると、一保護者として責任を持って子育てをしなければならないと、痛切に感じるところです。特に、学校と家庭のコミュニケーションのとり方には、十分配慮する必要があると思います。しかしながら、家庭環境もさまざまであり、なかなか保護者がこれらのことを学ぶ場や、機会がないのも実情ではないかというふうに感じております。

そこで、保護者に対する学びの場の施策について、何かないものかお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

教育の原点としての家庭の教育的役割と責任を自覚し、理解を深めていただくため、親のあり方や家庭のあり方を学ぶ講座として、幼稚園、保育園、こども園、小中学校において、家庭教育学級を開催し、保護者への啓発活動を行っております。この学級は、乳幼児から児童・生徒、保護者を対象としたもので、親子のふれあい行事や講演会、ワークショップなど、それぞれ工夫された内容で実施され、親の役割は重要であることを認識し、家庭教育への意識を高めていただくようなものとなっております。

また、就学時健康診断などを利用して、保護者を対象とした親の学びプログラムを開催しております。これは、保護者同士がコミュニケーションをとりながらお互いを理解し、子育てについて、情報を共有していくということで、親としての自覚を深めていくような内容となっております。

また、人吉市PTA連絡協議会、人吉市青少年育成市民会議、人吉市子ども会育成連絡協議会などにおきましても、保護者の学びの場としての研修会や講演会を実施していただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この点につきましても、いろいろと施策を講じられているようですが、可能な限り参加促進を図り、保護者が家庭教育の充実を図られるよう期待するものです。

最後に、保護者と行政の連携についてですが、現在、この点について、何か実施されていることがあればお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

保護者と行政の連携についての御質問でございますが、近年、都市化や核家族化、地縁的につながりの希薄化を背景としまして、保護者が祖父母や地域住民など他者との共同や、交流の中で子育て、家庭教育に関する生きた知識やノウハウを身につける機会が乏しくなっております。社会に対して、閉じられた家庭教育が保護者の過度な負担、子供への過保護、過干渉、または子育てに無関心といったネグレクトを招いているとも言われております。また、先ほどから話題にもなっておりますが、インターネット等の発展により、子育て、家庭教育に関するさまざまな情報に触れる機会がふえましたけれども、そのことにより、かえって情報過多となり、みずからの子育てに対する価値観が十分に形成されていない状況では、真に必要な情報の取捨選択ができなくなり、より一層子育てを難しくしていることもございます。

家庭教育は、子供が基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心、自制心、さらには社会的なマナーなどを身につける上で、重要な役割を果たすものであり、子供に対する意図的な働きかけだけではなく、保護者それぞれの価値観やものの考え方を尊重しながら、子育てに関する保護者みずからの考え方を形成する一助となる意義がございます。

そういったことから、家庭と地域との希薄化をなくし、また保護者同士がふだんから気軽に子育てについて相談し合える、また話し合える、そのような人間関係の構築がとても大切になってまいります。

行政の役割としまして、特別こういう施策をとということを、今お話しすることはできませんけれども、他の関係機関と連携をしながら、さまざまな機会を捉えまして、家庭教育に対

する学習の機会の提供、例えば講演会であり勉強会の開催、そして問題や悩みを抱えた家庭につきましても、個々に相談、訪問、指導するといった包括的な支援体制の強化が肝要であり、家庭の教育機能を高めるための支援に取り組むことが必要であると考えております。

保護者の皆様におかれましても、子育てに対する正しい知識やノウハウを習得されるために、さまざまな講演会や学習会、機会を捉えられて、積極的に御参加いただきますよう啓発するとともに、問題や悩みが重篤化する前に、知人や地域住民、身近な人に相談されることはもとより、行政や関係機関を遠慮なく御活用いただきますようお願い申し上げます。

日ごろから言われております、宝である子供を中心に据え、やはり家庭、地域、学校、行政がしっかり連携し、地域ぐるみで子供たちとかかわり、見守り、育てていく環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この点について、私なりの感想になりますけれども、このような、先ほどの答弁の中にもありましたように、さまざまな取り組みがあつていることを知らない保護者の方がたくさんおられるのではないかというふうに思っております。

自分たちで悩みを抱え込んでしまい、途方に暮れておられる姿も多く見受けられます。家庭教育の大切さを十分認識していただくためにも、今後もしっかり事業展開されることを強くお願いいたします。

最後に、高齢者問題ですが、この問題は日本が抱える大きな問題です。まさに少子高齢化と叫ばれ、まさに国を挙げての問題です。大げさに申し上げますと、国家の存亡にかかわる問題と認識をしております。国家そのものが、この少子高齢化問題には迷走を続けているように見えてなりません。そのような中で、国、県が大きく左右するこの問題について、ましてや地方の一自治体が、直接住民と接する関係にあつても、なかなか政策、対応に手をこまねいている状況と思います。しかし、道行く人は高齢者の方ばかりで、子供たちの通学時、放課後なども、親の送り迎えもあるでしょうが、子供を時々見ると、驚きと懐かしさを感じる次第であります。

このように、少子高齢化の中でも高齢者問題については、一自治体で解決できる問題ではなくても、現況をきちんと捉え、その自治体にあつた個性ある行政の展開により、これまで社会、地域、家庭等を支えられ、今日の繁栄を築かれてきた方々に、尊敬の念を持ち、幸せの提供をするべきではないかというふうに考えます。さらに、今後長寿化が進み、その高齢者を支える方々も高齢となり、高齢者を高齢者が支える時代です。そして、老老介護の時代へと突入いたしました。私は、老若男女、また幅広い方々と勉強会や懇親の場を設けたり、また参加させていただいておりますけれども、若い方々は娯楽の話が中心でございますが、

御年配の方々との会話は、もう健康と老後のことばかりであります。

自分の老後のことだけでなく、自分の親、または親族の老後と、とりわけ介護の話になります。皆さん一様に、悲痛な顔になられます。親、親族の方々に対する愛情はいっぱいお持ちですけれども、今後どのようになり、そして介護する立場や、介護される立場になるのが心配だからではないでしょうか。実際、大変な現況にある方でも、当然の責任として受け入れられておられますが、自分も近々介護を受けることになるのではないかと、二重の不安を訴えられます。お一人で暮らしておられる高齢者の方は、毎日、終始今後のことばかりを考える日々だそうです。また、孤独死や介護に疲れて自死、そして報道が多くなりました介護疲れによる殺人などと、大変な時代を迎えていることを痛感いたします。新聞、テレビ等では、下流老人という言葉を使い、この高齢者問題が出ない日はありません。

下流老人、最近叫ばれる低所得者高齢者の問題です。ことし9月、老人の日に当たり、地元新聞報道された記事を見ますと、一面トップが、3人に1人が65歳以上、都市高齢化率、最高は五木村44.9%となっておりました。球磨郡市の平均が33.9%で、人吉市は32.9%でした。人吉球磨は自然消滅都市などと言われ、失礼千万と思いましたが、やはりこの数字には、少々考えさせられるものがありました。しかし、市民の方々に対し、また郡市の中心自治体として、高齢者問題には真剣に取り組まなければならないというふうに思っております。

以上、思いが強く、前説が長くなりましたけれども、そこで、本市の人口形態をお尋ねいたします。今回の一般質問で、一部答弁がなされ重複し、また担当部署でないものもあるかもしれませんが、できれば小・中・高校生及び64歳までの人数をお願いします。本質問の項目で重視しました高齢者、いわゆる前期高齢者と後期高齢者の方々別の人数及び就業率、在宅者、病気療養中、病気入院中、介護施設入居者数など、実態をお尋ねいたします。あわせて、介護を受けておられる方についてです。在宅サービス、施設サービス利用者などのいろいろな形態があると思いますが、実態等を教えていただきたいというふうに思います。

○健康福祉部長（村口桂子君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒の数についてでございますが、先ほどの教育部長からの答弁と重複いたしますけれども、お答えさせていただきます。平成27年12月1日現在で、小学校の児童数が1,750人、中学校の生徒数が933人となっているようでございます。なお、高校生の生徒数についてでございますけれども、把握が困難ということでございまして、参考に申し上げさせていただきますと、住民基本台帳から抽出しております年齢別統計から、高校生に該当する年齢の人数は、平成27年4月1日現在で1,023人となっているようでございます。

次に、64歳からの人口についてでございますが、平成27年11月末現在で2万2,780人となっております。65歳から74歳までの前期高齢者の数は4,969人、75歳以上の後期高齢者の人数は6,244人となっております。

次に、65歳以上の高齢者の在宅者数、病気療養中、病気入院中につきましては、なかなか正確な人数を把握することができません。お一人の方が、幾つかの、複数の病院とかにかかられますので、レセプトの枚数ということで、人数の把握というのはなかなか困難ですので、御了承いただければと思います。その上で、まず就業率を先にお答えさせていただきます。5年前の国勢調査によりますと、就業率は平成22年10月1日現在で19.48%となっております。

最後に、65歳以上の第1被保険者の方の介護サービス利用数でございますが、平成27年9月末日の数字で、在宅介護サービス利用者は1,200人、特別養護老人ホームを初めとします介護施設サービス利用者数は422人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 高齢者対策につきましては、本市においては、独自に高齢者支援課を設置され、行政対応、そして行政推進されることは十分承知しております。さらに健康福祉部における縦割り、横割りの取り組みも存じております。

しかし、現代はもう、我々が想像する事態をはるかに超えた急激な変化、信じられないほど多くの事例が発生しております。その情報収集はもちろんのこと、市民のニーズは多種多様化し、追いつかないような状況にあるといえます。健康で長寿で、そして幸せな人生を全うしたいという、この人間本能は誰もが持っているものですが、行く末を自分で決めることはできません。

健康を求められる方、あわせて経済的な安定も求められる方、いろいろあるでしょうが、本市における高齢者の方々に対する各面における取り組みについてお尋ねいたします。まず、高齢者の方々の生活状況把握の面での取り組みについて。介護予防の面から、健康管理、維持についての各種取り組みについて。介護問題に対する関係者への知識の伝達や指導について。介護を必要とする方への知識の周知や対応について。在宅介護の状況とその支援について、あわせてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。少し長くなるかと思いますが、御了承ください。

まず、質問の1点目の高齢者の方々の生活状況把握についてでございますが、第6期介護保険事業計画・介護福祉計画策定に当たり、地域の課題や必要となるサービスの把握分析をするために、平成26年1月、65歳以上の高齢者を3つの地域、生活圏域ですけれども、分けまして、それぞれ500人を抽出し、日常生活圏域ニーズ調査、いわゆる高齢者の日常生活についてのアンケート調査を実施いたしました。

次に、御質問の2点目でございます。介護予防の面からの健康管理、維持についての各種取り組みでございますが、日常生活圏域ニーズ調査に基づきまして、住みなれた地域でいき

いきと暮らすための重点施策の検討を行い、生涯現役社会の実現と多様な担い手による生活支援介護予防サービスの体制整備に取り組んでおります。

具体的な取り組みといたしましては、高齢者の自主的組織であります老人クラブ活動、高齢者の就労支援センターでありますシルバー人材センター、実り多い高齢期を過ごすためのシニアいきいき講座などの実施による、仲間づくりや生きがいつくり及び健康づくりの積極的な支援を行っております。

また、介護予防の取り組みとしましては、筋力アップを目指した運動機能向上プログラムや、閉じこもり防止を目的とした温泉施設、通所介護事業所でのデイサービス、炊事や掃除など家事援助が必要な方への支援として、介護予防生活支援サービスの提供をいたしております。

このほかに、身近な施設であります公民館、老人福祉センター等において、家に閉じこもりがちな高齢者が、簡単な運動やレクリエーションなどに参加できるデイサロンや、男性に特化した介護予防教室も実施しております。介護予防教室卒業後は、介護予防サポーターとして、地域で介護予防を推進する人材として、活動していただいているところでございます。

さらに、実際、介護を受ける状況になった場合、家族のみで抱え込むのではなく、地域全体で介護を支える仕組みとして、医療と介護を初めとした各種多様な職種との連携や、地域における見守り体制の強化、充実を図っております。

次に、御質問の3点目でございます。介護問題に対する関係者への周知の伝達や指導についてでございますが、在宅介護のかなめとなります介護支援専門員連絡会を定期的開催し、介護に関する知識の伝達や、意見交換会を通じた情報共有を行っております。

次に、4点目の介護を必要とする方への知識の周知や対応につきましては、毎月実施されます国民健康保険被保険者証の交付説明会や、各公民館、コミセン等に出向き、介護保険説明会・相談会を実施いたしております。あわせて、在宅介護に係る高齢者相互相談窓口として、地域包括支援センター、通称元気・長生きセンターを設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置しまして、多様複雑、緊急性のある、さまざまな相談をお受けしております。

このほかにも、相談の受け皿としまして、介護者家族会を定期的開催することで、介護者同士が悩みを打ち明け、解決する機会を設けたり、民生委員、町内会長、高齢者相談員などの地域の身近な相談窓口から、元気・長生きセンターにつないでいただくことなど、相談しやすい体制づくりに努めているところでございます。

最後に、質問の5点目の在宅介護の状況とその支援についてでございますが、1回目の答弁でお答え申し上げましたとおり、平成27年9月末現在で1,200人の方々が各種サービスを御利用されておまして、具体的なサービスの種類としましては、訪問介護、通所介護、通

所りハビリテーション、短期入所生活介護、訪問介護、住宅改修などなどのサービスがござ
います。サービス提供につきましては、ケアマネジャーが利用者及び御家族のお話を聞きな
がら、ケアプランを作成した上で、その方に合ったサービスの提供を行っているところでご
ざいます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） いろいろと取り組みをされており、行政成果はすばらしいものである
というふうに思います。

やはり、私が市民の方と触れる中で、一番訴えられるのが、もし自分で介護をしなければ
ならなくなると、どうなるのであろうかと。あと、仕事ができなくなり、生活が成り立たな
い。施設への入所は、何年も待たなくてはならない。入所できたとしても、果たしてその負
担ができるだろうか。入所後、なぜ施設を転々と変わらなければならないのだろうかという、
これまで言い尽くせないことかもしれませんけれども、これが悲痛な叫びの現実となっております。
これは団塊世代と言われた年齢層の方に多く聞かれる特徴のようです。

そこで、この厳しい社会問題、かつ死活問題であり、避けて通ることのできない高齢者問
題、介護問題について、どのようにお考えか、そしてどのような施策をなされるのかをお尋
ねいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 御質問にお答えいたします。

我が国は、世界がまだ経験したことのない超高齢社会を迎えようとしております。私たち
はこのことをしっかり認識した上で、高齢者の介護問題を考えていかなければいけないとい
うふうに考えております。

先ほども申しました日常生活圏域ニーズ調査の結果によりますと、51.4%の方が、介護が
必要になったときは、可能な限り自宅で介護を受けたいと回答されております。そうした要
望をできるだけくみ取り、これまで取り組んでまいりましたさまざまな施策の成果や課題を
踏まえて、第6期介護保険事業計画・老人福祉計画等を作成したところでございます。

この計画では、高齢者が地域で自立した生活が営まれるよう、医療、介護、予防、住まい、
生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを
進めるために、本市の実情に応じた施策を策定したところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、特別養護老人ホーム等の介護施設におきましては、
多くの入所希望の待機者がいるという現状のところにも、配慮しなければいけないというふ
うに思っているところでございます。

しかし、現段階におきましては、熊本県の第6期計画では、特別養護老人ホームなど、県
の指定が必要な介護老人施設の整備の計画は、現在なされておられません。また、本市におき
ましても、給付と負担のバランスを考慮した整備を行う必要があり、施設整備率の高い本市

においては、さらに基盤整備を進めると、将来の保険料が高額になることが懸念され、介護保険制度の安定運営に支障を来すと考えられますことから、市独自の介護保険サービスの基盤整備は、今期の計画においても、行わないこととしているところでございます。

高齢者ができるだけ介護が必要とならないよう、高齢者の生きがい、健康づくりを支援し、介護予防事業に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。さらに、要介護者だけではなく、その家族の支援にも取り組んでまいりたいと考えております。このような取り組みにつきましても、先ほども議員からもお話がありましたように、国レベルで取り組むべきことが大変多く、市独自の取り組みには、かなり限界があるのではないかとこのように感じているところでございます。

お話にありましたように、安倍首相は、11月24日、経済成長の推進力として、新たな3本の矢を発表し、その1つとして、介護離職ゼロを打ち出されました。その中の緊急対策として、高齢者のニーズに対応した介護サービス基盤の確保、介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化、支援体制の充実、介護に取り組む家族が、介護休業、介護休暇を取得しやすい職場環境の整備など、さまざまな施策を検討されるようでございます。

このような国の施策の動向にも注視しながら、市民にとって最も身近な問題であります高齢者の介護問題に、国の施策に従って適正に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この高齢者問題、奥深く大変難しい問題だというふうに思っております。

これまで、健康福祉部長からいろいろと答弁をいただきましたけれども、ここは市長からの見解もお尋ねしておきたいというふうに思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私は、日ごろから少子化は問題であるが、本来であれば長寿は問題ではなく、喜ばしいことであるというふうに申し上げております。しかし、喜ばしいはずの長寿が高齢化へとつながり、社会問題となっていることも、また事実であります。

その理由の1つは、少子化により、高齢者を支える世代がどんどん減少していることにあります。この少子化に歯どめをかけるためにも、少子化対策は行政の重要課題であり、子ども・子育て支援の充実は、本市としてもぜひ実現しなければならない施策であると考えております。

そして、2つ目は、介護の必要がなく、健康で過ごせる期間である健康寿命と、平均寿命との間に10年ほどの開きがあることであります。このために、高齢化が進むほどに、介護の問題が介護される本人に、その家族に、そして社会全体に大きくのしかかってきているのが

現実であります。

このような高齢者問題、介護問題に対して、本市といたしましては、先ほど村口健康福祉部長が申しあげましたように、まずは元気な生涯現役の高齢者をふやす対策、そして介護が必要な状態になったときには、介護や医療などの必要なサービスを必要なときに受けることができるよう、あらゆる機関、職種、そして地域の人々と連携しながら、地域全体で高齢者を見守り、支えていくためのシステムの構築を目指して、さまざまな施策を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 先ほどから申しあげております。そして、健康福祉部長のほうからも言われておりますけれども、高齢者問題は国の問題に委ねる点が多く、また大変奥深く、難しい問題であります。介護される方はもちろんのこと、介護する方の悲痛な叫びにも、目を向けなければならないというふうに思います。

最近では、子供たちの医療費、給食費の無料化について、議論が奮闘しておりますけれども、この高齢者問題についても、市長の政治力を発揮してほしいと願っております。また、全体的なこととして、我々市政に携わる者は、大きい観点から人吉市の発展と福祉の向上に関する議論を大いに展開しなければならないと、自分に反省を含め、思う次第でございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

日程第36 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第36、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第76号から陳第2号までを一括して各委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成27年12月第7回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

議第76号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））につきましては、3ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、4ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、5ページに記載し

てありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 76号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））	各委 [別記 1]
議第 77号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第2号））	経建
議第 78号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	各委 [別記 2]
議第 79号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 80号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 81号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第 82号	平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	経建
議第 83号	平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	経建
議第 84号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 85号	人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 86号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 87号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 88号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 89号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	総文
議第 90号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第 91号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第 92号	人吉市奨学生選考委員会条例の制定について	総文
議第 93号	人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	厚生
議第 94号	人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について	経建
議第 95号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
議第 96号	公の施設の指定管理者の指定について	厚生
議第 97号	損害の賠償について	総文
議第 98号	損害の賠償について	総文
議第 99号	損害の賠償について	総文
議第100号	損害の賠償について	厚生
議第101号	損害の賠償について	厚生
議第102号	損害の賠償について	厚生

議第103号	損害の賠償について	経建
議第104号	損害の賠償について	経建
陳第 2号	「安全保障関連法廃止を求める意見書」の提出を求める陳情	総文

[別記1]

議第76号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））	
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 14款 予備費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 7款 商工費

[別記2]

議第78号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第3条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費）</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費、4項 選挙費）及び10款 教育費）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税费）、3款 民生費及び4款 衛生費）</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為の補正（8款 土木費）</p>

[提出陳情件名]

陳第2号 「安全保障関連法廃止を求める意見書」の提出を求める陳情

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第1号 「安全保障法案の廃案を求める意見書」提出を求める陳情

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時50分 散会

平成27年12月第7回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月22日 火曜日

1. 議事日程第5号

平成27年12月22日 午前10時 開議

日程第1	議第76号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））	各委
日程第2	議第84号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第85号	人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第4	議第86号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第87号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第88号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第89号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	
日程第8	議第92号	人吉市奨学生選考委員会条例の制定について	
日程第9	議第97号	損害の賠償について	
日程第10	議第98号	損害の賠償について	
日程第11	議第99号	損害の賠償について	
日程第12	議第90号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第13	議第91号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第14	議第93号	人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	
日程第15	議第100号	損害の賠償について	
日程第16	議第101号	損害の賠償について	
日程第17	議第102号	損害の賠償について	厚生
日程第18	議第96号	公の施設の指定管理者の指定について	
日程第19	議第77号	専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉	

		市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	
日程第20	議第 94号	人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定について	経建
日程第21	議第 95号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	
日程第22	議第103号	損害の賠償について	
日程第23	議第104号	損害の賠償について	各委
日程第24	議第 78号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）	
日程第25	議第 79号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第26	議第 80号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第27	議第 81号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	経建
日程第28	議第 82号	平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）	
日程第29	議第 83号	平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	総文
日程第30	議第105号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
日程第31	諮第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第32	諮第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第33	諮第 3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第34	諮第 4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
日程第35	陳第 1号	「安全保障法案の廃案を求める意見書」提出を求める陳情	
日程第36	陳第 2号	「安全保障関連法廃止を求める意見書」の提出を求める陳情	
日程第37		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	
日程第38		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告	
日程第39		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第40		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第41		議員派遣について	
日程第42		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第42まで議事日程のとおり

- ・追加日程
議案の訂正について（議第99号 損害の賠償について）
- ・追加日程
議第106号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- ・追加日程
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- ・追加日程
意見第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
意見第3号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副	市長	松田知良君

教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	井 上 祐 太 君
市 民 部 長	今 村 修 君
健 康 福 祉 部 長	村 口 桂 子 君
経 済 部 長	福 山 誠 二 君
建 設 部 長	大 淵 修 君
総 務 部 次 長	小 林 敏 郎 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健 康 福 祉 部 次 長	柳 瀬 恵 子 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
総 務 課 長	小 澤 洋 之 君
企 画 財 政 課 長	丸 本 昭 君
会 計 管 理 者	山 下 正 純 君
水 道 局 長	中 村 則 明 君
水 道 局 次 長	中 川 一 水 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	松 岡 誠 也 君
教 育 部 次 長	告 吉 眞 二 郎 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	荒 毛 正 浩 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼	椎 葉 千 恵 君
議事係長	井 上 京 子 君
書記	白 坂 禎 敏 君
書記	

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について（議第99号 損害の賠償について）

○議長（田中 哲君） 執行部より訂正についての説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、御提案申し上げております案件議案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第99号損害の賠償についての案件の3、賠償（和解）の相手方でございます。賠償の相手方の記載に一部誤りがありましたので、相手方の名称を中原畜産会会長から、人吉市畜産会中原支部支部長へ訂正をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

ここで執行部に申し上げます。議案の上程に当たりましては、内容を十分確認・精査することはもとより、内容に応じては横断的にほかの部局との連携によるチェックを行い、今後このような事案が発生しないよう御注意お願いいたします。

ただいま訂正することを承認いたしました議第99号につきましては、総務文教委員会への付託案件でありますので、訂正後の内容により改めて総務文教委員会にて審査をお願いいた

します。

それでは、総務文教委員会の開催をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時14分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第76号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第76号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第76号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））につきまして、審査の結果を報告いたします。

14款予備費の240万6,000円の減額ですが、これは7款、1項商工費、1目商工総務費との組みかえです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第1、議第76号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度人吉市一般会計補正予算（第5号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7款商工費、1目商工総務費、28節繰出金は、平成27年10月2日に発覚した漏電に伴い、緊急対応による国民宿舎くまがわ荘の温泉揚水ポンプ及び汚水水中ポンプ取りかえ工事のため、専決処分により国民宿舎特別会計への繰出金を240万6,000円増額したものです。

委員会では、現地視察を行い慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたしました。

採決いたします。議第76号について、各委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第76号は、承認されました。

日程第2 議第84号から日程第11 議第99号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、議第84号から日程第11、議第99号までの10件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第2、議第84号から日程第11、議第99号までの10件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第2、議第84号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年10月13日火曜日に発生した前教育部長の酒気帯び運転による非違行為事案について、教育現場を初めとする社会全般に大きな影響を与えたことから、当該職員を管理監督する立場にあった市長、教育長及び副市長の給料を、市長及び教育長が給料月額10分の1の1カ月、副市長が20分の1の1カ月減額し、平成28年1月支給分の給料から適用させるものであります。

執行部より、判断の根拠となった他市の事例や本市の過去の状況について説明を受けました。本市においては、過去に職員の酒気帯び運転による懲戒免職の事例はなく、複数の非違行為による監督責任として、一番重い量定で市長の5分の1減額3カ月や1カ月といったものがあつた。一般的には市長の10分の1減額1カ月が通例となっており、公金着服や公金横領等の場合が10分の1減額2カ月などとなっている。他市における職員の酒気帯び運転による特別職処分量定は一概には言えないが、重大事故が絡むものはその態様に応じて量定も重くなっており、職員の非違行為の背景に特別職の何らかの関与があつた場合は、特に重くなっている。過去に同様の事例がないことから、判断しづらいところがあるが、公金横領や着服といった事案とは異なり、勤務時間外のプライベートな時間帯での非違行為であつて、市長等の管理監督責任が直接的に及びづらい状況でもある。このようなことから、一般的な量定に加重すべき要因は少ないものと考えている。また、他市の酒気帯び運転による事例から検討するにしても、他人に重篤な障がいを負わせた事案でもなく、当該非違行為の背景に特別職が関与していることもないことからすれば、一般的な管理責任の範疇の量定を考えるのが妥当ではないかと考えており、このような量定になつたという説明がありました。

質疑に入り進めていく中で委員から、部長という重要な職責にある者が起こした今回の事

件に対して量定が軽いのではないか。平成18年の福岡市での追突事故から厳罰化がなされている中、模範となるべき部長職が起こした今回の事件は、社会に与えた影響は余りにも大きい。1カ月という期間は、部長職が起こした事件であるのに短いのではないかといった声が市民からも出ている。前例がないことから基準づくりに重点を置いた部分もあるといった説明に対して、今回の量定は執行部主導となっているのではないか。市長自身も納得の上の改正案かといった意見が多数出たことから、市長自身の考えを聞きたいということで、市長に委員会出席要求をすることを全会一致により決め、議長に要求し、休憩を挟み市長に出席いただき、市長自身の考えを述べていただきました。

市長の考えは、自治体の長としての責任のとり方はさまざまであり、事務方には他市の事例、本市の過去の事例といったことについても広く調査、検討するように指示したところである。再発防止にも努めたり、そういう職場環境づくりも大切であり、今、全庁的な取り組みも行っているところである。また、委員からの、市民からも軽いのではといった意見がっており、今回の事件はこれまでの例とは違い、一般職ではなく部長職が起こした事件であり、再検討すべきではといった意見に対して、我々もそういったことに関してもさまざまに考察し、勤務中か勤務外かといった要件などもさまざまに考慮した上での提案とさせていただいたとのことでした。

市長退席後の審査において、市長の考え、執行部の説明も理解するところではあるが、一般職と部長職とでは事の大きさが違う。勤務外ではあるが、やはり部長職が起こした事件である。市民の声からあるように、期間が短いのではないかといった意見が多数あり、また修正の話も出たところから、この日の審査は保留といたしました。

翌日の審査においては、さらなる検討の余地があるということで、再度保留といたしました。

3日目の審査に入る前に、本村委員ほか4名から、会議規則第67条の規定に基づき、修正案の提出が委員長になされましたので、開会后、まず修正案について審査することについて、委員の了承を得て審査に入りました。

本村委員の修正案の提案理由は、執行部の説明では、一般職の職員の不祥事に対する減額などを参考にして、同程度の減額にしたとの説明があった。しかし、部長が起こした場合の処分は、一般職の職員が起こした場合の処分より重いことなどを考えれば、管理監督する立場にあったその責任は、さらに重いものだと考えるのが妥当であるとの説明でした。修正する部分は、附則第35項及び附則第36項中、1月31日を3月31日に改めるものです。修正案に関する資料はお手元に配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

委員会としましては、まず提案があった修正案について委員に諮り、全員異議なく修正案について認めることに決しました。次に、修正箇所を除く原案について諮り、全員異議なく修正部分を除く原案について認めることに決しました。

次に、日程第3、議第85号人吉市庁舎等移転建設審議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、本年3月の定例市議会において、市役所の主たる事務所の位置が条例改正により決まったことから、人吉市庁舎等移転建設審議会の庶務、いわゆる事務局を企画財政課から契約管財課へ移すため、条例の一部を改正するものです。あわせて、題名の設置条例から設置を削る改正を行っています。もともとこの条例は、審議会の内容や運営全般にわたって制定しているので、審議会を置くという設置条例から審議会条例と題名を改めるものです。ほかにもこういった附属機関に関する条例があるが、今後は審議会条例で統一をしていくという説明を受けております。

委員からの質疑に対して、設置条例となっている条例がほかにもあるが、設置が入っていることで不都合があるわけではないという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第86号から日程第6、議第88号までの3件につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法が平成27年10月1日に施行され、関係法令等の改正に伴い条例の一部を改正するものです。

まず、日程第4、議第86号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議員、委員会の非常勤の職員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の非常勤の職員が、公務上の災害または通勤による災害により年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）及び休業補償を受ける際に、同一の事由により厚生年金保険法等ほかの法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合には、両者の間で調整が行われ、一元化法の施行日以後に新規に裁定され給付される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、条例附則第5条について必要な改正を行うものとの説明がありました。

委員からの質疑に対し、制度の改正により、実際に年金が減ってしまうのかについては、ケース・バイ・ケースであり、加入している年金の内容にもよるとの答弁がっております。

意見として、年金給付減額につながるため反対との意見がありましたので、挙手により採決をとり、慎重審査の結果、賛成多数により認めることに決しました。

日程第5、議第87号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、基本的には先ほどの議第86号と同様の改正であります。対象が非常勤特別職の消防団員であり、対象者がその生命または身体に対する高度の危険が予測される状況下において、火災の鎮圧、または暴風、暴雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象もしくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合においては、傷病補償年金、障害補償または遺族補償を加算する特殊公務に従事する場合の特例があり、第18条の2の特殊公務に該当しない場合と該当する場合に分けて規定しているという説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第6、議第88号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第86号及び議第87号と同様に、一元化法の改正によるものですが、法律を引用している部分を改正された後の条文に改めるもので、附則の施行期日は、第13条第4項の改正規定は、行政不服審査法が平成26年6月13日公布されているが現時点で未施行のため、公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日から施行する。また、第3条第2項の改正は、一元化法によるものであるため、10月1日から適用するとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第89号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーに関する法律（以下「番号法」）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等について基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

番号法においては、第9条で個人番号を利用できる範囲が、社会保障、税、災害対策分野でのみ個人番号を利用できると限定されており、これら3分野の事務であっても法令または条例で列挙されている事務でのみ個人番号を利用できるとなっています。

条例では、市が独自に利用する事務を別表第1に、番号法別表第2に規定されている事務は、条例第4条第3項で包括的に規定し、そうでないものを別表第2で具体的に規定をしている。また、同一の団体内の他の機関と連携をする場合を別表第3に規定しているといった説明がありました。委員からの質疑に対して、現在、3分野に限ってのことであるが、当然分野が広がれば事務も広がることになるとの答弁がありました。

意見として、この取り組みはマイナンバー法の危険性をさらにふやすことになるので、反対との意見が出されましたので、挙手により採決をとり、慎重審査の結果、賛成多数により認めることに決しました。

次に、日程第8、議第92号人吉市奨学生選考委員会条例の制定については、これまで審査、諮問または調査ということの解釈が曖昧であったため、要項等で設置してある機関が附属機関に該当するかどうかを、条件を設定し調査を行った結果、奨学生選考委員会については、市長または執行機関が住民等の権利義務に影響する権限行使の前提となる審査、諮問または調査することを目的に設置された合議体の機関であることという条件に該当することから、条例として制定するものです。

委員からの質疑に対して、施行規則の中では委員は5名だったが、条例では4名以内とした。もともとなり手が少なく4名で活動してきた。委員会は、多くて年2回という答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第97号から日程第11、議第99号までの3件は、いずれも今年8月25日の早朝、本市に最接近した台風15号によるものです。

日程第9、議第97号損害の賠償については、第一中学校敷地内の倒木に伴う法務局建物の笠木部分の破損事故に対する損害の賠償です。倒木した樹木自体が根腐れをしており、強風に耐えられなかった。全国市長会学校災害賠償補償保険の対象となり、市の損害賠償審議会の承認を得て示談仮契約を締結したという説明を受けました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第10、議第98号損害の賠償については、人吉市立第一中学校校舎管理棟屋根瓦飛散による車両損傷事故に対する損害の賠償です。台風が接近したことから、当該教職員は学校施設の被害がないか午前4時ごろ出勤し、自家用車を管理棟脇に駐車していた。管理棟は以前から雨漏りが発生しており、屋根瓦が傷んでいたなどの説明がありました。

委員からの質疑に対して、管理棟脇は駐車禁止場所ではないという答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第11、議第99号損害の賠償については、中原コミュニティセンター敷地内の樹木が倒れたことによる建物破損事故に対する損害の賠償です。この案件に関しましては、当初、相手方を中原畜産会会長、新村昌助氏として審査を行い、慎重審査の結果、全員異議なく認めておりましたが、本日冒頭に議案の訂正があり、相手方が人吉市畜産会中原支部支部長、新村昌助氏へ訂正がありましたので、先ほど委員会を開催し再審査を行ったところです。

事故の状況は、倒木は市の所有であり、牛つなぎ場のスレート屋根は人吉市畜産会中原支部の所有である。立木の定期的な枝の伐採などの管理を行っていなかったことが原因と思われるとの説明がありました。

委員からの質疑に対して、改正されたのは平成12年4月であるという答弁がありました。

慎重審査の結果、再審査におきましても全員異議なく認めることに決しました。

なお、委員から、台風被害における損害賠償の3案件については、樹木や公共施設の老朽化等、日ごろから見回りを行い管理することが重要であるという意見が出ております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 日程第8、議第92号人吉市奨学生選考委員会条例の制定について、西委員長にお聞きをしたいと思います。

この条例の人吉市奨学金貸与条例の規定に基づきということにつきましては反対はございませんが、この審査の中でこれまでの奨学金のあり方について、例えば奨学金を送ったけれども返金がないというような内容の、審査の中ではそういった話が審査項目の中

には上がっていたのでしょうか。報告の中には入っておりませんでしたので、確認のためお聞きしておきます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） 全員協議会の中では説明を受けたところでございますけども、委員会の中では滞納についての意見等は出ておりません。

○議長（田中 哲君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで、議第86号については、討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 議第86号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、国が行う被用者年金制度の一元化を図るために改正されるもので、対象者の中には委員会の非常勤の職員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の非常勤の職員も含まれています。年金制度の一元化の問題点は、年金の保険料は上がっていくのに年金の給付額が一方的に引き下げられることです。

総務文教委員会での説明では、これまで障害保障年金と厚生年金保険の障害厚生年金を合わせて170万円もらえていた人が、今後153万円しかもらえなくなるという例が示されました。また、年金支給額が下がる人はいるが、上がる人はいないことも明らかになりました。このように、年金の保険料は上がっていくのにその一方で年金の給付額が一方的に引き下げられる、こんな理不尽なことはないと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、議第84号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

議第84号に対する総務文教委員長報告は一部修正がありますので、まずその修正にかかわる部分について議事を進めます。

お諮りいたします。総務文教委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立全員。

よって、総務文教委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正議決されました部分を除くそのほかの部分について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立全員。

よって、修正議決されました部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議第85号について採決いたします。

お諮りいたします。議第85号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第85号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第86号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第86号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第86号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第87号及び議第88号の2件について採決いたします。

お諮りいたします。議第87号及び議第88号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号、議第88号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第89号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第89号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第89号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第92号から議第99号までの4件について採決いたします。

お諮りいたします。議第92号から議第99号までの4件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第92号、議第97号、議第98号、議第99号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第90号から日程第17 議第102号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第12、議第90号から日程第17、議第102号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第12、議第90号から日程第17、議第102号の6件につきまして、審査の結果を報告します。

まず、日程第12、議第90号人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

人吉市税条例等の一部を改正する条例では、市が作成する納付書または納入書には法人番号を記載することとされていますが、今回の改正では個人情報保護の観点から、法人番号を記載しないことに改めるほか、法人番号に関する用語の規定を追加するものです。この条例は平成28年1月1日から施行されます。

執行部から、マイナンバー法に基づき3月31日付で専決処分した人吉市税条例等の一部を改正する条例を再度改正するものであるとの答弁を受け、委員からマイナンバー制度そのものに反対であるとの意見が出されました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第91号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、個人番号に関する規定等の審査を行うため、条例の一部を改正するもので、平成28年1月1日から施行される第1条では、保険料の徴収猶予の規定に個人番号の定義の追加と、申請書記載事項に個人番号を追加すること。減免の規定にも申請書記載事項に個人番号を追加することが規定されています。

第2条では、保険料の徴収猶予の規定に今まで添付の必要があった徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付不要とするもの。また、減免の規定にも、同じく申請の際の添付書類を不要とするもので、施行日をマイナンバー法の附則に掲げる規定の日とし、平成29年1月1日から施行が予定されております。

委員会からの質疑に対し、保険料の徴収猶予や減免を申請する際は、申請書に必要とする理由を記載する必要はあるが、それを証明する書類を添付する必要がなくなるので、マイナンバー法の住民の利便性の向上につながるとの答弁がありました。また、委員から、マイナンバー制度そのものに反対であるとの意見も出されました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第93号人吉市予防接種健康被害調査委員会条例の制定については、地

方自治法138条の4の規定により、前に設置されている当該委員会を附属機関として設置するため、新たに条例を制定するものです。また、今回の条例制定にあわせて、委員長の設置、所掌事務の一部見直しのほか、附則で人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表第1に当該委員会の項目を追加するものです。なお、この条例は、公布の日から施行されます。

委員からの質疑に対し、過去に被害調査を行った事例は、一番最近では平成23年4月に発生した事例で、それ以前は当時の議事録に十七、八年前に起こったという記録があることから、平成に入って2回は開催されているなどの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第100号損害の賠償については、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、腐食及び台風15号接近による風雨により、旧老人趣味の家の屋根棟包鉄板が飛散し、相手方家屋が破損した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

執行部より、事故の概要を記載した資料、位置図、現場写真等を使った説明とともに、施設の管理状況などについても説明を受けました。

委員から、現在の管理状況に関する質疑のほか、日ごろから目視などで管理をお願いしたいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第101号損害の賠償については、平成27年8月25日午前4時30分ごろ、腐食及び台風15号接近による風雨により、人吉浄水苑機械棟の屋根窓が外れて落下し、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

執行部より、事故の概要を記載した資料、位置図、現場写真などを使った説明とともに、施設の管理状況などについても説明を受けました。

委員から、当時の状況を確認するなどの質疑のほか、施設の管理は今後も最善を尽くしてほしいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第102号損害の賠償については、平成27年9月4日午前9時40分ごろ、相手方車両が国道445号を相良村方面から人吉市方面へ走行中、国道445号に設置していた上水道仕切弁ボックスのふたが外れていたことにより、相手方車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

執行部より、事故の概要を記載した資料、位置図、現場写真を使った説明とともに、事故の原因となった仕切弁ボックス破損後の処置についても説明を受けました。

委員から、ほかの仕切弁ボックスや今後の対応に関する質疑があったほか、事故の発生時

間がずれていた場合、通学時間と重なる可能性もあった。今後も通常点検は怠りなくやってほしいという要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、議第90号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第90号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第90号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第91号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第91号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、議第91号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第93号から議第102号までの4件について採決いたします。

お諮りいたします。議第93号から議第102号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第93号、議第100号、議第101号、議第102号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 議第96号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、議第96号を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三倉美千子議員の退席を求めます。

[三倉美千子議員 退席]

○議長（田中 哲君） それでは、厚生副委員長の報告を求めます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第18、議第96号につきまして、審査の結果を報告します。

日程第18、議第96号公の施設の指定管理者の指定については、人吉市老人福祉センターの指定管理者を人吉市老人クラブ連合会とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため上程されたもので、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとされています。

まず、審査に入る前に委員長から、当該議案の審査においては除斥対象となることから、委員会を退席し、副委員長に議事をお願いしたいとの申し出がありました。そこで、委員に委員長退席を諮った後に委員長退席、副委員長が委員長の職務を行い、委員長報告も副委員長が行うこととしました。

執行部から、施設の管理運営、第3次指定管理に伴うこれまでの経緯、管理運営の基本方針や選定基準などの説明を受け、人吉市指定管理候補者選定委員会の選定結果の報告を受けました。

委員から、募集要項の公表方法や組織、役員体制に関すること、団体の法人化に関する質疑があり、団体の法人化については、市としても法人化されるようにずっと指導をしてきたところである。今後、法人化を行うということで準備、検討を進められているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの副委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第96号について、厚生副委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第96号は、原案可決確定いたしました。

ここで、三倉美千子議員の入場をお願いいたします。

[三倉美千子議員 入場]

ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第19 議第77号から日程第23 議第104号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、議第77号から日程第23、議第104までの5件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第19、議第77号から日程第23、議第104号までの5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、議第77号専決処分を求めることについて（平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第2号））は、緊急対応による国民宿舎くまがわ荘の温泉揚水ポンプ及び汚水水中ポンプ取りかえ工事のため、専決処分により歳入歳出をそれぞれ240万6,000円増額したものです。

委員会では現地視察を行い、専決処分等の報告資料説明時には、工事前と工事後の写真を提示して説明するよう要望し、慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認しました。

次に、議第94号人吉市子牛保留奨励金交付選考委員会条例の制定については、地方自治法第138条の4の規定により、現に設置されている当該委員会を附属機関として設置するため、新たに条例を制定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第95号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、平成27年2月12日、第1回臨時会において議決した人吉中核工業用地調整池改築工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を変更し、第3契約金額中、2億1,896万4,135円を2億2,949万370円に改めるものです。

執行部から、契約変更の主な理由として、調整池底部分の掘削中の過程において、当初見込むことができなかった多量の巨大岩石や湧き水の発生により、改築工法の変更を余儀なくされた。さらに、平成元年の九州縦貫自動車道建設時に発生した発生土受入地整備の際に施工された、暗渠配水管が調整池底部分から多数確認されたことに対応するため、工法の見直しを行ったとの説明がありました。

審査の過程において委員から、大量の岩石はどこから出たのか、事前に調査はできなかったのか、暗渠配水管は撤去したのかなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第103号損害の賠償については、平成27年8月10日午後8時50分ごろ、相手方が下原田町字荒毛の市道城本西駅線を通行していたところ、道路の舗装面がはがれている部分の段差につまずき、転倒して負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を

決定し、和解するものです。賠償の額は、7万6,169円です。

審査の過程において委員から、市道が原因で事故が発生した場合、市が責任を負う範囲の明確な基準はあるのかとの質疑に対し、執行部から、保険による損害賠償額は事故の状況によって変わってくるので、瑕疵割合はケース・バイ・ケースとなるとの答弁がありました。また、委員から、相手方のけがの症状がわかるような資料も今後提示してほしいとの意見がありました。なお、事故現場の現地視察も行いました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第104号損害の賠償については、平成27年8月31日午後7時ごろ、帰宅途中の相手方が東大塚町の市道桑木津留線の路上において、車両通行不能とした落石を除去していたところ、道路のり面からの落石により負傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。賠償の額は、1万3,580円です。

審査の過程において委員から、落石はどこまで市の責任になるのかとの質疑に対し、執行部から、市道に落石があることを市が知っていた場合は全て市の責任となり、何らかの対策を講じていれば過失割合も違っていたと思われるとの答弁がありました。また、委員から、今回の事故現場には防護ネットがなく、今後も落石や出水が予想されることから、早急な対策をとってほしい。そして、過去に同様な事故が発生した場所においても注意書きの看板を設置するなど、注意喚起を図ってほしいとの要望がありました。なお、事故現場の現地視察も行いました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第77号から議第104号までの5件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第77号は承認、議第94号、議第95号、議第103号、議第104号は、原案可決確定いたしました。

日程第24 議第78号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第24、議第78号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第24、議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、予算委員会に付託されました歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、1億4,267万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億7,862万4,000円とするものです。今回の補正につきましては、地方消費税交付金と選挙人名簿システム改修費補助金や社会福祉費負担金などの国庫支出金、県支出金ほか繰越金などの増額補正であります。

委員から、災害対策費寄附金、認定こども園の数、児童虐待・DVの相談件数、自立支援給付事業、農業農村整備推進交付金、都市計画補助金などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第24、議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

第2表、債務負担行為補正の追加の投票受付システムリース料は、現在、事務に係る投票受付システムの保守期間が平成28年3月で終了することから、新システムを導入するもので、期間を平成27年度から32年度の6年間を設定するものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の減額補正は、副市長不在期間5カ月分の給料減額のほか、国出向職員3名の旅費の増加などですが、委員からの質疑に対して、出向先は経済産業省に1名、内閣府宇宙戦略室に1名、内閣府まちづくり関係に1名という説明がっております。4項選挙費、1目選挙管理委員会費の増額補正は、投票年齢が18歳に引き下げられたことに伴う選挙人名簿システム改修費です。

委員からの質疑に対し、年齢引き下げによる選挙人の増は、9月30日現在の人口では18歳が295名、19歳が273名の方が該当すると思われるが、転入、転出により増減があるとの説明がっております。

9款消防費の増額は、寄附金で購入する避難所フロアマットですが、委員からの質疑に対し、ジョイントマット24セットをフロアのある指定避難所に常備するとの答弁がっております。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費の学校管理費の増額は、議第97号及び議第99号の審査において質疑でも出ましたが、小中学校とも高木の伐採希望が多いことから、伐

採を委託し、適正管理に努めるとの説明がっております。また、中学校施設設備改修工事は、来年度、難聴の子供が第一中学校に入学予定であり、難聴児用改修工事は防音が主で、トイレ改修もあわせて行うとの説明がっております。5項社会教育費、5目文化財保護費の増額補正は、歴史的庭園群保存活用事業として、お庭御覧を実施した人吉旅館の庭園解説板作成委託料や、指定文化財である矢黒神社覆屋の屋根銅板が、本年8月の台風15号により一部破損したことから、復旧経費に対する補助金を人吉市文化財保存整備費補助金交付要項に基づき補助するものなどです。

委員の質疑に対して、補助金の補助率は4分の3であり、町内で保険を掛けられていたため手出しはなく、補助金も差額を計算して交付するとの説明がっております。矢黒神社については、現地視察を行っております。

6目カルチャーパレス費の増額補正は、図書館の学習室として使用している広域行政組合の事務室跡の床はがれや壁の劣化が目立つことから改修するもので、現地視察を行っております。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費の増額補正は、本年6月10日から6月11日にかけて梅雨前線の豪雨により発生した第二中学校職員駐車場の南側のり面崩壊の災害復旧工事で、こちらも現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第24、議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費の増額は、平成28年度課税分市県民税給与支払報告書等データ入力業務委託料分です。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の増額は、不適切な個人番号カードの発行を確実に防止するための顔認証システム機器購入によるものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の増額は、みんなしあわせスマイルフェスタ実行委員会の解散に伴う負担金の減額、平成26年度の後期高齢者医療療養給付費負担金確定に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の増額、「財務安定化支援事業繰出金」の増に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増を初め、他の特別会計繰出金の増減等によるものです。2目心身障害者福祉費の増額は、扶助費の生活介護給付費を含む7事業の最終給付見込みによる増、26年度給付費の精算に伴う国・県精算金の増によるものです。2項児

童福祉費、1目児童福祉総務費の増額は、補助金の地域活動事業を含む6事業の最終見込みによるものなどです。

委員からの質疑に対し、延長保育促進事業について、延長保育時間の設定やおくれた場合のペナルティーの問題などさまざまな意見があるが、園側の保育標準時間の問題や県の補助事業でもあるので、利用者の声も聞きながら今後の課題としたいなどの答弁がありました。また、委員から、時間に間に合うように急ぐ余り、不測の「事故」も起こりかねないので、早目の改革をお願いしたいという要望が出されました。

2目児童措置費の増額は、子供医療費及び児童手当の最終見込みによるものです。3項生活保護費、1目生活保護総務費の増額は、26年度生活保護費等国庫負担金の精算によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の増額は、新健康管理システムの保守委託料やコンピューターソフト使用料等です。2目予防費の増額は、高齢者のインフルエンザ予防接種及び成人用肺炎球菌予防接種の接種者が当初より伸びたこと、及び薬剤単価の増に伴う委託料の増額によるものです。3目保健センター費の増額は、消耗品や電気料など保健センター経費の増によるものです。5目環境衛生費の増額は、大野簡易水道組合配水池ポンプ設備類の経年劣化による修理のための補助金で、委員会で現地視察を行いました。

債務負担行為の補正は、追加の理由が、事前準備に相当な時間が必要なことから、市・県民税特別徴収に関する綴印刷製本費、消費生活センターだより印刷製本費の期間を平成27年度から平成28年度まで、指定ごみ袋販売委託料の期間を平成27年度から平成30年度までとするものです。変更の健康管理システムリース料は、内訳の変更及び入札による委託料が確定したことによるものです。

委員からの質疑で、指定ごみ袋が破れやすくなったという指摘を数件受けているが、受託業者に対して実情を説明し、改善を求めたところである。その点については、速やかに「対応したい」という報告を受けたとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

済みません、今、報告した中で訂正をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費のところですけども、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の増額で、財務安定化支援事業ということです。財務と言いましたけれども、財政ということです。

次に、園児を迎えにいくのに時間に間に合うように急ぐ余り、不測の事故と言ったそうですが事態、態度の態、訂正お願いします。

それと、委員会からの質疑、最後の指定ごみ袋のことなんですが、その点については速やかに対応したという報告しましたが、私の文章の書き方が間違っていて、したじゃ

なくてしたいということですよ。

今ちょっとしたいと言ったそうです。したと言ったけれども、今からするということ、したいということだそうです。

以上です。

済みません。袋の改正は、したと言ったそうですけども、今からしたいということだそうですので。済みません、ごみ袋が破れやすいとか……（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 議事進行、どういう点について。

○12番（笹山欣悟君） 今の委員長の訂正の報告が、どういったところを訂正をされているのかわかりませんので、議長のほうで整理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時54分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで三倉厚生委員長に申し上げます。訂正箇所につきましては、笹山議員から議事進行がありましたように、明快な説明をお願いいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 発言の訂正をお願いいたします。

3款、1項、1目社会福祉総務費の報告で、「財政安定化支援事業繰出金」の増と言わなければならないところを、「財務安定化支援事業繰出金」の増と言ったそうでございます。

3款、2項、1目児童福祉費総務費の委員からの要望の中で、時間に間に合うように急ぐ余り、不測の「事態」も起こりかねないと言わなければならないところを、時間に間に合うように急ぐ余り、不測の「事故」も起こりかねないと言ったそうでございます。

最後に、債務負担行為の補正の質疑の中で、その点については速やかに対応したいという報告を受けたと言わなければいけないところを、その点については速やかに対応したいという報告を受けたと言ったそうでございますので、以上、3件につきまして発言の訂正をお願いいたします。

済みません。もう一回はっきり。最後に、債務負担行為の補正の質疑の中で、その点については速やかに対応したという報告、したですね。先ほど、したいと言いましたので、「対応した」という報告を受けたと言わなければならないところを、その点については速やかに「対応したい」という報告を受けたと言ったそうでございます。

以上、3件につきまして発言の訂正をお願いいたします。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第24、議第78号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第6号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正について、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費、1項農業費の主なものは、地域産業シミュレーション委託料、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金、農道整備工事、水路改修工事等の増額などです。なお、農道整備工事における下薩摩瀬地区及び中林地区の農道については、現地視察を行いました。

審査の過程において委員から、地域産業シミュレーション委託料の具体的な内容について質疑があり、執行部から、宮崎、鹿児島、熊本の3県及び人吉球磨圏域の牛の国内流通状況、ハラール牛ニーズ調査、認証取得を含めたハラール戦略の策定などの国内調査、東南アジア、アメリカ、EU、ヨーロッパ内への輸出有望国の調査及び流通状況などの海外調査、今後設立予定の検討組織への会議資料等の提出などを予定しており、委託先の選定はプロポーザル方式を予定しているとの答弁がありました。

7款商工費、1項商工費の主なものは、国民宿舎特別会計繰出金、工業用地造成事業特別会計繰出金、人吉駅前からくり時計修繕料等の増額などです。

審査の過程において委員から、布の滝東屋撤去等工事について、あずまやを利用される方も多くおられたので、撤去した後は腐食しない石のベンチなどを置いてほしいとの意見がありました。

8款土木費、1項土木管理費の主なものは、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金及び要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金等の減額などです。

審査の過程において委員から、大幅な減額の理由はとの質疑に対し、市内に該当する建築物は2カ所あり、昨年耐震診断をされ、今年度耐震改修の設計をされる。耐震診断事業補助金の減額は、入札残額分の減額。耐震改修事業補助金の減額は、2件のうち1件が今年度は実施しないとの申し出があったので減額した。国の補助金は、1年延長となり、平成28年度まで実施可能との答弁がありました。

2項道路橋梁費の主なものは、道路台帳更新委託料等の増額と、人吉球磨スマートインターチェンジ整備に要する経費の公有財産購入費から委託料への組みかえなどです。

委員から、スマートインターチェンジの用地購入費が減額されているが、用地交渉は進んでいるのかとの質疑に対し、来年1月に地権者を対象に地元説明会を開催する予定である。また、今年度中に契約を希望されている地権者1件分を残して委託料に組みかえたとの答弁がありました。

3項住宅費の主なものは、蟹作団地2号棟及び4号棟の外壁並びに避難ハッチ、集会所等の改修工事費等の増額などです。なお、現地視察を行いました。4項都市計画費の主なものは、社会資本整備総合交付金の交付額の決定による公園整備費及び街路事業費の減額などで

す。5項河川費の主なものは、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業への県営事業負担金の増額などです。

委員から、県は努力しているとのことだが、事業の進展が見られず残念だ。事業が前進できるような措置を講じてほしいとの意見がありました。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費は、鹿目地区及び上戸越地区の農業施設災害復旧工事費の増額です。なお、上戸越地区の農業施設については、現地視察を行いました。3項公共土木施設災害復旧費は、戸越鹿目線ほか3路線の災害復旧工事費の増額です。

債務負担行為の補正は、公園・街路樹維持管理委託料の期間を平成27年度から平成28年度とし、限度額を7,381万3,000円とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。ありませんか。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 経済建設委員長に審査の中での内容につきまして、確認も含めてお聞きしておきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費のところ、地域産業シミュレーション委託料等々についての審議が慎重に行われたというのは理解をしておりますが、県として、県の考え等々についての質疑はあったのでしょうか、お聞きをしておきたいと思います。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 質疑の中で県の考え方というのは質問ありませんでした。

○議長（田中 哲君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

採決いたします。議第78号について、各委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第78号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時40分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第25 議第79号から日程第27 議第81号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第25、議第79号から日程第27、議第81号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第25、議第79号から日程第27、議第81号までの3件につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第25、議第79号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険給付費の見直し及び一般会計繰入金が増によるものです。歳入は、9款、1項、1目一般会計繰入金が増は、財政安定化支援事業繰入金が増によるものです。歳出の主なものは、2款、2項、1目一般被保険者高額療養費で、4月から9月までの支給決定実績をもとに推計した今後の支出見込みが増によるものなどとなっています。

委員からの質疑に対し、年々増加する国保財政は、財政調整基金から繰り入れをしているが、来年度の見込みとして被保険者数は減少、また新たに国のほうで診療報酬の見直しが2年目の初年度に当たるため、見直し改正が今後入ることを想定しているが、できれば基金から繰り入れすることなく現状の中でやらせていただけるのではという見込みを立てているとの答弁があり、委員から、基金からの繰り入れがないように努力をお願いしたいといった要望も出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第26、議第80号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、人事異動に伴う人件費及び地域支援事業費の変更などに伴う増額です。歳入の主なものは、歳出予算の地域支援事業費の増額に伴い、3款、2項国庫補助金、4款、1項支払基金交付金、5款、2項県補助金、7款、1項一般会計繰入金それぞれ増額されております。

歳出予算の1款総務費の主なものは、1項、1目一般管理費が増が人事異動に伴う人件費の増などとなっています。2款保険給付費、2項、2目地域密着型介護予防サービス給付費、3目介護予防福祉用具購入費、4目介護予防住宅改修費、5目介護予防サービス計画給付費が、9月までの実績から年間給付見込みが当初見込みを上回ったことに伴い、それぞれ負担金が増額されていますが、給付費にかかる歳入を変更しないため、今回の増額分を1項、1目居宅介護サービス給付費から同額を減額することにより、2款保険給付費は増減なしとなっています。5款地域支援事業費は、1項、2目二次予防事業対象者向け予防サービス等事業費の通所運動等事業委託料の増で、自立支援通所事業実績の伸びによるものです。

委員からの質疑に対し、介護現場の現状について、事業所からの要望や意見、クレームは今のところ入っていないが、やはり現場としては厳しいというのは聞いているといった答弁がありました。また、委員から、第5次総合計画の後期計画の策定に向けて、介護保険については国が将来的にどう考えているかわからないが、市の財政としても要望すること等々が

重要になってくるので、後期計画の中でもそういうスパンで考えるように盛り込んでいただきたい。また、介護にならないように予防するというようなことも盛り込んでいただきたいとの要望が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第27、議第81号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、介護予防サービス計画作成件数の増によるものです。歳出予算の2款、1項、1目居宅介護支援事業費のケアプラン作成委託料件数の増による委託料の増額に伴い、歳入予算の1款、1項、1目介護予防サービス計画費収入が増額、2款、1項、1目一般会計繰入金が減額されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第79号から議第81号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第79号、議第80号、議第81号は、原案可決確定いたしました。

日程第28 議第82号及び日程第29 議第83号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第28、議第82号及び日程第29、議第83号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第28、議第82号及び日程第29、議第83号につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第82号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加するもので、歳入は一般会計繰入金の増額、歳出は国民宿舎の老朽化施設の突発的な故障、修理及び緊急的な改善対応等に備えるための修繕料を増額するものです。

審査の過程において委員から、突発的な対応については専決処分のように予備費で対応すべきではないか、また具体的な修繕の要望や積算の根拠もなく、一般会計から特別会計への繰り出しができるのか。今後の施設の修繕については、指定管理者と十分協議しながら行っ

てほしい。修繕料があることにより、何かしようかと考えないようにしてほしいなどの意見がありました。

次に、議第83号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万9,000円を追加するもので、歳入は一般会計繰入金、前年度繰越金の増額、歳出は人吉中核工業用地進入道路と接続する国道221号の交差点部において、熊本県公安委員会から、えびの市側から進入する際、右折レーンの設置を指示されたことに伴い、新たに拡張部に当たる国道隣接地の土地が必要になったことから、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金などを増額するものです。なお、現地視察を行いました。

以上、2件について慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第82号及び議第83号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号、議第83号は、原案可決確定いたしました。

日程第30 議第105号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第30、議第105号を議題といたします。

[宮崎保議員、笹山欣悟議員 退席]

○議長（田中 哲君） 採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第105号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立全員。

よって、議第105号は選任同意することに決しました。

[宮崎保議員、笹山欣悟議員 入場]

日程第31 諮第1号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第31、諮第1号を議題といたします。

採決いたします。諮第1号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第32 諮第2号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第32、諮第2号を議題といたします。

採決いたします。諮第2号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第2号は原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第33 諮第3号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第33、諮第3号を議題といたします。

採決いたします。諮第3号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第3号は原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第34 諮第4号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第34、諮第4号を議題といたします。

採決いたします。諮第4号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第4号は原案のとおり推薦に同意することに決しました。

日程第35 陳第1号及び日程第36 陳第2号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第35、陳第1号及び日程第36、陳第2号の2件を議題とし、

総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第35、陳第1号及び日程第36、陳第2号の2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第35、陳第1号「安全保障法案の廃案を求める意見書」提出を求める陳情は、平成27年6月5日付で人吉市西間上町2593、「戦争法案」反対人吉球磨実行委員会代表者、鶴上寛治氏から提出され、陳情趣旨は、ただいま審議中の憲法9条を破壊する安全保障法案の廃案を求める意見書を国に提出してほしいという陳情であります。

これまで、執行部より平和安全法制の概要、武力行使の旧3要件と新3要件等の資料を使って説明をいただき、また、事務局より県内他市の状況や全国における意見書提出状況などの報告をいただき審査を行ってきております。

地方の声を早く国会へ届けるべきであるという意見と、法案に対する見解の相違があり慎重に国会審議の成り行きを見るべきであるという意見に分かれ、後者が多数により6月定例会及び9月定例会とも継続審査としてきました。ただ、6月定例会最終日の7月2日に議員発議による意見第1号「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書については、全会一致で採択されておりました。

このような状況の中、陳情者から平成27年12月1日付で陳情の取り下げが提出され、委員会としましては、全員異議なく陳情の取り下げについて認めることに決しました。

次に、日程第36、陳第2号「安全保障関連法廃止を求める意見書」の提出を求める陳情は、平成27年11月20日、人吉市下薩摩瀬町671-4、安保法（戦争法）廃止をめざす人吉球磨の会事務局、中務千秋氏ほか共同代表として9名から提出されたものであります。

陳情趣旨は、1、戦争法である平和安全保障関連法をすみやかに廃止してください。2、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。以上の2点に関する意見書を国会に提出してほしいという陳情であります。

審査の過程で委員より、憲法の専門家を始めさまざまな分野の人々が憲法違反であると言っている。また、参議院で強行採決したことなどから、採択すべきという意見と、国民の負託を得た議員が国会で審議、決定したことであり、陳情文中の世論調査の8割とあるが、根拠が記載されていないなどから、不採択とすべきという意見がありました。

継続審査の意見がなかったことから、陳情を採択することについて挙手により採決をとったところ賛成少数であったため、委員会としましては、不採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、陳第2号については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 陳第2号「安全保障関連法廃止を求める意見書」の提出を求める陳情に賛成の立場から討論を行います。

安保法の名をかりた戦争法の強行から3カ月がたちました。しかし、法案の強行によって国民の闘いがとまったわけではありません。法案の強行を新しい出発点にして、さらに闘いが広がっています。多くの皆さんが怒りの声を上げ続けています。戦争法が数の暴力で成立させられたからといって、許したままにしておくわけにはいきません。戦争法強行によって今、日本が極めて深刻な2つの危機に直面していると思います。

1つは、日本の自衛隊が戦後初めて外国の人を殺し、戦死者を出すという現実の危険が切迫しているということです。戦争法の最初の具体化として、アフリカの南スーダンのPKO（国連平和維持活動）に派兵されている自衛隊の任務の拡大が進められようとしています。少年兵を自衛隊が撃ってしまったら、取り返しがつきません。そして、ISへの空爆が今強化されています。この空爆への自衛隊の軍事支援について政府は、この法律で可能になるということを確認しました。アメリカが軍事支援を要求してきたら、戦争法がある限り断れません。南スーダンが、イラクが、シリアが、初めての殺し、殺されるケースになる危険が差し迫っています。憎しみの連鎖に日本が加担するという道は、決して許してはいけないと思います。

もう1つは、立憲主義の破壊という問題です。安倍政権は戦争法強行に際して、立憲主義を乱暴に破壊するという暴挙を働きました。権力が憲法を無視して暴走を始めたらどうなるのでしょうか。それは、独裁政治の始まりです。現に、安倍政権は県知事選挙や衆議院選挙でも示された、沖縄県民の民意を無視して辺野古の新基地建設の工事を力づくでやろうとしています。沖縄で起こっていることは、立憲主義と民主主義の破壊という点で、戦争法と根が一つであり、絶対に許すわけにはいきません。また、憲法第53条に基づいて野党がそろって要求している臨時国会の招集を政府はやろうとしません。これも憲法違反です。あらゆるところで憲法が踏みにじられ、法の支配が崩されようとしています。こんなことを認めるわけにはいきません。戦争法を廃止して、日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻していくべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（田中 哲君） 以上で、討論を終了いたします。

採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、陳第1号についてお諮りいたします。

陳第1号について、委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第1号は、撤回することに決しました。

次に、陳第2号についてお諮りいたします。

陳第2号についての委員長報告は、不採択でありますので、陳情そのものについて採決いたします。

陳第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立少数。

よって、陳第2号は、不採択と決しました。

日程第37 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第37、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 日程第37、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、特別委員会を2回開催しておりますので、少し時間をいただきますがよろしくお願いたします。

今回で4期目となる本特別委員会は、さきの9月定例会最終日、9月22日に設置され、同日第1回特別委員会を開催し、正副委員長を選任いたしました。その後、閉会中の11月13日に第2回目を開催し、第3回目を本定例会中12月2日に開催いたしました。実質審議は、第2回と第3回になりますが、順次審議内容について御報告をいたします。

第2回の特別委員会では、まず前期市庁舎建設に関する特別委員会の経過及び概要について執行部から説明を受け、これまでの経過を確認した後、次に市庁舎移転建設計画の進捗状況について審議を行いました。執行部から、再検討作業部会において作成された市庁舎建設に関する再検討報告書に基づき、新庁舎建設計画の検証、財政の検証、事業規模の検証の3つの検証を行った結果について、最後に検証の結果、導かれる方向性として、新庁舎の規模等について説明がありました。

まず、新庁舎建設計画の検証において、新市庁舎建設計画の白紙撤回については、ことし3月に策定された人吉市新市庁舎移転建設基本構想を最大限に尊重しつつ、主眼である事業費の抑制を成就する新たな方針を提示するという結論に至った。基本構想における課題については、財政計画上の裏づけを担保していない中での方針であったため、再度検証が必要で

ある。市庁舎問題をめぐり、関連する要素、事案については、庁舎のあり方は将来のまちづくりの方向性の1つを示すものであり、経営戦略の視点から、公共施設全体を管理する必要がある。また、基本構想の策定段階において、中期財政計画の説明がなされていないなどの報告がありました。

次に、財政の検証においては、実質単年度収支が4年連続赤字となっている財政状況、経常収支比率悪化による慎重な財政運営の必要性、減価償却累計額と流動資産の乖離という観点から、今後新たな庁舎をつくる際には、中期的な視野に立った財政運営を考える必要があり、新市庁舎の適正規模や市債発行可能額の見きわめが必要であるとの報告がありました。

次に、事業規模の検証において、新市庁舎を含む市庁舎群の規模については、現行計画の9,750平方メートル以下を目指し、8,000平方メートル程度に圧縮する。別館、水道局、保健センターを単体で残す。周辺公共施設の有効利用について、1,000平方メートル程度が可能である。新庁舎の規模は、本庁舎の職員1人当たりの執務面積15.4平方メートルに、新本庁舎への移転職員240名程度を乗じた3,700平方メートル程度とするなどの報告があり、最後に検証の結果、導かれる方向性として、新庁舎の位置については、別館周辺に集積する形で次回の委員会で幾つかの案を提案する。新庁舎の規模については、全体の規模はおおむね8,000平方メートル程度とし、そのうち新庁舎の規模はおおむね3,700平方メートル程度とする。新庁舎の事業費については、適切な事業費と発行可能な市債を次の委員会で提示する。平成27年度中期財政計画案についても、次回の委員会で説明するとの説明がありました。

執行部の説明に対し委員から、松岡市長が白紙撤回の代替案として出されたカルチャーパレスについては検討されたのかとの質疑に、執行部から、市長の白紙撤回は、既存施設の活用による総事業費の抑制であり、カルチャーパレスの代替案は非常に難しいとの答弁がありました。また、周辺公共施設の状況はとの質疑に対し、執行部から、昭和46年に建てられた建物で、執務面積は約1,000平方メートル程度、土地・建物の賃借料は、概算で1,000万円程度かかると見込んでいるとの答弁でありました。また、基本構想における想定人口を3万2,500人から3万人に、想定職員数を380人から300人に変更するのであれば、庁舎建設だけでなく総合計画など他の計画にも反映させるべきではないか。また、1人当たりの執務面積は別館と開きがあり、不平等ではないか。どちらも算定の根拠を示してほしい。また、駐車場の広さはどうなるのかとの質疑がありましたが、これに対する答弁は、次回の委員会へ持ち越しとなりました。

続きまして、第3回の特別委員会では、主な審議事項として前回の積み残しについて、人吉市中期財政計画について、市庁舎群について審議を行いました。

まず、答弁が保留となっておりました前回の積み残しについて、執行部から、想定人口及び職員数については変更せず、当初の基本構想のとおり統一していく。総面積については、総務省の起債許可標準面積算定基準のほか、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準も参考

にして総面積を想定した。職員1人当たりの執務面積については、部署の配置を含めて適切な面積を設定したいとの答弁がありました。

次に、人吉市中期財政計画については、基本的な考え方、歳入歳出の試算方法、そして中期財政計画の5カ年の見通しについて、執行部から詳細な説明を受けました。この見通しによりますと、平成31年度末には減債基金と財政調整基金の合計で1,100万円程度に減ってしまうという、非常に厳しい予測となっております。このようなことから、基本構想にあります平成31年、32年あたりの工事着手年度についても、委員会で今後議論していただきたいとの説明でありました。

委員から、建設事業の着手時期について、2020年開催の東京オリンピックにより資機材の高騰が予想され、事業費がかなり膨らむのではないかとの質疑に、執行部からは、そのことも視野に入れ検討を行っているが、さまざまな点で判断がつかないところもあるので、委員会でも意見をいただきたいとの答弁がありました。

次に、市庁舎群について、今回の見直しについては、事業費の縮小を最大の命題として、現段階での作業部会が考えた構想ということで、A案、B案の2案について提案がありました。A案については、新本庁舎を別館の駐車場に建設し、保健センターを残す案で、概算事業費が16億1,000万円、B案については、保健センターを取り壊し、その跡地に新庁舎を建設する案で、概算事業費が19億5,000万円となっております。

執行部の説明に対し委員から、前回の委員会の中で説明された想定人口や想定職員数を減数して面積を減らしている。今回、さらに見直し、修正したのであれば、前回の算定資料と整合性がなくなる。また、修正は早い時期にお願いしたいとの意見があり、執行部から、報告書の見直しは早い時期に示したいとの答弁がありました。また、保健センターの増強や建てかえをする場合、国の補助はないのかとの質疑に、執行部から、まだそこまで踏み込んだ協議はしていない。単体で建てる場合と庁舎内に入る複合型など検討する必要があるとの答弁でありました。さらに、概算事業費について、周辺公共施設の賃借料が単年度分しか入っておらず、別館を含んだ維持補修費も組み込んでいない。このような経費もしっかり計算に入れるべきではないかという意見に対し、執行部から、現段階では事業費に組み込んでいないが、貴重な意見としてランニングコスト面についても検討し、総事業費の精査を行うとの答弁がありました。ほかに、周辺公共施設の駐車場、本庁舎の階数などについて質疑がありました。

最後に、次回の特別委員会では、新庁舎の位置、条例改正の是非、事業規模などについて審議することを確認し、執行部から、今回の特別委員会の意見を踏まえ、精度を高めた事業内容を示したいとの説明がありました。また、今後の予定として、平成28年9月定例会までに新庁舎の位置を、平成29年3月定例会までに事業着手年度を確定したいとの説明がありました。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第38 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第38、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第38、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第3回治水・防災に関する特別委員会を、平成27年12月2日午後開催いたしました。今回は、球磨川の現状を知るために現在行われている事業、また今後行われる予定の事業について、現地視察を行いました。現地視察は、1カ所目に球磨村渡地区の排水施設、2カ所目に球磨川治水対策協議会で示された治水対策案（中神町大柿地区の引堤）、3カ所目に球磨川水系重要水防箇所（人吉橋下流左岸）、この3カ所について行いましたが、当日は国土交通省九州地方整備局から八代河川国道事務所長を初め3名の方々においでいただき、現地で資料に基づき詳しく説明をいただいております。

球磨村渡地区の浸水被害軽減策として、球磨川と小川の合流地点には長さ150メートル、高さ8メートルの導流堤が設置され、また舟戸、渡第二、今村第二に排水施設が整備されてきました。これまで、洪水時の支流の小川が本流の球磨川に直角に合流し流れが悪かったものが、導流堤の設置により小川の流れがスムーズになり、洪水時の水位を下げるとのことです。3カ所の排水施設は、たまった水を排水ポンプから堤防乗り越し式の送水管により球磨川へ排水するもので、これらは浸水被害を軽減するものではありませんが、計画以上の洪水が発生した際は被害のおそれがあるため、大雨の際は河川の情報に注意し、早目に避難に心がけていただくよう、広報しているとのことでした。

人吉市域の下流端の中神町大柿地区、球磨村地下地区における掘削、引堤に関しては、今後、用地交渉や工事用測量等の事業に必要な作業を進めつつ、地域の理解が得られたものから一部掘削に着手していくとのことでした。また、掘削は生物の生息環境等に配慮し、平常時水が流れている水位より高い部分の掘削を行っていくとのことでした。

現地視察終了後帰庁し、八代河川国道事務所の方にも出席いただいた中で視察のまとめを行いました。さまざまな質疑があった中で人吉橋下流左岸については、現在も鋭意交渉中ではあるが、数十年來の懸案事項であるため、いい結果が出たら早目に御報告させていただ

きたいとのことでした。

次回審議事項については、これまでの委員からの意見をもとに、後日正副委員長、執行部とで協議を行い決定することとして閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、以上で治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第39 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第39、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第39、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成27年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月27日午前10時から人吉球磨グリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、5番、井上光浩議員（人吉市）と、6番、豊永貞夫議員（人吉市）が指名されました。

日程第2、会期の決定については、11月27日開会、11月28日から12月24日までを休会とし、12月25日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、8月の平成27年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成26年度歳入歳出決算認定については、平成26年度決算特別委員会委員長山本豊議員（五木村）から、審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

日程第7、議案第15号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第16号平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第17号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第2号）、日程第10、議案第18号人吉球磨広域行政組合職員の再任用に関する条例の制定についての4議案を一括し、執行部の提案理由の説明を、その後、日程第10、議案第18号を除く3議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第15号から議案第17号の3議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第40 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第40、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 日程第40、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成27年11月第3回人吉下球磨消防組合議会定例会が11月30日、午後2時から人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

ことし7月の錦町議会議員選挙により、新たに選出された久保田文男議員の議席が2番になり、会議録署名議員に2番、久保田議員（錦町選出）、3番、松本議員（山江村選出）が指名され、会期は11月30日、一日と決定されました。

議案第1号平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入の収入済額15億1,667万6,207円、歳出の支出済額15億307万3,351円、実質収支額を1,360万2,856円とし、主要な施策として、平成25年度繰り越し事業の消防救急デジタル無線活動波整備事業、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車整備事業などが報告され、質疑、採決の結果、全員異議なく原案どおり認定されました。

議案第2号、平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,004万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,420万4,000円とするものです。質疑、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

一般質問では、山江村選出の松本議員から、1、九州自動車道での事故等に対する出勤については、国からの特別地方交付税交付金など十分な財政措置を受けているのか。また、西日本高速道路からの救急業務支弁金は十分であると考えているのか。2つ目として、当消防組合の長期計画はどのようになっているのか。3、消防広域計画についてどのように考えているのかといった質問がなされ、午後4時15分に閉会しました。

以上、報告を終わります。

日程第41 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第41、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付してありますように、塩見寿子議員ほか16名を派遣することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第42、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、それぞれ手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成27年12月第7回人吉市議会定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第106号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第106号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、犬童利夫議員の退席を求めます。

〔犬童利夫議員 退席〕

追加日程 議第106号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第106号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、議員のうちから選任する監査委員として、犬童利夫議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議第106号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決することにいたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第106号について、選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 哲君） 起立全員。

よって、議第106号は、選任同意することに決しました。

ここで、犬童利夫議員の入場をお願いいたします。

[犬童利夫議員 入場]

○議長（田中 哲君） ここで、監査委員に選任されました犬童利夫議員の発言を許可いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 御挨拶申し上げます。このたび、議会選出の監査委員に選任同意いただきました犬童利夫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

監査委員に選任されたことは、大変ありがたく、身に余る光栄でございます。職責の重大さに身の引き締まる思いでもございます。ただいま、非常に緊張しております。浅学非才の身ではございますけれども、市民のため、そして市行財政運営の発展のため最善を尽くし、精いっぱい頑張る所存でございます。議員皆様のさらなる御指導をよろしくお願い申し上げます。

本日は、議会選出の監査委員の選任同意につきまして同意いただきまして、まことにありがとうございました。挨拶といたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（田中 哲君） それでは、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長より指名いたします。

選挙管理委員会委員に堀田英雄さん、吉田幸男さん、東邦彦さん、島津清弘さん、補充員に1番、宮本昭博さん、2番、武井京子さん、3番、笹本澄子さん、4番、蔵座貴子さんを指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました委員4名、補充員4名の方々が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）及び意見第3号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第2号

○議長（田中 哲君） まず、意見第2号の提出者の説明を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針2015）において、目安として2018年度までの地方一般財源総額の確保を示す一方で、高齢化による自然増を5,000億円程度とし、実質的に抑制する方針を打ち出しています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒

であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、「骨太方針2015」に「目安」として明記された地方一般財源総額の確保を確実に進めること。
- 2 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。特に、高齢化による社会保障の自然増を地方財政計画に適切に反映させること。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
- 4 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財務の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣

安倍 晋三 様

内閣官房長官	菅 義偉 様
総務大臣	高市 早苗 様
財務大臣	麻生 太郎 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	甘利 明 様
産業経済大臣	林 幹雄 様
地方創生担当大臣	石破 茂 様

意見第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

豊 永 貞 夫	仲 村 勝 治
井 上 光 浩	三 倉 美千子
犬 童 利 夫	福 屋 法 晴
高 瀬 堅 一	塩 見 寿 子
村 上 恵 一	宮 原 将 志
大 塚 則 男	本 村 令 斗
西 信 八 郎	宮 崎 保
平 田 清 吉	笹 山 欣 悟
永 山 芳 宏	

以上でございます。

○議長(田中 哲君) ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第2号について、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中 哲君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。意見第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第2号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程 意見第3号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第3号の提出者の説明を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第3号

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」との大綱のもと、その導入に向け議論が進められています。

そもそも、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者がふえる中で、子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています。

消費税には景気の影響を余り受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える「複数税率」とされる制度です。欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されています。

また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

そこで政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

1 複数税率による軽減税率の導入については、2017年4月の消費税率引き上げと同時に

うこと。

- 2 対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食品品など対象を幅広くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山崎 正昭 様

意見第3号

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

井 上 光 浩	大 塚 則 男
村 上 恵 一	西 信 八 郎
犬 童 利 夫	三 倉 美 千 子
高 瀬 堅 一	福 屋 法 晴
平 田 清 吉	宮 原 将 志
永 山 芳 宏	豊 永 貞 夫
仲 村 勝 治	

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

この意見第3号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 意見第3号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）に反対の立場から討論を行います。

軽減税率であたかも税負担が軽くなるような錯覚を受けます。しかし、そもそも今回の軽減税率は、消費税10%への引き上げと一体的に行われようとしているものです。消費税2%の増税分である5.4兆円のうち、軽減税率で1兆円を減税したとしても、4.4兆円の増税になってしまいます。勤労者世帯では、年間4万6,000円の大増税です。高所得者より低所得者の負担割合が重くなるという逆進性という点でも、軽減税率を実施したとしても現行の消費税8%と比較して、消費税10%では逆進性が広がることになります。

与党は、軽減税率の財源を確保するために4,000億円の低所得者対策を取りやめるとしていますが、もはや何のための軽減税率か全く説明がつかません。そもそも、安倍政権がやろうとしている消費税10%への引き上げは、3つの点で道理がないと思います。

第一に、社会保障のためと言いますが、この間、年金、医療、介護など社会保障のあらゆる分野で予算削減を強行してきました。さらに、昨年6月の骨太の方針では、社会保障の自然増を年間3,000億円から5,000億円削減する途方もない切り捨て計画を決めています。

第二に、財政再建のためと言いますが、空前のもうけをあげている大企業に巨額の減税をばらまき、さらに戦争法の実施として軍事費を初めて5兆円を超える規模に拡大しようとしています。大企業、大軍拡のためには、ばらまき財政の大盤振る舞いです。

第三に、昨年4月の8%の増税で2014年度の国内総生産はマイナスとなり、日本経済は所得と消費が冷え込む深刻な不況に落ち込んでいます。それにさらに追い打ちをかけることとなります。国民の負担を抑えるのであれば、このような消費税10%への増税こそ、きっぱり中止すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの意見書案に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で討論を終了いたします。

お諮りいたします。意見第3号について、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。意見第3号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、意見第3号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年12月第7回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 豊 永 貞 夫

人吉市議会議員 西 信八郎